

平成 30 年度 業務実績等報告書

独立行政法人製品評価技術基盤機構

目 次

行政執行法人 年度評価 総合評定	2
行政執行法人 年度評価 項目別評定総括表	3
行政執行法人 年度評価 項目別評定調書	4
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	4
Ⅰ－1 製品安全	4
Ⅰ－2 化学物質管理	33
Ⅰ－3 バイオテクノロジー	70
Ⅰ－4 適合性認定	104
Ⅰ－5 国際評価技術	136
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項	155
業務運営の効率化	155
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項	162
財務内容の改善	162
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項	164
その他マネジメント	164

1. 全体の評定																		
評定 (S、A、B、C、D)	A:質的に優れている	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度												
		B	B	A	A													
評定に至った理由	経済産業省の「独立行政法人評価の基本方針」に基づき評価を行い、項目別評価において、自発的な取組や政策ニーズへの対応を行い、事業計画の所期の目標を上回り社会・産業界等に大きく貢献したため、A 又は B 相当であると判断し、総合評定を A とした。 なお、この評定は、以下の外部委員で構成する「NITE 評価・計画諮問会議」(令和元年 5 月 31 日開催)及びその後の委員との調整において、「妥当」であるとの評価を受けている。 (NITE 評価・計画諮問会議) <table><tr><td>明治大学 名誉教授</td><td>向殿 政男</td></tr><tr><td>一般社団法人セーフティグローバル推進機構 理事</td><td>梶屋 俊幸</td></tr><tr><td>青山学院大学法学部 大学院法学研究科教授</td><td>菊池 純一</td></tr><tr><td>株式会社グッドバンカー 代表取締役社長</td><td>筑紫 みずえ</td></tr><tr><td>北里大学北里生命科学研究所 名誉教授</td><td>高橋 洋子</td></tr><tr><td>三菱ケミカル株式会社 常務執行役員</td><td>西谷 悌二郎</td></tr></table>						明治大学 名誉教授	向殿 政男	一般社団法人セーフティグローバル推進機構 理事	梶屋 俊幸	青山学院大学法学部 大学院法学研究科教授	菊池 純一	株式会社グッドバンカー 代表取締役社長	筑紫 みずえ	北里大学北里生命科学研究所 名誉教授	高橋 洋子	三菱ケミカル株式会社 常務執行役員	西谷 悌二郎
明治大学 名誉教授	向殿 政男																	
一般社団法人セーフティグローバル推進機構 理事	梶屋 俊幸																	
青山学院大学法学部 大学院法学研究科教授	菊池 純一																	
株式会社グッドバンカー 代表取締役社長	筑紫 みずえ																	
北里大学北里生命科学研究所 名誉教授	高橋 洋子																	
三菱ケミカル株式会社 常務執行役員	西谷 悌二郎																	

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	－
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	－

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	－
その他改善事項	－
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	－

4. その他事項	
監事等からの意見	－
その他特記事項	－

行政執行法人 年度評価 項目別評定総括表

中期計画(年度計画)	年度評価					項目別 調書No.	備考
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
製品安全分野	A	B	B	B		I－1	
化学物質管理分野	B	A	A	A		I－2	
バイオテクノロジー分野	A	A	A	A		I－3	
適合性認定分野	B	B	B	A		I－4	
国際評価技術分野	B	S	A	A		I－5	

中期計画(年度計画)		年度評価					項目別 調書No.	備考
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項								
		B	B	B	B		Ⅱ	
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項								
		B	B	B	B		Ⅲ	
Ⅳ. その他主務省令で定める業務運営に関する事項								
1. 広報、情報提供の推進							Ⅳ-1	
2. 組織・人事に関する目標							Ⅳ-2	
		B	B	A	A			

I-1.製品安全分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I―1	製品安全			
業務に関連する政策・施策	安全・安心 のうち、製品安全	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 消費生活用製品安全法（消安法） 電気用品安全法（電安法） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法） ガス事業法 工業標準化法 家庭用品品質表示法	
当該項目の重要度、難易度	【基幹目標】 消費生活用製品安全法に基づく製品事故の原因究明等により得られた経験・知見を活かして、製品安全行政、事業者による製品安全の取組等を支援することにより、事故の再発・未然防止を図り、重大製品事故の発生を減少させる。 【重要度：高】【優先度：高】【難易度：高】 1.（3）事故調査により得られる技術的知見を活用した、事故原因究明技術の高度化への取組 【難易度：高】 2.（1）事故情報を活用した未然防止対策のための情報提供の推進 【重要度：高】【難易度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0398, 0399	

2. 主要な経年データ														
② 主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年 度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
【基幹目標】 消費生活用製品安全法 に基づく重大製品事故の 受付件数	平成 29 年 度比 4%減 少		－	－	－	－	0.9%減少		予算額(千円)	22,542,448 の内数	7,286,793	1,932,512	1,676,346	1,759,135
消費生活用製品安全法 に基づく重大製品事故の 原因究明調査の実施件 数	全件実施	(参考)過去 3 年 平 均 804 件	－	862 件 (全件実施) 特定保守製 品等の経年 劣化調査と の合計	754 件 (全件実施)	797 件 (全件実施)	793 件 (全件実施)		決算額(千円)	17,752,154 の内数	6,887,327	1,981,828	2,027,503	1,729,541
消費生活用製品安全法 に基づく特定保守製品等 の経年劣化に関する技術 上の調査の実施件数	全件実施	(参考)過去 3 年平均 804 件(※) 上欄と同数	－	862 件 (全件実施) 重大製品事 故の原因究 明調査との 合計	754 件 (全件実施)	797 件 (全件実施)	793 件 (全件実施)		経常費用(千円)	2,290,373	1,999,717	2,002,259	1,930,617	1,847,293

非重大製品事故の原因 究明調査実施件数	非重大製品 事故として 受け付けた 全件を実施	(参考)過去 3年平均 1,387件	—	1,313件 (全件実施)	1,419件 (全件実施)	1,429件 (全件実施)	1,035件 (全件実施)		経常利益(千円)	2,397	▲12,445	1,558	47,278	28,160
収集した事故情報に基づ く事故原因究明手法の開 発や因果関係究明・解析 のための取組テーマ数	7件	—	—	9件	10件	12件	9件		行政サービス実 施コスト(千円)	—	2,282,036	2,546,283	2,428,301	2,371,821
各法律に基づく立入検査 及び適合性検査の実施 件数	全件実施	(参考)過去 3年平均 239件	—	256件 (全件実施)	246件 (全件実施)	214件 (全件実施)	212件 (全件実施)		従事人員数	422の内数	122	122	126	118
消費生活用製品安全法 の技術基準適合確認試 験の実施件数	製造事業者 等からの依 頼に基づき 全件を実施	(参考)過去 3年平均20 件	—	18件	26件	16件	30件							
整合規格案の技術評価 件数	全件実施		—	26件 (全件実施)	37件 (全件実施)	46件 (全件実施)	12件 (全件実施)							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
	Ⅱ－１．製品安全分野 【基幹目標】 消費生活用製品安全法に基づく製品事故の原因究明等により得られた経験・知見を活かして、製品安全行政、事業者による製品安全の取組等を支援することにより、事故の再発・未然防止を図り、重大製品事故の発生を減少させる。	Ⅰ－１．製品安全分野 【基幹目標】 消費生活用製品安全法に基づく製品事故の原因究明等により得られた経験・知見を活かして、製品安全行政、事業者による製品安全の取組等を支援することにより、事故の再発・未然防止を図り、重大製品事故の発生を減少させる。	【重要度：高】【優先度：高】【難易度：高】 ・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の受付件数を平成29年度比4%減少	Ⅰ－１．製品安全分野 【基幹目標】 消費生活用製品安全法に基づく製品事故の原因究明等により得られた経験・知見を活かして、製品安全行政、事業者による製品安全の取組等を支援することにより、事故の再発・未然防止を図り、重大製品事故の発生を減少させるため、以下の取組を実施した。 ①日本初の製品事故予測システムを構築し、平成30年中に試験的に提供 ②平成29年度の製品事故増加要因となっているリチウムイオン蓄電池の事故原因究明 ③技術基準・規格の整備、行政・産業界への活用に向けた働きかけ ④様々なメディアを通じた幅広い世代への情報発信	<u>全体評定：B</u> 基幹目標の指標である「消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の受付件数を平成29年度比4%減少」は達成できなかった(平成29年度比0.9%減少)ものの、その他の指標については全て達成した。基幹目標の指標を達成できなかった理由については、平成30年の猛暑の影響(7月23日に埼玉県熊谷市で日本歴代最高気温41.1℃を記録。また、平均気温は東日本で平年比+1.7℃で、1946年の統計開始以降、最高を記録)により、エアコンをはじめとする夏物家電の製品事故が想定通り減少しなかったことが考えられ、当該影響がなければ、基幹目標の指標の8割程度は達成できていたものと考えられる。 また、以下について、機構独自の知見・技術や連携を生かして主体的に取組を行い、行政や産業界、国民に積極的に働きかけることにより、社会や産業界に対し事業計画で求められる水準を超える効果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。 ○製品事故予測システムの構築 製品事故分析データ(事故シナリオ)を、これまでの2種類から事故時の危害が大きい製品を中心に5種類追加したことは、より多くの事業者における製品事故未然防止対策に大きく寄与できる成果である。 また、製品事故予測システム試用版の利用事業者によるニーズを基に、改良したシステムを開発したことは、利便性が高くなり、多くの事業者に活用いただく足がかりとなる。 ○リチウムイオン蓄電池(LiB)の事故原因究明 重大製品事故が多発していた特定の円筒形LiBについて、重点的に事故原因究明等の調査を実施し、現在販売されている当該円筒形LiBは事故発生のリスクが低減できていることが確認できた。また、他の円筒形LiBも含め、初期特性、繰り返し充放電試験による劣化状態の比較確認、強制内部短絡試験等の試験データをとりまとめた検証結果に基づき、現時点において、より安全に繋がると考えられる設計要素を経済産業省に提案したことは、LiBの重大製品事故の減少に繋がることが期待される大きな成果である。 ○技術基準・規格等の整備 乳幼児製品共通規格については「鋭利なエッジへの接触」に関する試験方法の規格案を、チャイルドレジスタンス機能については、「押しボタンによる電子式チャイルドレジスタンス機能」に関する規格案を作成し、Webサイトに公開した。 ○様々なメディアを通じた幅広い世代への情報発信 定例の記者説明会において、電気用品安全法の規制対象となったモバイルバッテリーをはじめとするLiB搭載製品やスマホ等の充電ケーブルの異常過熱事故を取り上げ、新たに作成した再現映像を用いることで、多くの報道実績に繋がった。また、消費者の誤使用や不注意による事故が多い暖房器具や配線器具、電動車いすの踏切事故等高齢者が重篤な被害を受ける事故の注意喚起を行い、新聞掲載が大幅に増加したことに加え、	

					Web ニュースへの掲載が増加した。 平成 30 年度は、東北新幹線の車内で発生したモバイルバッテリーの発煙事故や大阪府で発生したボタン電池に起因すると推定される火災、札幌市で発生したスプレー缶による火災事故等を受け、都度、取材依頼や関係映像・資料の提供依頼が多くあり、迅速に対応した。 アマゾンジャパンと製品安全に係る活動の協力協定を締結し、アマゾンジャパンが顧客に発信する「Amazon あんしんメール」に機構の記者説明会資料や再現動画の注意喚起情報を付与したことで、製品安全ホームページへのアクセス数が急増し、YouTube の視聴回数が 390 万回を超えた。 TV、新聞、Web ニュース、YouTube 等のメディアによって若年層から高齢者まで幅広い世代の人々に対して情報を発信した。 <
--	--	--	--	--	--

	つ的確に実施する。その際、リスク分析などにより、事故の多発性、被害の重篤性などを考慮し、緊急性の高い案件（リチウムイオン蓄電池等）については優先的に実施する。	つ的確に実施する。その際、リスク分析などにより、事故の多発性、被害の重篤性などを考慮し、緊急性の高い案件（リチウムイオン蓄電池等）については優先的に実施する。	全数を実施（以下同様）		
	イ 消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、経済産業省の指示に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。	イ 消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、経済産業省の指示に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。	・消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数(全件実施) (参考)過去3年平均804件(※) ※重大製品事故1件につきアと同時に指示があるため、実施件数はアに同数となる。	上記にて詳述済である。	消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査を全件実施し、指標を達成した。

ウ 非重大製品事故の原因究明調査について、製造事業者等からの報告に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。	ウ 非重大製品事故の原因究明調査について、製造事業者等からの報告に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。	・非重大製品事故の原因究明調査実施件数(非重大製品事故として受け付けた全数を実施) (参考)過去3年平均 1,387件	ウ 非重大製品事故の原因究明調査 非重大製品事故に係る製造事業者等からの報告に基づき、以下の表のとおり、全件原因究明調査を実施した。 <table><tr><td>年度</td><td>原因究明調査実施件数</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>1,035(全件実施)</td></tr><tr><td>平成 29 年度(参考)</td><td>1,429(全件実施)</td></tr></table>	年度	原因究明調査実施件数	平成 30 年度	1,035(全件実施)	平成 29 年度(参考)	1,429(全件実施)	非重大製品事故の原因究明調査を全件実施し、指標を達成した。	
年度	原因究明調査実施件数										
平成 30 年度	1,035(全件実施)										
平成 29 年度(参考)	1,429(全件実施)										
			上記(1)に関連して、以下①～⑥のとおり、収集した事故情報についてリスク分析を実施し、緊急性の高い案件の選択に資するとともに、重大性の高い事故については、分析結果を経済産業省に報告した。また、警察、消防、消費生活センター、国民生活センター等関連機関との積極的な連携、専門技術者、外部有識者の知見の活用、事故の多発性、被害の重篤性等を考慮し、緊急性の高い案件は優先的に調査を実施した。 また、以下⑥のとおり、事故原因究明調査によって、リコールに結び付いた事例があり、製品事故防止につながった。 ①リスク分析の活用 ●リスク分析の実施 収集した製品事故情報 2,128 件(注 1)について、事故の多発性、被害の重篤性等を考慮し、リスクが高く原因究明の緊急性の高い案件を選択するために、リスク分析方法(R-Map 法)を用いて分析した。その結果は、事故原因に基づく事業者による製品事故再発防止対策の妥当性判断に活用し、適切な市場措置の実施につなげた。 (注 1)重複案件を含む、延べ数 ●リスク低減の具体的な方策に関するコメントを毎週経済産業省に報告 重大製品事故について、リスクアセスメントの観点からリスク低減の具体的な方策に関するコメントを中心に毎週、経済産業省に報告した。このコメントは行政による事業者の改善措置の要否を検討するための有効な参考資料として活用された。 ②警察、消防、消費生活センター、国民生活センター等関連機関との積極的な連携 警察、消防、消費生活センター、国民生活センター等関連機関に対して積極的に情報提供や合同調査の働きかけを行い、必要な情報収集等を実施した。 ●全国の警察、消防、消費生活センター等からの事故情報の収集件数 以下の表のとおり、全国の警察、消防、消費生活センター等から事故情報を収集し								

た。

年度	事故情報収集件数	事故情報収集源の内訳				
		事業者等	経済産業省	消防・警察	消費生活センター	その他(注 2)
平成 30 年度	2,128	716	902	394	96	20
平成 29 年度 (参考)	2,561	1,159	917	342	112	31

(注 2)その他は、自治体、病院等からの通知及びインターネットを含む新聞からの情報

●全国の警察、消防等との合同調査等の実施

以下の表のとおり、製品事故の原因究明調査を的確に実施するために、関係機関・関係者等に依頼して事故を起こした製品の確認を行うとともに事故品の入手に努めた。さらに、事業者等との現場調査、全国の警察、消防との合同調査を実施した。

年度	事故品確認件数		事業者等との現場調査	消防との合同調査	警察との合同調査
		うち、事故品入手件数			
平成 30 年度	814	589	6	264	30
平成 29 年度 (参考)	784	662	15	384	27

●全国の警察、消防、消費生活センター等への講師派遣や研修受入れの実施

以下の表のとおり、製品事故に関する情報収集、合同調査等を積極的に推進するため、全国の関係機関からの研修や見学会の受入、講師派遣を積極的に実施した。

年度	消防機関(火災調査員)に対する研修受入件数 (受講者数)	警察、消防、消費生活センター、消費者団体への講師派遣件数 (受講者数)
平成 30 年度	8 件 (342 人)	42 件 (2,496 人)
平成 29 年度 (参考)	7 件 (242 人)	50 件 (2,653 人)

●国民生活センターとの協力

消費者への安全啓発・注意喚起、製品事故調査に関して、双方における効果的な運用のため、実務者会議を毎月 1 回開催して情報共有、調整等を実施した。

また、国民生活センターが開催する商品テスト分析・評価委員会に委員として参加し、商品テスト業務に協力するとともに、国民生活センターの主催する研修に講師を派遣し、講演を実施した。機構の製品事故調査の役割、機構への事故通知の際の留意点、消費生活センターとの関係等と併せて、製品事故事例の再現映像を交えて説明を行った。

年度	実務者会議(TV 会議)	商品テスト分析・評価委員会
平成 30 年度	12 件	7 件
平成 29 年度 (参考)	12 件	5 件

年度	消費生活相談員研修 専門・事例講座「製品の安全性と表示」
平成 30 年度	2 回派遣、受講者 87 名
平成 29 年度 (参考)	2 回派遣、受講者 108 名

③専門技術者、外部有識者の知見の活用

製品の多機能化や高度化が進む製品事故の原因究明のためには、専門技術者、外部有識者の知見は必要不可欠である。重大製品事故の原因調査指示の中で件数の多い家電製品の火災事故調査には、機構内部だけでは対応しきれず、迅速性を求められる事故調査があるため、十分な専門知識を有した家電製造事業者、第三者検査機関等の OB(40 人)を製品事故調査員として積極的に招へいした。また、事故発生メカニズムの究明、調査結果の分析等については、技術アドバイザーとして 5 人に依頼して原因究明の高度化、製品の安全設計情報の取りまとめ等を行った。

年度	製品事故調査員	技術アドバイザー
平成 30 年度	40 人	5 人
平成 29 年度 (参考)	37 人	4 人

④事故の多発性、被害の重篤性等を考慮し、緊急性の高い案件を優先的に調査

伸縮式のはしごで、伸長した状態を固定するためのロックピンが変形し、使用を継続すると変形が進んで固定できなくなり、使用中に縮長して落下等に至る事故が複数件発生した。事業者は当初、ロックピンが変形する原因は不明としていたが、多発性や重篤性が懸念されたことから、機構が優先的に調査を行った結果、ロックピンの強度不足によるものと判明し、早期のリコールにつながった。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

⑤迅速な事故原因調査の実施

重大製品事故の原因究明調査に当たっては、十分な検討を行うことによる技術的な裏付けを明確にすることが求められる一方で、事故の更なる発生を防止するためには迅速に結論を出すことが重要である。そこで、機構では、個々の案件について経済産業省の指示や製造事業者からの報告等を受けてから処理が完了するまでのスケジュール管理を行っている。その結果、平成 30 年度では、81.6 %(平成 29 年度 75.3 %)の案件について 3 か月以内に調査を終了した。これにより、事業者等による迅速なリコールや製品回収の実施等につなげることで事故の再発防止に大きく貢献した。

			政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容 ⑥機構の独自技術による原因究明調査が事業者の迅速なリコールにつながり製品事故防止につながった例 機構が事故原因究明を行い、経済産業省がリコール措置の必要性を判断する情報を提供した。経済産業省において、事業者から聞き取りが行われ、その結果、10 件、約 23 万台のリコールにつながった。これにより、当該製品事故の再発防止に資するとともに、当該製品を製造する事業者における同種事故の防止や、より安全な製品の設計、製造のための技術情報として活用された。 このうち、多発性や重篤な被害を生じた、電気ファンヒーター、はしご、足乗せ台及びモバイルバッテリーの 4 件の製品事故については、事業者において原因を特定できず、対策が取れなかったが、機構の技術力を生かして事故原因を究明し、製品事故の再発防止(約 17 万台のリコール)に結び付けた。 <table><tr><th>製品</th><th>内容</th><th>対象台数</th></tr><tr><td>電気ファンヒーター</td><td>使用中の当該製品付近から出火したもの。機構の調査により、PTC ヒーターのタブ端子・ファストン端子の嵌合が不十分であったため接触不良が原因と判明し、リコールにつながった。</td><td>約 13 万台</td></tr><tr><td>はしご(アルミ製、伸縮式)</td><td>はしごを伸長した状態を固定するためのロックピンが変形し、使用を継続すると変形が進んで固定できなくなり、使用中に縮長して落下等に至る事故が多発した。事業者は当初、ロックピンが変形する原因は不明としていたが、機構の調査により、ロックピンの強度不足によるものと判明し、リコールにつながった。</td><td>約 2,500 台</td></tr><tr><td>足乗せ台(折りたたみ式、オットマン)</td><td>当該製品の、折りたたみフレーム交差部付近の隙間に指を置いた状態で荷重がかかることでフレーム交差部の角度が狭まり、指を挟んだもの。事業者は当初、椅子として使用したために荷重がかかったと推定し、椅子としての使用を禁止することで再発防止措置を考えていたが、椅子としての使用に限らず荷重がかかる可能性を機構が指摘し、リコールにつながった。</td><td>約 275 台</td></tr><tr><td>モバイルバッテリー</td><td>当該製品から出火したもの。初動の合同調査(10 月 10 日)において製品起因であることを突き止め、リコールの迅速な実施(10 月 16 日)につなげた。</td><td>約 35,000 台</td></tr></table>	製品	内容	対象台数	電気ファンヒーター	使用中の当該製品付近から出火したもの。機構の調査により、PTC ヒーターのタブ端子・ファストン端子の嵌合が不十分であったため接触不良が原因と判明し、リコールにつながった。	約 13 万台	はしご(アルミ製、伸縮式)	はしごを伸長した状態を固定するためのロックピンが変形し、使用を継続すると変形が進んで固定できなくなり、使用中に縮長して落下等に至る事故が多発した。事業者は当初、ロックピンが変形する原因は不明としていたが、機構の調査により、ロックピンの強度不足によるものと判明し、リコールにつながった。	約 2,500 台	足乗せ台(折りたたみ式、オットマン)	当該製品の、折りたたみフレーム交差部付近の隙間に指を置いた状態で荷重がかかることでフレーム交差部の角度が狭まり、指を挟んだもの。事業者は当初、椅子として使用したために荷重がかかったと推定し、椅子としての使用を禁止することで再発防止措置を考えていたが、椅子としての使用に限らず荷重がかかる可能性を機構が指摘し、リコールにつながった。	約 275 台	モバイルバッテリー	当該製品から出火したもの。初動の合同調査(10 月 10 日)において製品起因であることを突き止め、リコールの迅速な実施(10 月 16 日)につなげた。	約 35,000 台		
製品	内容	対象台数																		
電気ファンヒーター	使用中の当該製品付近から出火したもの。機構の調査により、PTC ヒーターのタブ端子・ファストン端子の嵌合が不十分であったため接触不良が原因と判明し、リコールにつながった。	約 13 万台																		
はしご(アルミ製、伸縮式)	はしごを伸長した状態を固定するためのロックピンが変形し、使用を継続すると変形が進んで固定できなくなり、使用中に縮長して落下等に至る事故が多発した。事業者は当初、ロックピンが変形する原因は不明としていたが、機構の調査により、ロックピンの強度不足によるものと判明し、リコールにつながった。	約 2,500 台																		
足乗せ台(折りたたみ式、オットマン)	当該製品の、折りたたみフレーム交差部付近の隙間に指を置いた状態で荷重がかかることでフレーム交差部の角度が狭まり、指を挟んだもの。事業者は当初、椅子として使用したために荷重がかかったと推定し、椅子としての使用を禁止することで再発防止措置を考えていたが、椅子としての使用に限らず荷重がかかる可能性を機構が指摘し、リコールにつながった。	約 275 台																		
モバイルバッテリー	当該製品から出火したもの。初動の合同調査(10 月 10 日)において製品起因であることを突き止め、リコールの迅速な実施(10 月 16 日)につなげた。	約 35,000 台																		
(2)誤使用及び不注意情報の収集	(2)誤使用及び不注意情報の収集		(2)誤使用及び不注意情報の収集と分析 消防機関、製造・輸入事業者からの情報及び PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)情報(3,484 件)の他、平成 30 年度は 9 月から消費者庁で開始された																	

	と分析 事業者において製品事故と認識していない、使用者の明らかな誤使用、不注意情報を収集し分析を行う。	と分析 事業者において製品事故と認識していない、使用者の明らかな誤使用、不注意情報を収集し分析を行う。 具体的には、製品事故に至ったものの、誤使用・不注意による事故や、人的被害には至っていないが、事故に至る可能性がある、いわゆる「ヒヤリハット情報」について、全国の消防機関、製造・流通事業者等の協力を得ながら適切に効率よく収集し、また、その要因を分析する。		インターネット上から消費者被害情報を収集する業務によって提供されるデータを分析対象として追加した。また、すでに協力協定を締結している流通事業者(ユニー株式会社、株式会社ビックカメラ)からの情報提供(約 18,000 件)に加え、新たにアマゾンジャパンと「製品安全に係る活動の協力に関する協定」を締結し(6月)、当該協定に基づく製品安全に関する情報を 1,655 件収集した。 これら全ての情報から誤使用及び不注意(ヒヤリ・ハット)に関する情報を 257 件抽出できた。		
	(3) 事故調査により得られる技術的知見を活用した、事故原因究明技術の高度化への取組	(3) 事故調査により得られる技術的知見を活用した、事故原因究明技術の高度化への取組	【難易度：高】	(3) 事故調査により得られる技術的知見を活用した、事故原因究明技術の高度化への取組		

	事故調査から得られる技術的な知見を踏まえた事故の原因究明手法の開発等を行い、その成果を製品事故の原因究明における究明率の向上、原因調査期間の短縮等につなげる原因究明技術の高度化に資する取組を行う。【難易度：高】	事故調査から得られる技術的な知見を踏まえた事故の原因究明手法の開発等を行い、その成果を製品事故の原因究明率の向上、原因調査期間の短縮等につなげる原因究明技術の高度化に資する取組を行う。【難易度：高】			
		ア 製品に使用される、部品及び材料の性能・品質の劣化等と製品事故との因果関係の究明・解析を行い、事故発生メカニズム等を解明し、事故調査レベルの向上を図る。 この取組の実施にあたっては、化学物質管理分野が持つ化学物質に係るリスク評価技術、バイオ	・収集した事故情報に基づく事故原因究明手法の開発や因果関係究明・解析のための取組テーマ数(7件)	ア 製品に使用される、部品及び材料の性能・品質の劣化等と製品事故との因果関係の究明・解析 <u>事故原因究明手法の開発(4件)、因果関係究明・解析のための取組テーマ数(5件)計9件(指標値比128%)を実施した。</u> ●事故原因究明の精度向上、迅速化及び効率化のための事故原因究明手法開発 機構が実施する製品事故原因究明をより迅速、的確に進めるため、原因究明手法の開発、技術データの取得を進め、リチウムイオン蓄電池の発火に関するデータ整備等4テーマに取り組み、原因究明に有益な技術データを活用した調査や調査手法の確立、判断基準の明確化等を実現した。	事故原因究明手法の開発、因果関係究明・解析のための取組テーマ数計9件(指標値比128%)を実施し、指標を達成した。

		テクノロジー分野が持つ皮膚障害原因物質を特定する技術等を適宜活用するものとする。		テーマ	内容	実施年度	実施場所		
				ノートパソコン用リチウムイオン蓄電池の電池特性データ収集	ノートパソコン用のリチウムイオン蓄電池（以下「LiB」という。）で発火事故が多発していた特定の LiB は、リコール開始後もリコール対象範囲や事故防止対策の見直しが五月雨式に行われていたこと等から、当該事業者の講じた安全対策の妥当性確認、ひいては LiB 全体の安全性向上に向けた提言を行うべく、調査を行った。その結果、当該製品は大容量実現のため活物質が厚く、長期使用による劣化・膨張により缶形容器内の捲回体の一部分で内部圧力の上昇が大きくなり、異物が混入していた場合、内部短絡の危険性があることが判明した。 このほか、繰り返し充放電試験、充電量制御試験から得られた一定の知見に基づき、特定 LiB 及び当該事業者対策の他社製品に対する適応汎用性についての検討結果や、LiB の技術的な発火要因を整理し、経済産業省に対して LiB の安全設計に資する技術事項を提示することができた。	平成 30 年度～	燃焼技術センター		
				製品に使用されるプラスチック等の燃焼による発生ガスに係る基礎データ収集	消費生活用製品の燃焼状態と発生ガスの関係調査に向けた各種分析装置を用いた燃焼生成ガス分析を実施した。 消費生活用製品の一つであるソファについて、材料毎に JIS K 7242-2(プラスチックー煙の発生ー第2部:シングルチャンバ試験による煙の光学密度の求め方)に規定されるシングルチャンバ内部で加熱し、連続ガス測定用フーリエ変換赤外分光光度計 (FTIR) を用いて発生するガスデータの取得を行った。また、製品による燃焼実験を実施し、燃焼の経過を観察及び燃焼時に生成するガスの測定を行った。 調査の結果、材料単体で燃焼させた場合と製品全体を燃焼させた場合、生成するガスの種類と生成量の違いを確認することができた。一方で、与える熱量や燃焼の環境が異なるため、単純に比較することが難しい面もあり、材料ごとでは一般化した値 (欧州規格 EN45545-2 (鉄道車両に使用される材料の燃焼挙動要求) の計算方法) で評価し、全体では LC50/30min の値 (ISO13344: 燃焼放出物の致死毒性の求め方) を用いて	平成 27 年度～	燃焼技術センター		

				評価したが、統一的に評価する方法、まとめ方等については引き続き検討が必要である。			
			4 軸 振 動 試 験 装 置 を 使 用 し た、自 転 車 の 破 損 事 故 原 因 究 明 技 術 の 強 化	平成 30 年度、実走行を想定した振動で折り畳み自転車のフレーム折り畳み金具溶接部が破損する状況を、4軸振動試験装置を用いて再現し、破損した溶接部の破面解析を実施した。5 型式のフレームについて破面解析を実施した結果、新たな知見として、実走行による振動では①き裂の基点は、内面側にある②き裂の基点は、下端部ではなく側面にある③き裂の基点は、折り畳み金具のヒンジ側にある等が明らかになった。 自転車のフレームが実走行で路面から受けるひずみを測定し、特徴の抽出を行った。市街地で8か所の道路を走行した結果、異なる道路間でひずみの大きさ及び出現頻度に相関が認められ、概ね 1 か所の実走行による振動データで市街地走行を代表できる結果が得られた。また、複数の段差板を組み合わせて試験路面を作成することにより、概ね市街地走行と同様の振動パターンを得ることができた。	平成 26 年度～	九州支所	
			亜 酸 化 銅 の 生 成 に よ る 識 別 手 法 の 調 査	電気製品の火災事故において、亜酸化銅の生成要因が、接触不良又は外火のいずれであるかを明確に識別する手法の確立と、判断基準の明確化に取り組んだ。平成 30 年度は、前年度(平成 29 年度)の結果を踏まえ、プラグ(栓刃)とコンセント(受け刃)を用いた、より実用的なサンプル作成し、調査に供した。その結果、接触不良サンプルと外火サンプルで、特徴に差違が確認できなかった。その原因として、真ちゅう製の栓刃に含まれる銅以外の金属の影響を受けた可能性が考えられたことから、令和元年度は亜酸化銅以外の酸化金属部分の金属組織にも注目し、銅元素以外の影響を確認することで、鑑別手法の確立を目指す。	平成 29 年度～	中部支所	
			●因果関係究明・解析のための深掘り調査 製品事故の原因究明を行う他、製品事故の未然防止の観点から事故発生メカニズム等 5 テーマの解明(深掘り)を行い、機構における技術的知見の向上を図るとともに、解明結果を取りまとめ、製品の安全設計に資する技術情報として事業者を提供する等活用した。				

				<table><tr><th>テーマ</th><th>内 容</th></tr><tr><td>包 丁 折 損 の 原 因 究 明</td><td>持ち手(柄)が樹脂製の包丁を使用中に、刃の根元で折損する事故が発生。刃に柄を取り付ける際の成形不良により隙間が生じたため、塩分等が浸入して強度が低下し、折損に至ったものと考えられたが、寸法を変更した対策後の製品でも防止できていないことから、詳細原因の究明するための調査を行った。その結果、刃の根元(柄に覆われている部分を含む)が腐食する要因は、刃と柄にわずかな隙間がある、刃の根元部分の幅が細い、の2つの条件がそろっている場合に、高い確率で発生することが判明した。対策製品で発生したのは、ばらつきの範囲で刃と柄の隙間が比較的広いものに腐食が認められたことから、品質管理の問題と推定された。</td></tr><tr><td>靴 の 耐 滑 性 調 査</td><td>靴等の履物が滑って転倒する事故の原因調査にあつては、事故現品のみでの滑りやすさ評価では、製品起因か否かを適切に判断することは困難である。このため、案件ごと(平成 30 年度 4 件)に複数の類似品を含めた耐滑性データを取得し、それらの比較により事故原因の推定を図った。 靴の滑りやすさは、靴底の材料、形状の違いによる影響があり、ばらつきが大きいため、類似品との比較を持ってしても、事故原因の特定には至らず、日用品の靴としての耐滑性基準作成が望まれる結果となった。</td></tr><tr><td>スマホ用無 接 点 充 電 器による金 属 加 熱 に 対 する 安 全 性 調 査</td><td>電磁波を用いて、コネクタに接続することなく非接触で充電することができるスマホ用充電器で、スマホに金属製の付属物がある場合に、加熱されて火傷を負う事故が発生した。必要な注意表示は認められたものの、温度制御機能を搭載する等、安全設計の余地を検討するため、広く類似品の調査を開始した。</td></tr><tr><td>ポータブル 電 源 (リチ ウ ム イ オ ン)の構造 的 欠 陥 の 解 明</td><td>ポータブル電源から出火する重大製品事故が複数発生した。出力と入力ポート形状が同一のため、入出力端子の誤接続が原因である可能性が高いが、他の構造的欠陥も考えられたことから、その解明に努めた。</td></tr><tr><td>電 気 毛 布 のヒーター 線 配 置 等 、 比 較 調 査</td><td>使用中の電気毛布が発熱し、シーツが焦げる事故が発生した。ヒーター線の一部がよじれて重なった部分が異常発熱したもので、その原因として、ヒーター線の配置やヒーター線のズレ防止のための縫い取り位置が影響した可能性が考えられたことから、これを検証すべく類似品(4銘柄)の調査を行った。その結果、類似品はすべて毛布の長手(縦)方向に対して垂直にヒーター線を配置していたが、事故品は長手方向と並行に配置されているなどの特異な点が見受けられた。こうした特異点と、ヒーター線のよじれ・重なりとの因果関係について継続調査中。</td></tr></table>	テーマ	内 容	包 丁 折 損 の 原 因 究 明	持ち手(柄)が樹脂製の包丁を使用中に、刃の根元で折損する事故が発生。刃に柄を取り付ける際の成形不良により隙間が生じたため、塩分等が浸入して強度が低下し、折損に至ったものと考えられたが、寸法を変更した対策後の製品でも防止できていないことから、詳細原因の究明するための調査を行った。その結果、刃の根元(柄に覆われている部分を含む)が腐食する要因は、刃と柄にわずかな隙間がある、刃の根元部分の幅が細い、の2つの条件がそろっている場合に、高い確率で発生することが判明した。対策製品で発生したのは、ばらつきの範囲で刃と柄の隙間が比較的広いものに腐食が認められたことから、品質管理の問題と推定された。	靴 の 耐 滑 性 調 査	靴等の履物が滑って転倒する事故の原因調査にあつては、事故現品のみでの滑りやすさ評価では、製品起因か否かを適切に判断することは困難である。このため、案件ごと(平成 30 年度 4 件)に複数の類似品を含めた耐滑性データを取得し、それらの比較により事故原因の推定を図った。 靴の滑りやすさは、靴底の材料、形状の違いによる影響があり、ばらつきが大きいため、類似品との比較を持ってしても、事故原因の特定には至らず、日用品の靴としての耐滑性基準作成が望まれる結果となった。	スマホ用無 接 点 充 電 器による金 属 加 熱 に 対 する 安 全 性 調 査	電磁波を用いて、コネクタに接続することなく非接触で充電することができるスマホ用充電器で、スマホに金属製の付属物がある場合に、加熱されて火傷を負う事故が発生した。必要な注意表示は認められたものの、温度制御機能を搭載する等、安全設計の余地を検討するため、広く類似品の調査を開始した。	ポータブル 電 源 (リチ ウ ム イ オ ン)の構造 的 欠 陥 の 解 明	ポータブル電源から出火する重大製品事故が複数発生した。出力と入力ポート形状が同一のため、入出力端子の誤接続が原因である可能性が高いが、他の構造的欠陥も考えられたことから、その解明に努めた。	電 気 毛 布 のヒーター 線 配 置 等 、 比 較 調 査	使用中の電気毛布が発熱し、シーツが焦げる事故が発生した。ヒーター線の一部がよじれて重なった部分が異常発熱したもので、その原因として、ヒーター線の配置やヒーター線のズレ防止のための縫い取り位置が影響した可能性が考えられたことから、これを検証すべく類似品(4銘柄)の調査を行った。その結果、類似品はすべて毛布の長手(縦)方向に対して垂直にヒーター線を配置していたが、事故品は長手方向と並行に配置されているなどの特異な点が見受けられた。こうした特異点と、ヒーター線のよじれ・重なりとの因果関係について継続調査中。	
テーマ	内 容																
包 丁 折 損 の 原 因 究 明	持ち手(柄)が樹脂製の包丁を使用中に、刃の根元で折損する事故が発生。刃に柄を取り付ける際の成形不良により隙間が生じたため、塩分等が浸入して強度が低下し、折損に至ったものと考えられたが、寸法を変更した対策後の製品でも防止できていないことから、詳細原因の究明するための調査を行った。その結果、刃の根元(柄に覆われている部分を含む)が腐食する要因は、刃と柄にわずかな隙間がある、刃の根元部分の幅が細い、の2つの条件がそろっている場合に、高い確率で発生することが判明した。対策製品で発生したのは、ばらつきの範囲で刃と柄の隙間が比較的広いものに腐食が認められたことから、品質管理の問題と推定された。																
靴 の 耐 滑 性 調 査	靴等の履物が滑って転倒する事故の原因調査にあつては、事故現品のみでの滑りやすさ評価では、製品起因か否かを適切に判断することは困難である。このため、案件ごと(平成 30 年度 4 件)に複数の類似品を含めた耐滑性データを取得し、それらの比較により事故原因の推定を図った。 靴の滑りやすさは、靴底の材料、形状の違いによる影響があり、ばらつきが大きいため、類似品との比較を持ってしても、事故原因の特定には至らず、日用品の靴としての耐滑性基準作成が望まれる結果となった。																
スマホ用無 接 点 充 電 器による金 属 加 熱 に 対 する 安 全 性 調 査	電磁波を用いて、コネクタに接続することなく非接触で充電することができるスマホ用充電器で、スマホに金属製の付属物がある場合に、加熱されて火傷を負う事故が発生した。必要な注意表示は認められたものの、温度制御機能を搭載する等、安全設計の余地を検討するため、広く類似品の調査を開始した。																
ポータブル 電 源 (リチ ウ ム イ オ ン)の構造 的 欠 陥 の 解 明	ポータブル電源から出火する重大製品事故が複数発生した。出力と入力ポート形状が同一のため、入出力端子の誤接続が原因である可能性が高いが、他の構造的欠陥も考えられたことから、その解明に努めた。																
電 気 毛 布 のヒーター 線 配 置 等 、 比 較 調 査	使用中の電気毛布が発熱し、シーツが焦げる事故が発生した。ヒーター線の一部がよじれて重なった部分が異常発熱したもので、その原因として、ヒーター線の配置やヒーター線のズレ防止のための縫い取り位置が影響した可能性が考えられたことから、これを検証すべく類似品(4銘柄)の調査を行った。その結果、類似品はすべて毛布の長手(縦)方向に対して垂直にヒーター線を配置していたが、事故品は長手方向と並行に配置されているなどの特異な点が見受けられた。こうした特異点と、ヒーター線のよじれ・重なりとの因果関係について継続調査中。																
				政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 ●機構内の他分野との連携による合理的な事故原因究明の推進 下表のとおり、機構内の他分野の専門性が製品事故原因分析に活用可能である													

事例については、積極的に連携を行うことで組織内のリソースの有効活用を図りつつ、迅速な事故原因究明の推進につなげた。

連携分野名	連携業務名	取組と成果
化学物質管理分野	化学物質に係るリスク評価技術を活用した製品事故原因の究明（皮膚障害等生体分子解析技術を必要とする原因究明も含む）	化学物質管理センターが実施した化学物質リスク評価結果を活用し、製品安全センターが実施する原因究明率の向上を図っている（継続取組）。平成 30 年度は、化学物質リスク評価結果を活用すべき事故がなかった。
化学物質管理分野	長期使用製品からの化学物質排出量算出のための関連手法確立への取組	化審法のリスク評価に必要な、長期使用製品からの化学物質の環境への排出を検討するため、フタル酸エステルやその他揮発性有機化合物（VOC）成分を含有する樹脂シート（厚みと含有量の異なる 4 サンプル）からの化学物質放散、吸着及び移行データを取得し提供した。
化学物質管理分野	製品含有化学物質のリスク評価の実施に向けた情報収集	ストックホルム条約附属書への追加が予定されるペルフルオロオクタン酸（PFOA）等について、化審法で第一種特定化学物質への指定、輸入禁止製品が決定される可能性がある。 PFOA 等を含有する製品経由のリスク評価に供するため、カーペット等の繊維製品を対象として、標準物質等の調達、検量線の作成及び予備試験を実施した。
バイオテクノロジー分野	皮膚障害等生体分子解析技術を必要とする製品事故の原因究明	皮膚障害案件の原因化学物質を特定するため、バイオテクノロジーセンターが保有するフーリエ変換質量分析計（FT-MS）等を用いた分析を依頼した。平成 30 年度は 23 件。
バイオテクノロジー分野	住環境において微生物が関係する事故原因究明技術の開発	微生物が人体に悪影響を及ぼしたことが疑われる案件において、微生物の特定等をバイオテクノロジーセンターに依頼した。平成 30 年度は 11 件。

		イ 新技術（IoT、ソフトウェア制御等）を搭載した製品事故への対応を想定し、予想される事故内容、調査方法、調査体制の検討を行う。		イ 新技術（IoT、ソフトウェア制御等）を搭載した製品事故への対応を想定し、予想される事故内容、調査方法、調査体制の検討を行う IoT の専門家を技術専門職員として採用し「IoT 化等が考えられる電気用品等機器に係る製品安全の確保の在り方に関する検討会」で示された IoT 機器の製品事故発生シナリオ以外のシナリオを検討した。想定したシナリオの事故調査に際して考慮すべき事項を洗い出し、調査スキームを整理した。	
	（４）事故調査の結果から得られた技術的知見を活用した、行政施策への反映のための取組 （１）、（２）及び（３）で得られた調査・分析結果等の情報から、リスク分析、実証試験等を行い、経済産業省に対して製品安全施策における製品事故の再発・未然防止につなげる提案を行う。	（４）事故調査の結果から得られた技術的知見を活用した、行政施策への反映のための取組 （１）、（２）及び（３）で得られた調査・分析結果等の情報から、リスク分析、実証試験等を行い、製品事故増加要因となっているリチウムイオン蓄電池等への対応を含め、経済産業省に対して製品安全施策における製品事故の再発・未然防止につなげる提案等を行う。		（４）事故調査の結果から得られた技術的知見を活用した、行政施策への反映のための取組 ●リチウムイオン蓄電池に係る行政施策への反映のための取組 発火事故が多発していた 18650 型リチウムイオン蓄電池（以下「LiB」という。）は、リコール開始後もリコール対象範囲や事故防止対策の見直しが五月雨式に行われていたこと等から、当該事業者の講じた安全対策の妥当性確認、ひいては LiB 全体の安全性向上に向けた提言を行うべく、調査を行った。 調査の結果、当該製品は大容量実現のため活物質が厚く、長期使用による劣化・膨張により缶形容器内の捲回体の一部分で内部圧力の上昇が大きくなり、異物が混入していた場合、内部短絡の危険性があることが判明した。 500 サイクルの繰り返し充放電品により、電池容量は 70%近くまで低下し、電池内部では、活物質の厚みが大幅に厚くなり、結果として正極タブ直径部分で内圧が最大になり、この部分に異物が混入すると、異物がセパレータを突き破り、内部短絡の発生が想定された。 80%の充電制御で、電池の劣化が抑えられ、電池の安全性に効果があると推定された。ただし、80%充電制御が、市場で使用されている電池の制御に効果があるかどうかは不明である。このことから、長期間の使用(1000 サイクル充放電)でどうなるか更なる検証が必要と思われる。 これらの検討結果や LiB の技術的な発火要因を整理し、LiB の安全設計に資する技術事項を経済産業省に提示した。 ●製品事故の多い製品に係る行政施策への反映のための取組 事故原因と規格との関連性を調査することにより、規格・基準の制定及び改正の必要性を把握することができると想定し、エアコン及び洗濯機の事故原因と現行規格との関連性について、試験的に事故情報データベースを活用した調査を実施した結果、必要に応じて規格の制定・改正を提案できるようにするためのシステム構築への足がかりが得られた。	調査結果に基づき、以下の LiB の安全設計に資する技術事項について、経済産業省に提示したことは、LiB の製品事故の再発未然防止に資する大きな成果である。 ・製造工程での品質管理を徹底し、可能な限り金属製異物の混入を低減すること ・劣化により電池内部の内圧が上昇しないか、内圧が上昇しても発火しない構造にすること ・電池を使用する製品側で、LiB の温度上昇等を考慮した設計にすること

(5) 立入検査・適合性検査等 ア 消費生活用製品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。 イ 電気用品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。 ウ ガス事業法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。 エ 液化石油ガスの保安の確保及	(5) 立入検査・適合性検査等 ア 消費生活用製品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。 イ 電気用品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。 ウ ガス事業法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。 エ 液化石油ガスの保安の確保及	・各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数(全件実施) (参考)過去3年平均239件 ・消費生活用製品安全法の技術基準適合確認試験の実施件数(製造事業者等からの依頼に基づき全数を実施) (参考)過去3年平均20件	(5) 立入検査・適合性検査等 ア 消費生活用製品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査 イ 電気用品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査 ウ ガス事業法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査 エ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査 下表のとおり経済産業省の指示に基づき、平成30年度指示件数212件(全件)を的確に実施した。 <table><tr><th>立入検査区分</th><th>実施件数 /指示件数</th><th>平成29年度 実績(参考)</th></tr><tr><td colspan="3">製品安全4法に基づく立入検査</td></tr><tr><td>(1)消費生活用製品安全法</td><td>40件/40件</td><td>40件/40件</td></tr><tr><td>(2)電気用品安全法</td><td>152件/152件</td><td>155件/155件</td></tr><tr><td>(3)ガス事業法</td><td>8件/8件</td><td>7件/7件</td></tr><tr><td>(4)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</td><td>12件/12件</td><td>12件/12件</td></tr></table> オ 工業標準化法に基づく製造事業者等に対する立入検査 平成30年度は経済産業省の指示はなかったため、実績なし。 カ 家庭用品品質表示法に基づく製造事業者等に対する立入検査 平成30年度は経済産業省の指示はなかったため、実績なし。 キ 消費生活用製品安全法に基づき製造事業者等に課せられる技術基準適合確認の一部試験 登山用ロープは消費生活用製品安全法の特定製品に指定されており、滑落時における身体を保護するため、国が示した試験の基準に適合し、その旨を示すマーク(PSC)を表示しなければ販売できないことになっている。機構は、基準で定められている落下衝撃試験及びせん断衝撃試験を行う試験施設を保有している国内唯一の機関である。 また、登山用ロープのほか、消防・自衛隊等で使用される救助用ロープ等の試験についても、機構が、試験を実施できる国内唯一の機関である。 これらの試験について、事業者からの依頼に基づき、平成30年度は下表のとおり、依頼件数30件(登山用ロープ40本、その他のロープ37本)の全数について試験を実施した。 <table><tr><th>年度</th><th>依頼件数</th><th>内訳</th></tr><tr><td>平成30年度</td><td>30</td><td>登山用ロープ:40本 その他のロープ:37本</td></tr><tr><td>平成29年度 (参考)</td><td>16</td><td>登山用ロープ:15本 その他のロープ:23本</td></tr></table>	立入検査区分	実施件数 /指示件数	平成29年度 実績(参考)	製品安全4法に基づく立入検査			(1)消費生活用製品安全法	40件/40件	40件/40件	(2)電気用品安全法	152件/152件	155件/155件	(3)ガス事業法	8件/8件	7件/7件	(4)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	12件/12件	12件/12件	年度	依頼件数	内訳	平成30年度	30	登山用ロープ:40本 その他のロープ:37本	平成29年度 (参考)	16	登山用ロープ:15本 その他のロープ:23本
立入検査区分	実施件数 /指示件数	平成29年度 実績(参考)																												
製品安全4法に基づく立入検査																														
(1)消費生活用製品安全法	40件/40件	40件/40件																												
(2)電気用品安全法	152件/152件	155件/155件																												
(3)ガス事業法	8件/8件	7件/7件																												
(4)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	12件/12件	12件/12件																												
年度	依頼件数	内訳																												
平成30年度	30	登山用ロープ:40本 その他のロープ:37本																												
平成29年度 (参考)	16	登山用ロープ:15本 その他のロープ:23本																												

び取引の適正化に関する法律に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。	び取引の適正化に関する法律に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。				
オ 工業標準化法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。	オ 工業標準化法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。				
カ 家庭用品品質表示法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。	カ 家庭用品品質表示法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。				
キ 消費生活用製品安全法に基づく製造事業者等に課せられる技術基準適合確認の一部試	キ 消費生活用製品安全法に基づく製造事業者等に課せられる技術基準適合確認の一部試				

	験について、製造事業者等からの依頼に基づき、的確に実施する。	験について、製造事業者等からの依頼に基づき、的確に実施する。												
	(6)技術基準整備の推進 製品安全制度の国際整合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法等に係る技術基準体系の整備を経済産業省の要請に基づき支援する。	(6)技術基準整備の推進 製品安全制度の国際整合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法等に係る技術基準体系等の整備を経済産業省の要請に基づき支援する。 具体的には、経済産業省からの要請に基づき、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る整合規格(※)の整備等を支援する。	・整合規格案の技術評価件数(全件実施)	(6)技術基準整備の推進 製品安全制度の国際整合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法に係る技術基準の整備を支援した。 下表のとおり経済産業省の要請に基づき、整合規格案の技術評価を12件(全件)実施した。 <table><tr><th>年度</th><th>技術評価 実施規格数</th><th>対象電気用品</th></tr><tr><td>平成30年度</td><td>12件 (全件実施)</td><td>電気脱水機、マッサージ器、渦流浴槽機器、温風暖房機(ガス、石油)、水電解器、家庭用電気治療器、吸入器、ロープライト、音響・映像・情報技術機器等</td></tr><tr><td>平成29年度 (参考)</td><td>46件 (全件実施)</td><td>テレビジョン受信機、観賞魚用ヒーター、電気さく用電源、直流電源装置、文書細断機、LED電灯器具、蛍光ランプ、配線器具、ネオン変圧器、電気アイロン、電気乾燥機、キャブタイヤコード等</td></tr></table>	年度	技術評価 実施規格数	対象電気用品	平成30年度	12件 (全件実施)	電気脱水機、マッサージ器、渦流浴槽機器、温風暖房機(ガス、石油)、水電解器、家庭用電気治療器、吸入器、ロープライト、音響・映像・情報技術機器等	平成29年度 (参考)	46件 (全件実施)	テレビジョン受信機、観賞魚用ヒーター、電気さく用電源、直流電源装置、文書細断機、LED電灯器具、蛍光ランプ、配線器具、ネオン変圧器、電気アイロン、電気乾燥機、キャブタイヤコード等	
年度	技術評価 実施規格数	対象電気用品												
平成30年度	12件 (全件実施)	電気脱水機、マッサージ器、渦流浴槽機器、温風暖房機(ガス、石油)、水電解器、家庭用電気治療器、吸入器、ロープライト、音響・映像・情報技術機器等												
平成29年度 (参考)	46件 (全件実施)	テレビジョン受信機、観賞魚用ヒーター、電気さく用電源、直流電源装置、文書細断機、LED電灯器具、蛍光ランプ、配線器具、ネオン変圧器、電気アイロン、電気乾燥機、キャブタイヤコード等												

(7)海外関係機関との連携の強化 輸入製品による事故防止の強化に向けて、米国消費者製品安全委員会（CPSC）、台湾經濟部標準檢驗局（BSMI）等海外関係機関と連携し、リコール情報、海外の製品安全情報の共有、実務者の人材交流を行う。 これらの取組によって入手した海外製品安全情報を、我が国の行政機関に対して提供することで、国内における安全な製品の流通と製品安全確保を支援する。	(7)海外関係機関との連携の強化 輸入製品による事故防止の強化に向けて、米国消費者製品安全委員会（CPSC）、中国檢驗檢疫科学研究院（CAIQ）、台湾經濟部標準檢驗局（BSMI）等の海外関係機関と連携し、リコール情報や海外の製品安全情報の共有、実務者の人材交流を行い、日本に輸入される製品の安全性及び事故未然防止を図る。 国際消費者製品健康安全機構（ICPHSO）の国際会議に参加し、参加各国との意見交換や、製品安全に係る情報を収集し、国際的な製品安全に係る連携構築や今後	(7)海外関係機関との連携の強化 平成 30 年度は、海外製品安全情報及び海外リコール情報をそれぞれ 12 件経済産業省へ提供した。また、国際シンポジウムへの参加、台湾、タイ及びマレーシアへの技術協力・情報提供等を計 11 件実施した。 ●海外関係機関からの情報収集及び経済産業省への情報提供 米国消費者製品安全委員会（CPSC）や欧州委員会等から得られた製品安全施策に関する情報や事故情報を毎月定期的に経済産業省に報告し、経済産業省はこれらの情報を技術基準等の参考としている。 海外で実施された消費生活用製品に係るリコールのうち、日本でも販売されている可能性が高い製品については、経済産業省に情報提供を行い、経済産業省は当該情報を基に輸入事業者・販売事業者在日本での流通情報を確認している。 平成 30 年度は、以下の表のとおり計 24 件の情報提供を実施した。 <table><tr><th>項目</th><th>件数</th><th>備考</th></tr><tr><td>海外製品安全情報の経済産業省への提供</td><td>12</td><td>海外における製品安全施策及び海外での事故発生状況を経済産業省へ報告した。 米国：リコール進捗報告方法、電子たばこの爆発事故、家具転倒事故への取り組み、ハリケーンやホリディシーズンの注意喚起、ウィンドウカバーリングの任意規格 欧州：RAPEX 報告、E コマース事業者との連携、新しいタイプの玩具による事故 海外の規制情報等を提供することにより、経済産業省の技術基準等検討の参考情報として活用されている。</td></tr><tr><td>海外リコール情報の経済産業省への提供</td><td>12</td><td>海外でリコールされている製品で、日本にも流通している可能性のある製品について情報提供を行っている。 これを受けて経済産業省は当該製品の輸入・製造事業者在日本での流通状況を確認する等、グローバル製品の日本国内でのリコール状況の確認等への活用されている。</td></tr><tr><td>合計</td><td>24</td><td>(参考)平成 29 年度 24 件</td></tr></table> ●海外関係機関との連携 ①台湾 BSMI との更なる連携強化 日台製品安全協力覚書締結(平成 28 年 11 月)を踏まえ、台湾經濟部標準檢驗局（BSMI）と製品安全に係る情報共有、人材交流等について連携を強化した。 平成 31 年 1 月に第 2 回定期会合を開催し、双方の製品安全体制（リコール等）について情報共有を行った。さらに、技術交流を開催し、双方からリチウムイオン蓄電池に関する事故の調査事例を紹介し、意見交換を行った。 ②東南アジアへの製品安全文化の普及 経済産業省の「平成 30 年度制度・事業環境整備事業(技術協力課)」を活用し、東	項目	件数	備考	海外製品安全情報の経済産業省への提供	12	海外における製品安全施策及び海外での事故発生状況を経済産業省へ報告した。 米国：リコール進捗報告方法、電子たばこの爆発事故、家具転倒事故への取り組み、ハリケーンやホリディシーズンの注意喚起、ウィンドウカバーリングの任意規格 欧州：RAPEX 報告、E コマース事業者との連携、新しいタイプの玩具による事故 海外の規制情報等を提供することにより、経済産業省の技術基準等検討の参考情報として活用されている。	海外リコール情報の経済産業省への提供	12	海外でリコールされている製品で、日本にも流通している可能性のある製品について情報提供を行っている。 これを受けて経済産業省は当該製品の輸入・製造事業者在日本での流通状況を確認する等、グローバル製品の日本国内でのリコール状況の確認等への活用されている。	合計	24	(参考)平成 29 年度 24 件
項目	件数	備考												
海外製品安全情報の経済産業省への提供	12	海外における製品安全施策及び海外での事故発生状況を経済産業省へ報告した。 米国：リコール進捗報告方法、電子たばこの爆発事故、家具転倒事故への取り組み、ハリケーンやホリディシーズンの注意喚起、ウィンドウカバーリングの任意規格 欧州：RAPEX 報告、E コマース事業者との連携、新しいタイプの玩具による事故 海外の規制情報等を提供することにより、経済産業省の技術基準等検討の参考情報として活用されている。												
海外リコール情報の経済産業省への提供	12	海外でリコールされている製品で、日本にも流通している可能性のある製品について情報提供を行っている。 これを受けて経済産業省は当該製品の輸入・製造事業者在日本での流通状況を確認する等、グローバル製品の日本国内でのリコール状況の確認等への活用されている。												
合計	24	(参考)平成 29 年度 24 件												

	の我が国の製品安全施策への活用を図る。 なお、これらの取組によって海外関係機関から入手した海外製品安全情報、リコール情報等については、国内における安全な製品の流通と製品安全確保を支援するため、我が国の行政機関に対しても提供する。		南アジアの政府機関、民間に対する日本の事故原因究明技術等の提供を図り、国内に輸出される製品の安全性向上に資する活動を行った。 平成 30 年 8 月にタイ及びマレーシアに職員を派遣して現地製品安全セミナー(各 2 日間)で政府職員、企業、検査機関等の関係者を対象に実施し、製品安全業務、事故情報収集制度及び製品事故事例を解説した。その結果、事故情報の収集・調査の必要性について理解が得られた。また、11 月、12 月にそれぞれから 10 名の研修生を受入れ、燃焼技術センター及び製品安全センター大阪本部において事故事例、リスクアセスメント手法、試験設備、再現実験の説明等の研修(各 3 日間)を実施した。 平成 31 年 2 月には職員をタイ及びマレーシアに派遣して 2 回目の現地セミナー(各 2 日間)を開催し、原因究明結果の活用方法(消費者への注意喚起)及び製品事故の事例を紹介した。また、参加者がグループで事故原因を検討するワークショップを行い、双方向な研修も行った。 <table><tr><th>項目</th><th>件数</th><th>備考</th></tr><tr><td>国際シンポジウム(ICPHSO：国際消費者製品健康安全機構)への参加</td><td>2</td><td>ICPHSO(平成 30 年 11 月ベルギー開催、平成 31 年 2 月米国開催)に出席し、カナダ保健省等の関係機関と意見交換を実施し、また、海外の製品安全動向(米国における IoT 製品への取組等)についての情報を収集した。</td></tr><tr><td>台湾</td><td>3</td><td>製造事業者向け自転車セミナー 定期会合 技術交流</td></tr><tr><td>タイ</td><td>3</td><td>第 1 回及び第 2 回製品安全セミナー(現地) 受入研修</td></tr><tr><td>マレーシア</td><td>3</td><td>第 1 回及び第 2 回製品安全セミナー(現地) 受入研修</td></tr><tr><td>計</td><td>11</td><td></td></tr></table>	項目	件数	備考	国際シンポジウム(ICPHSO：国際消費者製品健康安全機構)への参加	2	ICPHSO(平成 30 年 11 月ベルギー開催、平成 31 年 2 月米国開催)に出席し、カナダ保健省等の関係機関と意見交換を実施し、また、海外の製品安全動向(米国における IoT 製品への取組等)についての情報を収集した。	台湾	3	製造事業者向け自転車セミナー 定期会合 技術交流	タイ	3	第 1 回及び第 2 回製品安全セミナー(現地) 受入研修	マレーシア	3	第 1 回及び第 2 回製品安全セミナー(現地) 受入研修	計	11		
項目	件数	備考																				
国際シンポジウム(ICPHSO：国際消費者製品健康安全機構)への参加	2	ICPHSO(平成 30 年 11 月ベルギー開催、平成 31 年 2 月米国開催)に出席し、カナダ保健省等の関係機関と意見交換を実施し、また、海外の製品安全動向(米国における IoT 製品への取組等)についての情報を収集した。																				
台湾	3	製造事業者向け自転車セミナー 定期会合 技術交流																				
タイ	3	第 1 回及び第 2 回製品安全セミナー(現地) 受入研修																				
マレーシア	3	第 1 回及び第 2 回製品安全セミナー(現地) 受入研修																				
計	11																					
2. 事業者の製品安全活動に対する支援 (1) 事故情報を活用した未然防止対策のための情報提供の推進 事故調査から得られる技術的な知見を活用し、機構が	2. 事業者の製品安全活動に対する支援 (1) 事故情報を活用した未然防止対策のための情報提供の推進 事故調査から得られる技術的な知見を活用し、機構が	【重要度：高】【難易度：高】	2. 事業者の製品安全活動に対する支援 (1) 事故情報を活用した未然防止対策のための情報提供の推進 事故時の危害が大きい「リチウムイオン蓄電池」搭載製品、及び重大製品事故が多い「直流電源装置」、「電気冷蔵庫」、「ガス瞬間湯沸器」の計 4 品目に対する事故分析データ(事故シナリオ)を作成した。さらに、公表中の「経年劣化事故 DB」に基づく事故分析データも作成した。 平成 29 年度に開発した試用版の説明会を 2 工業会(14 社)と個別に 4 社へ実施した。計 18 社へ試用版を配布し、アンケート等で得た事業者ニーズを反映して製品事故を未然に防止するためのシステム(製品事故予測システム)を開発した。 本システムでは、製造事業者保有の不具合データ等を入力・分析できる機能を追加し、消費者から寄せられる製品不具合(予兆)情報から類似事故情報を抽出する精度の向上を行った。 本システムのさらなる高機能化を目指し、機構の製品事故調査結果に基づく、AI を活用した事故分析データ自動生成化の準備を開始している。	製品事故を未然に防止するためのシステム(製品事故予測システム)を開発したことで、過去の失敗事例(事故情報)をデータ化・可視化し、リスクアセスメントに必要となる豊富な経験知を共有・活用しやすくすることで、製品の企画・設計時における労力や時間を低減することが可能となった。また、製品の設計段階において本システムによる分析結果が反映され、重大製品事故の減少やリコール防止によるコスト削減等に繋げることが可能となった。 これらにより、製品開発時におけるリードタイム等の低減やコストダウンが図れることとなり、産業力の向上に繋がる実績といえる。 今後は、工業会、中小企業、流通事業者、その他関係機関等に向けた普及啓発活動の実施を予定している。																		

	保有する事故情報と事業者の製品設計に係る部品・材料情報や事業者が保有する顧客からのクレーム・修理受付情報を照合し、予測される事故シナリオ、過去の発生頻度、危害の程度等の情報を事業者に提供する仕組みを構築する。これにより、機構は事業者による製品事故の未然防止に向けた自主的な取組を促進する。【重要度：高】【難易度：高】	保有する事故情報と事業者の製品設計に係る部品・材料情報や事業者が保有する顧客からのクレーム・修理受付情報を照合し、予測される事故シナリオ、過去の発生頻度、危害の程度等の情報を事業者に提供する仕組みを構築し、平成 30 年末までに試験的に提供する。これにより、機構は事業者による製品事故の未然防止に向けた自主的な取組を促進する。【重要度：高】【難易度：高】			
(2) 事故調査の結果から得られた技術的知見を活用した、製品事故防止に資する取組（技術基準・規格	(2) 事故調査の結果から得られた技術的知見を活用した、製品事故防止に資する取組（技術基準・規格	・技術基準・規格等の提案に資する取組件数（3 件。なお、その際、製品事故の未然防止	(2) 事故調査の結果から得られた技術的知見を活用した、製品事故防止に資する取組（技術基準・規格等の整備、作成支援） 事故原因究明結果を踏まえ、事故の未然防止に資する技術基準、規格等の整備・見直しについて、経済産業省や関連民間団体に対し、技術的支援や提案を行った。 政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容 ●技術基準・規格等の提案に資する取組 下表のとおり、技術基準・規格等の提案に資する取組について、製品事故の未然	製品事故の未然防止効果の高い技術基準・規格等の提案を 4 件（指標比 133%）実施した。	

	等の整備、作成支援） 事故原因究明結果を踏まえ、事故の未然防止に資する技術基準・規格等の整備を行う。また、関連民間団体が行う製品安全に係る技術基準・規格等の作成を支援する。	等の整備、作成支援） 事故原因究明結果を踏まえ、事故の未然防止に資する技術基準・規格等の整備を行う。また、関連民間団体が行う製品安全に係る技術基準・規格等の作成を支援する。	効果の高い技術基準・規格等の提案につなげるよう努めるものとする。)	防止効果の高い技術基準・規格等の提案を 4 件 (指標比 133%)実施した。 <table><tr><th></th><th>テーマ</th><th>実施年度</th><th>内容</th></tr><tr><td>1</td><td>チャイルドレジスタンス(CR)機能の標準化</td><td>平成 28 年度～</td><td>子供のいたずらによる事故を防ぐ機械式のチャイルドレジスタンス機能について、ロック機能を計測する方法案を作成した。具体的には、機械式 CR 機能をもっている製品のロック力を計測する手法を開発した。令和元年度は、乳幼児の被験者計測を実施し、年齢毎にロック解除力を調査し、上記手法に安全要件を盛り込んだ規格案を開発する予定。</td></tr><tr><td>2</td><td>乳幼児用製品に関する共通安全対策</td><td>平成 24 年度～</td><td>乳幼児を取り巻くハザードのうち、「機械的及び落下のハザードー突起部及び突出ー衣服のからみつき」について、規格案を作成した。具体的には、ISO、EN 等の玩具規格を参考に、突起の危険度を目視や指なので官能的に判定することなく、客観的で均一な判定を得ることができる試験方法を開発した。</td></tr><tr><td>3</td><td>プラスチック燃焼試験方法の国際標準化活動 (IEC/TC89)</td><td>平成 24 年度～</td><td>IEC TS 60695-11-11(耐火性試験ー試験炎ー非接触火炎源からの着火に関する熱流束特性の求め方) について意見募集用原案 (DC) が回付されコメントが寄せられた。コメントを踏まえた委員会原案 (CD) を作成した。平成 31 年 2 月に CD2 が発行され、コメントを募集中。</td></tr><tr><td>4</td><td>乳幼児用製品に関する共通安全対策</td><td>平成 30 年度</td><td>乳幼児を取り巻くハザードのうち、「機械的及び落下のハザードー突起部及び突出ー衝突」について、規格調査を行った。具体的には、衝突の先行研究や既存規格を調査し、衝突の試験方法の検討を行った。</td></tr></table> これまでに作成した規格案が社会や産業界で利用されるように、以下のフォローアップを行った。 ① 乳幼児用製品に関する共通安全対策 平成 27 年度までに機構が作成した「乳幼児用製品の共通試験方法ー身体挟み込み」の規格案について、経済産業省 平成 29 年度高機能 JIS 等整備事業（平成 29-31 年度）として、一般財団法人建材試験センター(JTCCM)が JIS 原案作成団体となり JIS 化を推進中。JTCCM への技術支援を通じて積極的に標準化に関与している。 また、「乳幼児用製品の共通試験方法ー部品の外れ」について、経済産業省、一般財団法人日本規格協会 (JSA) の協力を得て、平成 30 年度経済産業省戦略的標準化加速事業 (JIS 開発) に採択され、JSA と機構で事務局を担当し JIS 原案作成を開始した。 さらに電気ポットの乳幼児のやけど安全対策の検討をおこなっていた平成 30 年度東		テーマ	実施年度	内容	1	チャイルドレジスタンス(CR)機能の標準化	平成 28 年度～	子供のいたずらによる事故を防ぐ機械式のチャイルドレジスタンス機能について、ロック機能を計測する方法案を作成した。具体的には、機械式 CR 機能をもっている製品のロック力を計測する手法を開発した。令和元年度は、乳幼児の被験者計測を実施し、年齢毎にロック解除力を調査し、上記手法に安全要件を盛り込んだ規格案を開発する予定。	2	乳幼児用製品に関する共通安全対策	平成 24 年度～	乳幼児を取り巻くハザードのうち、「機械的及び落下のハザードー突起部及び突出ー衣服のからみつき」について、規格案を作成した。具体的には、ISO、EN 等の玩具規格を参考に、突起の危険度を目視や指なので官能的に判定することなく、客観的で均一な判定を得ることができる試験方法を開発した。	3	プラスチック燃焼試験方法の国際標準化活動 (IEC/TC89)	平成 24 年度～	IEC TS 60695-11-11(耐火性試験ー試験炎ー非接触火炎源からの着火に関する熱流束特性の求め方) について意見募集用原案 (DC) が回付されコメントが寄せられた。コメントを踏まえた委員会原案 (CD) を作成した。平成 31 年 2 月に CD2 が発行され、コメントを募集中。	4	乳幼児用製品に関する共通安全対策	平成 30 年度	乳幼児を取り巻くハザードのうち、「機械的及び落下のハザードー突起部及び突出ー衝突」について、規格調査を行った。具体的には、衝突の先行研究や既存規格を調査し、衝突の試験方法の検討を行った。	
	テーマ	実施年度	内容																						
1	チャイルドレジスタンス(CR)機能の標準化	平成 28 年度～	子供のいたずらによる事故を防ぐ機械式のチャイルドレジスタンス機能について、ロック機能を計測する方法案を作成した。具体的には、機械式 CR 機能をもっている製品のロック力を計測する手法を開発した。令和元年度は、乳幼児の被験者計測を実施し、年齢毎にロック解除力を調査し、上記手法に安全要件を盛り込んだ規格案を開発する予定。																						
2	乳幼児用製品に関する共通安全対策	平成 24 年度～	乳幼児を取り巻くハザードのうち、「機械的及び落下のハザードー突起部及び突出ー衣服のからみつき」について、規格案を作成した。具体的には、ISO、EN 等の玩具規格を参考に、突起の危険度を目視や指なので官能的に判定することなく、客観的で均一な判定を得ることができる試験方法を開発した。																						
3	プラスチック燃焼試験方法の国際標準化活動 (IEC/TC89)	平成 24 年度～	IEC TS 60695-11-11(耐火性試験ー試験炎ー非接触火炎源からの着火に関する熱流束特性の求め方) について意見募集用原案 (DC) が回付されコメントが寄せられた。コメントを踏まえた委員会原案 (CD) を作成した。平成 31 年 2 月に CD2 が発行され、コメントを募集中。																						
4	乳幼児用製品に関する共通安全対策	平成 30 年度	乳幼児を取り巻くハザードのうち、「機械的及び落下のハザードー突起部及び突出ー衝突」について、規格調査を行った。具体的には、衝突の先行研究や既存規格を調査し、衝突の試験方法の検討を行った。																						

			京都商品等安全対策協議会に平成 29 年度に作成した「電子制御による幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)の安全仕様」規格案を提供し、乳幼児の製品安全対策の一つとして検討された。 ②靴の耐滑性試験方法の開発 平成 27 年度に機構が作成した靴の耐滑性試験方法(案)について、一般社団法人日本スポーツ用品工業会(JASPO)と協力して、業界規格の策定に向け調整中である。また、民間試験機関間で測定誤差が生じている現状から、その要因把握を行うとともに、誤差を低減させるための手法を開発し、規格案に追加、業界への情報提供を行った。今後、業界主導による試験結果の信頼性向上と業界規格策定を目指す。 ●民間団体等への技術支援等 民間団体の標準化に係る 26 の委員会に委員として参加し、製品の安全性向上や規格等の質の向上につながる発言や意見の提出を行った。このうち、一般社団法人日本福祉用具生活支援用具協会(JASPA)開催の JIS T 9265「福祉用具-歩行補助具-歩行車」改正委員会には、委員と分科会委員長として就任し、休息用シート試験方法の改正案を提供するとともに、これまで適用除外となっていた歩行車を適用に含めるため、安定性試験、ブレーキ試験等の改正案を提供した。また、経済産業省が開催する日本工業標準調査会の専門委員会では、規格の質の向上に繋がる支援を行った。 また、これまで機構が収集した身体特性データ等を製品安全協会に提供し、SG 基準棒状つえ(CPSAE-0073)改正に用いられる見込み(令和元年度)。 JASPAの全身床ずれ防止用具国際標準分科会等に委員として参画し、機構の開発した試験方法、基準等が盛り込まれた Walking trolleys - Requirements and test methods(シルバーカー)、Assistive products for tissue integrity when lying down(全身床ずれ防止用具等)2規格が ISO/FDIS(Final Draft International Standard)に移行し、令和元年度に発行される見込み。	
(3)製品安全の向上に対する支援 事業者により安全な製品の設計・製造・流通を促進するための有用な情報を積極的に提供し、製品安全に対する意識の向上を支援する。	(3)製品安全の向上に対する支援 事業者により安全な製品の設計・製造・流通を促進するための有用な情報を積極的に提供し、製品安全に対する意識の向上を支援する。 具体的に		(3)製品安全の向上に対する支援 事業者を中心とした製品安全情報の周知・情報提供の取組では、機構が自発的に実施している活動として、下表のとおり、事故動向や最新の事故原因解析技術を紹介する業務報告会を2回開催し、東京・大阪で合計615名の参加を得た(平成29年度673名)。また、製品安全の体系的な説明を行うNITE講座の開催(応募者数:大阪67名、東京54名)、Eメールマガジンとしての製品安全情報マガジン(PS マガジン)を、7,500名を超える読者に毎月2回配信する等の取組を行った。 NITE講座の受講者数は大阪会場で63名、東京会場で48名であった。平成30年度は、前年度の受講生のアンケート結果から3か月間隔週での夜開催から、日中2日間の集中開催に変更したこともあり、出席率が大幅に上昇した(平成30年度:大阪95%、東京86%。前年度:大阪67%、東京73%)。講座内容の総合評価は大阪・東京会場とも9割を超える受講生が「満足」、「やや満足」と回答があり、高い評価を得た。	

は、事業者の製品安全の向上に資する取組として、使用者特性を考慮した安全設計や事故発生メカニズムに関する技術情報等について、業務報告会、社会人講座での講座開設、ホームページ、メールマガジン等を通じて提供する。

項目	件数	内容
業務報告会	2	東京・大阪各 1 回開催。事故動向及び最新の事故原因解析技術を口頭及びポスターセッションで紹介。東京会場は、386 名、大阪会場は、229 名、計 615 名が参加 (内訳は、事業者:382 名、消防:75 名、消費生活センター・消費者団体:37 名、その他:121 名)
社会人講座での講座開設	2 (大阪、東京各 1 回)	NITE 講座(応募者数:大阪 63 名、東京 48 名) 大阪、東京でそれぞれ 11 回、全 22 回開催
製品安全情報マガジンの発行	26	毎月 2 回(業務報告会 PR 用特別号及び台風 21 号・北海道地震の災害時における事故防止の特別号各 1 回含む。)発行 登録者数:7,524 名(平成 31 年 3 月末)

上記の他に、事業者への製品安全対策の周知・情報提供の取組としては下表のとおり、業界団体等からの依頼に対して、講師を派遣し、事業者の製品安全に対する意識の向上を目指した。

項目	件数	内容
業界団体等への講師派遣	13	・サプライチェーンの構造に潜む製品事故原因とその究明 ・誤使用・不注意による家庭用製品の事故と対策の状況 他

業界団体からの依頼に基づき、事業所内(大阪、東京、東北)の見学に下表のとおり対応した。

項目	件数	備考
事業所試験室等の見学受入	16	住宅部品業界、電気製品関係業界、通信販売協会ほか(217 名)

事業者から機構の注意喚起情報を社内での教育等に使用したい旨の要請が相次ぎ、下表のとおり対応した。

事業者数	映像等資料提供件数
27	79

●安全な製品の流通を目的とした修理受付情報等を基にした不具合情報の分析結果の提供
協力協定締結流通事業者 2 社から受領した修理受付情報等(うち 1 件は非重大製品事故通知)から、事故発生に至る可能性のある不具合情報を分析・抽出し、これと

			併せて機構が保有する類似事故情報等を当該事業者提供した。これにより、当該流通事業者の自主的な製品安全活動の促進が期待される。 さらに、産業構造審議会製品安全小委員会で示された誤使用情報収集スキームに基づき、誤使用情報 19 件の提供を受け、分析データとして活用した。 ●製造事業者との技術支援に係る連携 事業者の製品安全に対する自主的な取組を促進するため、下表のとおり実験施設を活用し、事業者への技術支援を行った。 そのうち、燃焼技術センターでは、平成 30 年度に電子ピアノ、レジスター、プリンター等の燃焼性確認実験等を事業者等と共同で実施し、事業者のより安全な製品設計の取組を支援するとともに、機構は同種事故原因究明調査における燃焼実験のための技術情報を蓄積した。 <table><tr><td>連携内容</td><td>連携した製造事業者等</td><td>施設名</td></tr><tr><td>電子ピアノ、レジスター、プリンターの燃焼性確認実験 (延べ 6 日間実施)</td><td>電気関係</td><td>燃焼技術センター 製品燃焼実験施設</td></tr></table> ●業界団体との意見交換会の実施 業界団体からの依頼に基づき、関係する事故情報とその対策、サイレントチェンジ問題、製品事故予測システムの開発状況等について意見交換会を実施した。 ・一般財団法人家電製品協会(事故動向、高齢者事故対策等) ・モバイルコンピューティング推進コンソーシアム(モバイルバッテリー、スマホの事故等) ・一般社団法人リビングアメニティ協会(住宅関連製品の事故事例とその対策等) ・一般社団法人日本ガス石油機器工業会(中古品の事故対策、換気扇の経年劣化事故対策等)	連携内容	連携した製造事業者等	施設名	電子ピアノ、レジスター、プリンターの燃焼性確認実験 (延べ 6 日間実施)	電気関係	燃焼技術センター 製品燃焼実験施設	
連携内容	連携した製造事業者等	施設名								
電子ピアノ、レジスター、プリンターの燃焼性確認実験 (延べ 6 日間実施)	電気関係	燃焼技術センター 製品燃焼実験施設								
3. 消費者の製品安全意識の向上に対する支援	3. 消費者の製品安全意識の向上に対する支援	3. 消費者の製品安全意識の向上に対する支援	3. 消費者の製品安全意識の向上に対する支援 政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容 ●記者説明会(プレスリリース)等による製品事故防止に向けた注意喚起 消費者の製品安全意識の向上を目的とした情報提供等の取組では、下表のとおり記者説明会を実施し、TV報道・新聞報道を通じた消費者の誤使用・不注意による事故やリコール製品による事故に関する注意喚起を 15 件実施した。 記者説明会は、報道機関の参加の定着を図るべく毎月 1 回定期的に開催するとともに、報道実績の確保のため伝わりやすい内容を意識し、事実に基づくデータと分かりやすい映像を提供した。また、より幅広い報道の可能性を検討するため、1 月の記者説明会は東京と大阪の 2 か所において同時開催を試験的に実施した。さらに、機構各支所においては、各管内における事故情報を記者説明会に併せて取りまとめ、管内の報道機関向けの情報を提供するとともに、ホームページにも掲載した。 中国経済産業局で毎月開催される報道機関各社を集めた「局長プレス懇談会」において、機構の記者説明会資料と再現映像を使用して説明を行った(11 月、12 月)。 また、下表のとおり、全国地域婦人団体連絡協議会が主催する製品安全セミナーへの講師派遣依頼、独立行政法人国民生活センターで開催される消費生活相談員							

全意識の向上を支援する。	上を支援する。	具体的には、リコール情報や誤使用・不注意による事故事例、事故防止のための注意点等について、記者説明会、注意喚起リーフレット、ホームページ等を通じて提供する。	また、製品安全教育への取組として、事故品(実物)の見学による一般消費者への啓発や消費者団体からの製品安全に関する講師派遣依頼への対応、大学と連携し、近い将来、製品の設計、製造、販売に携わる人材の教育を行い、もって	に対する製品安全関係の講演依頼等に対応した。																	
				<table><tr><th>項目</th><th>件数</th><th>内容</th></tr><tr><td>プレス発表</td><td>15</td><td>毎月定例の記者説明会(12回)では、電気用品安全法の規制対象となったモバイルバッテリーをはじめとするLiB搭載製品やスマホ等の充電ケーブルの異常過熱事故を再現映像も新規に作成し取り上げ、多くの報道実績につながった。また、消費者の誤使用や不注意による事故が多い暖房器具や配線器具、電動車いすの踏切事故等高齢者が重篤な被害を受ける事故の注意喚起を行った。 また、アマゾンジャパンとの協力協定について記者説明会を開催するとともに、札幌市、名古屋市、福岡県とスプレー缶による事故が多発したことを受け、資料公表によるプレス発表を行った。</td></tr><tr><td>製品安全セミナー等への講師派遣</td><td>7</td><td>岩手県、熊本県、新潟県、岡山県、徳島県、島根県、石川県開催に講師を派遣した(聴講者数計:864名)。</td></tr><tr><td>国民生活センターへの講師派遣</td><td>2</td><td>消費生活相談員研修へ講師を派遣した(聴講者数計:87名)(再掲)。</td></tr><tr><td>消費者団体・消費生活センター等への講師派遣</td><td>12</td><td>消費者団体・消費生活センター等が主催する「消費者への製品事故防止に関する講演」依頼に対応した(聴講者数計:746名)。</td></tr></table>	項目	件数	内容	プレス発表	15	毎月定例の記者説明会(12回)では、電気用品安全法の規制対象となったモバイルバッテリーをはじめとするLiB搭載製品やスマホ等の充電ケーブルの異常過熱事故を再現映像も新規に作成し取り上げ、多くの報道実績につながった。また、消費者の誤使用や不注意による事故が多い暖房器具や配線器具、電動車いすの踏切事故等高齢者が重篤な被害を受ける事故の注意喚起を行った。 また、アマゾンジャパンとの協力協定について記者説明会を開催するとともに、札幌市、名古屋市、福岡県とスプレー缶による事故が多発したことを受け、資料公表によるプレス発表を行った。	製品安全セミナー等への講師派遣	7	岩手県、熊本県、新潟県、岡山県、徳島県、島根県、石川県開催に講師を派遣した(聴講者数計:864名)。	国民生活センターへの講師派遣	2	消費生活相談員研修へ講師を派遣した(聴講者数計:87名)(再掲)。	消費者団体・消費生活センター等への講師派遣	12	消費者団体・消費生活センター等が主催する「消費者への製品事故防止に関する講演」依頼に対応した(聴講者数計:746名)。		
項目	件数	内容																			
プレス発表	15	毎月定例の記者説明会(12回)では、電気用品安全法の規制対象となったモバイルバッテリーをはじめとするLiB搭載製品やスマホ等の充電ケーブルの異常過熱事故を再現映像も新規に作成し取り上げ、多くの報道実績につながった。また、消費者の誤使用や不注意による事故が多い暖房器具や配線器具、電動車いすの踏切事故等高齢者が重篤な被害を受ける事故の注意喚起を行った。 また、アマゾンジャパンとの協力協定について記者説明会を開催するとともに、札幌市、名古屋市、福岡県とスプレー缶による事故が多発したことを受け、資料公表によるプレス発表を行った。																			
製品安全セミナー等への講師派遣	7	岩手県、熊本県、新潟県、岡山県、徳島県、島根県、石川県開催に講師を派遣した(聴講者数計:864名)。																			
国民生活センターへの講師派遣	2	消費生活相談員研修へ講師を派遣した(聴講者数計:87名)(再掲)。																			
消費者団体・消費生活センター等への講師派遣	12	消費者団体・消費生活センター等が主催する「消費者への製品事故防止に関する講演」依頼に対応した(聴講者数計:746名)。																			
				記者説明会に加え、取材対応等、製品安全情報のマスコミへの情報提供を積極的に進めた結果、新聞には237件(うち五大紙52件)報道されたほか、テレビ等の報道は211件(うち全国放送67件)、延べ7時間9分放送され(平成29年度 5時間44分)、消費者の製品安全意識の向上及び事故の未然防止に貢献するとともに、事業者の行う自主回収製品への注意喚起に協力した。 また、雑誌等への記事掲載が65件(うち出版社からの求めに応じた寄稿が14件)あり、製品安全の啓発、技術情報の提供を行った。																	
				<table><tr><th>項目</th><th>件数</th><th>備考</th></tr><tr><td>新聞掲載 (Web ニュース含む)</td><td>237 ※52</td><td>※うち五大紙:読売、朝日、毎日、産経、日経(全国版)の掲載件数</td></tr><tr><td>テレビ等の報道 (ネットTV含む)</td><td>211 ※67</td><td>※うち全国放送された件数</td></tr><tr><td>雑誌等への記事掲載</td><td>65 ※14</td><td>※うち出版社等からの求めに応じて寄稿した件数</td></tr></table>	項目	件数	備考	新聞掲載 (Web ニュース含む)	237 ※52	※うち五大紙:読売、朝日、毎日、産経、日経(全国版)の掲載件数	テレビ等の報道 (ネットTV含む)	211 ※67	※うち全国放送された件数	雑誌等への記事掲載	65 ※14	※うち出版社等からの求めに応じて寄稿した件数					
項目	件数	備考																			
新聞掲載 (Web ニュース含む)	237 ※52	※うち五大紙:読売、朝日、毎日、産経、日経(全国版)の掲載件数																			
テレビ等の報道 (ネットTV含む)	211 ※67	※うち全国放送された件数																			
雑誌等への記事掲載	65 ※14	※うち出版社等からの求めに応じて寄稿した件数																			
				●社会的に注目度の高い製品事故への即時対応																	
				東北新幹線の車内で発生したモバイルバッテリーの発煙事故、ボタン電池からの出火原因が疑われるホームセンターの全焼火災事故(大阪)、消臭スプレーのガス抜きが引き金となった爆発的火災事故(札幌市)、冬期に発生した石油ストーブ等暖房器具によるものと思われる火災等、社会的に注目度の高い事故が相次いで発生し、その都度マスコミからの取材及び再現映像の提供依頼が殺到し、迅速に対応した。																	
				取材対応件数:105件 映像・資料提供件数:175件																	
				映像提供本数:731本																	
				(取材対応等を行った社会的注目度の高い製品事故)																	

	安全な製品の普及を図る。 さらに、広報室によるソーシャルメディアを使った情報提供について、製品安全に係るコンテンツの提供等、積極的に参画することで、幅広い世代に対して製品安全情報を提供し、安全啓発、注意喚起を推進する。		国・自治体等が主催する展示会への出展依頼、消防等からの講師派遣依頼について、下表のとおり対応した。 <table><tr><th>項目</th><th>件数</th><th>内容</th></tr><tr><td>国・自治体等主催の展示会への出展</td><td>19</td><td>経済産業局、大阪府、名古屋市、高松市、日立市、河内長野市、東京都文京区ほか</td></tr><tr><td>消防等への講師派遣</td><td>30</td><td>消防学校（大阪府、長崎県、高知県、香川県、石川県、宮城県、新潟県ほか） 火災実務研修会等</td></tr></table> 国、地方公共団体、消防機関等からの依頼に基づき、消費者関係者に対して事業所内の試験室等（大阪、東京、燃焼技術センター、各支所）の見学に下表のとおり対応した。 <table><tr><th>依頼先</th><th>件数（人数）</th><th>備考</th></tr><tr><td>国</td><td>10（137）</td><td>製品安全研修ほか</td></tr><tr><td>地方公共団体</td><td>1（7）</td><td></td></tr><tr><td>教育機関</td><td>6（91）</td><td>大学</td></tr><tr><td>消防</td><td>3（214）</td><td></td></tr><tr><td>消費者団体</td><td>2（91）</td><td></td></tr><tr><td>海外関係機関</td><td>5（55）</td><td>台湾 BSMI、タイ TISI、マレーシア</td></tr><tr><td>計</td><td>27（595）</td><td></td></tr></table> ●事故防止を目的としたリーフレット、ミニポスター等の作成 記者説明会に合わせて作成したポスター及び動画を製品群ごとに分類し、機構のホームページに掲載して公開した（15 件）。 また、YouTube 機構公式チャンネルに、誤使用や不注意による事故の注意ポイントを分かりやすくまとめた動画を 184 件公開し、より広い世代への情報提供を目指す取組を実施した。 <table><tr><th>項目</th><th>件数</th><th>内容</th></tr><tr><td>ミニポスターの作成・ホームページ掲載</td><td>15</td><td>プレス発表に際して新規作成し、記者説明会場に掲示したポスターで、事故の再現実験映像とともに、ホームページで紹介。</td></tr></table> ●製品安全の意識の向上を目的とした、大学教育機関との連携に基づく製品安全に係る情報提供の取組 平成 29 年度から青山学院大学大学院製品安全講座を開講・実施した。 当該講座の受講によって、消費者として、より安全な生活の実現のために何が必要か考える力が養われるとともに、将来、企業で製品の設計、製造、販売に携わる際に、講座で得た製品安全の知識を活かし、製品安全に資することが期待される。	項目	件数	内容	国・自治体等主催の展示会への出展	19	経済産業局、大阪府、名古屋市、高松市、日立市、河内長野市、東京都文京区ほか	消防等への講師派遣	30	消防学校（大阪府、長崎県、高知県、香川県、石川県、宮城県、新潟県ほか） 火災実務研修会等	依頼先	件数（人数）	備考	国	10（137）	製品安全研修ほか	地方公共団体	1（7）		教育機関	6（91）	大学	消防	3（214）		消費者団体	2（91）		海外関係機関	5（55）	台湾 BSMI、タイ TISI、マレーシア	計	27（595）		項目	件数	内容	ミニポスターの作成・ホームページ掲載	15	プレス発表に際して新規作成し、記者説明会場に掲示したポスターで、事故の再現実験映像とともに、ホームページで紹介。	4 月 配線器具の「たこ足配線」が疑われる火災・死亡事故（大阪） 7 月 宿泊施設での手すり落下・死亡事故（栃木県） 9 月 北海道地震に伴う事故 11 月 東北新幹線でのモバイルバッテリー発煙・発火事故 11 月 ホームセンター全焼事故（大阪） 12 月 ガソリン混入灯油の販売（三重） 12 月 不動産店の消臭スプレーのガス抜きによる火災（札幌） 1 月 居酒屋でのカセットこんろ用ガスボンベの破裂事故（東京） ●6 月にアマゾンジャパンと「製品安全に係る活動の協力に関する協定」を締結し、誤使用・不注意情報の収集に努めるとともに、アマゾンジャパンがスマートフォンやノートパソコン、モバイルバッテリー、扇風機等の製品ごとの購入者に対して、それぞれ関連のある機構の注意喚起情報（プレスリリース資料、再現映像）を付与した「Amazon あんしんメール」が計 50 回配信された。 これに伴い、製品安全のホームページへのアクセス数が約 8 万回増加し、機構の YouTube 視聴回数が急増し 390 万回を超過した。 Amazon あんしんメールの配信実績 <table><tr><th>対象製品（機構情報）</th><th>対象の顧客</th><th>回数</th></tr><tr><td>モバイルバッテリー（急増！ノートパソコン、モバイルバッテリー、スマホの事故）</td><td>購入後 1 ヶ月</td><td>11</td></tr><tr><td>スマートフォン・ノートパソコン（急増！ノートパソコン、モバイルバッテリー、スマホの事故）</td><td>購入後 1 ヶ月</td><td>10</td></tr><tr><td>ヘアドライヤー（春から新生活！！～電子レンジ、ヘアドライヤー、洗濯機、身近な家電の使い方に注意～）</td><td>購入後 1 ヶ月</td><td>9</td></tr><tr><td>電気ストーブ（冬は火災が増加！安全に暖かく暮らすには？～電気ストーブは正しく使いましょう～）</td><td>過去 5 年</td><td>5</td></tr><tr><td>延長コード（冬場の安全な暮らしのために～延長コードやテーブルタップの正しい使い方～）</td><td>過去 5 年</td><td>5</td></tr><tr><td>石油ストーブ（暖房器具の事故により 5 年間で 107 名死亡～誤使用・不注意による火災を防ぎましょう～）</td><td>過去 5 年</td><td>4</td></tr><tr><td>エアコン（扇風機やエアコンの思わぬ火災を防ぐには？～古い扇風機や、エアコンの電源コードに注意～）</td><td>購入後 1 ヶ月</td><td>2</td></tr><tr><td>扇風機（扇風機やエアコンの思わぬ火災を防ぐには？～古い扇風機や、エアコンの電源コードに注意～）</td><td>購入後 10 年以上</td><td>1</td></tr><tr><td>照明器具（照明器具が関係する火災が起きています。蛍光灯照明を長く使っていないか、白熱灯照明の周りに燃えやすい物がないか確認しましょう）</td><td>購入後 10 年以上</td><td>2</td></tr><tr><td>スプレー（スプレー缶で思わぬ事故が発生しています）</td><td>購入後 1 ヶ月</td><td>1</td></tr></table>	対象製品（機構情報）	対象の顧客	回数	モバイルバッテリー（急増！ノートパソコン、モバイルバッテリー、スマホの事故）	購入後 1 ヶ月	11	スマートフォン・ノートパソコン（急増！ノートパソコン、モバイルバッテリー、スマホの事故）	購入後 1 ヶ月	10	ヘアドライヤー（春から新生活！！～電子レンジ、ヘアドライヤー、洗濯機、身近な家電の使い方に注意～）	購入後 1 ヶ月	9	電気ストーブ（冬は火災が増加！安全に暖かく暮らすには？～電気ストーブは正しく使いましょう～）	過去 5 年	5	延長コード（冬場の安全な暮らしのために～延長コードやテーブルタップの正しい使い方～）	過去 5 年	5	石油ストーブ（暖房器具の事故により 5 年間で 107 名死亡～誤使用・不注意による火災を防ぎましょう～）	過去 5 年	4	エアコン（扇風機やエアコンの思わぬ火災を防ぐには？～古い扇風機や、エアコンの電源コードに注意～）	購入後 1 ヶ月	2	扇風機（扇風機やエアコンの思わぬ火災を防ぐには？～古い扇風機や、エアコンの電源コードに注意～）	購入後 10 年以上	1	照明器具（照明器具が関係する火災が起きています。蛍光灯照明を長く使っていないか、白熱灯照明の周りに燃えやすい物がないか確認しましょう）	購入後 10 年以上	2	スプレー（スプレー缶で思わぬ事故が発生しています）	購入後 1 ヶ月	1
				項目	件数	内容																																																																						
				国・自治体等主催の展示会への出展	19	経済産業局、大阪府、名古屋市、高松市、日立市、河内長野市、東京都文京区ほか																																																																						
				消防等への講師派遣	30	消防学校（大阪府、長崎県、高知県、香川県、石川県、宮城県、新潟県ほか） 火災実務研修会等																																																																						
				依頼先	件数（人数）	備考																																																																						
				国	10（137）	製品安全研修ほか																																																																						
				地方公共団体	1（7）																																																																							
				教育機関	6（91）	大学																																																																						
				消防	3（214）																																																																							
				消費者団体	2（91）																																																																							
海外関係機関	5（55）	台湾 BSMI、タイ TISI、マレーシア																																																																										
計	27（595）																																																																											
項目	件数	内容																																																																										
ミニポスターの作成・ホームページ掲載	15	プレス発表に際して新規作成し、記者説明会場に掲示したポスターで、事故の再現実験映像とともに、ホームページで紹介。																																																																										
対象製品（機構情報）	対象の顧客	回数																																																																										
モバイルバッテリー（急増！ノートパソコン、モバイルバッテリー、スマホの事故）	購入後 1 ヶ月	11																																																																										
スマートフォン・ノートパソコン（急増！ノートパソコン、モバイルバッテリー、スマホの事故）	購入後 1 ヶ月	10																																																																										
ヘアドライヤー（春から新生活！！～電子レンジ、ヘアドライヤー、洗濯機、身近な家電の使い方に注意～）	購入後 1 ヶ月	9																																																																										
電気ストーブ（冬は火災が増加！安全に暖かく暮らすには？～電気ストーブは正しく使いましょう～）	過去 5 年	5																																																																										
延長コード（冬場の安全な暮らしのために～延長コードやテーブルタップの正しい使い方～）	過去 5 年	5																																																																										
石油ストーブ（暖房器具の事故により 5 年間で 107 名死亡～誤使用・不注意による火災を防ぎましょう～）	過去 5 年	4																																																																										
エアコン（扇風機やエアコンの思わぬ火災を防ぐには？～古い扇風機や、エアコンの電源コードに注意～）	購入後 1 ヶ月	2																																																																										
扇風機（扇風機やエアコンの思わぬ火災を防ぐには？～古い扇風機や、エアコンの電源コードに注意～）	購入後 10 年以上	1																																																																										
照明器具（照明器具が関係する火災が起きています。蛍光灯照明を長く使っていないか、白熱灯照明の周りに燃えやすい物がないか確認しましょう）	購入後 10 年以上	2																																																																										
スプレー（スプレー缶で思わぬ事故が発生しています）	購入後 1 ヶ月	1																																																																										

			また、平成 28 年度から上智大学大学院において、製品安全に関する講座の特別講師として招へいされ、平成 30 年度も同様に実施した。		
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

I-2.化学物質管理分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I―2	化学物質管理			
業務に関連する政策・施策	安全・安心 のうち、 化学物質管理	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化学物質審査規制法、化審法） 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法、化管法） 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（化学兵器禁止法、化兵法）	
当該項目の重要度、難易度	【基幹目標】 (1)未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)の方針に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）等の執行・支援業務により得られた技術的知見とデータを活用することにより審査における試験負担の軽減や規制の合理化に貢献し、事業者の負担・コストの削減及び健全な産業活動の推進を支援する。 (2)特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）の届出等の執行支援や化学物質管理に有用な情報の提供を通じて、企業や自治体における化学物質管理の改善を促進する。 【重要度：高】【優先度：高】【難易度：高】 1. (3) リスク評価の加速化及び新規審査・確認制度の合理化への取組 【難易度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0398, 0399	

3. 主要な経年データ														
③ 主要なアウトプット(アウトカム) 情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年 度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
【基幹目標】 (1)機構が提案した高分子化合物試験の合理化による、事業者の試験コスト	平成 29 年 度比 13%削 減		－	－	－	－	75 件 (1.1 億円)	予算額(千円)	22,542,448 の内数	1,559,494	1,224,314	1,208,159	1,311,666	
【基幹目標】 (2)化学物質の生産量等を考慮した、環境排出量	前年度と同 レベルに維 持		－	－	－	－	大気＋水域 への排出量 144,746 トン (+0.4%)	決算額(千円)	17,752,154 の内数	1,532,405	1,195,449	1,327,110	1,279,242	
届出された製造・輸入数量等についての技術的な確認・整理件数	全件実施	(参考)過去 3 年 平均 8,596 件(一 般 化 学 物 質)、209 件 (優先評価 化学物質) (平成 27 年	－	・物質リスト 作成 97,951 件 ・製造・輸入 数量の集計 物質数 一般化学物 質 6,718 物	・物質リスト 作成 98,539 件 ・製造・輸入 数量の集計 物質数 一般化学物 質 6,667 物	・物質リスト 作成 99,391 件 ・製造・輸入 数量の集計 物質数 一般化学物 質 6,653 物	・物質リスト 作成 102,376 件 ・製造・輸入 数量の集計 物質数 一般化学物 質 6,738 物	経常費用(千円)	1,375,091	1,132,532	1,193,162	1,231,773	1,247,077	

		度からカウン ト方法を変 更)		質 優先評価化 学物質 152 物質 (全件実施)	質 優先評価化 学物質 163 物質 (全件実施)	質 優先評価化 学物質 172 物質 (全件実施)	質 優先評価化 学物質 180 物質 (全件実施)						
化学物質のスクリーニング 評価及びリスク評価Ⅰに 関する国に対する情報提 供物質数	全件実施	(参考)過去 3 年 平 均 7,206 物 質 (スクリー ニング評価)、 過去 3 年平 均 156 物 質 (リスク評価 Ⅰ)	—	・スクリー ニング評価の 実 施 延 べ 7,214 物 質 ・リスク評 価 の実施 評 価 Ⅰ：延 べ 160 物 質 (全件実施)	・スクリー ニング評価の 実 施 延 べ 7,243 物 質 ・リスク評 価 の実施 評 価 Ⅰ：延 べ 169 物 質 (全件実施)	・スクリー ニング評価の 実 施 延 べ 7,250 物 質 ・リスク評 価 の実施 評 価 Ⅰ：延 べ 177 物 質 (全件実施)	・スクリー ニング評価の 実 施 延 べ 7,197 物 質 ・リスク評 価 の実施 評 価 Ⅰ：延 べ 196 物 質 (全件実施)	経常利益(千円)	▲4,952	▲25,708	4,790	▲6,928	13,221
リスク評価Ⅱに関する国に 対する情報提供物質数	全件実施	(参考)過去 3 年 平 均 6 物 質	—	7 物 質 (全件実施)	9 物 質 (全件実施)	8 物 質 (全件実施)	評価Ⅱ：7 物 質 (全件実施)	行政サービス実 施コスト(千円)	—	1,144,796	1,209,046	1,187,344	1, 251, 715
新規化学物質の事前審 査・確認に関する資料作 成件数	全件実施	(参考)過去 3 年 平 均 343 件	—	333 件 (全件実施)	307 件 (全件実施)	288 件 (全件実施)	278 件 (全件実施)	従事人員数	422 の内数	68	66	64	62
構造活性相関手法による 予測結果の国への提供 物質数	全件実施	(参考)過去 3 年 平 均 268 件	—	341 件	194 物質 (全件実施)	303 物質 (全件実施)	303 物質 (全件実施)						
GLPに係る試験施設の基 準適合確認件数	全件実施	(参考)過去 3 年平均 3 件	—	4 件 (全件実施)	3 件 (全件実施)	0 件 (全件実施)	3 件 (全件実施)						
少量新規化学物質、中 間物等の申出書類の技 術的事項の確認件数	全件実施	(参考)過去 3 年 平 均 36,027 件 (少 量 新 規)、182 件 (中間物等)	—	・少 量 新 規 化 学 物 質 36,370 件 ・中 間 物 等 187 件 (全件実施)	・少 量 新 規 化 学 物 質 35,759 件 ・中 間 物 等 153 件 (全件実施)	・少 量 新 規 化 学 物 質 37,013 件 ・中 間 物 等 166 件 (全件実施)	・少 量 新 規 化 学 物 質 25,567 件 ・中 間 物 等 178 件 (全件実施)						
化審法に基づく立入検査 の実施件数	全件実施	(参考)過去 3 年 平 均 30 件(中間 物 等)、15 件(少 量 新 規) ＊少量中間 物等は平成 28 年度から 開始	—	・中 間 物 等 29 件 ・少 量 新 規 化 学 物 質 16 件 (全件実施)	・中 間 物 等 31 件 ・少 量 中 間 物等 4 件 ・少 量 新 規 化 学 物 質 15 件 (全件実施)	・中 間 物 等 37 件 ・少 量 中 間 物等 15 件 ・少 量 新 規 化 学 物 質 19 件 (全件実施)	・中 間 物 等 26 件 ・少 量 中 間 物等 20 件 ・少 量 新 規 化 学 物 質 18 件 (全件実施)						
新たな化学物質の公示 名称原案作成物質数	全件実施	(参考)過去 3 年 平 均	—	・化 審 法 の 新 規 化 学 物	・化 審 法 の 新 規 化 学 物	・化 審 法 の 新 規 化 学 物	・化 審 法 の 新 規 化 学 物						

		化審法 215 件、安衛法 937 件(平成 27 年度から カウント方法 を変更)		質 名 称 案 207 件 ・化 審 法 の 優先評価化 学物質名称 案 22 件 <
--	--	---	--	---

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
	Ⅱ－2. 化学物質管理分野 【基幹目標】 (1) 未来投資戦略 2017 (平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) の方針に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (以下「化審法」という。)等の執行・支援業務により得られた技術的知見とデータを活用することにより審査における試験負担の軽減や規制の合理化に貢献し、事業者の負担・コストの削減及び健全な産業活動の推進を支援する。 (2) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の	Ⅰ－2. 化学物質管理分野 【基幹目標】 (1) 未来投資戦略 2017 (平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) の方針に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (以下「化審法」という。)等の執行・支援業務により得られた技術的知見とデータを活用することにより審査における試験負担の軽減や規制の合理化に貢献し、事業者の負担・コストの削減及び健全な産業活動の推進を支援する。 (2) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の	【重要度：高】 【優先度：高】 【難易度：高】 (1) 機構が提案した高分子化合物試験の合理化により、事業者の試験コストを平成 29 年度比 13%削減 (2) 化学物質の生産量等を考慮し、環境排出量を前年度と同レベルに維持 (なお、環境排出量は大気及び水域へ排出された量の合計値とし、また、各年度において集計した値とする)	【基幹目標】 (1) 未来投資戦略 2017 (平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) の方針に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (以下「化審法」という。)等の執行・支援業務により得られた技術的知見とデータを活用することにより審査における試験負担の軽減や規制の合理化に貢献し、事業者の負担・コストの削減及び健全な産業活動の推進を支援する。 (2) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (以下「化管法」という。)の届出等の執行支援や化学物質管理に有用な情報の提供を通じて、企業や自治体における化学物質管理の改善を促進する。 上記 2 つの目標を達成するため、以下を実施した。	全体評価：A 指標を含め事業計画を全て達成したことに加え、以下について、機構独自の知見・技術や連携を生かして主体的に取組を行い、行政や産業界、国民に積極的に働きかけることにより、社会や産業界に対し事業計画で求められる水準を超える効果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。	
				①改正化審法の施行に向け、申請処理を効率化する化学物質構造表記コードを作成するシステムを構築し(平成 30 年度中)、円滑な執行を支援するとともに、化学物質の有害性と構造との定量的な関係 (QSAR) に基づく安全性評価の審査等への適用に取り組む。 ②企業や自治体における化学物質管理を促進するため、排出量データを地図上に表示するシステム (PRTR マップ) を公表し、必要な助言を行う。 ③化学物質の名称や構造式等の情報を検索できるシステム (NITE-CHRIP) を活用し、ワンストップで各種法令の申請サイトにアクセスできる化学物質管理プラットフォームを構築 (平成 30 年度中)	○化審法の新規化学物質審査の事業者の負担・コスト削減 高分子フロースキームの新たな試験方法等、改正内容に関する情報を積極的に発信することにより、事業者の試験コストを平成 29 年度比 23%削減した。 ○化審法の少量新規化学物質等確認制度の合理化 申請処理を効率化するための NITE MOL ファイル作成システムを構築し Web サイトで公開するとともに、MOL ファイル作成に関する FAQ や、作成方法説明動画を作成し、公開した。少量新規化学物質等の用途分類表及び排出係数一覧表を新規制定し、審議会でオーソライズされた後、公開された。さらに NITE の Web サイトに当該用途分類の解説資料等を掲載し、事業者からの問合せ対応等を行う等、事業者の少量新規化学物質等の円滑な届出を支援した。 ○事業所周辺の化学物質のリスク管理の推進に向けた取組 PRTR マップを公表するとともに、PRTR マップデータを利用者がダウンロードして二次利用可能な形式のデータを作成し公表した。地方自治体と連携し、地域特性を加味した精度の高い大気中濃度の予測手法を開発。検討内容をとりまとめたパンフレットを作成し、公開した。また、リスクが懸念される地点が所在する地方自治体を明らかにするため、全国を対象にリスク試算を実施した。 ○NITE-CHRIP を活用した化学物質管理プラットフォームの構築 NITE-CHRIP を活用し、各種法令の申請サイト等にワンストップでアクセスできる化学物質管理プラットフォームを構築し公開した。また、平成 29 年度から先行して NITE-CHRIP の既存ページに、経済産業省・他省庁の法規制の手続き・申請サイトや関連サイトへのリンクを拡充したところ、検索リクエス数が 340 万件となり、過去 5 年平均 (278 万件) と比較して 22%増加した。 ○事業者への化学物質管理に関する情報発信 Web サイトに海外の化学物質の規制動向を国内に発信するページを新設したところ、新たに公開した情報について、半年間で 11 万件を超えるアクセス数があった。 NITE 講座については、前期 (東京) ・後期 (大阪) で実施。後期では、中小企業枠を設けたところ、中小企業からの参加者が 1 割から 4 割に増加。また、東京と名古屋にサテライト会場を設け、平成 29 年度に比べ 60 人多く NITE 講座を受講してもらうことができた。 NITE ケミマガについては、情報収集サイトについて見直しを行い、海外情報等を強化した。登録者数は 7,048 から 7,692 となり、644 名 (9.1%) 増加した。	

	及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)の届出等の執行支援や化学物質管理に有用な情報の提供を通じて、企業や自治体における化学物質管理の改善を促進する。	改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)の届出等の執行支援や化学物質管理に有用な情報の提供を通じて、企業や自治体における化学物質管理の改善を促進する。				
	1. 化審法の執行・執行支援業務 化審法の執行等を支援するため、新規化学物質に係る審査支援等を的確に実施するとともに、化学物質管理制度の着実な運用に資するためのリスク評価等を実施する。 また、改正化審法の施行に向け、新たに策定された基準等に対応する体制を整備するとともに、新制	1. 化審法の執行・執行支援業務 化審法の執行等を支援するため、新規化学物質に係る審査支援等を的確に実施するとともに、化学物質管理制度の着実な運用に資するためのリスク評価等を実施する。 また、改正化審法の施行に向け、新たに策定された基準等に対応する体制を整備するとともに、新制度				

度の円滑な 執行を技術 的に支援す る。 (1)リスク評 価・新規化 学物質の事 前審査等 化審法に おける化学 物質のスク リーニング 評価及びリ スク評価(※) に関連して、 経済産業省 の要請に基 づき、国が 実施する評 価に必要な 情報を提供 する。また、 化審法に基 づく新規化 学物質の事 前審査・確 認に関する 資料作成、 GLP(優良 試験所基準 (Good Laboratory Practice)) に係る試験 施設の基準 適合確認、 製造事業者 等に対する 立入検査等 を経済産業 省の指示に 基づき実施 する。さら に、申請処 理を効率化 するための	の円滑な執 行を技術的 に支援する。 (1)リスク評 価・新規化 学物質の事 前審査等 化審法に おける化学 物質のスク リーニング 評価及びリ スク評価(※) に関連して、 経済産業省 の要請に基 づき、国が 実施する評 価に必要な 情報を提供 する。また、 化審法に基 づく新規化 学物質の事 前審査・確 認に関する 資料作成、 GLP(優良 試験所基準 (Good Laboratory Practice)) に係る試験 施設の基準 適合確認、 製造事業者 等に対する 立入検査等 を経済産業 省の指示に 基づき実施 する。さら に、申請処 理を効率化 するための 化学物質構 造表記コー				
--	---	--	--	--	--

化学物質構造表記コードを作成するシステムを構築するとともに化学物質の有害性と構造との定量的な関係（QSAR）に基づく安全性評価の審査等への適用に取り組む。	ドを作成するシステムを構築するとともに化学物質の有害性と構造との定量的な関係（QSAR）に基づく安全性評価の審査等への適用に取り組む。										
	①化学物質のリスク評価等 ア 化審法に基づき経済産業省に届出された製造・輸入数量等について、経済産業省の要請に基づき、技術的な確認・整理を行い物質リストを作成するとともに、物質ごとに製造・輸入数量等を集計する。	届出された製造・輸入数量等についての技術的な確認・整理件数（全件実施）	①化学物質のリスク評価等 ア 届出された製造・輸入数量等の技術的な確認・整理等の実施 ●製造・輸入数量等の技術的な確認・整理、物質リスト作成（全件実施） 化審法に基づき経済産業省に届け出られた物質が製造・輸入数量の届出対象物質であるか等の技術的な確認等を全件実施した。この確認結果を用いて、平成 31 年度以降事業者が届出に使用する物質リストについて修正、追加、削除等を行った。最新版の物質リスト 102,376 件を平成 31 年 3 月 29 日に公開した。 ●製造・輸入数量の集計（全件実施） 化審法に基づき経済産業省に届出された製造・輸入数量を集計し、一般化学物質（化審法に登録されている化学物質のうち、いかなる規制対象にも指定されていない化学物質） 6,738 物質及び優先評価化学物質（人の健康と生態系に影響を及ぼす懸念がありリスク評価を優先的に行うべきと判断された化学物質） 180 物質の製造・輸入数量の集計結果を経済産業省に報告し、それぞれ平成 31 年 3 月 28 日及び 3 月 20 日に経済産業省から公表された。 <table><tr><td>製造／輸入数量等の技術的な確認</td><td>平成 31 年度版化審法物質リストに掲載したレコード数 うち、追加、修正及び削除したレコード数</td><td>（全数） 102,376 件 うち、5,860 件</td></tr><tr><td>製造・輸入数量の集計物質数</td><td>一般化学物質 優先評価化学物質</td><td>6,738 物質 180 物質</td></tr></table>	製造／輸入数量等の技術的な確認	平成 31 年度版化審法物質リストに掲載したレコード数 うち、追加、修正及び削除したレコード数	（全数） 102,376 件 うち、5,860 件	製造・輸入数量の集計物質数	一般化学物質 優先評価化学物質	6,738 物質 180 物質	・製造・輸入数量等についての技術的な確認・整理及び物質ごとの製造・輸入数量の集計を全件実施し、計画どおり達成した。 ・化審法のリスク評価等に用いる新たな用途分類及び排出係数の公表に合わせて、機構の Web サイトに当該用途分類の解説資料等を掲載し、事業者からの問合せにも 158 件対応した。 ・より適切な化学物質の評価・管理を行うために、平成 31 年度から 7 物質の一般化学物質及び 3 物質の優先評価化学物質については構造・組成等の情報が必要である。同情報を記載するための様式案を作成し、経済産業省に提出した。同様式は平成 30 年 9 月 11 日に経済産業省 Web サイトから公開された。 ・スクリーニング評価等を行うために、一般化学物質等の製造数量等の内容に関する照会方法を改正し、照会対応（251 件）を行った。これにより、届出照会業務について事業者で 500 時間、経済産業省で 465 時間、機構で 314 時間短縮することができた。	
製造／輸入数量等の技術的な確認	平成 31 年度版化審法物質リストに掲載したレコード数 うち、追加、修正及び削除したレコード数	（全数） 102,376 件 うち、5,860 件									
製造・輸入数量の集計物質数	一般化学物質 優先評価化学物質	6,738 物質 180 物質									
	イ 経済産業省の要請に基づき、一般化学物質のスクリーニング評価案及び経済産	・化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価Ⅰに関する国に対する情報	イ 一般化学物質のスクリーニング評価案及び優先評価化学物質のリスク評価案の作成・提供 ●一般化学物質のスクリーニング評価案の作成と提供（全件実施） 一般化学物質について、届出された製造・輸入数量を用いて環境中への排出量を算出し、クラス分け（暴露クラス付け）を行い、有害性情報（ヒト健康及び生態影響）を踏まえて優先評価化学物質に指定するべきかどうかのスクリーニング評価を行った。 一般化学物質の排出量の算出を行った物質数は、11,754 物質であった。この排出	一般化学物質のスクリーニング評価案及び優先評価化学物質のリスク評価案を作成し、国に対する情報提供を全件実施し、計画どおり達成した。 二硫化炭素の評価Ⅱにおいては、新たな知見を収集し、平成 30 年 9 月 21 日に開催された 3 省合同審議会において、分解性の判定替え（難分解性→良分解性）を行った上で、環境中での挙動を反映した合理的なリスク評価を実施した。							

	業大臣、厚生労働大臣及び環境大臣が指定した優先評価化学物質（以下「優先評価化学物質」という。）のリスク評価案を作成し、経済産業省、厚生労働省及び環境省（以下「3 省」という。）に提供する。	提供物質数（全件実施 ・リスク評価Ⅱに関する国に対する情報提供物質数（全件実施）	量算出結果を用いて暴露クラス付けを行った物質数は、7,599 物質であった。この暴露クラス付けの結果と厚生労働省、環境省から提供された有害性情報からスクリーニング評価を実施した物質数は、生態影響として 7,165 物質、ヒト健康影響として 6,919 物質であった。 <table><tr><td rowspan="5">一般化学物質のスクリーニング評価の実施</td><td>一般化学物質の排出量の算出物質数</td><td>11,754 物質</td></tr><tr><td>一般化学物質の暴露クラス付けを実施した物質数</td><td>7,599 物質</td></tr><tr><td rowspan="3">一般化学物質のスクリーニング評価を実施した物質数</td><td>合計(重複あり) 7,197 物質</td></tr><tr><td>生態影響： 7,165 物質</td></tr><tr><td>ヒト健康影響:6,919 物質</td></tr></table> ●優先評価化学物質のリスク評価案の作成と提供(全件実施) 優先評価化学物質のリスク評価は、より規制の厳しい第二種特定化学物質(人又は動植物への長期毒性があり、環境中に存在する濃度が人の健康と生態系に影響を及ぼすと懸念される化学物質)に指定すべきかどうか、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が判断するために行われる。 リスク評価は、長期毒性のデータを得ていない段階での「リスク評価(一次)」と、有害性調査指示等により得た長期毒性のデータを用いる「リスク評価(二次)」とに大きく分かれている。さらに、リスク評価(一次)では、リスク評価を進める優先順位付けを行う「評価Ⅰ」、事業者の詳細な用途等の取扱い情報の報告を求めるべきかについて判断するための「評価Ⅱ」、取扱い情報や追加モニタリングデータ等も用いて有害性調査指示を出す必要があるかについて判断するための「評価Ⅲ」の三段階に分かれている。 評価Ⅰについては、生態影響について 100 物質、ヒト健康影響について 118 物質実施した。 評価Ⅱについては、経済産業省、厚生労働省及び環境省(以下「3 省」という。)が作成した「評価Ⅱの実施スケジュール」に掲げられている優先評価化学物質 7 物質(アニリン、二硫化炭素、銅ピリチオン等)について、全件実施し、3 省にその情報を提供した。機構が作成したリスク評価書や評価に関連する資料を用いて 3 省合同審議会で審議が行われた。 評価Ⅱを実施するためには、評価対象物質の各種物理化学的性状等の情報が必要であることから、今後の評価スケジュールや製造輸入数量の経年変化等を見据えながら 198 物質(CAS 登録番号ベース)の優先評価化学物質について物理化学的性状に係る各種データを整備した。 <table><tr><td rowspan="7">優先評価化学物質のリスク評価の実施</td><td>リスク評価実施に向けた物理化学的性状に係る各種データを整備した物質数</td><td>198 物質</td></tr><tr><td rowspan="3">製造数量等の届出データを用いた優先評価化学物質の評価Ⅰを実施した物質数</td><td>合計(重複あり) 196 物質</td></tr><tr><td>生態影響:100 物質</td></tr><tr><td>ヒト健康影響:118 物質</td></tr><tr><td rowspan="3">優先評価化学物質について、評価Ⅱを実施した物質数</td><td>合計(重複あり) 7 物質</td></tr><tr><td>生態影響： 5 物質</td></tr><tr><td>ヒト健康影響： 3 物質</td></tr></table>	一般化学物質のスクリーニング評価の実施	一般化学物質の排出量の算出物質数	11,754 物質	一般化学物質の暴露クラス付けを実施した物質数	7,599 物質	一般化学物質のスクリーニング評価を実施した物質数	合計(重複あり) 7,197 物質	生態影響： 7,165 物質	ヒト健康影響:6,919 物質	優先評価化学物質のリスク評価の実施	リスク評価実施に向けた物理化学的性状に係る各種データを整備した物質数	198 物質	製造数量等の届出データを用いた優先評価化学物質の評価Ⅰを実施した物質数	合計(重複あり) 196 物質	生態影響:100 物質	ヒト健康影響:118 物質	優先評価化学物質について、評価Ⅱを実施した物質数	合計(重複あり) 7 物質	生態影響： 5 物質	ヒト健康影響： 3 物質	
一般化学物質のスクリーニング評価の実施	一般化学物質の排出量の算出物質数	11,754 物質																						
	一般化学物質の暴露クラス付けを実施した物質数	7,599 物質																						
	一般化学物質のスクリーニング評価を実施した物質数	合計(重複あり) 7,197 物質																						
		生態影響： 7,165 物質																						
		ヒト健康影響:6,919 物質																						
優先評価化学物質のリスク評価の実施	リスク評価実施に向けた物理化学的性状に係る各種データを整備した物質数	198 物質																						
	製造数量等の届出データを用いた優先評価化学物質の評価Ⅰを実施した物質数	合計(重複あり) 196 物質																						
		生態影響:100 物質																						
		ヒト健康影響:118 物質																						
	優先評価化学物質について、評価Ⅱを実施した物質数	合計(重複あり) 7 物質																						
		生態影響： 5 物質																						
		ヒト健康影響： 3 物質																						

	②新規化学物質の審査・確認等 ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質の届出に関連する業務支援等を行う。 具体的には以下のとおり。 ・新規化学物質の届出を行おうとする事業者に対し、国による審査に係る技術的事項について相談に応じるとともに、新規化学物質の届出資料を確認し、修正等の助言（これまでに採用された合理化案件、改正化審査に関する事業者への技術的な助言を含む）を行う。併せて、国に対し審査資料の作成を支援する。 ・分解性及び蓄積性に関する構造活性相関	・新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数（全件実施） ・構造活性相関手法による予測結果の国への提供物質数（全件実施） ・GLPに係る試験施設の基準適合確認件数（全件実施）	②新規化学物質の審査・確認等 ア 新規化学物質の事前審査に関連する業務 ●事業者からの相談対応及び国の審査資料の作成支援 新規化学物質届出について事業者からの技術的事項の相談 517 件に対応し、そのうち、審議会で 41 件審議した。 <table><tr><td>事業者からの技術的事項の相談への対応件数</td><td>517 件</td></tr><tr><td>うち、審議会の相談案件として審議した件数</td><td>うち、41 件</td></tr></table> また、国の審査資料の作成支援として、新規化学物質の事前審査・確認に関する資料を 278 件作成し、国による新規化学物質の審査を支援した。 <table><tr><td>新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数</td><td>278 件</td></tr></table> 国により審査された新規化学物質において、機構提案の合理化した高分子化合物試験を用いた件数及びそれにより削減された事業者の試験コストは下記の表のとおりとなった。 <table><tr><td>通常新規化学物質の件数</td><td>51 件</td></tr><tr><td>低懸念高分子化学物質の件数</td><td>24 件</td></tr><tr><td>合計</td><td>75 件</td></tr><tr><td>コスト削減額</td><td>1.1 億円 （平成 29 年度比 23%削減）</td></tr></table> また、新しい分解度試験（TG301F）を導入した新規化学物質届出として 4 件の提出があり、うち 3 件が良分解性判定であった。 ●分解性及び蓄積性に関する構造活性相関手法による予測結果の情報提供 届出された新規化学物質に対する QSAR の計算の結果に加え、難分解性かつ高蓄積性の懸念があるものについて、過去に審査した類似物質の分解性・蓄積性に関わる試験結果をとりまとめ、経済産業省に情報提供した（全 303 物質※）。 ※届出された新規化学物質が混合物の場合には、個々の物質に対して計算を実施。 <table><tr><td>構造活性相関手法による予測結果の国への提供物質数</td><td>303 物質</td></tr></table> ●GLP 試験施設の基準適合確認 GLP の査察対象件数は、3 件であった。 令和 4 年度に予定されている OECD の現地評価を見据え、事例検討会での議論や、OECD の関連文書の最新の内容を取り入れる等、内部マニュアルや査察項目のチェックリストを引き続き見直している。 GLP 査察官の技術の向上等を図るため、以下の取組を行った。 ・認定センター「平成 30 年度 第 1 回 試験所・校正機関認定審査員研修」（平成 30 年 7 月 2 日～7 月 6 日）へのオブザーバー参加 ・GLP 事例検討会（平成 30 年 9 月 4 日）	事業者からの技術的事項の相談への対応件数	517 件	うち、審議会の相談案件として審議した件数	うち、41 件	新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数	278 件	通常新規化学物質の件数	51 件	低懸念高分子化学物質の件数	24 件	合計	75 件	コスト削減額	1.1 億円 （平成 29 年度比 23%削減）	構造活性相関手法による予測結果の国への提供物質数	303 物質	新規化学物質の届出に係る審査支援等を的確に全件実施し、計画どおり達成した。 化審査の新規化学物質審査の事業者の負担・コスト削減 高分子フロースキームの新たな試験方法等、改正内容に関する情報を積極的に発信することにより、事業者の試験コストを平成 29 年度比 23%削減（再掲）。 届出された新規化学物質に対する QSAR による予測結果の国への提供を全件実施し、計画どおり達成した。 化審査に基づく GLP に係る試験施設の基準適合確認について、全件実施し、計画どおり達成した。	
事業者からの技術的事項の相談への対応件数	517 件																				
うち、審議会の相談案件として審議した件数	うち、41 件																				
新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数	278 件																				
通常新規化学物質の件数	51 件																				
低懸念高分子化学物質の件数	24 件																				
合計	75 件																				
コスト削減額	1.1 億円 （平成 29 年度比 23%削減）																				
構造活性相関手法による予測結果の国への提供物質数	303 物質																				

		（ QSAR、※ 1）手法による予測結果について、新規化学物質の国の審査に必要な情報を国に提供するとともに安全性評価の審査等への適用に取り組む。 ・経済産業省の指示に基づき、GLP（優良試験所基準（ Good Laboratory Practice ））に係る試験施設の基準適合確認を実施する。また、教育訓練等を行うとともに、国際調和を図るため、経済協力開発機構（ OECD ）の活動へ積極的に参画し、情報収集を行い、基準適合確認を実施するためのマニュアル等を見直す。		・ OECDGLP 作業部会出席（平成 31 年 3 月 5～7 日） <table><tr><td>GLP に係る試験施設の基準適合確認件数</td><td>3 件</td></tr></table>	GLP に係る試験施設の基準適合確認件数	3 件		
GLP に係る試験施設の基準適合確認件数	3 件							
		イ 改正化学審査における	・少量新規化学物質、	イ 少量新規化学物質等の申出書類の技術的事項についての確認 少量新規化学物質等の申出書類の技術的事項について以下の表のとおり実施し	少量新規化学物質、中間物等の申出確認に係る支援等を的確に全件実施し、計画どおり達成した。			

		る申出に関する技術的事項について事業者の相談に対応するとともに、経済産業省の要請に基づき、少量新規化学物質、中間物等、少量中間物（※2）の申出書類について、化学物質の構造や環境中への排出等に関する技術的事項の確認を行う。また、申請処理を効率化するための化学物質構造表記コードを作成するシステムを平成30年度末までに構築する。	中間物等の申出書類の技術的事項の確認件数（全件実施）	た。 <table><tr><td>少量新規化学物質製造等の申出書類の技術的事項の確認件数</td><td>25,567 件</td></tr><tr><td>中間物等の申出書類の技術的事項の確認件数</td><td>178 件</td></tr></table> また、少量新規化学物質等の申請処理を効率化するための化学物質構造表記コードを作成するシステムである「NITE MOL ファイル作成システム」の構築を完了し、平成30年9月14日に公開した。 さらに、改正化審法における申出に関する事業者支援として以下の取組を実施した。 ・経済産業省が作成した、平成31年度版の「少量新規化学物質の構造式ファイル作成に係る事業者ガイダンス」について確認を行い、含有率が不明な場合の構造の記述についてルール化して経済産業省に提案した。当該ガイダンスで採用され、平成30年7月30日に公開された。 ・過去に届出された低生産量新規化学物質（約2,000物質）の構造式ファイルを作成することで明らかになった MOL ファイル作成上の課題について、「少量新規化学物質の構造式ファイル作成に関するFAQ」を作成し、経済産業省及び機構から平成30年9月14日に公開した。 ・「NITE MOL ファイル作成システム」を用いた構造式ファイル作成方法を説明する動画を機構 Web サイトからYouTube で平成30年10月19日に公開した。 ・経済産業省が作成した改正化審法の FAQ について確認を行い、構造式ファイルの作成に関する部分で意見を提出し採用され、当該FAQ が平成30年9月20日に公開された。 ・経済産業省が開催する「化学物質管理セミナーキャラバン 2018－改正化審法及び運用改正に係る届出等についての実務者向け説明会－」（平成30年10月30日、11月1日、11月5日、11月27日）や業界関連団体が開催する改正化審法説明会（平成30年4月19日、9月5日、9月7日、11月13日、11月29日、平成31年2月4日）に講師を派遣し、MOL ファイル作成概要について説明を行った。 また、申出のあった全ての少量新規化学物質について、これまで難分解性・高蓄積性の可能性が高い物質の判断を委員のエキスパートジャッジにより行ってきたところ、構造活性相関手法（QSAR）に基づく評価を導入することで迅速に難分解性・高蓄積性の可能性がある物質候補を抽出し、判断の効率化を行う運用体制についての検討を平成31年1月申出分から実施した。本検討を踏まえた試行において、QSAR 計算結果を蓄積するとともに、評価方法やその作業手順を最適化し、令和2年1月からの本格運用に備えている。	少量新規化学物質製造等の申出書類の技術的事項の確認件数	25,567 件	中間物等の申出書類の技術的事項の確認件数	178 件	平成31年度からの審査特例制度について、事業者の申出書作成を円滑に進めるため、講演会や機構 Web サイト、NITE ケミマガから必要な情報を積極的に発信した。	
少量新規化学物質製造等の申出書類の技術的事項の確認件数	25,567 件									
中間物等の申出書類の技術的事項の確認件数	178 件									
	ウ 化審法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示	化 審 法 に 基 づ く 立 入 検 査 の 実 施 件 数 (全 件 実 施)	ウ 立入検査の実施 ●経済産業省の指示に基づく立入検査の実施(全件実施) <table><tr><td>中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数</td><td>26 件</td></tr><tr><td>少量中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数</td><td>20 件</td></tr><tr><td>少量新規化学物質の立入検査の実施件数</td><td>18 件</td></tr></table>	中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数	26 件	少量中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数	20 件	少量新規化学物質の立入検査の実施件数	18 件	化審法における経済産業大臣の指示に基づく立入検査等を的確に全件実施し、計画どおり達成した。
中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数	26 件									
少量中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数	20 件									
少量新規化学物質の立入検査の実施件数	18 件									

	に基づき、的確に実施する。 また、経済産業省の要請に基づき、3 省における立入検査計画の作成と立入検査マニュアル等の改正を支援する。さらに、既に確認を受けた申出内容の変更手続きを簡素化・迅速化する運用改善案を経済産業省に提案する。		3 省の立入検査計画(平成 30 年 11 月～令和元年 6 月)作成に立入検査対象事業所の候補案や修正案の意見を提出し、反映された。また、中間物等の申出内容の変更手続きを簡素化する提案を 3 省に提案し(5 月 8 日)、3 省での立入検査実施要領の改正について、機構からの改正案を提案した(6 月 15 日)。											
(2) 化学物質公示名称原案の提供 化審法等において新たに公示される化学物質について、経済産業省の要請に基づき、公示名称の原案を提供する。また、公示名称については国際的ルールや化学物質関係法令との一層の整合を図る。	(2) 化学物質公示名称原案の提供 化審法等において新たに公示される化学物質について、経済産業省の要請に基づき、公示名称の原案を提供する。また、公示名称については国際的ルールや化学物質関係法令との一層の整合を図る。	新たな化学物質の公示名称原案作成物質数(全件実施)	(2)化学物質公示名称原案の提供 ●化審法公示名称原案の作成 化審法等において新たに公示される化学物質について、以下の表のとおり経済産業省の要請に基づき、公示名称の原案を提供した。 <table><tr><td>新規審査判定時に名称付与した件数</td><td>171 件</td></tr><tr><td>第一種特定化学物質候補の名称付与した件数</td><td>0 件</td></tr><tr><td>優先評価化学物質候補の名称付与した件数</td><td>17 件</td></tr><tr><td>監視化学物質候補の名称付与した件数</td><td>0 件</td></tr></table> ●労働安全衛生法公示名称原案の作成及び厚生労働省への提供(全件実施) 労働安全衛生法において新たに公示される化学物質について、以下の表のとおり厚生労働省の要請に基づき、公示名称の原案を提供した。 <table><tr><td>安衛法の届出情報に基づき公示名称案を作成した件数</td><td>799 件</td></tr></table> ●化学物質名称付与ルールの国際標準の採用 改訂版 IUPAC 命名法である IUPAC2013 年勧告の法律への導入については、機構の働きかけにより、化審法、安衛法とも平成 30 年 4 月届出分から導入された。 厚生労働省から依頼を受けて毒物及び劇物取締法(毒劇法)にかかる政令指定名称案の 16 物質の名称確認作業を行った。平成 29 年度以前に確認した毒劇法の物質のうち、20 物質について、平成 30 年 6 月に公布され、同年 7 月に施行された。	新規審査判定時に名称付与した件数	171 件	第一種特定化学物質候補の名称付与した件数	0 件	優先評価化学物質候補の名称付与した件数	17 件	監視化学物質候補の名称付与した件数	0 件	安衛法の届出情報に基づき公示名称案を作成した件数	799 件	新たに公示する物質の名称案を全件作成し、計画どおり達成した。
新規審査判定時に名称付与した件数	171 件													
第一種特定化学物質候補の名称付与した件数	0 件													
優先評価化学物質候補の名称付与した件数	17 件													
監視化学物質候補の名称付与した件数	0 件													
安衛法の届出情報に基づき公示名称案を作成した件数	799 件													

				また、化学物質名称の国際的ルールについて、国内における理解促進及びスキルアップのため、機構外 4 名を含む命名法勉強会を開催した。		
	(3)リスク評価の加速化及び新規審査・確認制度の合理化への取組 豊富な技術的な知見とデータを活用し、より効果的・効率的な評価手法開発、改良等による更なるリスク評価手法等の高度化を検討し、リスク評価の加速化や新規審査・確認制度の合理化に取り組む。	(3)リスク評価の加速化及び新規審査・確認制度の合理化への取組 豊富な技術的な知見とデータを活用し、より効果的・効率的な評価手法開発、改良等による更なるリスク評価手法等の高度化を検討し、リスク評価の加速化や新規審査・確認制度の合理化に取り組む。	【難易度：高】			
		ア スクリーニング評価やリスク評価の加速化、精度向上等新たな手法の確立を目指し、検討を行い経済産業省に提案し、運用の実現を図る。金属化合物については、国内外の知見を踏まえて、化審法に適応可能なリス		ア スクリーニング評価やリスク評価の加速化等新たな手法の確立に向けた検討 ●船底塗料用・漁網用防汚剤のリスク評価手法の確立に向けた取組 平成 30 年 7 月 31 日に開催された経済産業省の「化審法リスク評価等検討会」に船底塗料用・漁網用防汚剤のリスク評価手法を提案した。リスク評価に用いる港湾の選定方法等について、検討会の委員から指摘があり、防汚剤の使用実態等についての知見を有する業界団体等と協力して指摘事項に対応した。そして、平成 31 年 3 月 22 日開催の 3 省合同審議会において、リスク評価手法を報告し、了承された。 ●金属化合物のリスク評価手法の確立に向けた取組 金属化合物のリスク評価手法を確立するため、化審法のリスク評価で使用している化審法リスク評価ツール (PRAS-NITE) に、環境中における金属化合物の価数変化等の観点を加える形で手法を作成した。当該手法については、平成 31 年 3 月 5 日に経済産業省に提案した。 ●排出係数の見直しに向けた取組 化審法における長期使用製品の使用段階に用いる排出係数について、日本工業規格等国内外の各種公定法を改良した各種試験 (含有量分析並びに放散試験、溶出試験及び促進耐候試験等) を実施し、排出係数案の作成に資するためのデータを収集し	船底塗料用・漁網用防汚剤のリスク評価手法については、検討会の委員から細部にわたる指摘事項があり、業界団体と協力し、様々な統計資料を調査する等して対応した。	

		ク評価手法を検討し、経済産業省に提案する。排出係数の見直しに当たっては、事業者等における化学物質の排出実態を調査し、放散試験などの試験データの収集も行い、より実態を反映させたものとなるように努める。		た。試験を実施する製品の選定に当たっては、製品の使用段階における排出係数設定の検討に資するよう、製品形状や対象物質含有量等の違いによる排出挙動の違いを考慮できるようにした。	
		イ 少量新規化学物質の申請に対する確認方法の合理化を目指し、経済産業省の少量新規申出システムの開発に関して、経済産業省へ技術的な情報の提供・提案等を行い、その実現を図る。		イ 少量新規化学物質の確認方法の合理化に向けた技術的支援 ●改正化審査の制度運用に対する技術的支援 少量新規化学物質の申請に対する確認方法の合理化を目指し、経済産業省の少量新規申出システムの開発に関する技術的支援として、システムのテストに用いる構造式ファイルを作成し、経済産業省に提供するとともに、これまで機構が蓄積してきた知見を活用して検証し、改善点等について意見を提出した。	計画どおり実施した。
		ウ 分解性・蓄積性に関する構造活性相関手法において、適切な国の審査の実施に		ウ 分解性等に関する構造活性相関手法の国の審査への適用に向けた検討等 ●分解性・蓄積性に関する構造活性相関手法の国の審査への適用範囲拡大等の検討 分解性 QSAR の予測結果に基づき、分子構造や物理化学的性状の観点から良分解性として判定可能な物質群の条件整理を行った。 蓄積性 QSAR についても同様に、高蓄積性ではないとして判定可能な物質群についての条件整理を行った。	○化審査の新規化学物質審査への QSAR 活用の検討 化審査の新規化学物質審査における QSAR 予測結果を用いた分解性・蓄積性の判定基準案を作成。委託事業内の専門家による検討会でオーソライズを得た。

	向け、新規化学物質の審査への適用範囲拡大について検討を行い、経済産業省に提言し、運用の実現を図る。経済協力開発機構（OECD）の活動等に参画し、情報収集を行い、国や事業者への情報発信を行う。 また、反復投与毒性に関する構造活性相関手法が化審法で活用されることを目指し、情報収集を行いつつ技術的な検討を行うとともに、国や事業者への情報発信を行う。		これらの QSAR で判定可能な物質群の条件整理の結果を踏まえ、平成 30 年度の経済産業省委託事業（平成 30 年度化学物質安全対策（新規化学物質の審査における定量的構造活性相関（QSAR）の活用のあり方に関する調査））において、化審法新規審査において実測試験の代わりに QSAR 予測結果を用いて判定するための判定基準の案を提案し、委託事業内の専門家による検討会でオーソライズを得た。本事業で作成された案は、化審法に係る3省合同審議会に提出され、化審法新規審査導入について審議される予定。 また、AI を用いた分解性 QSAR 開発に関する調査にも協力するとともに、AI を用いた分解性・蓄積性 QSAR に関する内部勉強会を 8 回実施した。 さらに、経済協力開発機構（OECD）の活動等に関連して以下の取組を実施した。 ①Integrated Approaches to Testing and Assessment（IATA）に関する取組 ・OECD IATA 関連会合への参画（平成 30 年 5 月及び 11 月） ・既存のガイダンス、DB、ツールについて網羅的な調査 ・国際活動や企業との交流を通した IATA の活用状況についての情報収集 ・体内動態（PBK）モデルを活用した新しい化学物質評価ワークフローを考案し、本ワークフローを用いたケース・スタディーの検討 ・JaCVAM（※）資料編纂委員会への参加 ※JaCVAM（Japanese Center for the Validation of Alternative Methods）は、国立医薬品食品衛生研究所に設置された、日本動物実験代替法評価センターのことであり、化学物質等の安全性評価のうち、国民の安全を確保しつつ、動物実験に関する3Rs（Reduction：削減、Refinement：苦痛の軽減、Replacement：置き換え）の促進に資する新規動物実験代替法を行政試験法として、可能な範囲での導入に貢献することを目的として活動している。 ②QSAR Toolbox に関する取組 ・QSAR Toolbox Management Group Meeting（フランス・パリ）への参画（平成 30 年 11 月） ●反復投与毒性に関する構造活性相関手法の国の審査での活用に向けた技術的な検討 <table><tr><td>反復投与毒性の予測手法の調査・検討</td><td>反復投与毒性に関する構造活性相関（HESS）への追加物質数 反復投与毒性試験データ（新規物質）</td><td>50 物質</td></tr></table> HESS に反復投与毒性試験データ等を追加・更新し、平成 30 年 9 月に公開した。 また、経済産業省委託事業「平成30年度化学物質安全対策（欧米等の化学物質規制における毒性発現予測システム等の活用実態に関する調査）」で実施された、化審法のスクリーニング評価における、有害性情報取得の優先順位付けへの HESS の活用検討のため、データ確認等の技術的な協力を行った。 さらに、経済産業省新規プロジェクトAI-SHIPS（省エネ型電子デバイス材料の評価技術の開発事業（機能性材料の社会実装を支える高速高効率な安全性評価技術の開発－毒性関連ビッグデータを用いた人工知能による次世代型安全性予測手法の開発－））の定例会に参加し、HESS DB データを提供するとともに、同プロジェクトの推進会議に委員として参加し、技術的なアドバイスをを行った。 事業者による HESS の利用促進を目的として、特定非営利活動法人 国際生命科学 研究機構（ILSI Japan）食品リスク研究会メンバーと、反復投与毒性を中心に動物実験	反復投与毒性の予測手法の調査・検討	反復投与毒性に関する構造活性相関（HESS）への追加物質数 反復投与毒性試験データ（新規物質）	50 物質	
反復投与毒性の予測手法の調査・検討	反復投与毒性に関する構造活性相関（HESS）への追加物質数 反復投与毒性試験データ（新規物質）	50 物質					

				代替法について意見交換を実施し、HESS 及び HESS DB を食品分野での安全性評価に活用することについて助言を行った。	
		エ 新規化学物質の審査・運用の合理化に向けた検討を行い、経済産業省に提案するとともに、これまでに採用された合理化案件等について、事業者の活用を進めるための情報発信を行う。		エ 新規化学物質の審査・運用の合理化に向けた取組 ●合理化の提案と施行に向けた取組 事業者の負担軽減及び 3 省と機構の事務作業の効率化を見据えた更なる審査期間の短縮・合理化に向けて、下記の検討を行った。 ・通常新規化学物質の審査期間の短縮 - 新規化学物質の審査全体のフローを整理することにより、通常新規化学物質の審査における事前指摘事項を省略し、審査期間を 0.5 ヶ月短縮する合理化案を提案し、経済産業省の合意を得た。今後、厚生労働省及び環境省からも合意を得ることで、当該合理化案の実現を図る。 ・新規化学物質の審査における事務作業の効率化 - 各省で行っている予審委員への届出データの送付を機構がファイル交換システムを使用して一括送付する等事務作業の効率化について、引き続き検討する。 【事業者ニーズに基づく合理化案の策定】 平成 30 年度以降の新規審査の合理化の検討項目等について、事業者のニーズを踏まえたものとするため、届出に関する事前相談の際に事業者ヒアリングを実施した結果、化審法審査への QSAR 導入と審査期間短縮化の要望が最も多かったため、引き続き、当該項目について検討を進める。 また、事業者から寄せられた意見のうち、以下の案件については合理化を実現した。 ・イオン性を有する新規化学物質の生物蓄積性評価に係る事前確認(1件程度/月)を廃止(機構 Web サイトから 10 月 25 日公開) ・平成 31 年 1 月審査(12 月受付)分から試験に関する事前の相談案件(4件程度/月)の処理期間を、9 週間から 6 週間へと約3週間短縮(機構 Web サイトから 10 月 25 日公開) ●合理化済み案件を活用した届出等の情報発信等 平成 29 年度に提案し、平成 30 年度施行された合理化案件の試験や運用通知等に関する情報について、平成 30 年 4 月 4 日に機構 Web サイトから公開した。 また、化学業界専門紙を発行する報道機関や輸出入事業者が所属する団体が開催する改正化審法説明会に講師を派遣することにより、事業者への周知を図った。 ●審査・運用の合理化済み案件を活用した届出等の実績 【高分子フロースキーム試験方法の合理化】 高分子化合物の事前確認の申出にあたって必要となる試験について、pH を 4 種類から 2 種類とするとともに、pH=9.0 の時の重量分析及び水への溶解性試験における溶存有機炭素濃度(Dissolved Organic Carbon:DOC)分析を削減する等試験項目を 21 項目から 9 項目に削減した改正試験法が平成 30 年 4 月 1 日施行された。新しい高分子フロースキーム試験での届出状況は、高分子フロースキーム全 156 件のうち、75 件(内訳:通常新規 51 件、低懸念高分子 24 件)であった。 【液晶材料等一定条件の物質群に該当する化学物質の分解性試験の免除】	計画どおり実施した。

			これまでの既存点検結果及び届出された新規化学物質の試験結果から、液晶材料等の化学物質について、難分解性でかつ変化物を生成しない構造を有する物質群を整理し、試験を実施せずに分解性の判定を行う運用案が平成 30 年 4 月の審議会です承され、同年 8 月 13 日に 3 省連名の運用のお知らせ(既に得られている知見等に基づく新規化学物質の分解性の判定について)として公開された。 【新たな分解度試験方法の化審法への導入】 化審法では、日本各地 10 か所から集めた汚泥を培養して用いていた(TG301C)が、活性度の低下による試験不成立や、良分解性が予想される物質が分解されない等の問題があり、事業者から改善が求められてきた。 化学物質管理分野とバイオテクノロジー分野の分野間連携により、本問題が改善された家庭排水処理場汚泥を使用した試験法(TG301F)が新たに化審法に導入され、平成 30 年 4 月 1 日に施行された。新しい試験を導入した新規化学物質届出状況は、良分解判定された案件が 3 件あり、今後のさらなる活用が見込まれる。 <table><tr><td></td><td></td><td>平成 27 年度</td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td></tr><tr><td>高分子フ ースキ ーム試 験方法 の合理 化</td><td>試験費用:1 物質あたり約 150 万円削減</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>75 件</td></tr><tr><td>一定条件 の物質群 の分解性 試験免除</td><td>試験費用:1 物質あたり約 200 万円削減</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>0 件</td></tr><tr><td>新たな分 解度試験 方法の導 入</td><td>試験費用:1 物質あたり約 2,800 万円削減(良分解性判定の場合)</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>3 件</td></tr><tr><td>イオン性 化合物の 蓄積性審 査</td><td>試験期間:約 6 か月 → 約 1 か月 試験費用:約 700 万円→約 100 万円</td><td>4 件</td><td>6 件</td><td>4 件</td><td>8 件</td></tr><tr><td>有機化合 物の蓄積 性審査</td><td>試験魚数:約 4 割 減 試験費用:約 700 万円→約 450 万円</td><td>1 件</td><td>0 件</td><td>5 件</td><td>2 件</td></tr><tr><td>少量中間 物制度</td><td>申請書類: 約 25 頁→約 6 頁</td><td>192 件</td><td>200 件</td><td>189 件</td><td>184 件</td></tr></table>			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	高分子フ ースキ ーム試 験方法 の合理 化	試験費用:1 物質あたり約 150 万円削減	-	-	-	75 件	一定条件 の物質群 の分解性 試験免除	試験費用:1 物質あたり約 200 万円削減	-	-	-	0 件	新たな分 解度試験 方法の導 入	試験費用:1 物質あたり約 2,800 万円削減(良分解性判定の場合)	-	-	-	3 件	イオン性 化合物の 蓄積性審 査	試験期間:約 6 か月 → 約 1 か月 試験費用:約 700 万円→約 100 万円	4 件	6 件	4 件	8 件	有機化合 物の蓄積 性審査	試験魚数:約 4 割 減 試験費用:約 700 万円→約 450 万円	1 件	0 件	5 件	2 件	少量中間 物制度	申請書類: 約 25 頁→約 6 頁	192 件	200 件	189 件	184 件		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度																																										
高分子フ ースキ ーム試 験方法 の合理 化	試験費用:1 物質あたり約 150 万円削減	-	-	-	75 件																																										
一定条件 の物質群 の分解性 試験免除	試験費用:1 物質あたり約 200 万円削減	-	-	-	0 件																																										
新たな分 解度試験 方法の導 入	試験費用:1 物質あたり約 2,800 万円削減(良分解性判定の場合)	-	-	-	3 件																																										
イオン性 化合物の 蓄積性審 査	試験期間:約 6 か月 → 約 1 か月 試験費用:約 700 万円→約 100 万円	4 件	6 件	4 件	8 件																																										
有機化合 物の蓄積 性審査	試験魚数:約 4 割 減 試験費用:約 700 万円→約 450 万円	1 件	0 件	5 件	2 件																																										
少量中間 物制度	申請書類: 約 25 頁→約 6 頁	192 件	200 件	189 件	184 件																																										
(4)化審法 関連情報の 整備・提供 事業者の 化学物質管 理等に資す るため化審 法関連業務 で得られた	(4)化審法 関連情報の 整備・提供 事業者の 化学物質管 理等に資す るため化審 法関連業務 で得られた																																														

	情報を整備・提供する。	情報を整備・提供する。																				
		ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質等に関する国への届出情報や3省が保有する情報を収載した3省共同化学物質データベースシステムについて、システムの維持管理、データの更新を行う。また、法律の執行における重要度が高い事項について改良を行う。		ア 3省共同化学物質データベースシステム(内部版)の運用 計画どおり、システムの維持管理及びデータ更新を実施した。 <table><tr><td>新規化学物質届出資料、審査シート等の入力件数</td><td>341 件</td></tr><tr><td>官報公示情報</td><td>264 件</td></tr><tr><td>中間物等に係る申出書・確認書の入力件数</td><td>237 件</td></tr><tr><td>中間物等に係る実績報告書の入力件数</td><td>1,308 件</td></tr><tr><td>少量中間物等に係る申出書・確認書の入力件数</td><td>242 件</td></tr><tr><td>少量中間物等に係る実績報告書の入力件数</td><td>485 件</td></tr><tr><td>報告された有害性情報のデータ入力件数</td><td>218 件</td></tr><tr><td>低懸念ポリマー(PLC)届出物質のデータ入力件</td><td>48 件</td></tr></table> また、国立医薬品食品衛生研究所による化審法新規化学物質届出ツールのバージョンアップや改元、セキュリティ強化への対応及び検索機能向上に関する改修を行った。	新規化学物質届出資料、審査シート等の入力件数	341 件	官報公示情報	264 件	中間物等に係る申出書・確認書の入力件数	237 件	中間物等に係る実績報告書の入力件数	1,308 件	少量中間物等に係る申出書・確認書の入力件数	242 件	少量中間物等に係る実績報告書の入力件数	485 件	報告された有害性情報のデータ入力件数	218 件	低懸念ポリマー(PLC)届出物質のデータ入力件	48 件	3 省共同化学物質データベースシステムのデータ更新を全件実施し、計画どおり達成した。	
新規化学物質届出資料、審査シート等の入力件数	341 件																					
官報公示情報	264 件																					
中間物等に係る申出書・確認書の入力件数	237 件																					
中間物等に係る実績報告書の入力件数	1,308 件																					
少量中間物等に係る申出書・確認書の入力件数	242 件																					
少量中間物等に係る実績報告書の入力件数	485 件																					
報告された有害性情報のデータ入力件数	218 件																					
低懸念ポリマー(PLC)届出物質のデータ入力件	48 件																					
	イ 化審法の規制情報、リスク評価結果、有害性情報等を収載した化審法データベース（J-CHECK）を公開するとともに、システムの維持管理、適時データ更新を行う。また、3省との合意に基づき改良を行い、		イ 化審法データベース(J-CHECK)の整備・提供 J-CHECK は、化審法に係る法規制情報や国で取得された有害性情報等について事業者を中心に広く一般に提供するデータベースであり、3省からの依頼により、機構においてシステムの維持管理を行うとともに機構 Web サイトで公開している。 提供情報の拡張や効率的な運用を図るため、3 省との調整の上、毎年システム改修を実施しているが、平成 30 年度は新規サーバ環境(次期 NITE-LAN)への移行に伴う改修を行った。また、この改修に併せて利用者の利便性を考慮し、NITE-CHRIP と同様の構造式描画ソフトウェアを用いた化学構造式の検索機能等について改修を行った。 平成 31 年 3 月 20 日に新規サーバ環境からの公開に切り替えを行った。 また、情報を適切かつ最新なものに保つため、軽微な修正を含め平成 30 年度は合計 7 回の更新を行った。 さらに、平成 29 年度末に実施した J-CHECK の利用実態アンケート調査(依頼数 2532、回答率 38%)の結果を分析し、これまで J-CHECK を利用したことがないが、今後利用したいと考えている潜在的ユーザーの要望に応え、J-CHECK 操作説明書を作成し、日本語版を平成 30 年 10 月 10 日、英語版を平成 31 年 3 月 20 日の更新時に公開した。	J-CHECK のデータ更新を 7 回実施し、計画どおり達成した。 平成 29 年度実施した利用実態アンケート調査の結果を踏まえ、J-CHECK を利用したくとも使い方が不明である等の理由でまだ利用していない潜在的ユーザーからの要望に応えるべく、J-CHECK 操作説明書(日本語・英語版)の作成・公開を行った。これにより、新規ユーザーの開拓につながり、利用者の増加が期待できる。 J-CHECK の情報の追加修正等の更新作業を行う際、効率性だけでなく正確性も担保しなければならないことから、内製した IT ツールを用いて効率的かつ正確に実施した。 構造式検索は、パソコンの環境によっては利用することができなかったため、修正の要望が事業者等から寄せられていた。この要望に応えるべく、今回新たな構造式検索機能に変更したことで、より多くのパソコン環境下において利用可能となった。 平成 30 年度は 7 回の情報更新作業に加え、新規 NITE-LAN 環境への移行及び改修作業があったため、システム移行・改修業者との密な連絡体制を整えて対応にあたった。その結果、計画通りに進行させることができ、平成 31 年 3 月 20 日に新規サーバ環境からの公開が可能となった。																		

		事業者に向けた情報提供を行う。		<table><tr><td colspan="2">更新回数</td><td>7 回</td></tr><tr><td colspan="2">化審法関連情報の更新件数</td><td>約 39,000 件</td></tr><tr><td rowspan="2">分解性試験、蓄積性試験、生態影響試験(底質毒性試験を含む)のデータ(IUCLID形式)の追加件数</td><td>日本語</td><td>4 物質 8 件 (約 260 項目)</td></tr><tr><td>英語</td><td>4 物質 8 件 (約 260 項目)</td></tr><tr><td colspan="2">利用者による検索数(4～3 月の日英版を合算)</td><td>約 33 万リクエスト</td></tr></table>	更新回数		7 回	化審法関連情報の更新件数		約 39,000 件	分解性試験、蓄積性試験、生態影響試験(底質毒性試験を含む)のデータ(IUCLID形式)の追加件数	日本語	4 物質 8 件 (約 260 項目)	英語	4 物質 8 件 (約 260 項目)	利用者による検索数(4～3 月の日英版を合算)		約 33 万リクエスト		
更新回数		7 回																		
化審法関連情報の更新件数		約 39,000 件																		
分解性試験、蓄積性試験、生態影響試験(底質毒性試験を含む)のデータ(IUCLID形式)の追加件数	日本語	4 物質 8 件 (約 260 項目)																		
	英語	4 物質 8 件 (約 260 項目)																		
利用者による検索数(4～3 月の日英版を合算)		約 33 万リクエスト																		
(5)化学物質管理手法等の国際調和の推進 化学物質管理の国際調和に貢献するため、国際的な取組に参加し、合理的な化学物質管理の実施に向けた活動を行う。	(5)化学物質管理手法等の国際調和の推進 化学物質管理の国際調和に貢献するため、国際的な取組に参加し、合理的な化学物質管理の実施に向けた活動を行う。具体的には、経済協力開発機構（OECD）の暴露評価作業部会へ参画し、化審法リスク評価に用いる用途分類や化学物質の環境中への排出係数の国際整合化を目指すと共に、情報の収集・発信を行う。		(5)化学物質管理手法等の国際調和の推進 ア OECD 暴露評価作業部会への参画等を通じた化審法用途分類・排出係数の国際整合化等 OECD 暴露評価作業部会に参加し、用途分類や排出係数の国際整合化に取り組んだ。諸外国の排出シナリオ等を比較検証し、それらの国際整合性を高めるために我が国が提案したマトリックスプロジェクトについては、平成 30 年 9 月 14 日に成果物が公表された。またマトリックスプロジェクトの成果物については、平成 30 年 12 月 20 日に機構の Web サイトにも掲載した。	計画どおり達成した。																
2. 化管法及び化学兵器の禁止及び特定物質	2. 化管法及び化学兵器の禁止及び特定物質の																			

	の規制等に関する法律の執行・執行支援業務 化管法及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(以下「化兵法」という。)の執行等を支援する。	規制等に関する法律の執行・執行支援業務 化管法及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(以下「化兵法」という。)の執行等を支援する。				
	(1)化管法の執行支援業務 化管法の執行を支援するため、経済産業省の要請に基づき、排出量の算出方法等に関する問合せ対応等の事業者等への支援を行うとともに、事業者等から届け出られるPRTR(※)データの集計、解析等を行い、国や事業者等に結果を提供する。	(1)化管法の執行支援業務 化管法の執行を支援するため、経済産業省の要請に基づき、排出量の算出方法等に関する問合せ対応等の事業者等への支援を行うとともに、事業者等から届け出られるPRTR(※)データの集計、解析等を行い、国や事業者等に結果を提供する。			経済産業省の要請に基づき、化管法の物質見直しのため、化審法の製造・輸入数量等の届出情報を用いて排出量をベースとした物質リストを作成し提出した。物質リストは、化管法の新たな対象物質選定方法の検討に活用された。	
	①事業者等からの届出データの集計等	①事業者等からの届出データの集計等		①事業者等からの届出データの集計等 具体的には、以下の業務を実施した。		

	化管法の執行を支援するため、事業者等からの PRTR 届出書処理する電子計算機システムの運用を行うと共に、PRTR データの集計等を行い結果を国に提供する。	化管法の執行を支援するため、事業者等からの PRTR 届出書処理する電子計算機システムの運用を行うとともに、PRTR データの集計等を行い結果を国に提供する。				
		ア 経済産業省の要請に基づき、事業者等から届け出られる PRTR データの確認・集計を行い、結果を国に提供する。	PRTR データ集計の実施件数(全件実施)	ア. 届出データの記録・集計・解析と公表用データ等の作成(全件実施) PRTR 届出データ(34,253 件、全件)の記録・集計を行った。 国から提供された届出外推計結果(届出事業者以外からの排出)を合わせた公表用データ等を作成した(国から平成 31 年 3 月 5 日に公開)。	化管法に基づき届け出られた PRTR データの集計・解析を全件実施し、計画どおり達成した。	
		イ 事業者からの届出情報を格納する化管法関連の電子計算機システム(ハードウェア)、電子化された届出を集計・管理する PRTR 届出管理システム(ソフトウェア)、事業者が PRTR 届出書を容易に作成するた		イ. 化管法関連の電子計算機システム、PRTR 届出管理システム、PRTR 届出作成支援プログラムの運用・維持・管理 化管法関連の電子計算機システムの運用、維持・管理を着実に実施した。 PRTR 届出の受理から届出データ記録、集計までの一連の処理を行う PRTR 届出管理システム(ハードウェアを含む)及び事業者の PRTR 届出書作成を補助する PRTR 届出作成支援システムについて、セキュリティを確保し安定した運用を行うために、運用状況を適宜監視し、脆弱性を回避するためミドルウェア等のアップデート等の維持・管理を着実に実施し、事業者の届出、行政の事務処理の円滑な実施に貢献した。 NITE-LAN 刷新に伴う PRTR 届出管理システム及び PRTR 届出支援システムのシステム移行を着実に実施した。また、メール共有ソフトウェアの刷新について、他部門と共用するものを導入し、移行した。	メール共有ソフトウェアの使用を希望する化学物質管理センター各課及び他部門と調整し、一括調達することで効率化を図った。	

		めの PRTR 届出作成支援システムの運用を行う。												
		ウ 事業者に対して PRTR 届出等に関する啓発活動等を行う。		ウ 化管法の届出に関する事業者への啓発活動等の実施 <table><tr><td>化管法関連情報の Web サイトの閲覧ページ数</td><td>約 165 万ページ</td></tr><tr><td>自治体担当者向けの機構主催の PRTR 事務処理講習会の開催回数</td><td>2 回(2 日)</td></tr><tr><td>自治体担当者向けの国主催の講習会への講師派遣回数</td><td>1 回(5 講座)</td></tr><tr><td>事業者向けの講演会への講師派遣回数</td><td>2 回</td></tr></table>	化管法関連情報の Web サイトの閲覧ページ数	約 165 万ページ	自治体担当者向けの機構主催の PRTR 事務処理講習会の開催回数	2 回(2 日)	自治体担当者向けの国主催の講習会への講師派遣回数	1 回(5 講座)	事業者向けの講演会への講師派遣回数	2 回		
化管法関連情報の Web サイトの閲覧ページ数	約 165 万ページ													
自治体担当者向けの機構主催の PRTR 事務処理講習会の開催回数	2 回(2 日)													
自治体担当者向けの国主催の講習会への講師派遣回数	1 回(5 講座)													
事業者向けの講演会への講師派遣回数	2 回													
		エ PRTR 届出書の作成や届出書に記載する排出量の算出方法等に関する事業者からの問合せに適切に対応する。		エ PRTR 排出量算出方法、PRTR 届出作成等に関する事業者からの問合せへの適切な対応 排出量マニュアルや算出方法等の問い合わせ(約 400 件)や、PRTR 届出システム及び PRTR 届出作成支援プログラムへの問い合わせ(約 4,700 件)に回答し、事業者が円滑に届出できるよう、また自治体等が円滑に事務処理できる用に支援した。 <table><tr><td>事業者、自治体等からの排出量算出マニュアルや算出方法などの問い合わせ対応件数</td><td>約 400 件</td></tr><tr><td>PRTR 届出システム及び PRTR 届出作成支援プログラムへの問い合わせ対応件数</td><td>約 4,700 件</td></tr></table>	事業者、自治体等からの排出量算出マニュアルや算出方法などの問い合わせ対応件数	約 400 件	PRTR 届出システム及び PRTR 届出作成支援プログラムへの問い合わせ対応件数	約 4,700 件						
事業者、自治体等からの排出量算出マニュアルや算出方法などの問い合わせ対応件数	約 400 件													
PRTR 届出システム及び PRTR 届出作成支援プログラムへの問い合わせ対応件数	約 4,700 件													
②解析結果の普及・活用促進等 集計した PRTR データを解析するとともに解析結果の有効活用法について検討を行い、排出量データを地図上に表示するシステム(PRTR マップ)の活用等を通じて、事業者や国等における	②解析結果の普及・活用促進等 集計した PRTR データを解析するとともに解析結果の有効活用法について検討を行い、排出量データを地図上に表示するシステム(PRTR マップ)の活用等を通じて、事業者や国等における化		②解析結果の普及・活用促進等 具体的には、以下の業務を実施した。											

	化学物質管理への活用 の促進と、国民への理解 の増進を図る。	学物質管理 への活用 の促進と、国民 への理解 の増進を図る。				
		ア 経済産業省の要請に基づき、PRTR データの解析を行う。		ア PRTR データの解析の実施(全件実施) 「平成 29 年度 PRTR データの概要」に用いる 462 物質(全件)の解析結果を提供し、平成 31 年 3 月 5 日に公表された資料「平成 29 年度 PRTR データの概要」に活用された。	計画どおり、PRTR 届出排出量の傾向についてデータ解析を全件実施し、経済産業省及び環境省から公表された「平成 29 年度 PRTR データの概要－化学物質の排出量・移動量の集計結果－」及びその関連資料の基礎データとして活用された。	
		イ PRTR マップを的確に運用し、事業者等と国民とのコミュニケーションツールとして、排出量及び濃度等の暴露情報について視覚的にわかりやすい情報提供を行い、事業者や自治体等に必要な助言を行うとともに、化学物質の適切な管理目標の策定の支援や事業者の地域住民との対話を支援する。		イ PRTR マップの運用 排出量及び濃度等の暴露情報について国民や事業者等に視覚的にわかりやすい情報提供を行うため、PRTR マップ(化管法に基づき事業者から届出された化学物質の排出量や、排出量を基に推定した大気中の化学物質濃度を日本地図上に表示したシステム)にて情報提供を行っている。 安定した運用を行うための維持管理を実施するとともに、化学物質の排出量及び大気中の化学物質濃度の公表データを反映させたマップを作成した。また、PRTR マップデータについて、利用者がダウンロードして二次利用可能な形式のデータを作成し、8 月 29 日に Web サイトより公表した。	これまで表示することしかできなかった PRTR マップデータをダウンロードして活用できる形式にし、利用者が自ら独自の解析を可能とした。	
		ウ PRTR データの活用方法に関する助言を行		ウ PRTR データの活用方法の検討 ●地方自治体との連携業務 事業所近傍に居住する住民への健康影響の懸念とその対策について知りたい地方自治体と、連携協定を締結し相互に技術協力を行い、地域特性を加味した精度の高	大気中濃度シミュレーション手法の普及を図るためパンフレットを作成するとともに、北海道庁や市町村の職員を対象とした、道総研主催の勉強会においてその手法を説明した。	

		い、地方自治体の環境行政への利用及び事業者の自主管理の推進を目指す。		い大気中濃度の予測手法の開発を行っている。 平成 30 年度は、北海道立総合研究機構と共同で苫小牧市及び千歳市におけるベンゼンの大気中濃度シミュレーションを実施しており、5 月と 9 月に学会発表を計 3 件について行った。また、北海道庁や市町村の職員を対象とした、道総研主催の勉強会において、大気中濃度予測手法の検討結果を発表した(2 月)。 東京都及び道総研との連携業務で検討した大気中濃度シミュレーション手法をとりまとめ、パンフレットを作成した(3 月)。 新たに川崎市と 8 月 31 日に大気中濃度のシミュレーション手法の開発について業務連携の協定を締結し、川崎市域のリスク低減に向けた取組を開始した。 ●地方自治体へのリスク情報の提供 PRTR マップデータを活用し、N,N-ジメチルホルムアミド及び二硫化炭素についてリスク試算を行い、リスク懸念がある地方自治体へ機構からリスク情報を提供した。		リスクが懸念される地点が所在する地方自治体を明らかにするため、全国を対象にリスク試算を実施した。
		エ 経済協力開発機構（OECD）の PRTR ワーキンググループへの参画等を通じ、情報の収集・発信を行い、PRTR の国際統合化を図る。		エ OECD の PRTR タスクフォースへの参画等 PRTR の国際統合性を図るための情報収集・整理 現在、OECD では、PRTR 制度の国際調和化に加え、PRTR データに付加価値を付け政策的に活用することが重要な課題として取り上げており、その課題を解決するための取組が進められているところである。 平成 30 年 11 月に開催された OECD の PRTR ワーキンググループ会合に参加し、各国の PRTR の取組に関する情報収集を行い、各国の方向性等を確認した。		計画どおり実施した。
		オ リスクコミュニケーションガイド等を活用した説明会等を通じて積極的に情報発信し、中小企業を含む事業者の自主管理の促進を支援する。		オ リスクコミュニケーションガイド リスクコミュニケーションガイドについて、改定作業を行ない、平成 30 年 10 月 31 日に Web サイトより公表した。 リスクコミュニケーションについては、全国で計 9 回の説明会や講演会を実施し、リスクコミュニケーションガイドの普及を図った。また、国内の自治体や事業者によるリスクコミュニケーションについて調査し、国内事例としてとりまとめ 8 件 Web サイトから公表し(平成 31 年 3 月)、リスクコミュニケーション活動の促進を図った。		
(2) 化兵法の執行業務 化兵法の執行を支援するため、国	(2) 化兵法の執行業務 化兵法の執行を支援するため、国					

	際機関による検査への立会い等及び特定物質の許可製造者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。	際機関による検査への立会い等及び特定物質の許可製造者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。 なお、国際機関との密な連携に努め、立会業務の効率的な実施方法について検討する。											
	ア 化兵法に基づく国際機関による検査への立会い等及び国の立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。 また、国際機関による検査の円滑化に資するため、対象事業所への実態調査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。	・化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い実施件数、実態調査件数(全件実施) ・化兵法に基づく立入検査の実施件数(全件実施)	ア 化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い等及び立入検査の実施 ●国際機関による検査等への立会い <table><tr><td>国際機関による検査等の立会い実施件数</td><td>22 件</td></tr><tr><td>事前調査の実施件数</td><td>17 件</td></tr><tr><td>実態調査の実施件数</td><td>0 件</td></tr></table> ●立入検査の実施 <table><tr><td>立入検査の実施件数</td><td>7 件</td></tr></table>	国際機関による検査等の立会い実施件数	22 件	事前調査の実施件数	17 件	実態調査の実施件数	0 件	立入検査の実施件数	7 件	化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い等及び立入検査を的確に全件実施し、計画どおり達成した。 立会い業務では、原則査察団に対する入国する空港への出迎え廃止、POExit への同行廃止、査察事業所への事前調査(2 名→1 名)の対応変更により、1 回の立会い業務で最大 6.5 人日の業務効率化を実施した。	
国際機関による検査等の立会い実施件数	22 件												
事前調査の実施件数	17 件												
実態調査の実施件数	0 件												
立入検査の実施件数	7 件												

		イ 国際機関や経済産業省が実施する研修に積極的に職員を派遣し、検査への立会いに対応可能な職員の育成と対応能力の向上を図る。また、特定物質、指定物質及びこれらの関連物質に対する分析訓練を実施し、分析方法の向上等について職員間での共有を図る。		イ 適正な検査等の実施に向けた人材育成と能力向上への取組 経済産業省が実施する、化学兵器対策担当官研修・会議に出席し立会い対応能力の向上を図った。 国内で実施された化学兵器禁止機関（OPCW）アソシエート・プログラムに参加し、立会い対応能力の向上を図った。 新任者に対し On the Job Training(OJT)を実施し、立会い対応能力の向上を図った。	化兵器室に増員併任された東京本所の職員には積極的に立会い業務、立会い業務の事前調査、立入検査業務に参加させたことにより、平成 31 年度から東京本所による本格的な化兵器の各業務の対応能力の向上が図られた。 平成 29 年度より分析訓練を受けてきた職員を含む 2 名で、国際検査の対抗分析を行った。
		ウ 化学兵器禁止機関（OPCW）の会議に参加し、国際機関による検査への立会いの運用改善等への貢献を目指すとともに、検査実施方法に関する最新関連情報（分析方法、更新された装備品情報等）を入手		ウ 国際機関の会議への参画等を通じた検査等の立会いの運用改善等 OPCW主催の東南アジア地域国内当局者会合において、国際検査の効率的な実施に関して講演を行い、途上国への条約履行支援に貢献した。	日本国代表として、国内法整備や条約実施の課題、提案等の発表を行い、グループ討議や地域協力の会合等にも参加した。語学習得の上で資料準備や周辺調査等を問題なくこなし、日本国代表として職務を全うした。

		し、業務実 施方法等の 見直しを行 う。				
	3. 化学物 質管理情報 の整備、提 供の強化等 化学物質 管理に有用 な情報の整 備・提供業 務、化学物 質管理の国 際調和に貢 献する技術 的支援や化 学物質管理 に係る新た な手法の開 発・運用改 善を通じて、 企業におけ る新規化学 物質・製品 の開発を促 進し、健全な 経済発展や 国民生活の 安全の更なる 質的向上 を目指す。	3. 化学物質 管理情報の 整備、提供 の強化等 化学物質 管理に有用 な情報の整 備・提供業 務、化学物 質管理の国 際調和に貢 献する技術 的支援や化 学物質管理 に係る新た な手法の開 発・運用改 善を通じて、 企業におけ る新規化学 物質・製品 の開発を促 進し、健全な 経済発展や 国民生活の 安全の更なる 質的向上 を目指す。				
	(1) 化学物 質総合情報 提供システム ・ 日 ASEAN 化学 物質管理デ ータベース における情 報の整備、 提供 国内外に	(1) 化学物 質総合情報 提供システム ・ 日 ASEAN 化学 物質管理デ ータベースに おける情報 の整備、提 供 国内外に				

における化学物質の法規制情報やリスク評価結果等を収集、整理し、化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）の更新を迅速かつ的確に行い、国民や事業者等が信頼して活用できる最新かつ有用な化学物質の安全性等に関する情報を提供する。また、化学物質管理法の申請サイトにワンストップでアクセスできる化学物質管理プラットフォームを構築し、事業者の法令遵守対応コストの低減に取り組む。 さらに、国際的な情報基盤である日ASEAN化学物質管理データベース（AJCSD）の運用機関として、日	における化学物質の法規制情報やリスク評価結果等を収集、整理し、化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）の更新を迅速かつ的確に行い、国民や事業者等が信頼して活用できる最新かつ有用な化学物質の安全性等に関する情報を提供する。また、化学物質管理法の申請サイト等にワンストップでアクセスできる化学物質管理プラットフォームを平成30年度末までに構築し、事業者の法令遵守対応コストの低減に取り組む。 さらに、国際的な情報基盤である日ASEAN化学物質管理データベース（AJCSD（※1））の運				
---	--	--	--	--	--

	ASEAN 経済産業協力委員会化学産業ワーキンググループでの合意に基づき、日 ASEAN における化学物質関連の規制情報を的確に整備、提供することにより、経済産業省が推進する「アジア・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想」における化学物質管理制度の相互調和の推進の支援を行う。	用機関として、日 ASEAN 経済産業協力委員会化学産業ワーキンググループでの合意に基づき、日 ASEAN における化学物質関連の規制情報を的確に整備、提供することにより、経済産業省が推進する「アジア・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想」における化学物質管理制度の相互調和と企業のイノベーションの推進の支援を行う。				
		ア 化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP（※2））を的確に運用するとともに国内外の最新の法規制情報、リスク評価結果、有害性情報等の収載する	化学物質総合情報提供システムにおける検索回数（過去5年平均±8%の年間リクエスト数）	ア 化学物質総合情報提供システム(NITE-CHRIP)の運用・整備 ●NITE-CHRIP の情報更新、運用等 NITE-CHRIP は、事業者や国等が法令情報や化学物質の有害性情報をもとに化学物質管理を適正に行うために利用されているデータベースである。化学物質の製造や輸入の際には、化審法や安衛法等に係る規制対象の有無を確認し適切な管理を行い、有害性情報を元に SDS の作成の情報源に利用されている。また、企業内部のデータベースや、アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)、製品含有化学物質情報伝達スキーム(chemSHERPA)、一般社団法人日本化学工業協会が提供する化学物質リスク評価支援ポータルサイト(BIGDr)等の国内の公的な化学物質管理ツールが NITE-CHRIP を情報源として活用していることから、今や事業者が化学物質管理を行うためには欠かせない情報源となっている。 平成 30 年度は年間で 340 万件もの検索数があったことから、事業者が化学物質に関する調査に要する時間を 55 万時間程度短縮できると見積もられ、人件費に換算すると約 27 億円相当の削減に貢献していると推定される。	NITE-CHRIP のデータ更新を 7 回実施し、計画及び指標を達成した。 NITE-CHRIP 検索回数:340 万リクエスト(対目標リクエスト+22%)。 事業者が化学物質に関する調査に要する時間を 55 万時間程度短縮できると見積もられ、人件費に換算すると約 27 億円相当の削減に貢献していると推定される。 化学物質管理に必要な情報を収集可能な化学物質管理プラットフォームを構築し3月19日に公開した。 定常的な NITE-CHRIP の情報の追加修正を実施するだけでなく、新生 NITE-CHRIP の構築を限られた人材で実施するため、人材の配置の見直しや、内製した種々の IT ツールを最大限活用することで業務を効率的に実施した。 新生 NITE-CHRIP の構築においては、これまでの NITE-CHRIP の利用実態調査等の結果を考慮し、常に利用者の視点を考えながらより利便性が向上するように概要の作成	

		情報を更新し、国民や事業者等に、情報提供を行う。また、ユーザーの要望等を踏まえ、データの整備等を実施する。さらに、化学物質管理法の申請サイト等にワンストップでアクセスできる化学物質管理プラットフォームを構築する。		平成 30 年度の更新による情報の追加修正等の実績は下表のとおりである。 主な更新内容は、以下の通り。 化審法の公示に基づく第一種特定化学物質・監視化学物質・優先評価化学物質・新規公示物質・蓄積性判定結果の追加、化審法と CAS 登録番号の紐付けの反映、安衛法新規化学物質の平成 30 年 3 月、6 月、9、12 月公示分の追加、安衛法既存化学物質 No.10001～20298 までの英語名称の作成及び収載、安衛法表示・通知対象物の追加、EU REACH、韓国 化評法・化管法、平成 29 年度の政府による GHS 分類結果、産総研 RISCAD、IARC 発がん性評価等の国内外の情報の他、約 6,000 物質の名称、構造式、分子量・分子式を整備した。 新たに CAS 番号の物質と化審法整理番号等の物質が一定の条件を満たした場合に一致する組合せ(MITI-CAS 条件付き)を計 381 件掲載した。これに併せ、NITE-CHRIP のユーザーマニュアルの改修を行った。 <table><tr><td>NITE-CHRIP の 情報更新回数</td><td>7 回(4/17, 6/5, 7/31、10/10、12/4、2/5、3/19)</td></tr><tr><td>NITE-CHRIP の 検索数</td><td>4 月～3 月末 340 万リクエスト(月平均約 28.3 万リクエスト)</td></tr><tr><td>NITE-CHRIP の 使用等説明会開催 回数</td><td>14 回 (その他:雑誌への寄稿 1 回)</td></tr></table> ●化学物質管理プラットフォームの構築 ユーザーや国からの要望を踏まえ、従前の NITE-CHRIP の機能に加え、各種法規制に基づいた化学物質管理に必要な情報を収集可能な化学物質管理プラットフォームとしての化学物質管理プラットフォーム(以下「新生 NITE-CHRIP」という。)を構築し、平成 31 年 3 月 19 日に公開した。 化学物質管理のための規制対応手続等を集約するため、経済産業省関連法規制だけでなく他省庁の法規制や諸外国の法規等も幅広くカバーし、それら各法規制(国内だけでも 13 種)に関する概要の作成と手続き・申請サイトや法規制関連情報サイトへのリンクを整備した。	NITE-CHRIP の 情報更新回数	7 回(4/17, 6/5, 7/31、10/10、12/4、2/5、3/19)	NITE-CHRIP の 検索数	4 月～3 月末 340 万リクエスト(月平均約 28.3 万リクエスト)	NITE-CHRIP の 使用等説明会開催 回数	14 回 (その他:雑誌への寄稿 1 回)	と手続き・申請サイトや法規制関連情報サイトへのリンクを整備した。また、これまでの NITE-CHRIP の構造式検索は、パソコンの環境によっては利用することができなかったため、改善の要望が事業者等から寄せられていた。この要望に応えるべく、今回新たな構造式検索機能に変更したことで、より多くのパソコン環境下において利用可能となった。この結果、利用者から利便性が大幅に向上し、とても使いやすくなっているとのコメントを得た。 新生 NITE-CHRIP 構築にあたり、これまでよりも提供する情報量が多くなることから、検索結果等の視認性が重要になることに着目し、フォントや色使い、アイコン・ボタンの配置等きめ細かく設定した。その結果、利用者から視認性がとても向上し、使いやすくなったとのコメントを得た。 新生 NITE-CHRIP をより多くの方に利用してもらえるよう、メディア等に情報提供を行った。その結果、化学工業日報の 1 面に取り上げられ、多くの方の目に触れる機会を創出した。 新生 NITE-CHRIP の構築においては、同時進行で新生 NITE-CHRIP の基幹システム(NITE-LAN)の入れ替え構築作業もあったことから、常に基幹システム側の構築状況を把握しつつ、新生 NITE-CHRIP が遅延等なく構築・稼働できるよう慎重な調整を行った。
NITE-CHRIP の 情報更新回数	7 回(4/17, 6/5, 7/31、10/10、12/4、2/5、3/19)										
NITE-CHRIP の 検索数	4 月～3 月末 340 万リクエスト(月平均約 28.3 万リクエスト)										
NITE-CHRIP の 使用等説明会開催 回数	14 回 (その他:雑誌への寄稿 1 回)										
	イ AJCSD を的確に運用し、ASEAN 各国から提供される最新の法規制情報や有害性情報等を提供する。また、ユーザーの要望等を踏まえ、ASEAN 各国の合意の		イ 日 ASEAN 化学物質管理データベース(AJCSD)運用・整備 AJCSD は、日本及び ASEAN 諸国の化学物質規制に関する情報を提供。特に法規制情報については、我が国のものも含めて 9 カ国、31 法令が収載されており、AJCSD 独自の情報として、延べ約 23,000 物質が収載されている。 AJCSD の今後のあり方について、経済産業省と NITE が国内産業界と意見交換を行った。その結果、産業界としては AJCSD が ASEAN の規制調和に有効的に機能するようになることを望んでいることがわかった。平成 30 年 7 月 9 日～11 日に開催された日 ASEAN 経済産業協力委員会(AMEICC)化学産業ワーキンググループ(WGCI)の技術ワーキンググループ(TWG)会合では、日本から AJCSD を各国規制の比較に活用することについて提案したところ了承された。さらに、日本の化審法スクリーニング評価の有害性クラスを収載することとなり、平成 31 年 3 月 19 日の更新時に公開した。会合においては、活用方法の提案以外にも、AJCSD の前回会合からの改良点と平成 30 年度の改修予定を報告した。 平成 30 年度は、新規サーバ環境(新規 NITE-LAN)への移行に伴う改修を行った。	AJCSD のデータ更新を 7 回実施し、計画どおり達成した。 利用者の利便性を考慮し、これまで規制の有無だけを表示していた項目について改修を行ったことで、より簡便かつ効率的に情報の把握が可能となった。 AJCSD のガイドンスビデオを YouTube 上で公開したことで、国内だけでなく ASEAN 各国における AJCSD の初心者にもわかりやすくなるため、今後国内外の利用者の増加が望める。 AMEICC で提案された化審法スクリーニング評価の有害性クラスの収載に応えるため、掲載方法を視認性や利便性について慎重に検討したうえで公開した。これにより、AJCSD がより活用されることが期待される。							

		下、データの整備等を実施する。		また、前述の AMEICC の会合において、AJCSD が規制の比較にも利用することとなったことから、比較利用出来るように改修を行った。具体的には、AJCSD の表示項目は、これまで規制の有無だけを表示していたが、規制の中でその物質が該当するカテゴリー（例：化審法であれば優先評価化学物質等）を表示することで、より簡便かつ効率的に情報の把握ができるように改修した。 平成 31 年 3 月 19 日までに 7 回データ更新を行っており、各国から提供されたデータに従って規制対象リストの更新を行うとともに、各国から提供された化学物質管理の関係機関の Web サイトへのリンクや規制情報に関する書類を追加している。ASEAN 各国から提供される法令物質情報のデータ更新等については、引き続き粘り強くフォローを継続中（特にタイ、ベトナム、カンボジア、ラオス）である。 AJCSD に関わる広報活動として、機構公式 YouTube チャンネルでガイダンスビデオを 4 月に公開した。このガイダンスビデオについては、AJCSD 利用者がすぐにビデオを視聴できるように AJCSD のフッターからリンクした。また、AJCSD の使用等に関する国内外での講演等を 8 回実施した。 <table><tr><td>AJCSD の情報更新回数</td><td>7 回(4/17, 6/5, 7/31、10/10、12/4、2/5、3/19)</td></tr><tr><td>AJCSD の検索数</td><td>4 月～3 月末 約 12,066 リクエスト(月平均約 1,006 リクエスト) ※) 検索結果の表示数 約 63,000 （月平均 12,600）</td></tr><tr><td>AJCSD の使用等説明会開催回数</td><td>8 回</td></tr></table>	AJCSD の情報更新回数	7 回(4/17, 6/5, 7/31、10/10、12/4、2/5、3/19)	AJCSD の検索数	4 月～3 月末 約 12,066 リクエスト(月平均約 1,006 リクエスト) ※) 検索結果の表示数 約 63,000 （月平均 12,600）	AJCSD の使用等説明会開催回数	8 回	
AJCSD の情報更新回数	7 回(4/17, 6/5, 7/31、10/10、12/4、2/5、3/19)										
AJCSD の検索数	4 月～3 月末 約 12,066 リクエスト(月平均約 1,006 リクエスト) ※) 検索結果の表示数 約 63,000 （月平均 12,600）										
AJCSD の使用等説明会開催回数	8 回										
	ウ 事業者による化学物質等安全データシート（Safety Data Sheet：SDS）や危険有害性情報についてのラベル作成を支援するため、3 省が実施した GHS(※3) 分類結果を確認・修正を行い公表する。また、分類結果の英語版を作成し公表する。	3 省から提供された GHS 分類結果の提供物質数（全件実施）	ウ GHS 分類結果の情報提供 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals：GHS）は、危険有害性に関する情報を化学品を取り扱う人々に正確に伝えることにより、人の安全や健康及び環境の保護を行うことを目的する、化学物質の危険有害性の分類及びラベル、安全データシート（Safety Data Sheet：SDS）による情報伝達に関する国際的に調和されたシステムである。 平成 29 年度に国が分類、見直しを行った 151 物質の GHS 分類結果について、日本語版を平成 30 年 5 月に公表した。また、平成 28 年度分の英訳翻訳物について、英訳チェックと分類を実施した省への照会を実施した上で 177 物質について 8 月に公表した。 事業者等から分類結果の英語翻訳の素早い公開を求められている中、この分類結果の英語翻訳について、平成 30 年度は平成 29 年度分類 151 物質と平成 27 年度分類 61 物質（健康有害性のみ）の分類根拠の英訳作業を事業者等の要望に応えるべく外注して対応することとした。なお、どのような事業者が最も英語翻訳物を利用しているか等については、輸出入協会のセミナーにおいてアンケートを配付し（配付数 134、回収率 84.3%）、ニーズ把握のための調査を実施した。その結果、英語版を活用している企業の 65%が、英訳の分類根拠文等からも情報を得て、GHS 対応ラベルや SDS 作成の参考としていることがわかった。 厚生労働省の GHS 分類検討委員会にオブザーバー出席（7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、1 月、2 月の計 8 回開催）した。また、経済産業省の GHS 分類委員会については、これまで培った機構の知見を活かすべく、本年度から委員として出席すること	政府が分類した GHS 分類結果の公表を全件実施し、計画どおり達成した。 過去の分類結果における分類根拠の英訳業務は、従前機構内部で実施していたが、事業者の要望に応え、外部委託を活用し迅速に進めていくこととした。 事業者へのアンケート調査結果から、事業者が SDS・ラベルの作成又は更新に、直接的（そのまま転記）又は間接的（分類の確認、根拠情報の確認等）に利用している事例が多いことがわかった。今後は「英訳をもっと増やして欲しい」、「変更点のみならず、最新の GHS 分類結果を表示してもらいたい」といったニーズに応じた改善をはかる予定。 機構がこれまでに培ってきた知見や技術力が認められたことから、機構が国連 GHS 専門家小委員会で用いる対処方針案を作成することとなった。また、機構職員が経済産業省の GHS 分類委員会の委員となった。さらに、2019 年度 JIS 改正に伴い、経済産業省の委託事業で作成した「事業者向け GHS 分類ガイダンス」改正に関し、改正の元となった国連 GHS 改訂第6版の知見を有している立場からレビューを行った。							

			となり、10 月、11 月、1 月、2 月の計 4 回開催された当該委員会に出席した。 7 月及び 12 月に開催された国連 GHS 専門家小委員会に参加した。また、国連 GHS 専門家小委員会で用いる対処方針は、これまで厚生労働省が作成していたが、厚生労働省からの依頼を受け、12 月に開催された委員会から、機構が対処方針の案を作成することとなった。さらに、2019 年度 JIS 改正に伴い、経済産業省の委託事業で作成した「事業者向け GHS 分類ガイダンス」改正に関しレビューを行った。						
			<table><tr><td>公表物質数(見直しを含む)</td><td>151 物質</td></tr><tr><td>英訳の分類根拠の掲載物質数</td><td>177 物質</td></tr></table>	公表物質数(見直しを含む)	151 物質	英訳の分類根拠の掲載物質数	177 物質		
公表物質数(見直しを含む)	151 物質								
英訳の分類根拠の掲載物質数	177 物質								
	(2) 国内外の動向調査・分析等及び合理的な評価手法開発への取組	(2) 国内外の動向調査・分析等及び合理的な評価手法開発への取組							
	国内外における調査能力を高め、情報の収集、整備、提供を行うとともに、製品を経由した化学物質のリスク評価手法等の課題について検討を行う。また、製品の開発促進や貿易拡大等、「健全な企業活動の支援」と「国民生活の安全の質的向上」との両立に向けて、効率的な評価方法等の確立・運用の実践	国内外における調査能力を高め、情報の収集、整備、提供を行うとともに、製品を経由した化学物質のリスク評価手法等の課題について検討を行う。また、製品の開発促進や貿易拡大等、「健全な企業活動の支援」と「国民生活の安全の質的向上」との両立に向けて、効率的な評価方法等の確立・運用の実践や技術							

や技術的支援等に取り組む。	的支援等に取り組む。 なお、社会の変化に対応するため、中長期的な視点に立った新たな取組について、その実現可能性の調査検討に取り組む。				
	ア 製品含有化学物質のリスク評価手法の精緻化に向け、製品からの化学物質の放出実態に関する調査を行う。その結果を元に、一般消費者を対象としたヒトの生活環境・行動条件を考慮したリスク評価への適応や、化審法の長期使用製品の排出係数決定のための手法確立に取り組む。 なお、実施にあたっては、製品安全分野及びバイオテクノロジー分野		ア 製品含有化学物質のリスク評価の課題に対する調査等 ●長期使用製品からの化学物質排出量算出のための関連手法確立への取組(化学物質管理分野、製品安全分野) 化審法のリスク評価に用いるため、化学物質管理センターと北陸支所が連携して、長期使用製品からの化学物質の放出実態に関する調査に取り組んでいる。具体的には、プラスチック製品を軟らかくするための可塑剤として広く使用されているフタル酸エステルやその他揮発性有機化合物(Volatile Organic Compounds:VOC)成分を含有する樹脂シートからの放散試験及び模擬ダストへの移行吸着試験の試験計画を策定し、各種試験条件にて試験を実施している。 厚みと含有量の異なる4サンプルについて4つの温度(20,40,60,80℃)においてPFSによる試験を実施した。可塑剤の放出特性における厚み、含有量、温度に関する関係が明らかとなった。しかし、現在使用している固相抽出ディスクが生産中止となるため、今後、新たな抽出ディスクによる検証を実施する予定。 ●製品含有化学物質のリスク評価の実施に向けた情報収集 平成31年5月に開催予定の第9回ストックホルム条約締約国会議において条約附属書への追加が決定する予定のペルフルオロオクタン酸(PFOA)等については、平成31年7月の審議会で化審法の第一種特定化学物質への指定、平成31年9月の審議会で化審法の輸入禁止製品が決定される可能性がある。 審議会に向けてPFOA等を含有する製品経由のリスク評価を実施するために、PFOAの室内、製品、ダストからの暴露に関する情報収集を実施した。リスク評価すべき対象製品はカーペット等の繊維製品を中心に現在検討しており、北陸支所及び製品安全センター製品安全技術課・化学物質管理センター安全技術課においては、標準物質等の調達、検量線の作成及び予備試験を実施し、平成31年3月から本試験を開始した。	分析機器の部品にはテフロン加工等が施されているものが多く、PFOA等のフッ素化合物の分析方法を確立するには多くの知見を収集し、試行錯誤する必要があった。東京、大阪、北陸と各拠点が離れていることから、定期的なテレビ会議に加えて、大阪に集まって打合せを行う等して緊密な連携を取った。	

		が保有する事故原因究明技術、生体分子解析技術等を積極的に活用するものとする。				
		イ アジアン・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想の下での二国間協力協定(MOC)等に基づき、化学物質管理法制度の最新動向等に係る情報交換、途上国における化学物質関連データベースの運用や、リスク評価手法及びインベントリの導入に係る研修等を通じた技術支援を行う。 また、化審法等について、我が国における産業界の支援につながる国内外への情報提供を行う。		イ アジアン・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想の下での二国間協力協定(MOC)等に基づく途上国に対する技術支援 経済産業省が推進する「アジアン・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想」(平成22年10月に開催された日ASEAN首脳会議において我が国より提唱。アジアにおいて科学的リスク評価に基づく効率的な化学物質管理制度の構築を目指す。)の実現に貢献している。 ●アジア諸国等の化学物質管理に関する法規制情報の提供と普及 「平成28年度アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書」(委託事業)について、事業者の利便性を向上するため、最新情報を追加した概要版を作成してWebサイト上で公開(8月)した。その後も定期的に更新し公開している(全3回)。 概要版を公開した後の1ヶ月のアクセス数は7,000件以上となり、報告書(一括版)の月間アクセス数(1,000件)の7倍超、続いての更新時は5万件超のアクセス数と更に増加し、事業者に活用されていることが明らかとなった。 ●途上国での化学物質関連データベース開発やリスク評価方法の導入等への技術支援(経済産業省の二国間協力を通じた途上国への技術支援) 【ベトナム】 国際協力機構(JICA)技術協力プロジェクトに関する国内関係者意見交換会(4、6、8、11月)、ベトナム化学品庁とのワークショップ及び政策対話(12月)に出席し、技術的な助言を行った。この協力により、ベトナム国家化学品データベースが完成し、産業界のベトナム化学物質管理法令への遵守の負担軽減に貢献した。また、ベトナム国内インベントリの公表・事業者への追加物質募集時には、公開直後に産業界へ連絡し、国内事業者が不利益を被るリスクの低減に貢献した。 【その他の国】 経済産業省と共に、MOCが締結されていないラオス、カンボジアへも訪問し、データベースの構築やリスク評価手法の導入に関する情報提供を行った。 ●化学物質管理法制度の最新動向等に係る情報交換 【韓国】 国内産業界の関心が高い韓国改正化評法について、国内産業界との意見交換等を実施。産業界の懸念点等を踏まえ、韓国化学物質管理協会(KCMA)との定期会合(11月)において、同席していた韓国環境部課長等に伝えた。会合結果を産業界に提供し、Webサイトからも公開した。また、化審法の高分子フロッスキームと同様の試験法を有する韓国に対し、同スキームの合理化の内容等について、同定期会合及び韓国国立環境研究院(NIER)との意見交換(10月)において紹介した。	「平成28年度アジア諸国等の化学物質管理制度等に関する調査報告書」(委託事業)については、報告書の概要版を作成し、さらに最新情報を追加して、Webサイトから公開した。事業者がより簡便に必要な最新情報にたどり着けるように工夫した結果、通常報告書(一括版)月間アクセス数の7倍(7,000件)のアクセスが1ヶ月間であった。その後2回情報を更新し、1回の更新で5万超のアクセスがあり、事業者の調査結果の利用促進につながった。	

			【台湾】 国内産業界の関心の高い台湾毒性化学品法について、国内産業界へのヒアリングを実施した。それを踏まえ、台湾安全衛生技術センター(SAHTECH)との定期会合(3月)を実施し、会合結果を産業界及び経済産業省に共有した。 また、台湾 SAHTECH と協力し台湾でセミナー(3 月)を開催し、日本に事業展開している台湾事業者に化審法の理解を促すと共に、台湾に進出している日系事業者に台湾の化学物質管理の最新情報を提供することができた。 ※参考:MOU を締結した台湾 SAHTECH 及び韓国 KCMA との関係の維持 ・メールでの情報(受領):SAHTECH5 回(うち、外部公開可能な情報 4 回を産業界へ共有)、KCMA1 回 ・メールでの情報(提供):両機関へ各 7 回 上記全体を通し、円滑な企業活動に貢献している。	
	ウ 欧米の関係機関との間で、化学物質管理に係る情報共有などを進め、協力関係を維持・強化する。また、経済協力開発機構(OECD)のハザード評価作業部会会合等において、複合暴露、構造活性相関、試験法開発等の議論に参加し、我が国の化学物質管理手法に有益な情報収集を行うとともに、状況を経済産業省に報告する。		ウ 欧米の関係機関との間での化学物質管理に係る情報共有など協力関係の維持・強化 ●欧米の関係機関との協力関係の維持強化 【米国 環境保護庁(EPA)】 職員を米国 EPA に派遣していることで、米国有害物質規制法(Toxic Substance Control Act: TSCA)改正前後の運用に伴う生の情報やその他 EPA の化学物質管理の進め方等の情報を得ることができた。 また、EPA が規則作成を行っている 2 物質に関する、日本の試験データを提供し、米国での科学的知見に基づく規制作成に貢献した。これにより、米国で当該物質を扱う日本の事業者(輸入者含む)が、不当に厳しい規制を受けるリスクの低減に貢献した。 ● 経済協力開発機構(OECD)のハザード評価作業部会会合等への参加による情報提供と規制の国際統合化に向けた情報収集と報告 職員を OECD に派遣していることで、特に構造活性相関の分野において情報交換をしているほか、OECD の会合等において、複合暴露、構造活性相関、試験方法、化学物質データベースポータルの開発等の議論への参加又は意見交換を実施し、情報提供を行った。さらに、それら会合等での議論・検討の情報収集を行い、その結果を経済産業省等へフィードバックし、日本の化学物質管理制度の国際統合化を図るために貢献した。 【OECD】 ・ OECD ハザード評価作業部会会合(6 月)及び電話会議(1 月) ・ OECD/eChemPortal 運営会議(4 月)及び電話会議(9 月、1 月) ・ OECD/IUCLID ユーザ・グループ専門家パネル会議(10 月)及び電話会議(7 月、1 月) なお、平成 31 年の eChemPortal 会合は NITE で開催予定である。(4 月 10 日～11 日) 【国連】・国連 GHS 専門家小委員会(7 月、12 月)及び GHS 関係省庁等連絡会議(6 月、11 月)	

			●情報提供と情報収集 【Web サイト】 機構化学物質管理センターの Web サイトから、海外の化学物質管理制度に関する情報発信を強化した。具体的には、①メールマガジン(呼称:NITE ケミマガ)の中から、事業者の関心が高いと見込まれる海外記事を日本語でわかりやすく解説するコラム、②機構が出席した国際会議結果の概要紹介、③機構が平成 28 年度に実施したアジア化学物質管理制度調査の概要版、を新たに Web サイトから公開するとともに、見やすさに配慮した Web サイト構成に変更した(8 月 31 日)。その結果、国際関連トップページへの月間アクセス数は、5 倍に増加した。その後、月に 1 回程度新たな情報を発信している。新たに公開した情報のアクセス数は、合計 11 万件超であった。 【講演等】 CRAC2018(化学物質規制年次会合)(9 月)、ChemicalWatch(世界的に有名な化学系情報誌)Asia-Hub 規制サミット-欧州(9 月)、KCMA 開催の ICCP2018(10 月)、ChemConEurope(11 月)、台湾 SAHTECH と開催した日台規制セミナー(3 月)、Chemical Watch Asia-Hub 規制サミット-USA(3 月)で講演を行った。 ChemicalWatch 誌(2 月)へ寄稿した。 【国内勉強会】 NITE 化学物質管理センター職員、経済産業省化学物質管理課及び同素材課の国際担当者向けに、海外の最新情報を提供する勉強会を開催した(平成 30 年度 18 回実施)。これにより、化学物質管理行政に関与する職員等の知見向上につながり、結果として国際業務の円滑な遂行、又は国内業務の改善検討等に貢献した。	海外の化学物質管理制度に関する情報発信を強化した。その結果、新たに発信した情報のアクセス数は、合計 11 万件超であった。	
(3)化学物質管理に関する理解促進、普及啓発 化学物質のリスク等についての国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進に向けて、情報の受け手の側のニーズや提供側の実態等を踏まえながら調査を行うつつ、情報発信を行	(3)化学物質管理に関する理解促進、普及啓発 化学物質のリスク等についての国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進に向けて、情報の受け手の側のニーズや提供側の実態等を踏まえて調査を行い、化学物質のリスク管理に関す		●社会人講座の開催・講師派遣・展示 事業者向けに社会人講座として NITE 講座を東京、大阪で開講する等、リスク評価をはじめとした化学物質管理に関する技術情報の効果的な普及を図った。前期は東京で 6 月 8 日、6 月 22 日、7 月 5 日に開催した。 前期募集分は NITE ケミマガ配信後 45 分で応募者多数のため応募締め切りとなったため、後期(大阪)講座については、東京及び名古屋にサテライト会場を設け、10 月 31 日、11 月 1 日、11 月 2 日開催。中小企業枠を設ける等中小企業向けの対応も実施した。大阪は募集 70 名、応募 66 名。東京は募集 50 名、応募 64 名。名古屋は募集 12 名、応募 10 名であった。サテライト会場については、特段トラブルがなく進めることができた。 前期NITE講座では、中小企業からの受講者が全体の 14%であったが、後期は中小企業枠を設け募集を実施した(中小企業専用の申込を設けた)ことで全体の 40%(大阪 42%、東京 38%、名古屋 50%)まで割合が増加した。 12 月 25 日に NITE 後期講座の講義資料を公開した。 内閣府の「化学物質の安全管理に関するシンポジウム」を機構、国環研、産総研が持ち回りで実行委員長となり開催した。平成 30 年度は産総研が 11 月 20 日に開催した。全体テーマは「非定常な化学物質リスクの評価・管理の方向性」とした。 ●Web サイトへの情報提供、メールマガジンの配信の実施 化学物質管理に関する情報を広く一般に周知するため、機構の Web サイトを利用し、法規制情報、有害性情報、リスク評価関連情報等について、最新情報を提供した。	NITE 講座後期では、サテライト会場(東京、名古屋)の開設し、前年度に比べ 60 人多く NITE 講座を受講してもらうことが出来た。 前期NITE講座では、中小企業からの受講者が全体の 14%であったが、後期は中小企業枠を設け募集を実施した(中小企業専用の申込を設けた)ことで全体の 40%(大阪 42%、東京 38%、名古屋 50%)まで割合が増加した。 前年度に比べ 60 人多く NITE 講座を受講してもらうことができた。 NITE ケミマガについては、情報収集サイトについて見直しを行い、海外情報等を強化した。登録者数は 7,048 から 7,692 の 644 名(9.1%)増加	

	う。	る事業者向けの講座等の実施を通して、事業者や産業界に加え、国民に向けた情報発信及び普及啓発活動に努める。 具体的には、社会人講座を主催するほか、自治体や産業界が開催するセミナー、学生向けセミナー等において、化学物質管理に関する情報発信を行う。		情報提供の結果、新聞掲載6回、専門誌を中心に雑誌等掲載が7回あった。 NITE ケミマガを通して、毎週、化学物質管理に関するサイトの新着等の情報を提供した(読者は各省庁等において個別に掲載されている化学物質管理に関する最新情報を一括で入手可能である。)。7月19日に400号を配信した。情報収集サイトについて見直しを行い、海外情報等を強化し、登録者数は、平成29年度末7,048から31年度末で7,692の644(9.1%)増加となった。 ●パンフレットの配布等を通じた化学物質管理情報発信 化学物質管理センターの業務を紹介するため、化学物質管理センターパンフレット(約410部)やCHRIPパンフレット(約430部)、リスク評価に関する解説本である「化学物質と上手に付き合うために」(約420部)等の配付を行い、機構の活動の理解促進に努めた。 身の回りの製品の品目別に6種類の解説書を冊子及びWebサイトで提供しているが、2012～2016年改訂と古くなっていたため、改訂を実施した。洗剤及び家庭用塗料については、PDFファイルをWebサイトから公開し、冊子版の配布を開始した。	
--	----	--	--	---	--

4. その他参考情報

I-3. バイオテクノロジー分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
Iー3	バイオテクノロジー			
業務に関連する政策・施策	ものづくり/情報/流通・サービス のうち、 バイオ	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 特許法施行規則 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）	
当該項目の重要度、難易度	【基幹目標】 生物遺伝資源の収集、評価、整理及び提供並びに生物多様性条約に関する法的枠組みの執行支援等を通じて蓄積した技術や知見を活かし、微生物遺伝資源の利用環境を整備し、我が国バイオ産業の中長期的な発展に貢献する。【重要度：高】【優先度：高】【難易度：高】 1. (2) 産業動向等を踏まえた生物遺伝資源利用促進支援【重要度：高】【難易度：高】 4. (1) 生物遺伝資源の国際移転に関する取組【重要度：高】【難易度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0398, 0399	

4. 主要な経年データ													
④ 主要なアウトプット(アウトカム) 情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年 度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
【基幹目標】 微生物遺伝資源の利用 環境整備による微生物遺 伝資源の提供依頼件数	平成 29 年 度比 2%増 加		－	－	－	－	2.4%増加	予算額(千円)	22,542,448 の内数	1,927,719	1,776,922	1,848,978	2,072,203
微生物遺伝資源の増加 数	産業界から のニーズ等 を踏まえ、 300 株		－	195 株	186 株	531 株 (29 年度か らは比較参 照用微生物 にも対象を 拡大)	471 株	決算額(千円)	17,752,154 の内数	1,924,228	1,950,231	2,415,006	2,004,881
企業との共同事業等及び 地域産業振興支援、共 通課題の解決のための技 術的支援の実施件数	10 件		－	－	－	－	13 件	経常費用(千円)	2,270,452	2,106,488	1,962,080	1,963,902	2,005,888
生物遺伝資源のバックア ップ保存数	ユーザーか らの依頼に 基づき全数 を実施	(参考)平成 26 年度実績 245 株、平 成 27 年度 実績 1,974 株、平成 28 年 度 実 績	－	－	－	6,982 株・機 器専有 3 台 (ユーザーか らの依頼に 基づき全数 を実施)	10,623 株 機器 5 台 (ユーザーか らの依頼に 基づき全数 を実施)	経常利益(千円)	▲8,866	▲12,908	25,945	32,926	▲23,836

		2,984 株、平成 29 年度実績 6,982 株													
問合せ対応件数	電話、メール等で相談を受けた全数を実施	*平成29年度から対象を拡大	－	146 件	126 件	1,519 件	1,385 件		行政サービス実施コスト(千円)	－	2,256,396	2,225,964	1,996,629	2,002,421	
生物遺伝資源の利用促進に資する講習会や小中高校生とその保護者等向けの普及啓発活動の実施	3 件		－	3 件	3 件	4 件	4 件		従事人員数	422 の内数	77	80	78	78	
業務活動の成果を発信する情報提供の実施件数	10 件	(参考)内訳 6 件(メールマガジンの発行)、4 件(展示会・学会等の出展)	－	－	10 件	11 件	13 件								
特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数	全件実施	(参考)過去 3 年平均 272 件	－	248 件 (全件実施)	294 件 (全件実施)	305 件 (全件実施)	317 件 (全件実施)								
カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する事前審査件数	全件実施	(参考)過去 3 年平均 262 件	－	166 件 (全件実施)	354 件 (全件実施)	124 件 (全件実施)	104 件 (全件実施)								
GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成件数	全件実施	(参考)過去 3 年平均 1 件	－	－	－	1 件 (全件実施)	2 件 (全件実施)								
カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数	全件実施	(参考)過去 3 年平均 12 件	－	12 件 (全件実施)	12 件 (全件実施)	12 件 (全件実施)	14 件 (全件実施)								
分析・解析結果の関係省庁等への情報提供件数	1 件		－	6 件	4 件	4 件	2 件								
生体由来製品の鑑別方法に係る標準原案(改正案を含む)の作成件数	3 件		－	4 件	2 件	2 件	3 件								
製品事故の原因物質解析の実施件数	生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施	(参考)過去 3 年平均 18 件	－	－	16 件 (生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施)	19 件 (生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施)	23 件 (生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施)								

微生物の有害機能が検索可能なデータベースへの情報追加数	15 種類		—	10 機能	59 種類	57 種類	19 種類						
二国間協力のための共同事業実施国数	6 ヶ国		—	—	—	6 カ国	7 ヶ国						
生物遺伝資源の国際的な移転・利用に関する枠組み構築数	2 件		—	—	—	1 件	2 件						
ACMにおける情報交換を実施する機関数	9 機関			—	25 機関	15 機関(11 カ国・地域)	13 機関(9 カ国・地域)						
生物遺伝資源の利用に関する関連法等の情報提供	7 つの国・地域。なお、その際、国別の関連法等に加え入手プロセスなど国内企業にとってより有用性の高い付加的な情報等の提供に努めるものとする。			8 つの国・地域	6 つの国・地域	7 つの国・地域	7 つの国・地域						

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			
			業務実績	自己評価		
Ⅱ－3. バイオテクノロジー分野 【基幹目標】 生物遺伝資源の収集、評価、整理及び提供並びに生物多様性条約に関する法的枠組みの執行支援等を通じて蓄積した技術や知見を活かし、微生物遺伝資源の利用環境を整備し、我が国バイオ産業の中長期的な発展に貢献する。	Ⅰ－3. バイオテクノロジー分野 【基幹目標】 生物遺伝資源の収集、評価、整理及び提供並びに生物多様性条約に関する法的枠組みの執行支援等を通じて蓄積した技術や知見を活かし、微生物遺伝資源の利用環境を整備し、我が国バイオ産業の中長期的な発展に貢献する。	【重要度：高】 【優先度：高】 【難易度：高】 微生物遺伝資源の利用環境整備による微生物遺伝資源の提供件数を平成29年度比2%増加	【基幹目標】 生物遺伝資源の収集、評価、整理及び提供並びに生物多様性条約に関する法的枠組みの執行支援等を通じて蓄積した技術や知見を活かし、微生物遺伝資源の利用環境を整備し、我が国バイオ産業の中長期的な発展に貢献するため、以下を実施した。 ①未来投資戦略2017に基づき、公的機関等が保有する生物資源データを集約した横断的データベースのプロトタイプを作成(平成30年度中) ②機構の有する微生物遺伝資源の安全性や機能等に関する情報を整備し、安定的に供給するとともに、微生物遺伝資源の活用を支援	全体評価:A 指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成し、中でも基幹目標に対する指標に対しては目標を超えて達成したことに加え、以下について、機構独自の知見・技術や連携を活かして主体的に取組を行い、行政や産業界、国民に積極的に働きかけることにより、社会や産業界に対し事業計画で求められる水準を超える効果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献。 ○生物遺伝資源に付随する情報の提供による利用促進(生物資源データを集約した横断的データベースの構築) 生物資源データを集約した横断的データベース(生物資源データプラットフォーム(DBRP))を構築したことにより生物資源及びそれに紐付く情報の一元的な整理、集約が実現し、容易かつ効率的なオンライン検索を通して生物資源の利用が促進されることにより、企業等による微生物遺伝資源を利用した製品/事業創出の加速や、我が国のバイオ産業の中長期的な発展への貢献が期待される。さらに共同事業において、機構が保有する微生物に合成ゴム原料などの工業原料物質を産生する菌株が多く含まれることを発見し、今後この情報について DBRP を介して産業界に提供することでスマートセルによる物質生産が加速されることが期待される。 ○生物遺伝資源の拡充や新たな形態による提供を通じた利用促進 産業界のニーズに基づき平成30年4月から復元培養株の提供を本格実施したことにより、復元培養による分譲件数は前年度比約2倍の67件(分譲株数は115株)となり、そのうち約4割が新規依頼者であったことから、新規顧客の獲得、技術的障壁の低減によるバイオ産業への新規参入促進につながり、微生物産業拡大、産業競争力の強化につながることを期待される。また、日本薬局方に基づく試験の一つを迅速・正確に実施するため、製品化許諾契約を締結した者が、機構が分譲する微生物を用いて試験に必要な調整を済ませた試験用製品を発売しているところ。当該菌株に関して、当該試験用製品販売開始から、機構のみから分譲していた場合と比べユーザー数が約2倍に拡大し、利用促進に貢献した。 ○生物遺伝資源の新たな枠組みによる提供を通じた利用促進 共同事業で見出された有望な抗生物質生産菌を共同事業先が引き続き使用して研究開発を進める目的で当該菌株に対して一定期間の優先使用を可能とする措置(優先使用措置)は機構として初の試みであり、菌株の産業利用や社会実装を加速させる取り組みである。 共同事業における菌株の評価結果は機構に提供され保有菌株の付帯情報として公開される予定であるが、共同事業先にとって有望な、つまり実用化に向けた研究開発に進める菌株に優先使用措置を講じることで、他者による模倣や追随によるリスクを低減させ、生物資源の産業利用や社会実装が加速される環境を提供しつつ、菌株に有用な情報が付加され微生物遺伝資源の産業利用が促進されることが期待される。		

1. 生物遺伝資源の産業利用促進 我が国のバイオ産業の発展に貢献するため、微生物遺伝資源保存事業を通して、生物遺伝資源の利用促進を図る。そのため、近年のバイオテクノロジーにおける進展やバイオ産業の動向等を踏まえ、知的基盤整備計画等に基づき世界トップクラスの微生物遺伝資源機関として、微生物遺伝資源の充実及び情報付加への対応を行う。 また、生物遺伝資源の更なる利用促進を図るため、新事業創出に資する企業や地域の中小企業・ベンチャー企業を含む幅広い産業を支援する。	1. 生物遺伝資源の産業利用促進 我が国のバイオ産業の発展に貢献するため、微生物遺伝資源保存事業を通して、生物遺伝資源の利用促進を図る。そのため、近年のバイオテクノロジーにおける進展やバイオ産業の動向等を踏まえ、知的基盤整備計画等に基づき世界トップクラスの微生物遺伝資源機関として、微生物遺伝資源の充実及び情報付加への対応を行う。 また、生物遺伝資源の更なる利用促進を図るため、新事業創出に資する企業や地域の中小企業・ベンチャー企業を含む幅広い産業を支援する。				
---	---	--	--	--	--

(1) 微生物遺伝資源の収集・提供・情報付加 生物多様性条約や名古屋議定書等生物遺伝資源に関する国際動向等を踏まえ、我が国産業界等が利用可能な微生物遺伝資源の収集を行うとともに、生物遺伝資源の利用促進を図るため、産業有用な遺伝子情報等について収集・整理・提供する。また、微生物遺伝資源の品質管理の向上やバイオバンク(微生物等生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設)の運営管理要件等に関する国際標準化への貢献を図るとともに、微生物遺伝資源を安定的に保存、供給する体制を維持する。	(1) 微生物遺伝資源の収集・提供・情報付加 生物多様性条約や名古屋議定書等生物遺伝資源に関する国際動向等を踏まえ、我が国産業界等が利用可能な微生物遺伝資源の収集を行うとともに、生物遺伝資源の利用促進を図るため、産業有用な遺伝子情報等について収集・整理・提供する。また、微生物遺伝資源の品質管理の向上やバイオバンク(微生物等生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設)の運営管理要件等に関する国際標準化への貢献を図るとともに、微生物遺伝資源を安定的に保存、供給する体制を維持する。				
---	---	--	--	--	--

	ア 機構単独での微生物遺伝資源の収集、国内外の BRC との交換、外部からの譲渡・寄託及び共同事業等により、微生物遺伝資源の収集を行う。このため、微生物遺伝資源の的確な受入れ体制を維持する。	・微生物遺伝資源の増加数（産業界からのニーズ等を踏まえ、300 株）	ア 微生物遺伝資源の収集 国内外の様々な環境から新しい微生物遺伝資源の分離、国内外の生物遺伝資源機関(BRC)と微生物遺伝資源の交換、外部研究者からの譲渡・寄託により、微生物遺伝資源を収集し保存している。 収集した微生物遺伝資源は、事業者や研究開発機関が、製品開発や物質生産などに利用するために提供している。また、公的試験方法(日本工業規格(JIS)や日本薬局方など)に指定された微生物遺伝資源も安定的に提供している。 国内に保管されているが未活用の微生物遺伝資源を“埋蔵菌”と名付け、機構の BRC (NBRC) の制度を介したその活用のための譲渡等条件を整備し、5 件の候補先と合意を得ている。 <table><tr><th>項目</th><th>年度</th><th>平成 30 年度</th><th>平成 29 年度</th></tr><tr><td colspan="4">産業利用上重要な微生物※(NBRC 株)</td></tr><tr><td></td><td>登録数</td><td>634 株</td><td>531 株</td></tr><tr><td colspan="4">有用機能等の探索源となる微生物(RD 株)</td></tr><tr><td></td><td>保存数</td><td>369 株</td><td>70 株</td></tr></table> ※:産業利用上重要な微生物の種類:人の病気に関連する微生物、抗生物質生産等の有用性が明らかな微生物、基準株等 特に、企業へのヒアリングや企業からの問合せ等により産業界のニーズが高い 471 株を収集した(指標比 157%)。 対応したニーズは以下のとおり。 ・アレルギー性喘息との関連が示唆されるエアコン等に繁殖する糸状菌を調査するため、393 菌株を分離・保存した。分離菌株から代表的な汚染菌を選抜し、<i>Aspergillus</i> 属 8 株、酵母 34 株(新種候補5株を含む)を NBRC 株として登録・提供予定。 ・ヒト由来微生物としては、47 株の皮膚常在菌の寄託を受け、NBRC 株として 37 株の提供を開始した。その他、共同事業により得られたヒト由来微生物 4 株について、NBRC 株として提供準備中。 ・平成 29 年度 NBRC 株に登録した「防藻性の評価標準化に係る菌株」55 株のうち、タイル、コンクリート等の建築外装材料、製品等の多くの場所から検出された <i>Apatococcus</i> 属藻類 9 株の分譲を開始した。 その他、RD 株収集等は以下のとおり。 ・平成 29 年度 RD 株に登録した乳酸菌 28 株について、提供を開始した。 ・マイクロバイオームを用いた新産業創出等バイオ産業においてニーズがあるものの、入手しにくいことが課題になっているヒト由来微生物を提供できるようにするため、ヒトの糞便、皮膚、口腔から微生物を収集。ヒト由来微生物 108 株について RD 株として登録し、101 株について提供開始した。 ・岩手県工業技術センター等の協力により、国産漆日本一の生産量である岩手県二戸市のウルシの樹皮や葉、花等から収集した乳酸菌等を含む、微生物 260 株を登録し、241 株について RD 株として提供を開始した。	項目	年度	平成 30 年度	平成 29 年度	産業利用上重要な微生物※(NBRC 株)					登録数	634 株	531 株	有用機能等の探索源となる微生物(RD 株)					保存数	369 株	70 株	産業界からのニーズ等を踏まえ、微生物遺伝資源が 471 株(指標値比 157%)増加し、指標を達成した。さらにユーザーのニーズに対応するため、国内に保管されている未活用の微生物遺伝資源を活用するための条件および体制を整備した。 業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献 今後の成長市場として注目が集まっているマイクロバイオームを利用した新たな産業において、製品開発や参照用としてニーズの高いヒト由来微生物を提供できるようにするため、ヒトの糞便、皮膚、口腔から微生物を収集した。これらについて順次提供を開始しており、マイクロバイオーム等を利用した産業支援を行った。 また、収集したヒト由来微生物を用いて、マイクロバイオーム解析等の計測レファレンスとなる微生物カクテル(複数の微生物を一定割合で混合したもの)を作製し、令和元年 5 月から提供開始予定。マイクロバイオーム解析等における実験プロトコルの最適化やバリデーション評価に貢献。	
項目	年度	平成 30 年度	平成 29 年度																						
産業利用上重要な微生物※(NBRC 株)																									
	登録数	634 株	531 株																						
有用機能等の探索源となる微生物(RD 株)																									
	保存数	369 株	70 株																						

				平成 29 年度に寄託制度を改正し、寄託する生物遺伝資源が利用される条件を寄託者が寄託時に指定できるようにしたことにより、これまで寄託を受けることができなかったインド原産の生物遺伝資源の寄託を受けた。	
		イ 遺 伝 子塩基配列情報やタンパク質情報を用いて、微生物遺伝資源の簡便で効率的な品質管理を行う。ISO9001 に適合した微生物遺伝資源の品質管理を維持する。		イ 微生物遺伝資源の品質管理 特定の遺伝子の塩基配列情報に基づく同定による学名の確認に加え、一部の菌株については、遺伝子配列の代わりに、菌株のタンパク質の質量分析データから迅速かつ低コストに同定する手法を用い、微生物遺伝資源の簡便で効率的な品質管理を確実に実施した。 供給する生物遺伝資源の品質を確保するため、国際規格 ISO 9001 に基づく品質マネジメントシステムのマネジメントレビューを 2 回開催し、運営状況を確認した。品質マネジメントシステムの適合性及びシステムが効果的に運用されているかを内部監査により確認した。10 月 31 日から 11 月 1 日にかけて受審した更新審査では、活発な内部監査が実施されている点や、製品品質に関する ISO9001 のシステム運用が高いレベルにある事等が評価され、更新が推薦され、12 月 8 日付けで登録証が更新された。 RD 株の管理では表計算ソフトを利用していたが、約 6 万株を安定的に管理するため、また、将来的に NBRC 株を管理している生物遺伝資源管理システムにデータを統合するためデータ形式の統一を図ること等を目的として、データベースソフトを用いた管理に移行した。従来よりも多くのデータを効率的に管理でき、容易に検索も行えるようになった。 藻類では、抗酸化作用のあるアスタキサンチン等の色素生産能を活かした産業利用が行われているが、保存時の凍結ストレスや培養時の光源波長が色素生産に影響を及ぼすことから、安定した保存技術の開発に活かすため条件検討と色素分析を行った。この結果を藻類の安定供給と産業利用促進につなげるため、安定した保存技術の開発に活かすと共に、ユーザーからの問合せ対応等にも応用した。 藻類による油脂生産の実用化段階で用いる屋外培養を模擬した順流培養試験を行い、増殖特性や油脂生産能等の情報について、これまでに合計 23 株の情報を得た。	利害関係者のニーズ及び期待の理解等の規格要求事項を満たしつつ、現在の業務内容を確認し、品質マネジメントシステムの改善に一段と取り組むことで計画を着実に実施した。
	ウ 保存している微生物遺伝資源の属性情報を整理・公開する。属性情報に基づき、外部からの依頼に応じ微生物遺伝資源を的確に提供（分譲）する。	微生物遺伝資源の利用環境整備による微生物遺伝資源の提供依頼件数を平成 29 年度比 2%増加	ウ 微生物遺伝資源の提供 ユーザーからの微生物遺伝資源の提供依頼件数 (2,474 件) に対して微生物遺伝資源の提供を全件対応し、指標を超えて達成した。 機構で保有している菌株の利用拡大を戦略的に進めるために、利用促進のためのワーキンググループ(WG)を設置した。その中で菌株の提供状況から顧客ニーズが高いと考えられる乳酸菌に特化した宣伝用の資材(チラシ、パンフレット等)を作成し、これまでの営業活動から乳酸菌に興味を持っていると考えられる業種を選定し、積極的な営業活動(電話、メール、訪問等)を行った。対象の菌群を拡大し、所長、次長及び課長によるトップ営業や業界団体等を通じた営業も行い、その結果、36 件 273 株で菌株購入まで至った。 RD 株の利用促進につながる新たな仕組みとして、一部の菌株を企業が一定期間優先的に使用できる優先使用措置の必要性を検討した。そして試行的に優先使用措置を盛り込んだ共同事業を公募し事業を実施している。 微生物遺伝資源の収集・保存・提供業務に係る情報システムが老朽化したことから、引き続き業務を遂行し、外部に向けての情報発信を強化していくため、生物遺伝資源管理システム(NBRC-DB)の再構築及びデータ移行を行った。進捗状況管理を行うた	ユーザーへの情報提供や提案を積極的に行い、微生物遺伝資源の利用環境整備による微生物遺伝資源の提供依頼件数が 2,474 件となり、平成 29 年度比 2.4%増加し、指標を超えて達成した。 業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献 産業界のニーズに基づき平成 30 年 4 月から復元培養株の提供を本格実施したことにより、復元培養による分譲件数は前年度比約 2 倍の 67 件(分譲株数は 115 株)となり、そのうち約 4 割が新規依頼者であったことから、新規顧客の獲得、技術的障壁の低減によるバイオ産業への新規参入促進につながり、微生物産業拡大、産業競争力の強化につながる事が期待される。また、日本薬局方に基づく試験の一つを迅速・正確に実施するため、製品化許諾契約を締結した者が機構が分譲する微生物を用いて、試験に必要な調整を済ませた試験用製品を発売しているところ。当該菌株に関して、当該試験用製品販売開始から、機構のみから分譲していた場合と比べユーザー数が約2倍に拡大し、利用促進に貢献した。 共同事業で見出された有望な抗生物質生産菌を共同事業先が引き続き使用して研究開発を進める場合に、一定期間の優先使用を可能とする措置(優先使用措置)は機	

め、部門間連携プロジェクトとして新 NBRC-DB システム構築プロジェクトチームを組織し、対応した。その結果、従来のシステムの機能を損なうことなく、データ管理等が容易でより利便性が高いシステムが構築された。今後、生物遺伝資源の提供に係る新たな制度導入に伴う帳票の追加や、管理データ等の増加等が必要になった場合でも容易に対応できる拡張性の高いシステムが構築された。

機構では、国立感染症研究所が公開している分類情報に加えて、日本細菌学会が公開しているバイオセーフティーレベル(BSL※)リストを参考することにしたため、規程を改正し、日本細菌学会が独自に使用している BSL1*を追加することとした。データベースの情報を整理・更新し、ユーザーが適切に使用する環境を整備した。本件については、メールマガジン等で周知を行った。

産業界のニーズに基づき平成 28 年 3 月 14 日から平成 30 年 3 月 31 日まで試行した復元培養株の提供について、利用者アンケートを踏まえ平成 30 年 4 月から本格実施した。分譲件数は前年度比約 2 倍の 67 件(分譲株数は 115 株)となり、そのうち約 4 割が新規依頼者であったことから、新規顧客の獲得、技術的障壁の低減によるバイオ産業への新規参入促進につながり、基幹目標の達成に貢献した。日本薬局方に基づく試験の一つを迅速・正確に実施するため、製品化許諾契約を締結した者が、機構が分譲する微生物を用いて、試験に必要な調整を済ませた試験用製品を発売しているところ。当該菌株に関して、当該試験用製品販売開始から、機構のみから分譲していた場合と比べユーザー数が約2倍に拡大し、利用促進に貢献した。

Web サイトによる情報発信では、「微生物と産業利用」のページについて、これまで収集、分析した微生物株情報を拡充するとともに、より解りやすい構成となるよう、大幅に見直しを行った。また、生物工学会にてブース出展を行い、ヒト由来微生物及び乳酸菌をはじめとする NBRC 株、RD 株とその属性情報のアピールに加え、Web サイトからの公開情報についても積極的にアピールを行った。

微生物遺伝資源の提供依頼件数(国内)				
項目 \ 年度		平成 30 年度	平成 29 年度	
微生物遺伝資源の提供依頼件数		2,474 件	2,416 件	
内訳	NBRC 株	2,352 件	2,303 件	
	RD 株	122 件	113 件	

微生物遺伝資源の提供依頼株数				
項目 \ 年度		平成 30 年度	平成 29 年度	
NBRC 株				
	分譲数	微生物株	7,316 株	7,440 株
		クローン	228	73
		ゲノム DNA	48	71
RD 株				
	提供数	4,589 株 (うち、 新規 2,164 株)	4,474 株 (うち、 新規 1,472 株)	

構として初の試みであり、菌株の産業利用や社会実装を加速させる取り組みである。

共同事業における菌株の評価結果は機構に提供され保有菌株の付帯情報として公開される予定であるが、共同事業先にとって有望な、つまり実用化に向けた研究開発に進める菌株に優先使用措置を講じることで、実用化を進める企業の研究開発期間中に他者による模倣や追随によるリスクを低減させ、生物資源の産業利用や社会実装が加速される環境を提供しつつ、菌株に有用な情報が付加され微生物遺伝資源の産業利用が促進されることが期待される。

				※ バイオセーフティーレベル(BSL)：WHO 実験室バイオセーフティ指針(第3版)に基づき、微生物・病原体をその危険度に応じて4段階(BSL1～BSL4)に分類したもの。	
		エ これまで機構が蓄積してきた微生物遺伝資源の品質管理等に関する経験と専門的知識を活用し、ISO/TC276等の国際標準化会議において、バイオバンク(微生物等生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設)の運営管理要件等に関するISO国際標準化に貢献する。また、当該貢献にあっては、適合性認定分野が有する認定に関する経験と専門的知識を活用する。		エ バイオテクノロジーに関する国際標準化への貢献 ●生物資源センターの運営に関する国際標準規格(ISO/TC276) ISO/TC276のエキスパートとして、TC会議及び国内委員会、国内分科会に出席し、バイオバンクの運営管理要件の認定制度の実装や認定制度に関連した新たな標準規格提案に関する情報収集、意見交換を行い、国内状況を見据えた国際標準化の活動を実施した。8月に、ISO 20387 (Biobanking –General requirements for biobanking)が発行された。 更に、微生物バンクに関する標準規格書について、機構が日本代表として対応した。ISO国際標準規格について、国内のバイオバンク・BRC機関への情報提供を行った。	日本の微生物バイオバンクの代表として、複数のISO文書案について、日本にとって不利にならない国際標準化文書策定に貢献した。
		オ 生物遺伝資源の利用促進を図るため、機構自ら微生物遺伝資源が生産する物	微生物の有害機能が検索可能なデータベースへの情報追加数(15種	オ 微生物遺伝資源の遺伝子情報の提供 ●微生物の有害機能が検索可能なデータベースの構築 バイオ産業界における微生物の安全性評価を支援するため、遺伝子情報から微生物の産生する毒素等の有害性機能が検索可能な新規データベース(MiFuP Safety)を平成28年12月に公開・運用開始した。 追加情報として、感染症の原因となる主要毒素のうち未掲載のものから19種類の有害性機能について調査を行い、平成31年3月に公開した。	ユーザーがより効率的に微生物の有害性に関する情報を取得できる、微生物有害情報リストとMiFuP Safetyを統合し、「微生物有害情報データベース M-RINDA」を新たに構築し、公開した。19種類(指標値比127%)の有害性機能についてMiFuP Safetyで検索可能とするため、遺伝子情報を登録し、指標を達成した。

	質の情報等を収集するとともに、微生物遺伝資源の産業有用機能の検索が可能なデータベース（MiFuP）や医薬品開発において利用される可能性が高い、抗生物質等の二次代謝産物を合成する遺伝子クラスターに関する情報を集めたデータベース（DoBISCUIT）等により微生物遺伝資源の遺伝子や機能に関する情報を提供する。	類)	また、ユーザーがより効率的に微生物の有害性に関する情報を取得できるように、微生物有害情報リストと MiFuP Safety を統合し、「微生物有害情報データベース M-RINDA」として開発・構築し、公開した。 微生物の有害性機能の情報解説資料 (Note) において、食品安全管理分野での利用を見込み、食品衛生法における規制対象等の食品安全管理で問題になる細菌の毒素産生機能について優先的に 13 件の解説資料を作成し、公開した。 <table><tr><td>更新回数</td><td>2 回</td></tr><tr><td>新規情報追加件数</td><td>新規機能公開:19 種類、 新規解説資料 (Note) 追加:13 件、 その他情報更新 7 件</td></tr></table> ●微生物遺伝資源が生産する物質の情報収集 3,167 株の国内 RD 株希少放線菌を対象に、多剤耐性菌等 (計 5 種類) に対する抗菌・抗真菌物質の生産情報を収集した。	更新回数	2 回	新規情報追加件数	新規機能公開:19 種類、 新規解説資料 (Note) 追加:13 件、 その他情報更新 7 件	
更新回数	2 回							
新規情報追加件数	新規機能公開:19 種類、 新規解説資料 (Note) 追加:13 件、 その他情報更新 7 件							
(2)産業動向等を踏まえた生物遺伝資源利用促進支援 バイオテクノロジーの新たな発展に向けて、我が国の強みを活かした競争力の高いバイオ産業の育成に貢献するた	(2)産業動向等を踏まえた生物遺伝資源利用促進支援 バイオテクノロジーの新たな発展に向けて、我が国の強みを活かした競争力の高いバイオ産業の育成に貢献するため、	【重要度：高】【難易度:高】						

め、生物資源データを集約した横断的データベースを構築し、幅広い産業における生物遺伝資源の利用を促進・支援する。 このため、企業との共同事業等により、企業等による微生物遺伝資源を利用した製品・事業創出の実現や、バイオ産業が抱える新たな分野での微生物遺伝資源の利用に関する共通課題の解決を支援する。また、地域のバイオ産業の振興に貢献するため、機構が培ってきた生物遺伝資源に関する知見を用いて、中小・ベンチャー企業等による微生物遺伝資源を利用したものづくりを促進・支援する。	生物資源データを集約した横断的データベースを平成30年度末までに構築し、幅広い産業における生物遺伝資源の利用を促進・支援する。 このため、企業との共同事業等により、企業等による微生物遺伝資源を利用した製品・事業創出の実現や、バイオ産業が抱える新たな分野での微生物遺伝資源の利用に関する共通課題の解決を支援する。また、地域のバイオ産業の振興に貢献するため、機構が培ってきた生物遺伝資源に関する知見を用いて、中小・ベンチャー企業等による微生物遺伝資源を利用したものづくりを促進・支援する。				
--	--	--	--	--	--

	さらに、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップを実施することにより、企業等における生物遺伝資源の消失リスクを低減し、安定的な生物遺伝資源の利用を促進・支援する。	さらに、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップを実施することにより、企業等における生物遺伝資源の消失リスクを低減し、安定的な生物遺伝資源の利用を促進・支援する。					
		ア 微生物を主とする生物資源データを集約した横断的データベースを平成30年度末までに構築する。		ア 生物遺伝資源を統合・相互利用できるプラットフォームの構築 経済産業省生物化学産業課との検討を踏まえ、近年の人工知能(AI)を用いたDNA設計技術の高度化における国際的な競争状況に鑑み、生物遺伝資源に関する情報を統合・相互利用できるプラットフォーム(生物資源データプラットフォーム(DBRP))の構築を行った。 NBRC株に関連する情報からデータの洗い出しとシステム登録のためのデータ変換を行った。データ変換を行った内容は、菌株の情報20,879件、微生物種の情報7,556件、論文・特許・学会発表等の情報6,090件、ゲノム情報1,399件、画像情報1,200件である。共同事業において、機構が保有する微生物に合成ゴム原料など化学原料産生する菌株が多く含まれることを発見し、今後この情報をDBRPからも産業界に提供することでスマートセルによる物質生産を加速できる。 NBRC株が保有する機能の情報について、微生物が生産できる化学物質や分解できる化学物質についての情報が約1,423件あるため、プラットフォームのユーザーにわかりやすいよう、化学物質名の日本語訳とNITE-CHRIPへのリンクを付けるため、化学物質管理センターに内容確認を依頼し、微生物が生産または分解できる化学物質の特性や法規制情報を確認できるような仕組み作りに寄与した。 また、国際プロジェクトであるゲノム解析プロジェクト(GCM2.0)へ参画し、機構が保有する微生物のゲノムをプロジェクトに提供し、プロジェクトにより新たなゲノム情報を取得した。多様な微生物のゲノム情報収集及びその情報のプラットフォームへの活用に向けた準備を進めているところである。 都道府県の公設試験研究機関が保有する微生物資源及び機構が保有する微生物資源のさらなる利用促進による地域産業振興を図るべく、産技連の食品・バイオ分科会(東北、近畿、関東、中国・四国)、展示会、個別訪問により、プラットフォームへの登録呼びかけを実施した。	平成30年度にDBPRの構築を行い、平成31年4月より試験運用開始、令和元年6月に本運用予定。	業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献 生物資源データを集約した横断的データベース(DBRP)を構築したことにより生物資源及びそれに紐付く情報の一元的な整理、集約が実現し容易かつ効率的なオンライン検索を通して生物資源の利用が促進されることにより、企業等による微生物遺伝資源を利用した製品/事業創出の加速や、我が国のバイオ産業の中長期的な発展への貢献が期待される。さらに共同事業において、機構が保有する微生物に合成ゴム原料などの工業原料物質を生産する菌株が多く含まれることを発見し、今後この情報をDBRPを介して産業界に提供することでスマートセルによる物質生産が加速されることが期待される。	
		イ 企業や業界団体、	企業との共同事業等	イ 微生物遺伝資源を用いた有用物質生産や製品開発等の取組の支援	企業や公設試験研究機関等との共同事業等について、13件(指標値比130%)を実施し、指標を達成した。		

	公設試験研究機関との共同事業等を通じ、微生物遺伝資源を用いた有用物質生産や製品開発、地域産業振興、新産業創出等に資する取組を支援する。なお、国際評価技術分野が実施する国際標準化の取組への協力に資する微生物遺伝資源に関する情報提供も行う。	及び地域産業振興支援、共通課題の解決のための技術的支援の実施件数（10件）	企業からの要請、又は企業等のニーズに基づく大学、研究機関等からの要請に基づき、国際競争力維持・強化、ものづくり基盤、国民生活の安全・安心、経済活動等の促進に寄与する共同事業等を実施し、<u>微生物遺伝資源を用いた有用物質生産や製品開発等の取組を13件(指標値比130%)支援した。</u> 微生物遺伝資源を用いた有用物質生産や製品開発等の取組の支援 <table><tr><th></th><th>支援内容</th><th>支援先</th></tr><tr><td>1</td><td>有害な微生物の情報の共有とその迅速かつ正確な検出技術の開発のための連携、食品業界を中心としたバイオテクノロジー分野における協力・連携</td><td>特定非営利活動法人</td></tr><tr><td>2</td><td>高品質機能製品の製造を念頭においたスマートセルインダストリー支援のための微生物評価に関する共同研究</td><td>国立研究開発法人</td></tr><tr><td>3</td><td>機構微生物資源の新機能開拓のための評価</td><td>国立研究開発法人</td></tr><tr><td>4</td><td>計測レファレンス用微生物カクテルの試験提供による評価</td><td>企業</td></tr><tr><td>5</td><td>ヒトマイクロバイオーーム関連計測の標準基盤整備</td><td>企業、国立研究開発法人</td></tr><tr><td>6</td><td>低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査</td><td>企業</td></tr><tr><td>7</td><td>機構が単離した微生物を活用した環境浄化技術の社会実装</td><td>企業、大学</td></tr><tr><td>8</td><td>希少放線菌培養抽出物の抗細菌活性評価事業</td><td>企業</td></tr><tr><td>9</td><td>産業有用物質を産生する微細藻類のスクリーニングと当該物質の商業利用に向けた大量培養及び生理活性機能の研究</td><td>企業</td></tr><tr><td>10</td><td>スマートバイオ産業・農業基盤技術のための国内データベース統合化及び微生物探索プラットフォームに関する共同研究</td><td>企業、国立研究開発法人、大学</td></tr><tr><td>11</td><td>産業有用物質を産生する微生物の探索と評価</td><td>企業2社、公設試験研究機関、大学</td></tr><tr><td>12</td><td>微生物による未利用資源の活用技術の開発</td><td>公設試験研究機関</td></tr><tr><td>13</td><td>高発現表層タンパク質を標的とした低コスト迅速分析を可能とする微生物検査の革新</td><td>企業 公設試験研究機関</td></tr></table> 取組に関する補足 ① 平成30年7月に特定非営利活動法人国際生命科学研究機構(ILSI Japan)と合同で、マトリックス支援レーザー脱離イオン化法・飛行時間型質量分析計(MALDI-TOF MS)微生物迅速同定の講習会を開催し、機構において実施しているプロトコールや課題解決策の共有等、食品業界等におけるMALDI-TOF MS微生物迅速同定の活用を支援した。 ② 国立研究開発法人理化学研究所との共同事業において、スマートセルインダス		支援内容	支援先	1	有害な微生物の情報の共有とその迅速かつ正確な検出技術の開発のための連携、食品業界を中心としたバイオテクノロジー分野における協力・連携	特定非営利活動法人	2	高品質機能製品の製造を念頭においたスマートセルインダストリー支援のための微生物評価に関する共同研究	国立研究開発法人	3	機構微生物資源の新機能開拓のための評価	国立研究開発法人	4	計測レファレンス用微生物カクテルの試験提供による評価	企業	5	ヒトマイクロバイオーーム関連計測の標準基盤整備	企業、国立研究開発法人	6	低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査	企業	7	機構が単離した微生物を活用した環境浄化技術の社会実装	企業、大学	8	希少放線菌培養抽出物の抗細菌活性評価事業	企業	9	産業有用物質を産生する微細藻類のスクリーニングと当該物質の商業利用に向けた大量培養及び生理活性機能の研究	企業	10	スマートバイオ産業・農業基盤技術のための国内データベース統合化及び微生物探索プラットフォームに関する共同研究	企業、国立研究開発法人、大学	11	産業有用物質を産生する微生物の探索と評価	企業2社、公設試験研究機関、大学	12	微生物による未利用資源の活用技術の開発	公設試験研究機関	13	高発現表層タンパク質を標的とした低コスト迅速分析を可能とする微生物検査の革新	企業 公設試験研究機関	
	支援内容	支援先																																												
1	有害な微生物の情報の共有とその迅速かつ正確な検出技術の開発のための連携、食品業界を中心としたバイオテクノロジー分野における協力・連携	特定非営利活動法人																																												
2	高品質機能製品の製造を念頭においたスマートセルインダストリー支援のための微生物評価に関する共同研究	国立研究開発法人																																												
3	機構微生物資源の新機能開拓のための評価	国立研究開発法人																																												
4	計測レファレンス用微生物カクテルの試験提供による評価	企業																																												
5	ヒトマイクロバイオーーム関連計測の標準基盤整備	企業、国立研究開発法人																																												
6	低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査	企業																																												
7	機構が単離した微生物を活用した環境浄化技術の社会実装	企業、大学																																												
8	希少放線菌培養抽出物の抗細菌活性評価事業	企業																																												
9	産業有用物質を産生する微細藻類のスクリーニングと当該物質の商業利用に向けた大量培養及び生理活性機能の研究	企業																																												
10	スマートバイオ産業・農業基盤技術のための国内データベース統合化及び微生物探索プラットフォームに関する共同研究	企業、国立研究開発法人、大学																																												
11	産業有用物質を産生する微生物の探索と評価	企業2社、公設試験研究機関、大学																																												
12	微生物による未利用資源の活用技術の開発	公設試験研究機関																																												
13	高発現表層タンパク質を標的とした低コスト迅速分析を可能とする微生物検査の革新	企業 公設試験研究機関																																												

			トリーの発展に向け、多様な NBRC 株の有用物質生産性の評価を行った結果、未知の代謝反応が確認され、NBRC 株による多様な物質生産の可能性が示唆された。この内容について生物工学会で発表を行ったところ、全 606 演題中、特に注目すべき演題としてトピックス賞(4 演題)に選出された。スマートセル分野における、NBRC 株の有用性に関する広報を通じて、企業からの問合せに対応。微生物利用促進を目的にした微生物情報の提供の仕組みを整備し、情報を提供。 ③ NEDO「植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発プロジェクト」(スマートセル事業)へ参画し、情報検索ツールの開発や代謝経路予測によるスマートセル構築の検証を実施し、非天然代謝経路によるアルカロイド生成に成功した。スマートセル構築の 1 つの作製モデルとなる。 政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 ④ マイクロバイオームを用いた新たな産業創出のための研究開発や商業化に必要な、微生物叢解析のための計測レファレンスとなる微生物カクテル(複数種類の微生物を一定量混合したもの)の本格提供に向けて、実用性、利便性に関する情報収集を目的として共同事業を 8 機関と実施した。その結果を微生物構成や濃度、品質管理等に反映するとともに、微生物カクテル提供の仕組みを新たに構築した。 ⑤ 企業 37 社で構成される日本マイクロバイオームコンソーシアムの依頼を受け、NEDO 先導研究プログラムに参画し、産業界が望むマイクロバイオーム研究開発材料の 1 つであるヒトマイクロバイオーム標準微生物カクテル(日本人のヒト常在菌微生物カクテル)の作製、提供を実施。業界団体の標準プロトコルの作成に本微生物カクテルが用いられる予定。 ⑥ バイオレメディエーションへの微生物活用促進を図るため、環境省の委託事業に参画し、実証試験における技術的支援を行った。⑨ 微細藻類を利用した共同事業「産業有用物質を産生する微細藻類のスクリーニングと当該物質の商業利用に向けた大量培養及び生理活性機能の研究」において、進捗状況を確認するため、進捗報告会及び打合せを行った。機構より提供された微細藻類から抽出した細胞外多糖を利用して、企業が農業用途での活用について検討し、機構と共同で特許出願し、権利化を図った。 ⑫和歌山県工業技術センターと連携し、食品加工場から排出される調味廃液を微生物により浄化及び再資源化(希少油脂生産)を目指す共同事業で、前年度に引き続き機構保有株の選抜実験を実施。前年度を上回る増殖能力及び油脂生産能力をもった微生物株を見いだした。さらに生産された油脂成分を機構が分析した。その結果をもって、同センターが実用化に向けた実験を開始した。 ⑬ 食品流通現場で、汚染微生物の有無を低コストで迅速・簡便に測定する機器を開発する共同研究「高発現表層タンパク質を標的とした低コスト迅速分析を可能とする微生物検査の革新」(戦略的基盤技術高度化支援事業(平成 28～30 年度))において、機構が保有する微生物の提供のほか、微生物の分離・同定、遺伝子情報解析技術を活用し、出現頻度が高い複数種の細菌認識することができる抗体(高発現表層抗原に対する抗体)の作製を支援するとともに、これを用いた検査装置の試作品開発を支援。将来の上市に向け、今後も、装置及び試薬について市場調査による検査対象微生物の拡大や精度向上等の機能拡大のための支援を予定。	
--	--	--	---	--

			その他の支援の取組 ・ MALDI-TOF MS を用いた微生物の迅速同定を支援するため、微生物迅速同定用のライブラリーとして、ニーズの高い微生物グループについて新たなライブラリーを構築し、平成 30 年 9 月及び平成 31 年 2 月にそれぞれ提供を開始した。 ・ マイクロバイオームやバイオレメディエーション分野のさらなる発展を目指し、過去に実施した共同事業及び受託事業の知財化やフォローアップを通じた企業支援を行った。 ・ 絶対嫌気性細菌の大量培養技術を普及させるため、Web サイトで広く情報を公開するとともに、問い合わせに対する支援を行った。 ・ バイオレメディエーション等を用いた環境修復に係る国内規制への対応に関する産業界からの相談に応じ、機構が有するバイオ技術や国内ルールの情報提供を行った。 ・ 企業等からのバイオテクノロジー分野における研究開発やそれら関連の産業化に関する相談に対し、専門的知見や技術に裏付けされた情報の提供を行った。 ・ 環境省においてカルタヘナ法におけるゲノム編集技術等検討会が開催され、ゲノム編集技術の整理や産業利用に向けた取扱の明確化等を議論しているところ。また、経済産業省では、開放系での微細藻類の使用に関する生物多様性影響評価手法の調査・検討を行っている。機構は、藻類由来の燃料開発を行っている企業を中心となり運営されている微細藻燃料開発推進協議会(JMAF)において、ワーキンググループのとりまとめを担っていることから、生物多様性影響評価項目として必要な項目を満たしつつ、企業等が実施する際に過度な負担とならないようにするため、JMAF 参画企業の意見を取りまとめて経済産業省に報告し、行政に反映させることで、微細藻類を産業利用するための基盤整備支援を行った。 ・ 一般財団法人バイオインダストリー協会が受託した経済産業省委託事業「開放系の微細藻類の使用に関する生物多様性影響評価手法の調査・検討」にて組織された委員会に、機構職員が有識者として参画し、ゲノム編集生物のうち SDN-1 に相当する生物を産業利用につなげる活動を支援した。SDN-1 に相当する生物は、カルタヘナ法規制の対象外であるが、屋外利用の際は情報蓄積を目的として利用者に関連省庁への情報提供を求めることとし、情報提供の項目や内容に関する議論を行った。機構は、安全性を確保しつつ企業等利用者が対応可能な内容となるように働きかけを行った。委員会での審議内容は報告書としてとりまとめられ、屋外利用時のルールとして整備される予定。 ・ 過去の連携事業である「きみつ食の彩りプロジェクト(カラー工房(酵母))」事業へのフォローアップとして、機構の寄託制度や生物資源データプラットフォームの活用による地域ブランド株の保全及び酵母以外のカラー由来微生物株の利用方策検討の支援や、「近畿地域の酒造技術高度化」を目指した産業技術連携推進会議 WG にオブザーバー参加し、公設試験研究機関や自治体等を支援した。また、近畿地域の企業 4 社を地域未来牽引企業へ推薦し2社が選定され、選定された企業や産業総合技術研究所及び京都市産業技術研究所等とともに産学官連携事業体制を構築した。 ●国際評価技術分野が実施する国際標準化の取組への協力 国際評価技術本部からの要請に基づき、ファインバブルを活用した殺菌方法等に関して韓国から提出される国際規格案について、殺菌法を評価する試験法に使用される微生物株の種類やその選定方法等に関して ISO/TC281 の国内審議団体に対するアドバイス等を行う予定であったが、平成 30 年度は規格案の回付がなかった。	
--	--	--	---	--

			【前年度までの取組によるアウトカム】 ・NBRC が保有する菌株から利用者が血栓を溶解する物質を発見し、製薬企業に対して導出オプション契約を締結した。 ・共同事業先が機構より提供された微細藻類から細胞外多糖 (EPS) を抽出し、保湿作用のある化粧品原料として、平成 27 年 6 月から試料提供を開始した。現在までに、安全性、機能性、生産性等の要件を満たすことを確認し、INCI 名登録(※)も 3 月に完了。 ・NBRC 株利用者が紅麹菌から伝統的発酵法により製造した紅麹の機能性に関する研究等を実施した。国内唯一の固体発酵法により生産される紅麹の発酵過程における形態・色、機能性成分等の変化を世界で初めて解明した。 ・チーズ工房にて国内で分離された RD 株を利用したナチュラルチーズを開発、発売した。 ※ INCI 名とは、米国パーソナルケア製品評議会 (PCPC) によって割り当てられる化粧品成分の国際名称。海外への輸出販売だけでなく、国内販売においても INCI 名を登録する必要がある(薬機法第 61 条)	業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献 NBRC が保有する菌株から発見された物質が新薬として上市されれば脳梗塞による我が国の経済的損失の低減に貢献できる可能性がある。 共同事業先が提供した試料を利用した製品開発が化粧品原料会社で開始された。機構の支援の結果、化粧品原料のとしての利用に貢献。現在までに、安全性、機能性、生産性等の要件を満たすことが確認されたため、INCI 登録が 3 月に完了。登録後、令和元年度には化粧品原料として発売される見込み。 NBRC 株利用者が紅麹に含まれる、脂肪蓄積を低減する成分を活用したサプリメントを販売。日々の健康の維持・増進に向け、手軽に摂取できるサプリメントが注目されており、生活習慣病等の予防に寄与することが期待される。 RD 株を活用したナチュラルチーズがコンテストで受賞。海外産微生物の利用で独占状態にあるチーズ製造の分野において機構資源のポテンシャルを示し、国産ブランドの発展の可能性を提示した。																														
	ウ 災害リスクへの対応等を支援するため、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップ保存を行う。また、施設として更なる利用促進を図るため事業者への広報活動を行う。	・生物遺伝資源のバックアップ保存数(ユーザーからの依頼に基づき全数を実施)	ウ 微生物遺伝資源のバックアップ保存 地震等災害発生時に企業等が保有する微生物遺伝資源が滅失することによる事業継続への影響を最小限とするため、微生物遺伝資源のバックアップ保存業務を実施し、新たに企業等から 28 件 3,641 株のバックアップを受入れ、合計 127 件 10,623 株を保管するとともに、5 件 5 台の機器単位でのバックアップを行うに至っている。問合せや依頼に対しても、速やかに対応し、当該業務を確実に実施した。 また、バックアップサービスの利用促進を図るため、展示会や学会等における周知活動、大学や公設試験研究機関へ広報活動を行った。 <table><tr><td></td><td></td><td>平成 30 年度</td><td>平成 29 年度</td></tr><tr><td colspan="4">生物遺伝資源バックアップ実績</td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td>件数</td><td>127 件</td><td>99 件</td></tr><tr><td>株数</td><td>10,623 株</td><td>6,982 株</td></tr><tr><td>本数</td><td>15,496 本</td><td>10,557 本</td></tr><tr><td colspan="4">機器単位でのバックアップ実績</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>件数</td><td>5 件</td><td>3 件</td></tr><tr><td>台数</td><td>5 台</td><td>3 台</td></tr></table>			平成 30 年度	平成 29 年度	生物遺伝資源バックアップ実績					件数	127 件	99 件	株数	10,623 株	6,982 株	本数	15,496 本	10,557 本	機器単位でのバックアップ実績					件数	5 件	3 件	台数	5 台	3 台	生物遺伝資源のバックアップをユーザーからの依頼に基づき全数を実施し、指標を達成した。	
		平成 30 年度	平成 29 年度																															
生物遺伝資源バックアップ実績																																		
	件数	127 件	99 件																															
	株数	10,623 株	6,982 株																															
	本数	15,496 本	10,557 本																															
機器単位でのバックアップ実績																																		
	件数	5 件	3 件																															
	台数	5 台	3 台																															
	エ 微生物の培養や保存などの取扱い方法、同定方法、目的に則した微生物株の選抜方法など、専門的な知識を必	・問合せ対応件数(電話、メール等で相談を受けた全数を実施)	エ 専門的な知識を必要とする問合せへの対応 国内外の事業者や研究開発機関等からの幅広い問合せに対し、電話やメール等で 1,385 件全件に対応した。 (問合わせ事例) ・利用目的に適した菌株の選択に関する問合わせ アオサノリの成長因子を食用海苔等の他の藻類にも適用できるか検討したいとの相談があり、NBRC 株のうち用件を満たす菌株を紹介し、分譲した。 ・保存状態から復元する方法、培地の作成方法や培養方法に関する問合わせ	国内外の事業者や研究開発機関等からの幅広い問合せに対し、電話やメール等で全数 (1,385 件) に対応した。																														

		要とする問 合せに対応 し、企業等 の研究開発 活動を支援 する。		培地成分(酵母エキス)の添加方法について問い合わせがあり、微生物の酵母そのものを添加するのではなく、市販されている試薬を用いることを説明した。 ・培養中の生育具合、色、形態等菌株の性状に関する問い合わせ 購入株が抗生物質を生産するかという問い合わせに対し、当該菌株は二次代謝産物の生産がほとんど認められないことや DNA の導入が比較的容易であることから異種発現の宿主として利用されていること、当該菌株にはすでに遺伝子が導入されているが、抗生物質生産に関わる遺伝子ではないため、生産しないと思われることを説明した。 ・日本工業規格(JIS)や日本薬局方等の公的試験方法にある品質管理のための試験についての問い合わせ 継代培養すると突然変異が生じるのかという質問があり、変異する可能性があるため公定試験では継代数の上限を決めている場合があることを回答した。		
	(3)産業界 における生 物遺伝資源 の利用促進 のための人 材育成、普 及啓発活動	(3)産業界 における生 物遺伝資源 の利用促進 のための人 材育成、普 及啓発活動			計画の通り着実に実施した。	
	利用者の 拡大や微生物 遺伝資源 への認知向 上に向 けて、微生物 遺伝資源ユ ーザーの人 材育成や次 世代を担う 人材等への 普及啓発活 動を行う。	利用者の 拡大や微生物 遺伝資源 への認知向 上に向けて、 微生物遺伝 資源ユーザ ーの人材育 成や次世代 を担う人材 等への普及 啓発活動を 行う。なお、 この際、事業 者や産業界 に向けた情 報発信に加 え、国民に 向けた情報 提供にも努 める。				

		ア 実習を伴う講習会、講演活動等を通じ、生物遺伝資源ユーザーの人材育成を行うとともに、次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。	生物遺伝資源の利用促進に資する講習会や小中高校生とその保護者等向けの普及啓発活動の実施(3件)	ア 産業界における利用促進のための人材育成 微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会等以下4件を実施(指標値比 133%)①小中高校生とその保護者等向けに「かずさの森微生物教室」、②政府のバイオ・イノベーション政策の動向と、今後のバイオ・イノベーション創出に向けた機構の支援内容について紹介する講習会(NITE 講座前期・後期)、③NBRC 株のユーザー拡大、NBRC 株の利用促進を図るため、微生物の取扱い方法についての情報を発信する微生物実験講習会(平成 30 年 11 月 15 日、16 日)④MALDI-TOF MS を用いた微生物の迅速同定に関する実験講習会を実施した。 <table><tr><td colspan="2">微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会開催件数</td><td>4 件</td></tr><tr><td rowspan="4">内 訳</td><td colspan="2">かずさの森の微生物教室「身近な微生物を観察しよう」</td></tr><tr><td colspan="2">NITE 講座</td></tr><tr><td colspan="2">微生物実験講習会</td></tr><tr><td colspan="2">MALDI-TOF MS を用いた微生物の迅速同定に関する実験講習会</td></tr></table>	微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会開催件数		4 件	内 訳	かずさの森の微生物教室「身近な微生物を観察しよう」		NITE 講座		微生物実験講習会		MALDI-TOF MS を用いた微生物の迅速同定に関する実験講習会		微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会や小中高校生向けの普及啓発活動を4件(指標値比 133%)実施し、指標を達成した。	
微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会開催件数		4 件																
内 訳	かずさの森の微生物教室「身近な微生物を観察しよう」																	
	NITE 講座																	
	微生物実験講習会																	
	MALDI-TOF MS を用いた微生物の迅速同定に関する実験講習会																	
	イ メールマガジンの発行、各種展示会・学会への出展等を通じて、過去の成果も含め業務活動の成果を積極的に発信する。	業務活動の成果を発信する情報提供の実施件数(10件)	イ 業務活動成果の積極的な発信 ●プレスリリースによる発信 ・生物多様性条約名古屋議定書に対応する国内指針に基づき、微生物等の遺伝資源が日本由来であることを示す「国内取得書」を平成 30 年 4 月 20 日に国内で初めて発行し、4 月 23 日にプレスリリースを行った。この取得書により、日本の遺伝資源を海外拠点等で産業利用する際に海外での手続きが円滑になることが期待される。 ・石油備蓄タンクから分離された鉄を腐食する機能を持つ微生物について、ゲノム配列をもとに鉄を酸化させる機構を解明し論文を公開し、平成 30 年 10 月 22 日にプレスリリースを行った。微生物が関与する鉄の急激な腐食が石油コンビナート等で問題となっていることから、微生物による鉄腐食に対する防止技術の開発に貢献することが期待される。 ・平成 31 年 1 月 9 日に東京農業大学と、平成 31 年 1 月 21 日に台湾財團法人食品工業發展研究所と連携に関する協定を締結し、それぞれ 1 月 10 日、1 月 22 日に協定締結に関するプレスリリースを行った。東京農業大学との連携はバイオテクノロジー分野の人材育成等、台湾財團法人食品工業發展研究所との連携は台湾で得られた食品由来微生物や海洋微生物等の遺伝資源の入手支援等で連携していく予定。 ・薬剤耐性菌に有効な新規抗菌薬の創出を目指して、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)に有効な抗生物質を生産する希少放線菌の探索について企業と共同事業契約を平成 31 年 1 月 24 日に締結し、共同事業の開始に関するプレスリリースを 1 月 25 日に行った。本共同事業では、有望菌株に対して優先使用措置を施すことを試行的に実施することとしており、企業が優位性を保ったまま研究開発を進めることができる環境を提供しつつ、菌株に有用な情報が付加されることで微生物遺伝資源の産業利用が促進されることが期待される。 ・岩手県工業技術センター等の協力により、国産漆生産量日本一である岩手県二戸市のウルシの樹皮や葉、花等から収集した乳酸菌等を含む微生物の提供を開始し、平成 30 年 12 月 3 日にプレスリリースを行った。	業務活動の成果を発信する情報提供を 13 件(指標値比 130%)実施し、指標を達成した。														

			●展示会等での情報発信 ・ BioJapan、インターフェックス大阪、日本生物工学会、日本防菌防黴学会、日本農芸化学会、放線菌学会でブース出展を行い、支援事業、サービスの紹介や、業務成果について発信した。 ・ 関西バイオ医療研究会(平成 30 年 6 月 8 日)食品の高付加価値化に関するセミナー(8 月 7 日)、ビジネスマッチ東北 1 月 18 日)、産学官金連携フェアみやぎ(1 月 22 日)、北海道バイオ産業振興協会(2 月 1 日)、生物工学会グローバルバイオ研究部会シンポジウム(3 月 23 日)における、講演、ブース出展により微生物の利用促進や機構のサービスの紹介を行った。 ・ 地域未来牽引企業サミット(熊本、新潟)に、機構も支援機関として参加し、サミット参加引企業に対して機構の地域連携事業の事例紹介等を通じて支援機関として宣伝活動を行った。 ●職員による発表等を通じた情報発信 ・ 医薬品、農薬、酵素等の生産に利用され、産業有用微生物として知られる放線菌のうち、これまで効率的な分離が困難であった <i>Micrococcales</i> 目を中心とした非菌糸状放線菌の選択分離手法を開発し、多くの新属新種を発見・提唱したことで、非菌糸状放線菌の分類学的多様性の解明に寄与するとともに、全ゲノム情報を活用した新しい放線菌の分類研究を推進したことが高く評価され、日本微生物資源学会 奨励賞(微生物及びこれに準ずる培養生物の系統保存、系統分類学及び関連分野における学術進歩に寄与した 40 歳以下の若手研究者に贈られる賞)を受賞した。 ・ 職員による学会発表(日本微生物資源学会、日本菌学会、日本微生物生態学会、日本生物工学会、日本防菌防黴学会、日本農芸化学会)を行い、機構の業務成果や微生物に関する専門的な知識を積極的に情報発信し、認知度向上と成果普及を行った。 ・ 日本農芸化学会において、連携機関と共にシンポジウムを開催し、機構のプレゼンス向上を図るとともに、新規サービスの紹介を行った。 ・ 細菌分類学の教科書として著名な Bergey’s Manual の原稿執筆依頼を受け、執筆し、投稿した。 ・ 京都バイオ計測センターネットワーク会議への参加や、京都バイオ計測センターから依頼のあった「バイオインフォマティクス講習会」(平成 30 年 7 月 18 日)に講師を派遣し、生物遺伝資源の利用促進と地域産業振興のための人材育成に貢献した。 ・ 青山学院大学大学院講座や ILSI 公開シンポジウムにおいて、NITE が実施している微生物に関する安全関連業務を紹介した。 ・ 平成 30 年 6 月 4 日～6 日に、台湾のカルチャーコレクション(Bioresource Collection and Research Center (BCRC), Food Industry and Development Institute (FIRDI))の方が 2 名来所し、微細藻類の業務説明及び技術移転を行った。 ・ 国立研究法人日本医療研究開発機構が実施している「薬剤耐性菌に関する動向調査」事業において、薬剤耐性菌バンクの設立に向けた検討がなされており、バンクの要件、バンクで取り扱うべき薬剤耐性菌、整備すべき情報、薬剤耐性菌バンクへの要望等について、ヒアリング対応及び利用制度ワーキンググループへ参加し、機構の知見を提供した。	
--	--	--	--	--

			●Web サイト等での情報発信 - 最新の知見に基づく情報を提供するため、新たに分譲を開始した微生物遺伝資源の情報について、Web サイトにおいて、NBRC 株は計 6 回、RD 株は計 8 回更新した。機構が保有する一般的な微生物の画像について、発光菌、PET 分解菌、好熱菌等新たに 5 株を公開した。 - 機構 Web サイトのカテゴリ「微生物と産業利用」のページについて、これまで収集、分析した微生物株情報や事業成果をより解りやすく発信できるよう、項目の拡充や構成の見直しも含め大幅リニューアルを進めているところ。9 月中旬には初回のリニューアルを行った。 - メールマガジンで「バイテク分析法」シリーズを連載、企業等へ MALDI-TOF MS 微生物迅速同定の知見を提供した。 <table><tr><td>プレスリリース</td><td>6 件</td></tr><tr><td>外部刊行物への掲載件数</td><td>25 件</td></tr><tr><td>テレビ放映等件数</td><td>1 件</td></tr><tr><td colspan="2">メールマガジン</td></tr><tr><td>配信数</td><td>7 回</td></tr><tr><td>受信者数</td><td>1,713 名 (29 年度末より約 103 名増)</td></tr><tr><td>学会・講演件数</td><td>68 件</td></tr><tr><td>展示会等へのブース出展</td><td>12 件</td></tr></table>	プレスリリース	6 件	外部刊行物への掲載件数	25 件	テレビ放映等件数	1 件	メールマガジン		配信数	7 回	受信者数	1,713 名 (29 年度末より約 103 名増)	学会・講演件数	68 件	展示会等へのブース出展	12 件	
プレスリリース	6 件																			
外部刊行物への掲載件数	25 件																			
テレビ放映等件数	1 件																			
メールマガジン																				
配信数	7 回																			
受信者数	1,713 名 (29 年度末より約 103 名増)																			
学会・講演件数	68 件																			
展示会等へのブース出展	12 件																			
2. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務 特許法施行規則第 27 条の 2 及び 3 の規定に基づく我が国唯一の特許微生物寄託機関として、微生物の寄託の受付、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許微生物寄託事業を的確に実施する。また、特許寄託微生物	2. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務 特許法施行規則第 27 条の 2 及び 3 の規定に基づく我が国唯一の特許微生物寄託機関として、微生物の寄託の受付、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許微生物寄託事業を的確に実施する。また、特許寄託微生物の安定	特 許 法 に 基 づ く 特 許 微 生 物 の 寄 託 の 実 施 件 数 (全 件 実 施)	2. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務 特許微生物寄託事業を以下のとおり実施した。 <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>平成 29 年度</td></tr><tr><td>特許寄託の申請受付件数</td><td>317 件(全件実施)</td><td>305 件(全件実施)</td></tr><tr><td>特許寄託株の分譲件数</td><td>49 件</td><td>52 件</td></tr><tr><td>国内の欧州特許寄託機関からの欧州特許寄託株の移管数</td><td>31 株</td><td>32 株</td></tr></table> 世界知的所有権機関(WIPO)が主催し、平成 30 年 9 月にメキシコにて開催された第 2 回国際寄託当局代表会議に出席した。当該会議において、実務規則改訂に関する議論に参加し、平成 30 年 12 月の実務規則改訂に貢献した。また、当該会議では、特許微生物寄託事業の実務面の課題について世界各国の国際寄託当局と意見交換を行い、特許微生物寄託事業の改善に活用した。 また、微生物の保存技術に関する研究開発を以下のとおり実施した。 ●担子菌培養株の長期保存技術に関する開発 パーライト法により担子菌を長期に保存できることを確認するため、凍結後 5 年経過した標品の復元率を調べた結果、多くの供試菌株が生存しており、本法による凍結保存が有効であることが明らかとなった。 ●動物細胞の凍結保存・評価技術に関する開発		平成 30 年度	平成 29 年度	特許寄託の申請受付件数	317 件(全件実施)	305 件(全件実施)	特許寄託株の分譲件数	49 件	52 件	国内の欧州特許寄託機関からの欧州特許寄託株の移管数	31 株	32 株	特許法に基づく特許微生物の寄託の受入れを全件実施し、指標を達成した。				
	平成 30 年度	平成 29 年度																		
特許寄託の申請受付件数	317 件(全件実施)	305 件(全件実施)																		
特許寄託株の分譲件数	49 件	52 件																		
国内の欧州特許寄託機関からの欧州特許寄託株の移管数	31 株	32 株																		

	物の安定的な保存に資するため、保存技術に関する研究開発を行い活用するとともに、微生物の利用者に対して広く普及促進する。	的な保存に資するため、保存技術に関する研究開発を行い活用するとともに、微生物の利用者に対して広く普及促進する。		凍結中の温度変動が融解後の動物細胞の生存率及び細胞密度に与える影響を調べるために、多種類の細胞を用いて検証した結果、細胞の種類により受ける影響が異なることが明らかとなった。 ●複製保存における二次代謝産物生合成遺伝子の安定性に関する技術開発 複製保存が微生物の性状に与える影響を調査するため、複製標品作成前後のゲノムを比較した結果、微生物の複製保存が、二次代謝産物の生合成遺伝子に対して欠失や変異を起こさないことが明らかとなった。 ●微細藻類の安定した維持方法に関する開発 藻類株の簡便な純化方法を開発するため、セルソーターの利用を検討したところ、比較的簡便に無菌化が可能であることが示唆された。 藻類株の凍結保存法を開発するため、いくつかの凍害防止剤の効果を検証したところ、それらが藻類の細胞の増殖等に影響を及ぼすことが明らかとなった。また、一部の藻類では凍害防止剤の除去が必要であることが示唆された。さらに、凍結保存が困難な遊泳細胞性の藻類についても、不動細胞を誘導し凍結保存を行ってみたところ、長期保存が可能になることが示唆された。 藻類へのL-乾燥保存法を開発するため、いくつかの藻類について本法による保存を試みたところ、保存可能な藻類があることが明らかとなった。	
	3. 生物遺伝資源に関する安全性確保 バイオ産業の健全な発展のため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）の執行・支援及びバイオテクノロジーを活用した安全に関する情報の提供等を行う。	3. 生物遺伝資源に関する安全性確保 バイオ産業の健全な発展のため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）の執行・支援及びバイオテクノロジーを活用した安全に関する情報の提供等を行う。			

(1)カルタヘナ法の申請等に係る事前審査・技術的な支援 経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法における大臣確認のための事前審査及び技術的支援を行う。	(1)カルタヘナ法の申請等に係る事前審査・技術的な支援 経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法における大臣確認のための事前審査及び技術的支援を行う。特に、平成29年度に新たに導入された包括確認制度に基づく申請の事前審査の円滑な実施に努める。	カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する事前審査件数(全件実施)	(1)カルタヘナ法の申請等に係る事前審査・技術的な支援 カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等に関する大臣確認のための事業者からの申請に基づく事前審査を104件(全件)実施した。また、カルタヘナ法の審査を行う経済産業省の産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会第5回バイオ利用評価ワーキンググループ(以下「産構審バイオ小委員会第5回WG」という。)に対する審査資料の作成等の審査支援(7件)を実施した。平成30年1月11日より運用が開始された包括確認制度に基づく申請が2件あり、事前の現場確認による審査を行った。更に、事業者からの照会等への対応を合計152件実施した。 包括確認制度に基づき申請者から提出される実績報告に対して、次年度より経済産業省から報告内容の確認依頼がなされることとなっていることから、遅滞なく依頼に対応できるよう経済産業省からとも事前に調整を行っているところである。 <table><tr><th colspan="2">項目</th><th>年度</th><th>平成30年度</th><th>平成29年度</th></tr><tr><td colspan="2">カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請件数</td><td></td><td>104件</td><td>124件</td></tr><tr><td colspan="2">うち、機構による事前審査対象件数</td><td></td><td>97件 (全件実施)</td><td>116件 (全件実施)</td></tr><tr><td colspan="2">うち、産構審バイオ小委員会による審査対象となり、機構が当該審査に技術的支援を実施した件数</td><td></td><td>7件</td><td>8件</td></tr><tr><td colspan="2">事業者からの照会等への対応件数</td><td></td><td>152件</td><td>187件</td></tr><tr><td rowspan="3">内訳</td><td>面談による事前相談</td><td></td><td>11件</td><td>10件</td></tr><tr><td>電子メールによる問い合わせ</td><td></td><td>87件</td><td>93件</td></tr><tr><td>電話による問い合わせ</td><td></td><td>54件</td><td>84件</td></tr></table> 政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 平成29年度に新たに導入された包括確認制度では、申請時に宿主株を特定しなければならないが、宿主を改変した上で産業利用されているケースもあり、事業者や業界団体から制度への改善要望が寄せられていた。そこで、一定の条件であれば宿主の包括的な申請が可能となる運用の提案を行った。 近年、物質生産にカイコを利用する申請が増えてきているところであるが、これまで遺伝子組換えカイコについては、審議会での審議とされ産業化までに時間を要していた。このことから、遺伝子組換え動物の内、遺伝子組換えカイコについては機構内に蓄積された知見(経験)に基づいた事前審査が実施できるものとして、審査対象の範囲を拡大する提案を行った。いずれも、産構審バイオ小委員会第5回WGにおいて審議了承され、運用開始に向けた対応を実施した。 経済産業省経済産業政策局が進めている「J-Startup」参加企業から海外展開に向けた申請資料について、資料への助言を求められたことから、機構のこれまでのカルタヘナ法における審査実績・知見に基づき国内法に照らして特に問題がないことを確認し、また、経済産業省とも協議を行い、適切な対応を行った。 微細藻類を用いた燃料、化成品生産等の研究開発が進展し、高効率な生産を実現する観点から遺伝子組換え体を用いた開放系での利用も想定されていることを背景に「遺伝子組換え生物の開放系利用における審査支援体制整備事業」に関して経済産業省と連携して企画立案を行い、平成31年度から本格的に事業を開始することとなった。平成30年度後半から実施体制を整備し、手法検討委員会の年度当初からの開催	項目		年度	平成30年度	平成29年度	カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請件数			104件	124件	うち、機構による事前審査対象件数			97件 (全件実施)	116件 (全件実施)	うち、産構審バイオ小委員会による審査対象となり、機構が当該審査に技術的支援を実施した件数			7件	8件	事業者からの照会等への対応件数			152件	187件	内訳	面談による事前相談		11件	10件	電子メールによる問い合わせ		87件	93件	電話による問い合わせ		54件	84件	カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え微生物等の産業上の使用等の申請に関する事前審査を全件実施し、指標を達成した。 ・事前審査件数104件(全件実施) ・事前審査実績のうち2件が包括確認制度による申請であり、事前の現場確認による審査を実施した。(全件実施) 業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献 機構は、カルタヘナ法に基づく申請の事前審査を行うだけでなく、機構自らの経験により事業者ニーズを把握した上で、運用改善の提案を行った。具体的には、以下となる。 ○包括確認制度における運用改善 包括確認制度における運用改善は、特定の微生物については安全性や法の実効性を確保しつつ包括的な申請が可能となり、使用できる宿主の選択幅が広がり、申請の負担も軽減され産業化への移行がスムーズとなることが期待され、経済産業省が推奨するスマートセルインダストリーへの取組の中でも事業者のニーズが高い要望であり、当該分野の産業発展にも繋がることを期待されることから、計画を上回る実績である。 ○事前審査範囲の拡大 遺伝子組カイコによる産業利用にあたっての大臣確認申請が機構での事前審査対象の対象となることで、審査にかかる期間が大幅に縮小され、産業化への移行がスムーズとなり事業者への負担軽減や、日本の伝統産業である養蚕業の発展にも繋がっていくことが期待されることから、計画を上回る実績である。 ○国内事業者の海外進出への協力 海外展開に向けた申請資料について、カルタヘナ法における審査実績・知見に基づき適切な対応を行い、国内法に照らして特に問題がないことを確認し、文書で回答した。この回答文書に基づき、事業者が対象国の所管官庁及び審査機関に説明するとともに申
項目		年度	平成30年度	平成29年度																																						
カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請件数			104件	124件																																						
うち、機構による事前審査対象件数			97件 (全件実施)	116件 (全件実施)																																						
うち、産構審バイオ小委員会による審査対象となり、機構が当該審査に技術的支援を実施した件数			7件	8件																																						
事業者からの照会等への対応件数			152件	187件																																						
内訳	面談による事前相談		11件	10件																																						
	電子メールによる問い合わせ		87件	93件																																						
	電話による問い合わせ		54件	84件																																						

				に向けて、経済産業省の外、カルタヘナ法の共管省庁となる環境省とも事前に調整を行い、有識者の調査等を行った。	請書類を提出。滞りなく審査が終了し、遺伝子組換え体を使用するプラントの整備が進められているところ。なお、令和 3 年から商業生産の製造を開始する予定とのことである。 (参考)海外プラント建設決定に関して事業を実施する事業者からのプレスリリース https://www.spiber.jp/archives/1934								
(2) GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成 経済産業省の要請に基づき、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物(※)」の原案作成を行う。	(2)GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成 経済産業省の要請に基づき、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物(※)」の原案作成を行い、経済産業省に報告するとともに、審議会での検討について技術的な支援を行う。	GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成件数(全件実施)	(2)GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成 最小限の拡散防止措置を執ることにより使用等することができるものとして大臣が告示で定める GILSP 遺伝子組換え微生物のリストについて、経済産業省からのリストへの追加及び見直しの要請に対して告示改正原案の作成を確実に実施した。 今年度の作業分、及び現行リストの構成見直し案については、産構審バイオ小委員会で審議され、作成した内容で承認された。機構は、委員会での GILSP 告示の改正及び告示の記載方法の変更について審議するための資料を作成する等技術的支援を実施した。 <table><tr><td>項目</td><td>年度</td><td>平成 30 年度</td><td>平成 29 年度</td></tr><tr><td>GILSP 告示原案の作成件数</td><td></td><td>2 件(全件実施)</td><td>1 件(全件実施)</td></tr></table> 政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 利用者の利便性向上を目的に、現行リストの構成を見直すことについて検討した。具体的には、現行のリストにおいて宿主の株ごとに使用可能なベクターが限定されていたところを、由来が同一となる微生物株を包括する記載とし、使用可能となる宿主株及びベクターの範囲を拡げることを提案した。提案にあたっては、他省の関係機関となる独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)へもヒアリングを行った上で策定に当たり、産構審バイオ小委員会第 5 回 WG において了承された。	項目	年度	平成 30 年度	平成 29 年度	GILSP 告示原案の作成件数		2 件(全件実施)	1 件(全件実施)	経済産業省の要請に基づく GILSP 告示原案の作成を全件実施し、指標を達成した。 業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献 機構は、GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成を行うだけではなく、機構自らの経験により事業者ニーズを把握した運用改善により、事業者にとっては申請を必要とせずに使用できる宿主及びベクターの組合せが増えることから、利便性の向上につながるものと期待される。また、PMDA との連携が強化されたことで、カルタヘナ法への施行支援体制にも活用できるものとなっているところであり、計画を上回る実績である。	
項目	年度	平成 30 年度	平成 29 年度										
GILSP 告示原案の作成件数		2 件(全件実施)	1 件(全件実施)										
(3) 立入検査 カルタヘナ法に基づく製造事業	(3) 立入検査 カルタヘナ法に基づく製造事業	カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数(全件実	(3)立入検査 経済産業省からの指示(14 件(全件))に対し、事業者の法令遵守状況について立入検査を実施。結果は経済産業省に報告した。 また、経済産業省所管では初めてとなる遺伝子組換え微生物の漏洩事故に対しても、知見を生かした対応を主体的に実施した。	カルタヘナ法に基づく立入検査を全件(14 件)実施し、指標を達成した。 ・平成 30 年度、経済産業省所管事業者では初めてとなる漏洩事故が起こったが、経済産業省と連携し、事業者からのカルタヘナ法に基づく事故の届出報告段階から、機構での知見・実績を踏まえた対応を行った。事故事業所への立入検査においても経済産業省の指示に対し、機構が主体となって対応し、再発防止策、及び改善対応									

	者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。	者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。	施)	<table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>平成 29 年度</td></tr><tr><td>カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数</td><td>14 件(全件実施)</td><td>12 件(全件実施)</td></tr></table> 政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 平成 30 年 7 月に経済産業省所管事業者では初めてとなる漏洩事故が発生。機構では事故発生当日に生物課から連絡を受け、事業者がとった初動対応の妥当性を確認。その後も立入検査を実施し、事業者に対して指導・助言を行った。また、再発防止策、及び改善対応の妥当性の検証を行った。加えて、事故を契機に経済産業省生物化学産業課が内規として整備することとなった事故時対応マニュアルの策定にも大きく貢献した。		平成 30 年度	平成 29 年度	カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数	14 件(全件実施)	12 件(全件実施)	の妥当性を検証するとともに、事業者に対して、適切な安全確保に向けた指導・助言を行った。 ・ 指導・助言や改善対応に対してのフォローアップを目的とした立入検査を行い、的確に対応していることを確認し、経済産業省へ報告した。 ・ バイオ系プラント製造事業者にて立入検査員の研修を実施し、事故等の未然防止に繋げられる知見強化に取り組んだ。また、所内からも教育を目的に若手職員が参加するとともに経済産業省生物化学産業課にも参加いただき知見の共有を行った。	
	平成 30 年度	平成 29 年度										
カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数	14 件(全件実施)	12 件(全件実施)										
(4)バイオテクノロジーを活用した安全性等評価 バイオテクノロジーを活用した安全性等の評価をするための手法を開発するとともに、技術基準や規格等について、経済産業省や関連団体に対し、技術的支援や提案を行う。 また、製品安全及び消費者安全行政を支援するため、製品安全分野が実施する重大製品事故及び非重大製品事故の原因究明調査のうち、人体に悪影	(4)バイオテクノロジーを活用した安全性等評価 バイオテクノロジーを活用した安全性等の評価をするための手法を開発するとともに、技術基準や規格等について、経済産業省や関連団体に対し、技術的支援や提案を行う。 また、製品安全及び消費者安全行政を支援するため、製品安全分野が実施する重大製品事故及び非重大製品事故の原因究明調査のうち、人体に悪影響											

	響を及ぼす化学物質等に係る製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、バイオテクノロジーを利用した原因分析を行い、その分析結果を報告する。	を及ぼす化学物質等に係る製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、バイオテクノロジーを利用した原因分析を行い、その分析結果を報告する。								
		ア カルタヘナ法に関連して、経済産業省が行う合成生物学やゲノム編集技術等の規制のあり方に関する検討に参画し、技術的支援を行う。		ア カルタヘナ法に関連して経済産業省が行う合成生物学等の規制のあり方に関する検討への参画及び技術的支援 環境省が主催する「遺伝子組換え生物等専門委員会」及び「カルタヘナ法におけるゲノム編集技術検討会」を傍聴し、ゲノム編集技術の規制について最新動向の把握に務めているところ。また、海外の規制動向についても情報収集を行った。 産構審バイオ小委員会 WG で承認された「ゲノム編集技術の利用によって得られた生物のうち、カルタヘナ法の規制対象外と整理された生物を開放系で使用する際の経済産業省への情報提供要領(案)」の策定に参加し、提供される情報の内容や、確認手段等について経済産業省と協議し取りまとめを行っているところ。	ゲノム編集等に関する規制動向を把握するとともに、産構審バイオ小委員会 WG で承認された「ゲノム編集技術の利用によって得られた生物のうち、カルタヘナ法の規制対象外と整理された生物を開放系で使用する際の経済産業省への情報提供要領(案)」に参加して経済産業省からの要請に対し技術的な側面からの意見を提出、取り纏めを行っているところ。					
	イ 防腐剤、タンパク質由来成分等の化粧品原料について、バイオテクノロジーを活用した分析・解析を行い、関係省庁等へその結果を提供する。	分析・解析結果の関係省庁等への情報提供件数(1件)	イ 防腐剤、タンパク質由来成分等の化粧品原料に関するバイオテクノロジーを活用した分析・解析 <table><tr><th>対象物質</th><th>内容</th></tr><tr><td>加水分解タンパク質</td><td>「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく医薬用部外品原料規格の改正の基礎データとするため、健康被害が確認されている大豆、米、絹(フィブロイン、セリシン)の加水分解タンパク質についてプロテオーム解析を実施している。経済産業省化粧品担当へ解析結果を報告するとともに、厚生労働省へ提供した。</td></tr><tr><td>漂白剤</td><td>厚生労働省が設立した事故収集システムから、個人輸入された美白クリームによる重篤な皮膚障害の情報が入り、原因物質はヒドロキノンと推定されるが、劇症のため、想定外の原因の可能性はある。厚生労働省から、注意喚起、情報提供が行われた。日本では、同等品が医薬品となるが個人輸入品であるため、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」規制外となる。 化粧品原料の安全性確保のため、生体分子解析技術による原因</td></tr></table>	対象物質	内容	加水分解タンパク質	「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく医薬用部外品原料規格の改正の基礎データとするため、健康被害が確認されている大豆、米、絹(フィブロイン、セリシン)の加水分解タンパク質についてプロテオーム解析を実施している。経済産業省化粧品担当へ解析結果を報告するとともに、厚生労働省へ提供した。	漂白剤	厚生労働省が設立した事故収集システムから、個人輸入された美白クリームによる重篤な皮膚障害の情報が入り、原因物質はヒドロキノンと推定されるが、劇症のため、想定外の原因の可能性はある。厚生労働省から、注意喚起、情報提供が行われた。日本では、同等品が医薬品となるが個人輸入品であるため、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」規制外となる。 化粧品原料の安全性確保のため、生体分子解析技術による原因	加水分解タンパク質、漂白剤の化粧品原料等に関するバイオテクノロジーを活用した分析・解析結果を関係省庁等への情報提供を 2 件(指標値比 200%)実施し、指標を達成した。
対象物質	内容									
加水分解タンパク質	「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく医薬用部外品原料規格の改正の基礎データとするため、健康被害が確認されている大豆、米、絹(フィブロイン、セリシン)の加水分解タンパク質についてプロテオーム解析を実施している。経済産業省化粧品担当へ解析結果を報告するとともに、厚生労働省へ提供した。									
漂白剤	厚生労働省が設立した事故収集システムから、個人輸入された美白クリームによる重篤な皮膚障害の情報が入り、原因物質はヒドロキノンと推定されるが、劇症のため、想定外の原因の可能性はある。厚生労働省から、注意喚起、情報提供が行われた。日本では、同等品が医薬品となるが個人輸入品であるため、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」規制外となる。 化粧品原料の安全性確保のため、生体分子解析技術による原因									

				究明を実施。経済産業省化粧品担当へ解析結果を報告するとともに、経済産業省、厚生労働省、消費者庁、関連団体等へ原因物質情報及び解析結果を提供した。		
				特に漂白剤については、拡大被害が想定されたため、緊急に対応するとともに、行政関係機関への情報提供を実施した。結果として、追加の被害は、確認されていない。加水分解タンパク質関係において学会発表を2回行った。		
		ウ 分子生物学的な技術を活用し、生体由来製品（天然タンパク質繊維）の鑑別方法や住環境に生息する微生物等の安全性評価手法を関係機関と連携して開発する。また、ISO/TC38/WG22（繊維/化学分析）の国際標準化会議において、ISO 国際標準化に貢献する。	生体由来製品の鑑別方法に係る標準原案（改正案を含む）や安全性評価手法の作成件数（3件）	ウ 分子生物学的技術の標準化 ●分子生物学的技術に関する国際標準規格（ISO/TC38/WG22） 消費者の利益の保護、国際商取引の円滑化、法運用の適正化のため、カシミヤ、ヒツジ、ヤク繊維混用率算定試験方法の国際標準化作業を実施している。機構が保有する生体分子解析技術により、混用率算定方法を開発し、ISO 規格原案を作成、修正作業を実施した。国際ラウンドロビンテストを実施し、結果を ISO/TC38/WG22 の会合で報告し、規格原案の委員会原案（Committee Draft）化が了承された。平成 30 年度は、ISO/TC38/WG22 の会議に 2 回出席（平成 30 年 7 月 ドイツ、ケルン、平成 30 年 12 月 フランス、パリ）及び第2回国際ラウンドロビンテスト（IRT）1回、を実施した。 国際ラウンドロビンテストに関係して、業界への技術指導を2回実施した。 原案名：ISO NP20418-3 Textiles Qualitative and quantitative proteomic analysis of some animal hair fibres Part 3: Peptide detection using LC-ESI-MS without protein reduction. ●国際標準化新規規格原案作成 平成 30 年度まで、検討を進めていたカシミヤ、ヒツジ、ヤク以外の獣毛繊維（ラクダ、アンゴラウサギ、アルパカ）の鑑別法について、ISO CD20418-3 に本文記載し、ISO 原案とした。これにより、新規獣毛繊維も含めた繊維鑑別、混用率算定が世界的に可能となる。規格原案は、世界的にも有効性が確認され、地域規格である欧州規格 CEN、韓国規格 KC 及び日本の JIS への導入が検討されている。 ●業務成果の積極的な発信 繊維学会からの依頼講演により、新規 ISO 原案について、大学、業界へ広く広報を行った。 原案名：ISO CD20418-3 Textiles Qualitative and quantitative proteomic analysis of some animal hair fibres Part 3: Peptide detection using LC-MS without protein reduction. ●環境中に存在する微生物が原因の可能性のあるアレルギーに関する原因究明手法の検討 製品事故原因究明の内、原因究明手法が確立されていない分野、事故の取扱いが不明な分野について、製品安全分野と共同で原因究明手法を検討している。平成 30 年度は、エアコンに繁殖したカビが原因と想定されるアレルギー性喘息の被害に関して検討を行った。	生体由来製品の鑑別方法に係る規格原案（改正案を含む）を 3 件作成し、指標を達成した。	

				平成 30 年度は、被害者住宅に設置されたエアコン 10 台から、424 株を分離・同定し、<i>Aspergillus</i> 族の有害カビ 8 株を NBRC 株とした。今後、防かび試験、アレルギー研究に活用される。 アレルギー性喘息の原因菌とされる 8 株を培養し、喘息の原因探索を行い数百種類の原因タンパク質を検出した。さらに、網羅的プロテオーム解析を行い原因タンパク質の検出、同定を実施した。 検討結果を踏まえ、エアコンの防かび、安全対策のため、機構が防かび試験方法の原案(原案名:好温かび抵抗性試験方法)を作成した。将来的に対策エアコンの普及により国民の安心・安全に寄与することができる。	
		エ 工業製品等に関するアレルギー等に関する製品事故について、生体分子解析技術が必要とする事故原因究明に関して、製品安全分野からの依頼に基づきその原因物質を解析する。また、必要に応じて、製品安全分野が化学物質管理分野の化学物質に関するリスク評価技術を活用して実施する事故原因究明技術の高度化に協力するとともに、化学物質管理分野が実施する化学物質のリスク評価技術の精緻化	製品事故の原因物質解析の実施件数(生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施)	エ 工業製品等に関連したアレルギー等に関する製品事故原因究明 平成 30 年度実施件数は 23 件(全数)である。 製品安全センターからの依頼に基づき、部門間連携事業として、アレルギーに関する製品事故の原因物質の特定を 23 件実施し、製品安全センターへ報告した。事故については、機構製品安全センターに設置されている「事故動向等解析専門委員会」の審議を経て公表される予定。 アレルギー等に関する製品事故の原因物質の特定作業により、有害化学物質及び強感作性を示す染料が検出されたことから、化学物質管理センターへ 2 件の情報提供を行った。世界初の新規アレルギー物質を発見し、論文として公開した。 当該業務に関して、合成ゴム手袋のアレルギー対策について、国会質問が行われた(平成 30 年 4 月 23 日第 196 回国会決算委員会)。更に、関係省庁(経済産業省、厚生労働省、消費者庁)に対して、注意喚起文書の発出を提言した。 依頼講演を 8 回受託し、延べ 458 人の参加があった。工業製品等に関連したアレルギー等に関する業務成果や知識を積極的に情報発信し、認知度向上と成果普及を行った。 接触皮膚炎に関する執筆依頼を受け、情報発信、認知度向上、成果普及のため、執筆した。平成 31 年 3 月 15 日発刊された。 学会発表 3 回 論文発表 2 報を行った。	製品事故のうち、生体分子解析技術による解析が必要な原因物質解析を全数(23 件)実施し、指標を達成した。

		に資する情報提供を行う。				
	(5)微生物安全情報の提供 既存のバイオ関連業種のみならず、異業種からのバイオ産業分野への参入が広がりつつあること等も踏まえ、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、微生物安全情報の提供を行う。	(5)微生物安全情報の提供 既存のバイオ関連業種のみならず、異業種からのバイオ産業分野への参入が広がりつつあること等も踏まえ、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、微生物安全情報の提供を行う。 具体的には、平成 29 年度に公開した微生物の有害機能が検索可能なデータベースに微生物の毒素生産能等に関する情報を追加するとともに、有害菌リストを通じて、微生物の安全性や安全な取扱い等に関する情報提供	微生物の有害機能が検索可能なデータベースへの情報追加数（15 種類）	(5)微生物安全情報の提供 ヒトや家畜の病原菌のバイオセーフティーレベル (BSL) や「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等の法律等で指定される有害菌を「微生物有害情報リスト(以下「有害菌リスト」という。)」として一元化し、機構の Web サイトで公開している。これにより、企業、公設試験研究機関、研究所等において、微生物の取扱いや安全管理の観点からの有害性リスクの把握に活用されることが期待される。当該リストについて、参照先資料の更新に伴い 2 回更新した。 ユーザーがより効率的に微生物の有害性に関する情報を取得できるように、平成 31 年 3 月に微生物有害機能検索データベース (MiFuP Safety) と有害菌リストを統合し、「微生物有害情報データベース (M-RINDA)」を開発・構築し、公開した。	有害菌リストの更新を参照先資料の更新に伴い全数 (2 回) 実施した。 なお、データベースへの情報の追加は、19 種類 (指標値比 127%) の有害性機能について MiFuP Safety で検索可能とするため、遺伝子情報を登録し、指標を達成した (再掲)。	

		を行う。				
	4. 生物多様性条約への対応 国内バイオ産業の国際的な発展に資する活動を支援するため、生物多様性条約に基づく海外の生物遺伝資源を取得する機会とそれを利用する環境を企業等に提供する。	4. 生物多様性条約への対応 国内バイオ産業の国際的な発展に資する活動を支援するため、生物多様性条約に基づく海外の生物遺伝資源を取得する機会とそれを利用する環境を企業等に提供する。				
	(1) 生物遺伝資源の国際移転に関する取組 アジアを中心とした海外の関係機関との連携を推進し、二国間で実施するこれまでの生物遺伝資源の国際移転に関する枠組みを維持するとともに、生物遺伝資源機関（BRC）を活用した新たな生物遺伝資源の移転を推進する枠組みを	(1) 生物遺伝資源の国際移転に関する取組 アジアを中心とした海外の関係機関との連携を推進し、二国間で実施するこれまでの生物遺伝資源の国際移転に関する枠組みを維持するとともに、生物遺伝資源機関（BRC）を活用した新たな生物遺伝資源の移転を推進する枠組みを構	【重要度：高】 【難易度：高】			

	構築する。	築する。												
		ア 生物多様性条約に基づく生物遺伝資源の二国間利用に関する枠組みを維持し、産業有用な海外生物遺伝資源の探索と日本への移転等により日本の事業者を支援するための共同事業を実施する。	二 国 間 協 力 の た め の 共 同 事 業 実 施 国 数 (6 ヶ国)	ア 生物多様性条約に基づく生物遺伝資源の二国間移転に関する枠組みの維持 事業者等が生物多様性条約を遵守した上で生物資源を相手国政府等との交渉等を行うことなく安心して利用できるようにするため、各国関連機関と情報共有や連携を行うとともに、中国、韓国、モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナム及び台湾と二国・地域間協力のための共同事業を実施し、我が国の事業者等が海外の生物資源を利用する環境を整備している。 二国間共同事業については、新たに台湾とバイオテクノロジー分野における連携に関する覚書を締結したほか、ミャンマー及び中国との共同事業に関する契約を更新した。 二国間共同事業(モンゴル、ミャンマー、ベトナム)で収集・整理した微生物について、医薬品中間体の探索、酵素の生産等に利用するために、日本企業等へ提供した。 <table><tr><td colspan="2">二国間協力における共同事業で収集・整理した微生物</td></tr><tr><td>日本企業等への提供株数</td><td>165 株(継続利用を含む)</td></tr></table> また、日本企業等が合同探索事業に参加し、現地で分離し日本へ移転した微生物については、新しい食品や微生物農薬の開発のために引き続き利用されている。 <table><tr><td colspan="2">企業等が参加した合同探索事業で分離した微生物</td></tr><tr><td>企業等による微生物利用株数</td><td>3,387 株(継続利用を含む)</td></tr></table> その他、以下の活動を行った。 ・韓国 KCTC (Korean Collection for Type Cultures)との意見交換(平成 30 年 8 月) ・モンゴル科学院におけるワークショップの開催(平成 30 年 10 月) ・ミャンマー共同事業成果報告会の開催(平成 31 年 2 月)	二国間協力における共同事業で収集・整理した微生物		日本企業等への提供株数	165 株(継続利用を含む)	企業等が参加した合同探索事業で分離した微生物		企業等による微生物利用株数	3,387 株(継続利用を含む)	二 国 間 協 力 の た め の 共 同 事 業 を 7 カ 国 ・ 地 域 (指 標 比 117%) 実 施 し、 指 標 を 達 成 し た。	
二国間協力における共同事業で収集・整理した微生物														
日本企業等への提供株数	165 株(継続利用を含む)													
企業等が参加した合同探索事業で分離した微生物														
企業等による微生物利用株数	3,387 株(継続利用を含む)													
	イ 企業等が各国及び我が国それぞれのアクセスと利益配分の措置を遵守した上で生物遺伝資源を簡便に利用できるように、アジアの BRC と連携した生物遺伝資源の移転・利用	生 物 遺 伝 資 源 の 国 際 的 な 移 転 ・ 利 用 に 関 する 枠 組 み 構 築 数 (2 件、うち新規 1 件)	イ 生物遺伝資源の移転・利用に関する枠組みの構築 生物遺伝資源の国際的な移転・利用に関する枠組みを構築するため、タイに加え、新たに台湾 Food Industry Research and Development Institute (FIRDI) に属する Bioresource Collection and Research Center (BCRC) と MOU 及び BRC 間の相互協力に関する合意書を締結した。	生 物 遺 伝 資 源 の 国 際 的 な 移 転 ・ 利 用 に 関 する 枠 組 み 構 築 を 2 カ 国 (うち 1 カ国は新規) 行い、指標を達成した。										

		に関する枠組みを構築する。				
		ウ アジア間での生物遺伝資源の移転、保存とその有効利用について、（ACM※）を通じて積極的な情報交換や議論を行う。	ACM における情報交換を実施する機関数（9 機関）	ウ アジア各国の BRC 等の集まりであるアジアコンソーシアム(ACM)での活動等 ●ACM における情報交換 平成 30 年 10 月にモンゴルで開催された ACM15 において、参加機関 13 機関（9 カ国・地域）と情報交換を実施した。 ●ACM 事務局としての活動 ACM15 のホスト機関であるモンゴル科学院（IGEB-MAS）を事務局として支援するため、プログラム作成支援、過去開催時の事例紹介を行ったほか、参加メンバーへの必要な手続きの案内等を実施した。また、ACM の活動を紹介する Web サイトの更新・公開を実施した。	ACM における情報交換について、13 機関（9 カ国・地域）、指標値比 144%）と情報交換行い、指標を達成した。	
	（2）バイオ産業に関する国際条約についての情報の収集・整理・提供 生物多様性条約や名古屋議定書等のバイオ産業に関する国際条約についての情報を収集・整理・提供する。	（2）バイオ産業に関する国際条約についての情報の収集・整理・提供 生物多様性条約や名古屋議定書等のバイオ産業に関する国際条約についての情報を収集・整理・提供する。				
		ア 生物多様性条約に係る国際会議等への参加等を通じ、各国の規制法等とその運用実態について調査し、経済産業省に報告する。	生物遺伝資源の利用に関する関連法等の情報提供（7 つの国・地域。なお、その際、国別の関連法等に加え入手プロセス	ア 生物多様性条約やカルタヘナ議定書等に基づく各国の規制法等や運用実態に関する情報収集と経済産業省への提供と生物遺伝資源アクセスに関する情報提供 以下の会合等に向けた対処方針案への意見提出を行うとともに、会合に出席し、議場あるいは場外において関係者等から必要な情報を収集し、経済産業省に提供した。	生物遺伝資源の利用に関する関連法等について 7 つの国・地域の情報を提供し、指標を達成した。	

	また、生物遺伝資源アクセスに関する情報について、分かりやすく整理し、経済産業省に報告するとともに、各国で関連法が制定されたものについては、ホームページを通じ広く情報提供する。さらに、平成27年度に開設した生物遺伝資源アクセスに関するホームページ上の相談窓口に寄せられた問合せに対応する。	など国内企業にとってより有用性の高い付加的情報等の提供に努めるものとする。）	<table><tr><th>参加先</th><th>参加目的</th></tr><tr><td>欧州委員会との意見交換（平成30年4月）</td><td>生物多様性条約及びカルタヘナ議定書担当官と、遺伝資源に関するデジタル配列情報やゲノム編集技術の取扱いに関する検討状況について意見交換を実施した。</td></tr><tr><td>生物多様性条約の科学技術助言補助機関（SBSTTA）第22回会合（平成30年7月）</td><td>生物多様性条約及び名古屋議定書における遺伝資源に関するデジタル配列情報及び合成生物学に関する議題の把握及び各国の動向を情報収集した。</td></tr><tr><td>生物多様性条約の実施補助機関（SBI）第2回会合（平成30年7月）</td><td>地球規模の多数国間利益配分の仕組みに関する議題における各国の取組状況を情報収集した。</td></tr><tr><td>第14会生物多様性条約締約国会議（COP14）、第3回名古屋議定書締約国会議（MOP9）、第9回カルタヘナ議定書締約国会議（MOP9）（平成30年11月）</td><td>生物多様性条約、名古屋議定書及びカルタヘナ議定書における議題及び各国の取り組み状況を把握するため参加した。特に合成生物、デジタル配列情報、遺伝子組換え生物のリスク評価及びリスク管理、多国間利益配分メカニズムに関する議題に注視し情報収集を行った。</td></tr></table> 日本企業等が、海外の微生物を利用する場合に関係する法律、必要な手続きをとりまとめ、Webサイトで公開した。また、ブラジルのABS法の概要と運用状況についての調査を行った。 <table><tr><th rowspan="2">生物遺伝資源アクセスに関する情報提供件数</th><th colspan="2">7つの国・地域</th></tr><tr><th>内訳</th><th>ブラジル、韓国、モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナム、EU</th></tr></table> ●生物遺伝資源アクセスに関する相談への対応 Webサイトに開設した海外の微生物の移転、利用に関する質問を受け付ける相談窓口寄せられた微生物の所有権の考え方、特定の国からの微生物の輸出手続き、輸入する場合の注意点等についての質問に対し、これまで収集した各国情報や微生物の寄託受付等の経験をもとに、メール又は電話で回答した。 <table><tr><th>窓口への相談件数</th><th>30件</th></tr></table> また、NITE講座においてABS指針の概要等の情報提供を実施した。	参加先	参加目的	欧州委員会との意見交換（平成30年4月）	生物多様性条約及びカルタヘナ議定書担当官と、遺伝資源に関するデジタル配列情報やゲノム編集技術の取扱いに関する検討状況について意見交換を実施した。	生物多様性条約の科学技術助言補助機関（SBSTTA）第22回会合（平成30年7月）	生物多様性条約及び名古屋議定書における遺伝資源に関するデジタル配列情報及び合成生物学に関する議題の把握及び各国の動向を情報収集した。	生物多様性条約の実施補助機関（SBI）第2回会合（平成30年7月）	地球規模の多数国間利益配分の仕組みに関する議題における各国の取組状況を情報収集した。	第14会生物多様性条約締約国会議（COP14）、第3回名古屋議定書締約国会議（MOP9）、第9回カルタヘナ議定書締約国会議（MOP9）（平成30年11月）	生物多様性条約、名古屋議定書及びカルタヘナ議定書における議題及び各国の取り組み状況を把握するため参加した。特に合成生物、デジタル配列情報、遺伝子組換え生物のリスク評価及びリスク管理、多国間利益配分メカニズムに関する議題に注視し情報収集を行った。	生物遺伝資源アクセスに関する情報提供件数	7つの国・地域		内訳	ブラジル、韓国、モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナム、EU	窓口への相談件数	30件		
参加先	参加目的																					
欧州委員会との意見交換（平成30年4月）	生物多様性条約及びカルタヘナ議定書担当官と、遺伝資源に関するデジタル配列情報やゲノム編集技術の取扱いに関する検討状況について意見交換を実施した。																					
生物多様性条約の科学技術助言補助機関（SBSTTA）第22回会合（平成30年7月）	生物多様性条約及び名古屋議定書における遺伝資源に関するデジタル配列情報及び合成生物学に関する議題の把握及び各国の動向を情報収集した。																					
生物多様性条約の実施補助機関（SBI）第2回会合（平成30年7月）	地球規模の多数国間利益配分の仕組みに関する議題における各国の取組状況を情報収集した。																					
第14会生物多様性条約締約国会議（COP14）、第3回名古屋議定書締約国会議（MOP9）、第9回カルタヘナ議定書締約国会議（MOP9）（平成30年11月）	生物多様性条約、名古屋議定書及びカルタヘナ議定書における議題及び各国の取り組み状況を把握するため参加した。特に合成生物、デジタル配列情報、遺伝子組換え生物のリスク評価及びリスク管理、多国間利益配分メカニズムに関する議題に注視し情報収集を行った。																					
生物遺伝資源アクセスに関する情報提供件数	7つの国・地域																					
	内訳	ブラジル、韓国、モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナム、EU																				
窓口への相談件数	30件																					
	イ 名古屋議定書担保措置の施行		イ 名古屋議定書担保措置の施行支援としての生物遺伝資源が国内において取得されたことを示す「遺伝資源国内取得書」の発給	滞りなく取得書の発給を行い、海外からの依頼にも対応できるよう体制を整備した。																		

		支援として、 遺 伝 資 源 が 国 内 に お い て 取 得 さ れ た こと を 示 す 書 類 「 遺 伝 資 源 国 内 取 得 書 」 の 発 給 を 行 う。		名古屋議定書担保措置である「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」第 5 章に規定される「遺伝資源が国内において取得されたことを示す書類」の発給機関として、企業からの依頼に対し 4 件の書類を発給した。また、取得書に関する問い合わせ 5 件に対応したほか、海外からの依頼にも対応できるよう体制を整備した。		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

I-4.適合性認定分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I―4	適合性認定		
業務に関連する政策・施策	経済産業 のうち、基準認証	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 工業標準化法 計量法 消費生活用製品安全法(消安法) 電気用品安全法(電安法) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 ガス事業法 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律
当該項目の重要度、難易度	【基幹目標】 製品等の信頼性の向上を目的とする、工業標準化法・計量法に基づく登録制度や国際的枠組みに対応した認定制度について、それらの活用実績を増加させることにより、我が国産業の健全な発展と国民生活の安全に貢献する。 【重要度:高】【優先度:高】【難易度:高】 3. 製品評価技術基盤機構認定制度の実施 【重要度:高】【難易度:高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0398, 0399

5. 主要な経年データ													
⑤ 主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年 度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
【基幹目標】 工業標準化法等に基づき機構に登録・認定された事業所が発行する標章を付した証明書の発行件数(2年間の移動平均)	平成 29 年度と同レベルに維持 (なお、発行件数には計量法に基づく校正事業者登録制度(JCSS)の登録に係る区分のうち、濃度の区分及び計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度(MLAP)		—	—	—	—	平成 29 年度比+12%	予算額(千円)	22,542,448 の内数	1,331,396	1,016,537	1,111,222	1,075,477

	は含まない。)													
JNLA 登録・更新審査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均70件	—	登録・更新の実施件数37件 (全件実施)	更新42件、新規登録15件	登録・更新審査の実施件数87件 (全件実施)、うち登録(18件)、更新(69件)	登録・更新審査の実施件数68件 (全件実施)、うち登録(9件)、更新(59件)	決算額(千円)	17,752,154 の内数	1,316,462	1,027,895	1,184,723	1,117,602	
JNLA 立入検査及び試買検査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均7件(立入検査)	—	11件 (全件実施)	立入検査21件、試買検査5件 (全件実施)	立入検査12件、試買検査7件 (全件実施)	立入検査21件、試買検査3件	経常費用(千円)	1,173,676	1,038,500	1,029,853	1,102,190	1,132,368	
国際相互承認に対応した試験所の認定審査及び定期検査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均8件(認定)、31件(定期検査)	—	57件 (全件実施) うち試験所認定(8件)、定期検査(49件)	27件	14件 (全件実施)	11件(全件;再認定審査)、10件 (全件;定期検査)	経常利益(千円)	▲3,739	▲15,228	25,390	▲3,527	▲5,075	
JCSS 登録・更新審査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均113件	—	登録・更新の実施件数122件 (全件実施)	更新73件、新規登録5件	登録・更新審査の実施件数136件 (全件実施)、うち登録(36件)、更新(100件)	登録・更新審査の実施件数117件 (全件実施)、うち登録(22件)、更新(95件)	行政サービス実施コスト(千円)	—	921,054	951,164	977,462	1,038,810	
JCSS 立入検査の実施件数	全件実施		—	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	従事人員数	422の内数	63	63	61	65	
MLAP 認定・更新審査及びフォローアップ調査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均32件(認定・更新審査)、31件(フォローアップ調査)	—	認定・更新の実施件数15件 (全件実施)	更新7件、フォローアップ63件	更新審査64件(全件実施)、フォローアップ調査7件(全件実施)	更新審査15件(全件実施)、フォローアップ調査21件(全件実施)							
MLAP 立入検査の実施件数	全件実施		—	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)							
国際相互承認に対応した校正事業者の認定審査及び定期検査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均28件(認定)、60件(定期検査)	—	89件 (全件実施) うち校正事業者認定(25件)、定	67件	62件(全件実施)	26件(全件認定)、38件(全件;定期検査)							

				期検査(64件)											
ASNITE 認定審査及び定期検査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均13件(認定審査)、62件(定期検査)	—	定期検査(59件)、臨時検査(1件)、認定の審査(9件)	定期検査64件、新規認定1件	認定審査14件(全件実施)、定期検査55件(全件実施)	認定審査26件(全件実施)、定期検査41件(全件実施)								
各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査の実施件数並びに JIS 試買検査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均18件(調査)、1件(立入検査)、9件(JIS 試買検査)	—	44件(全件実施)うち調査(30件)、立入検査(2件)、試買検査(12件)	24件(全件実施)うち調査(13件)、立入検査(該当なし)、試買検査(11件)	23件(全件実施)うち調査(16件)、立入検査(1件)、試買検査(6件)	31件(全件実施)うち調査29件)、立入検査(該当なし)、試買検査(2件)								

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
Ⅱ－4. 適合性認定分野	【基幹目標】製品等の信頼性の向上を目的とする、工業標準化法・計量法に基づく登録制度や国際的枠組みに対応した認定制度について、それらの活用実績を増加させることにより、我が国産業の健全な発展と国民生活の安全に貢献する。	Ⅰ－4. 適合性認定分野	【重要度：高】【優先度：高】【難易度：高】工業標準化法等に基づき機構に登録・認定された事業所が発行する標章を付した証明書の発行件数（2年間の移動平均）を平成29年度と同レベルに維持（なお、発行件数には計量法に基づく校正事業者登録制度（JCSS）の登録に係る区分のうち、濃度の区分及び計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度（MLAP）は含まない。）	経済産業省による基準認証政策の下、工業標準化法及び計量法に基づく試験機関、校正事業者等の登録・認定とこれらに関連する業務等を実施する。 また、我が国の認定機関としての信頼性の維持や能力の向上を図るとともに、認定に係る国内外の活動への参画等を通じて、取引の円滑化と国際展開の支援及び認定制度の普及を図る。 さらに、政策的・社会的な必要性の高い新たな技術や製品等に係る認定制度について、適時適確な基盤の構築による産業活動の促進を目指した対応を行い、我が国産業の競争力確保に貢献する。 なお、社会の変化に適時適切に対応するため、中長期的な視点も含め、新たな取組について、その実現可能性の調査・検討を行うとともに、分野間での連携を進め、機構が保有する技術的知見の有効な活用を図る。また、機構による認定分野の取組について、事業者や産業界に向けた情報発信とともに、国民に向けた情報提供にも努める。 【基幹目標】製品等の信頼性の向上を目的とする、工業標準化法・計量法に基づく登録制度や国際的枠組みに対応した認定制度について、それらの活用実績を増加させることにより、我が国産業の健全な発展と国民生活の安全に貢献するため、以下を実施した。 ① 登録・認定事業者やその顧客等に対する登録・認定制度の利用拡大に向けた取組を通じて、社会における認定の活用を促進 ② 「今後の基準認証の在り方」（産構審基準認証小委答申。平成29年10月）を踏まえ、認定制度の国際相互承認の枠組みへの参加と運営支援によって、認証ビジネスや企業の海外展開を支援	全体評価：A 平成30年度の基幹目標の指標である「工業標準化法等に基づき機構に登録・認定された事業所が発行する標章を付した証明書の発行件数（2年間の移動平均）を平成29年度と同レベルに維持」について、平成30年度の実績が415,306件となったことから、平成30年度の2年間の移動平均は、基準となる平成29年度の2年間の移動平均367,656件から12%増の409,766件となり、大幅な増加となった。これは、以下のような登録・認定事業者やその顧客等に対する登録・認定制度の利用拡大に向けた取組や、認定制度の国際相互承認の枠組みへの参加と運営支援に係る取組が、証明書の発行増に寄与したと考えられる。 [登録・認定制度の利用拡大に向けた取組] ・ 認定事業者への標章付き証明書の発行促進の働きかけを実施 ・ 証明書に標章を付さない理由の把握のため、認定事業者向け説明会、審査等の機会に意見聴取。また、アンケートを実施 ・ 把握した原因への対応として、 ➤ 認定事業者の負担軽減策の検討・実施 ➤ 認定事業者の顧客向け標章説明資料の作成・周知 ➤ 認定事業者の顧客へ認定制度活用事例を紹介・アピール [認定制度の国際相互承認の枠組みへの参加と運営支援] ・ 国際的な組織 APLAC/PAC 合同総会（京都）を、機構を含めた4認定機関で成功裏に開催 ・ APLAC/PAC による国際相互承認の運営支援として、他国の認定機関を審査する国際審査員を派遣（2回）し、また、国際審査員研修に講師を派遣 ・ 国際相互承認の参加要件となっている国際規格 ISO/IEC 17011 の改正版に合わせ、認定機関としての運営体制を再構築 その結果、社会における認定の活用促進、認証ビジネスや企業の海外展開支援に繋がったことで、我が国産業の健全な発展及び国民生活の安全に大きく貢献した。 [我が国産業の健全な発展及び国民生活の安全に大きく貢献したアウトカム事例] ・ ガスの漏洩管理に係る「リーク計」の校正事業者を登録 ・ 車速計等の「速さ(km/h)」の新規校正ニーズ対応 ・ ASNITE 試験 (IT) の試験区分見直し	

				<table><tr><td></td><td>発行件数</td><td>2 年間の移動 平均</td><td>前移動平均比</td></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>359,110</td><td>354,172</td><td></td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>331,086</td><td>345,098</td><td>-3%</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>404,225</td><td>367,656</td><td>+7%</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>415,306</td><td>409,766</td><td>+12%</td></tr><tr><td>平成 30 年度目標</td><td></td><td colspan="2">29 年度と同レベル</td></tr></table> 基幹目標の指標のほか、個別業務の指標や事業計画に記載の業務については、全て着実に実施し、年度目標を達成した。		発行件数	2 年間の移動 平均	前移動平均比	平成 27 年度	359,110	354,172		平成 28 年度	331,086	345,098	-3%	平成 29 年度	404,225	367,656	+7%	平成 30 年度	415,306	409,766	+12%	平成 30 年度目標		29 年度と同レベル		
	発行件数	2 年間の移動 平均	前移動平均比																										
平成 27 年度	359,110	354,172																											
平成 28 年度	331,086	345,098	-3%																										
平成 29 年度	404,225	367,656	+7%																										
平成 30 年度	415,306	409,766	+12%																										
平成 30 年度目標		29 年度と同レベル																											
1. 工業標準化法に基づく登録制度の執行等 (1)試験事業者の登録・更新 工業標準化法に基づく試験事業者登録制度(JNLA)における試験事業者の登録・更新を、申請に基づき迅速かつ的確に実施する。 また、JNLA 制度の利用拡大に向け、JNLA 登録試験事業者による標章を付した証明書の発行件	1. 工業標準化法に基づく登録制度の執行等 (1)試験事業者の登録・更新 工業標準化法に基づく試験事業者登録制度(JNLA)における試験事業者の登録・更新を、申請に基づき迅速かつ的確に実施する。 また、JNLA 制度の利用拡大に向け、JNLA 登録試験事業者による標章を付した証明書の発行件数を	JNLA 登録・更新審査の実施件数(全件実施)(参考)過去 3 年平均 60 件	1. 工業標準化法に基づく登録制度の執行等 (1)試験事業者の登録・更新 工業標準化法に基づく試験事業者登録制度(JNLA)は、工業標準化法(以下「JIS 法」という。)で定められている制度である。機構は、JIS 法に基づき国に代わり、JIS 規格による試験を行う試験所が適切に実施しているかを、国際規格 ISO/IEC 17025(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)に基づいて審査し、登録を実施。JNLA 登録された試験所は、適切に製品の性能試験を行い、その製品の性能試験結果をより信頼あるものとしている。なお、JNLA 登録試験所は 4 年ごとに更新が必要である。 平成 30 年度は、政策的・社会的ニーズを踏まえながら、JNLA 登録業務を実施した。3 件の新規登録申請、6 件の追加登録申請、48 件の登録更新申請が機構になされた。新規登録申請案件(追加登録申請含む)に対して速やかに審査チームを編成し、9件の登録審査を迅速かつ的確に実施した。また、59 件(前年度受付分含む)の登録更新審査を実施した。その結果、15 件の新規登録(前年度受付分 2 件、追加登録 10 件含む)、101 件(前年度受付分 50 件含む)の登録更新を行った。 審査をより公平・公正なものとするため、外部専門家・有識者等から構成する評定委員会を 9 回開催し、評定委員会審議要否検討会(評定委員会での審議を重要な案件に絞り込むために審査で問題のない案件を評価する内部検討会)を 10 回開催した。 また、JNLA 登録試験所の組織や設備等に関する変更届出書 199 件に対して、必要に応じて要求事項への適合性について現地確認等を実施して適切に処理した。 以上の実績を、下表にまとめる。	JNLA 登録・更新審査については全件実施し指標を達成した。																									

	数を増加させるための取組を実施する。	増加させるための取組を実施する。具体的には、標章を付した証明書の発行件数の増加に向けた JNLA 登録試験事業者の意識啓発のため、JNLA 登録試験事業者向け説明会を開催し、標章を付した証明書の発行に関する助言や標章を付した証明書の発行件数の多い JNLA 登録試験事業者の事例の紹介等を行う。また、必要に応じて、標章を付した証明書を発行していない JNLA 登録試験事業者から情報収集を行い、その理由に応じた対応策を図る。	<table><tr><th>JNLA 業務</th><th>実績※</th></tr><tr><td>新規登録審査数(追加登録審査含む)</td><td>9</td></tr><tr><td>登録更新審査数</td><td>59</td></tr><tr><td>新規登録数(追加登録含む)</td><td>15</td></tr><tr><td>登録更新数</td><td>101</td></tr><tr><td>評定委員会開催数</td><td>9</td></tr><tr><td>評定委員会審議要否検討会開催数</td><td>10</td></tr><tr><td>変更届出書処理数</td><td>199</td></tr></table> ※申請受付後、審査を経て登録に至るまでには、一般的に半年程度又はそれ以上の期間を要するため、一つの年度内の審査数と登録数は必ずしも一致しない。例えば、平成 30 年度に実施した審査案件の中には、登録が令和元年度になる案件も含まれている。 ●JNLA 登録試験所の登録結果の官報及び機構 Web サイトへの掲載 JNLA 登録試験所の登録等の結果は、機構 Web サイトに登録当日に掲載するとともに、迅速に官報掲載した(9 件の官報掲載)。 ●JNLA 関係規程の見直し 平成 30 年度は、公開文書の見直しを行い、9 文書の改正を行った。また、JIS 法の改正等に伴う関係規程の改正作業を開始した。 政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 ●過年度の取組に対する成果のフォローアップ(医療用ウィッグのパッチテスト、LED 照明の安全性試験) 平成 29 年度に JNLA 登録した「医療用ウィッグのパッチテスト(閉塞法皮膚貼付試験)」の試験所に関して、JNLA の標章を付した証明書(以下「JNLA 試験証明書」という。)の発行件数は、2 件(平成 29 年度、登録後の 9 ヶ月間)から 10 件へと増加した。かつらメーカー等は、製品に用いる新たな素材について、JNLA 登録試験所によるパッチテストの試験結果を活用することにより、当該素材を用いた製品の民間認証(M.Wig マーク)を日本毛髪工業協同組合から取得することができる。M.Wig マークの認証を取得したかつらメーカー等は、前年度の 26 社から増えてはいないが、JNLA 試験証明書の発行は増加し、M.Wig マークのついた商品の増加により、消費者や医療従事者による安全安心な製品の選択を助け、女性がん患者の生活の質を高めることに貢献した。 (参考)医療用ウィッグの国内市場 90 億円程度(毛髪関連市場の国内シェア約 7 割を占める日本毛髪工業協同組合内での医療用ウィッグの売上高比率を基にした推計) 平成 30 年度は、JIS C 7550(LED 照明の青色光(ブルーライト)が目の網膜など生体に及ぼす安全性を評価する光生物学的安全性試験)の JNLA 登録試験所が、新たに 2 試験所が登録され、合計 3 試験所へと増加した。LED 照明機器メーカーは、製品について JNLA 登録試験所による試験結果を活用して製品の品質管理等を行うことにより、より安全・安心な LED 照明の普及に貢献するものである。	JNLA 業務	実績※	新規登録審査数(追加登録審査含む)	9	登録更新審査数	59	新規登録数(追加登録含む)	15	登録更新数	101	評定委員会開催数	9	評定委員会審議要否検討会開催数	10	変更届出書処理数	199	
JNLA 業務	実績※																			
新規登録審査数(追加登録審査含む)	9																			
登録更新審査数	59																			
新規登録数(追加登録含む)	15																			
登録更新数	101																			
評定委員会開催数	9																			
評定委員会審議要否検討会開催数	10																			
変更届出書処理数	199																			

			●JNLA 制度の適正執行、利用拡大に向けた取組 平成 30 年度は、平成 29 年 11 月に改正された ISO/IEC 17025 を登録基準とする申請手続等について説明会を開催した(東京 1 回(平成 30 年 6 月 21 日、133 名参加)、大阪 1 回(平成 30 年 6 月 27 日、129 名参加)。 また、JNLA 試験証明書の発行件数が多い土木・建築分野を例にして、JNLA 試験証明書が発行できないケースと発行できるケースについて、具体例を基にした助言を行い、平成 29 年度に JNLA 試験証明書の発行件数の多かった JNLA 登録試験所を紹介した。さらに、JNLA 制度の利用拡大に向け、JNLA 試験証明書及びその活用についてのアンケート調査を実施した。 このアンケート調査結果等から得られた情報を基に、技術分科会において JNLA 試験証明書を発行したいが制度の規制により発行できない問題点の改善を検討した。		
(2)登録試験事業者に対する立入検査等 JNLA 登録試験事業者に対する立入検査及び市場モニタリング(JNLA 試買検査)を的確に実施する。	(2)登録試験事業者に対する立入検査等 JNLA 登録試験事業者に対する立入検査及び市場モニタリング(JNLA 試買検査)を的確に実施する。	JNLA 立入検査及び試買検査の実施件数(全件実施) (参考)過去 3 年平均 12 件(立入検査)、平成 28 年度実績 5 件(試買検査)(平成 28 年度から実施)	(2)登録試験事業者に対する立入検査等 JNLA 登録試験所に対して、試験所移転に伴う施設・設備の要求事項への確認及び更新審査等で指摘した不適合事項に対する是正状況の確認のために立入検査 5 件、無通告の立入検査 6 件の計 11 件(全件)を的確に実施した。 平成 30 年度は、JNLA 登録試験所の試験結果の信頼性を今後とも確実なものとするため、問題発生を未然に防止する取組として、「JNLA 試験結果が活用されている製品の試買検査による、JNLA 試験結果の活用状況の適切性の確認」と、「JNLA 登録試験所への無通告の立入検査による、試験記録及び試験証明書の適正性の確認」とを必要に応じて組み合わせて実施した。 具体的には、コンクリート骨材(2 特性)は前述の無通告立入検査の JNLA 登録試験所から試験依頼品である保管骨材を入手し、他の JNLA 登録試験所による検証試験を実施し、問題がないことを確認した。抗菌加工製品(靴下)については市場からの買い上げを実施し、JNLA 登録試験所(7 試験所)で試験を実施し、現在評価中である。 これらの取組により、JNLA 登録試験所の登録後の運用状況を多面的に確認し、JNLA 制度の信頼性を今後とも確実なものとすることに貢献した。また、これらの取組により、JNLA 登録試験所自身の法令等遵守の意識向上と、不適切な運用等の自主的改善の促進に寄与するものである。 また、登録基準である ISO/IEC 17025(2017 年版)への移行確認のための立入検査計画(平成 30 年～令和 2 年)を作成し、対象となる 75 登録事業者に実施時期を連絡し、11 月から 10 件の立入検査を実施し、3 登録事業者の移行確認を完了した。	JNLA 立入検査及び試買検査については全件実施し指標を達成した。	
(3)登録区分の改正原案の作成 経済産業省からの要請に応じ、日本工業規格(JIS)の制定・改正に対応した JNLA 登録区分の改正	(3)登録区分の改正原案の作成 経済産業省からの要請に応じ、日本工業規格(JIS)の制定・改正に対応した JNLA 登録区分の改正原案の		(3)登録区分の改正原案の作成 JNLA 登録の対象となる JIS 試験方法の区分(JNLA の試験所登録は、JIS 試験方法ごとに実施)は、経済産業大臣が「JNLA 登録試験方法区分を定める告示」で定めており、その告示区分の見直しは、経済産業省の要請に基づき機構が原案を作成している。 機構は、平成 30 年度の告示改正を支援するため、平成 30 年 10 月 31 日に告示改正案を経済産業省に提出した。 なお、今後、新たな JIS 試験方法による JNLA 登録ニーズに対してはその都度告示改正で迅速に対応する。 また、告示改正は不要であるものの、規格改正等に伴う JIS 項目番号の加除訂正を迅速かつ適確に行うため、JNLA 試験方法区分一覧(JNRP32S10)を 5 回改正した。		

	原案の作成を行う。	作成を行う。		これにより、ユーザーが依頼先の登録試験所を探すときなどに、JIS 項目番号の最新情報による検索が可能となり、ユーザーサービスの利便性向上に貢献すると共に、告示改正を要しない新たな JNLA 登録ニーズへの迅速な対応を実現した。 ●JIS 法改正に伴うソフトウェア分野の認定ニーズ(FS) 工業標準化法改正にともない、令和元年 7 月から JNLA の登録対象に電磁的記録(ソフトウェア等)の試験所が新たに追加されることから、認定ニーズの調査を、まず一般社団法人コンピューターソフトウェア協会が運用しているソフトウェア等の製品認証制度(PSQ 認証制度)に基づく評価機関を対象に実施したところ、JNLA 登録申請を希望する機関があった。これらの認定ニーズに対応するため、令和元年 5 月に JNLA 電磁的記録試験分野技術分科会を設置し、登録のための技術要求事項を検討し、7 月から登録申請受付を開始する予定。また、他の団体に対しても認定ニーズ調査を実施する予定。	
	(4)国際相互承認取決に対応した試験所の認定等の実施 国際相互承認取決に対応した試験所の認定を、申請に基づき迅速かつ的確に実施するとともに、認定試験所に対する定期検査を的確に実施する。	(4)国際相互承認取決に対応した試験所の認定等の実施 国際相互承認取決に対応した試験所の認定を、申請に基づき迅速かつ的確に実施するとともに、認定試験所に対する定期検査を的確に実施する。	国際相互承認取決に対応した試験所の認定及び定期検査の実施件数(全件実施)(参考)過去 3 年平均 8 件(認定)、31 件(定期検査) (4)国際相互承認取決に対応した試験所の認定等の実施 国際相互承認取決(MRA 制度)とは、ILAC(国際試験所認定協力機構)等に参加している認定機関(国際相互承認取決の地位を獲得している認定機関)が、互いに認定した試験所(MRA 試験所)の試験結果について、同等とみなして相互に受け入れるという制度である。 機構は、ILAC に加盟するとともに、国際相互承認取決の地位を獲得して、MRA 試験所の認定を実施しており、機構が認定した国内 MRA 試験所の輸出品の試験結果については、国際的に信頼あるものと見なされ、輸出品の輸出先での再試験省略、コスト低減、貿易の円滑化等に貢献している。 ●国際相互承認取決に基づく試験所認定及び定期検査の実施 機構は MRA 制度を希望する JNLA 登録試験所に対し MRA 試験所として認定するに際しては、JNLA 登録に加え、2 年ごとに JNLA 登録試験所に定期検査を実施し、さらに ISO/IEC 17043(適合性評価-技能試験に対する一般要求事項)に適合した外部機関の運営する技能試験を JNLA 登録試験所が受けた記録を評価し、技術的能力の継続的な保持の審査を行う。 機構は平成 30 年度、1.(1)の JNLA 登録に加え、試験所の MRA 制度の認定ニーズに応じて速やかに審査チームを編成し、MRA 制度の要求事項への適合性を審査し、10 件の再認定審査を、また、MRA 試験所からの申請に応じて 11 件の定期検査を、迅速かつ的確に実施した。 ●認定した試験所の機構 Web サイトへの掲載 国際相互承認に基づき認定した MRA 試験所に関する情報は、日本語及び英語で機構 Web サイトに迅速に掲載した。 ●国際相互承認取決要求事項に対応する技能試験の活用と計画 機構は MRA 制度を希望する JNLA 登録試験所に対し MRA 試験所として認定するに際しては、JNLA 登録に加え、2 年ごとに JNLA 登録試験所に定期検査及び再認定審査を実施し、さらに ISO/IEC 17043 に適合した外部機関が提供する技能試験を JNLA 事業者が受けた記録を評価し、技術的能力の継続的な保持の審査を行う。 機構は、外部機関が提供している技能試験の結果を MRA 試験所の認定に活用して	国際相互承認取決に対応した試験所の認定及び定期検査については全件実施し指標を達成した。	

			いる。MRA 認定を希望する試験所が、的確に技能試験を受けられるように、機構は年度当初に、認定で活用している外部機関の技能試験を4か年計画として公表している。平成 30 年度に機構が活用した技能試験は、下表のとおり。技能試験の結果に問題があった MRA 試験所については、是正処置の妥当性を確認して認定している。 <table><tr><th>JNLA</th><th>試験区分</th><th>外部機関名</th></tr><tr><td rowspan="18">MRA 認定 で活用して いる技能 試験</td><td>抗菌性試験</td><td rowspan="2">一般社団法人 繊維評価技術協 議会</td></tr><tr><td>繊維引張強さ試験</td></tr><tr><td>金属材料引張試験</td><td rowspan="9">KMTL エッジテック 株式会社 技能試 験推進部</td></tr><tr><td>ロックウェル硬さ試験</td></tr><tr><td>燃焼－赤外線吸収法</td></tr><tr><td>重量分析</td></tr><tr><td>吸光光度分析</td></tr><tr><td>ICP発光分光分析</td></tr><tr><td>発光分光分析</td></tr><tr><td>蛍光X線分析</td></tr><tr><td>原子吸光分析</td></tr><tr><td>浸出性能試験(※1)</td><td>一般社団法人日 本環境測定分析 協会</td></tr><tr><td>骨材試験</td><td rowspan="2">全国生コンクリート 工業組合連合会 中央技術研究所</td></tr><tr><td>コンクリート・セメント等無機系材料強度試験</td></tr><tr><td>電球型 LED ランプ測光試験</td><td rowspan="4">一般社団法人 日本照明工業会 ※2</td></tr><tr><td>直管型 LED ランプ測光試験</td></tr><tr><td>光生物学的安全性試験</td></tr><tr><td>照明器具測光試験</td></tr></table> ※1:JIS K 0102 の技能試験で、JIS S 3200-7 の試験項目及び分析方法が同一である技能試験を「浸出性能試験」の技能試験として活用 ※2:技能試験の代替手法として試験所間比較を活用	JNLA	試験区分	外部機関名	MRA 認定 で活用して いる技能 試験	抗菌性試験	一般社団法人 繊維評価技術協 議会	繊維引張強さ試験	金属材料引張試験	KMTL エッジテック 株式会社 技能試 験推進部	ロックウェル硬さ試験	燃焼－赤外線吸収法	重量分析	吸光光度分析	ICP発光分光分析	発光分光分析	蛍光X線分析	原子吸光分析	浸出性能試験(※1)	一般社団法人日 本環境測定分析 協会	骨材試験	全国生コンクリート 工業組合連合会 中央技術研究所	コンクリート・セメント等無機系材料強度試験	電球型 LED ランプ測光試験	一般社団法人 日本照明工業会 ※2	直管型 LED ランプ測光試験	光生物学的安全性試験	照明器具測光試験	
JNLA	試験区分	外部機関名																													
MRA 認定 で活用して いる技能 試験	抗菌性試験	一般社団法人 繊維評価技術協 議会																													
	繊維引張強さ試験																														
	金属材料引張試験	KMTL エッジテック 株式会社 技能試 験推進部																													
	ロックウェル硬さ試験																														
	燃焼－赤外線吸収法																														
	重量分析																														
	吸光光度分析																														
	ICP発光分光分析																														
	発光分光分析																														
	蛍光X線分析																														
	原子吸光分析																														
	浸出性能試験(※1)	一般社団法人日 本環境測定分析 協会																													
	骨材試験	全国生コンクリート 工業組合連合会 中央技術研究所																													
	コンクリート・セメント等無機系材料強度試験																														
	電球型 LED ランプ測光試験	一般社団法人 日本照明工業会 ※2																													
	直管型 LED ランプ測光試験																														
	光生物学的安全性試験																														
	照明器具測光試験																														
2. 計量法に基づく登録及び認定制度の執行等 (1)校正事業者の登録・更新 計量法に基づく校正事業者登録制度(JCSS)における校	2. 計量法に基づく登録及び認定制度の執行等 (1)校正事業者の登録・更新 計量法に基づく校正事業者登録制度(JCSS)における校	JCSS登録・更新審査の実施件数(全件実施) (参考)過去 3 年平均 113 件	2. 計量法に基づく登録及び認定制度の執行等 (1)校正事業者の登録・更新 JCSS は、計量法で定められている制度。機構は、計量法に基づき国に代わり、電子式非自動はかりや電圧測定装置などの計測器を校正している校正事業者について、国立研究開発法人産業技術総合研究所等が維持している国家計量標準(計量計測の確かさを示す最上位のもので、例えばキログラム原器、ジョセフソン効果電圧測定装置など)を基準として、その校正事業者による計測器の校正が適正かどうかを、国際規格 ISO/IEC 17025(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)に基づいて審査し、登録を実施。JCSS 登録された校正事業者(JCSS 校正事業者)は、製造現場等の計測器の適正な校正を実施し、製造現場や企業の試験所で使用される計測器の計量計測をより信頼あるものとしている。なお、JCSS 校正事業者は 4 年ごとに更新が必要である。	JCSS 登録・更新審査については全件実施し指標を達成した。																											

正事業者の登録・更新を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施する。	正事業者の登録・更新を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施する。		平成 30 年度は、政策的・社会的ニーズを踏まえながら、JCSSL 登録業務を実施した。4 件の新規登録申請、12 件の追加登録申請、88 件の登録更新申請が機構になされた。新規登録申請案件(追加登録申請含む)に対して速やかに審査チームを編成し、22 件の登録審査を迅速かつ的確に実施した。また、95 件の登録更新審査を実施した。その結果、28 件の新規登録(追加登録含む)、82 件の登録更新を行った。																	
また、JCSSL 制度の利用拡大に向け、JCSSL 登録校正事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。	また、JCSSL 制度の利用拡大に向け、JCSSL 登録校正事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。		審査をより公平・公正なものとするため、外部専門家・有識者等から構成する評定委員会を 11 回開催し、評定委員会審議要否検討会(評定委員会での審議を重要な案件に絞り込むために審査で問題のない案件を評価する内部検討会)を 18 回開催した。																	
			また、JCSSL 校正事業者が登録した組織や職員、設備の変更届出書 624 件に対して、必要に応じて要求事項への適合性について技術的な確認を行う等して適切に処理した。																	
			以上の実績を、下表にまとめる。																	
			<table><tr><th>JCSS 業務</th><th>実績※</th></tr><tr><td>新規登録審査数(追加登録審査含む)</td><td>22</td></tr><tr><td>登録更新審査数</td><td>95</td></tr><tr><td>新規登録数(追加登録含む)</td><td>28</td></tr><tr><td>登録更新数</td><td>82</td></tr><tr><td>評定委員会開催数</td><td>11</td></tr><tr><td>評定委員会審議要否検討会開催数</td><td>18</td></tr><tr><td>変更届出書処理数</td><td>624</td></tr></table>	JCSS 業務	実績※	新規登録審査数(追加登録審査含む)	22	登録更新審査数	95	新規登録数(追加登録含む)	28	登録更新数	82	評定委員会開催数	11	評定委員会審議要否検討会開催数	18	変更届出書処理数	624	
JCSS 業務	実績※																			
新規登録審査数(追加登録審査含む)	22																			
登録更新審査数	95																			
新規登録数(追加登録含む)	28																			
登録更新数	82																			
評定委員会開催数	11																			
評定委員会審議要否検討会開催数	18																			
変更届出書処理数	624																			
			※申請受付後、審査を経て登録に至るまでには、一般的に半年程度又はそれ以上の期間を要するため、一つの年度内の審査数と登録数は必ずしも一致しない。例えば、平成 30 年度に実施した審査案件の中には、登録が平成 31 年度になる案件も含まれている。																	
			平成 30 年度は、新規認定ニーズを先取りした新たな登録対象サービスの立ち上げと、平成 29 年度以前にニーズを先取りして立ち上げていた登録対象サービスへの校正事業者の新規登録等を実施した。具体的には以下の取組を行った。																	
			政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 ●フロンガス等の漏洩管理に係る「標準リーク」の校正事業者の登録・認定 平成 27 年 4 月にフロン排出抑制法が施行され、オゾン層破壊や地球温暖化の原因物質となるフロンガスの漏洩量管理が業務用空調機器等で徹底されることとなった。そのため、その漏洩量の検出器であるリークディテクタを管理するための検査用器具である「標準リーク」について、信頼性の高い校正を実施できる校正事業者が社会的に求められていた。機構は、社会的ニーズを先取りして、平成 26 年度に技術的要求事項適用指針を整備する等して審査体制を整え、標準リークの申請受付を開始した。平成 30 年度は、平成 29 年度に受け付けた校正事業者からの登録申請に対して審査を実施し、平成 30 年 6 月 1 日に 1 者、平成 30 年 8 月 30 日に 1 者、平成 31 年 3 月 22 日に 1 者をそれぞれ JCSSL 登録した。																	
			政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 ●電力用送変電・受配電設備等の信頼性向上に係る「インパルス電圧」の校正事業者																	
				業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献 [背景] ロケット燃料漏れや空調機器等からのフロン漏れなどに用いられる極微量精密流量計は、その感度はまだ不安定なところがあり、精度管理に用いる適切な「標準リーク」が求められていた。 航空宇宙業界においては、ロケット、人工衛星、宇宙ステーション補給機(HTV)の開発において推進系の漏れ試験にヘリウムリークディテクタを使用している。特に打ち上げ時の最終コンフィギュレーションではヘリウムリークディテクタが唯一の漏れ試験方法であり、打上の可否判断に影響を与える重要な計測機器である。そのためヘリウムリークディテクタとその点検に必要な標準リークにおいて、トレーサビリティの取れた校正が望まれるが、JCSSLでは対象外であった。 冷凍空調業界においては、平成 27 年 4 月にフロン回収・破壊法がフロン排出抑制法へ改正・施行され、ビルや工場で使用される業務用空調機器等には、定期点検によるフロンガスの漏えい量管理が徹底されるようになったが、フロン等の漏えい量の測定で基準とされる「標準リーク」について、JCSSLでは対象外であった。																

	していない JCSS 登録校正事業者から情報収集を行い、その理由に応じた対応策を図る。		の登録・認定 国内で開発、製造される電力用送変電・受配電設備の技術評価やその輸出において、国際規格に基づくインパルス電圧試験は必須の要件となっている。国際規格では、試験方法とともに、その測定機器に対し国家標準にトレーサブルな校正体系を求めているが、現状、国内にインパルス電圧の標準がないことから、インパルス電圧の JCSS 校正事業者が存在せず、産業界が保有するインパルス電圧測定機器の校正は、国家標準を有する海外校正機関によるに頼らざるを得ない状況があった。機構は、インパルス電圧測定機器の信頼性の高い校正を実施できる校正事業者が社会的に求められている現状に鑑み、既存の登録区分を組み合わせ、国家標準へのトレーサビリティを確保する新たな審査手法を開発する等して審査体制を整え、申請受付を開始した。平成 30 年度は、平成 29 年度に受け付けた校正事業者からの登録申請に対して審査を実施し、平成 30 年 5 月 31 日に JCSS 登録した。 政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 ●回転計等の「回転速度」の校正事業者の登録・認定 平成 29 年度に省令改正により「時間及び周波数」区分に追加された「回転速度」について、平成 30 年度は校正事業者からの登録申請を受け付けて審査を開始した。 これにより、自動車産業で用いられる回転計や医薬品産業で用いられるかくはん機等の現場校正ニーズに応えて、JCSS 登録校正事業者による信頼性の高い校正結果が活用されるようになり、当該産業の製品の信頼性向上に貢献するものである。 政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 ●計量法政省令見直しへの対応 ① 車速計等の「速さ」の新規校正ニーズへの対応 平成 29 年度に、JCSS 登録校正事業者から、自動車産業で用いられる車速計等の「速さ」の JCSS 校正ニーズが機構に寄せられ、経済産業省計量行政室と協議・調整した結果、平成 30 年 9 月 6 日に計量法省令が改正され、新たな登録の区分として「速さ」が追加された。これに伴い、10 月 23 日付で関連する公表文書の改正を行い、登録申請の受付を開始し、3 月 22 日に 1 者を登録した。 この改正により、今後、JCSS が自動車産業等における現場校正ニーズにより一層対応できることとなり、当該産業の製品の信頼性向上に貢献するものである。 政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 ●標準物質に関する JCSS 認証書の運用の開始 これまで、標準物質の JCSS 登録校正事業者は、その濃度の値付けの結果に対してのみ JCSS の標章を付した証明書(以下「JCSS 校正証明書」という。)を発行することが可能であったが、JCSS 登録校正事業者からは、濃度の値付け結果に加えて、標準物質の安定性や均質性等の特性の評価も含めた認証書への JCSS ニーズが高かった。JCSS 登録校正事業者からの強い要望を受けて、機構から経済産業省計量行政室に働きかけ、協議・調整した結果、省令等を改正せず、制度の運用を変えることにより、JCSS 登録校正事業者は標準物質の認証書にも JCSS 登録番号を付して発行することができることとなった。機構は、標準物質の認証書に JCSS 登録番号を付して発行するための要件を規定するため、一般要求事項の改正作業を進め、1 月から運用を開始した。 これにより、JCSS 登録番号が付された標準物質の認証書が、化学品産業や医薬品産業等の産業界で活用されるようになり、当該産業の製品の信頼性向上に貢献するも	そのため、両業界において標準リークの JCSS 化が必要とされていた。 [実績] 平成 29 年度にリーク区分での登録審査を開始。平成 30 年度には以下の取組を実施した。 ・ 6 月 1 日 株式会社アルバック リーク計 追加登録(流出先:真空) ・ 8 月 30 日 株式会社 FUSO リーク計 新規登録(流出先:大気圧) ・ 3 月 22 日 株式会社フクダ リーク計 新規登録(流出先:大気圧・真空) [貢献] ・ 登録申請受付開始後初となる1者を登録し、プレス発表を実施(化学工業日報、日刊工業新聞が記事掲載)。 ・ その後、さらに2者を新規登録し、平成 30 年度計3者を登録。新たな認定制度(区分追加)における活用実績を上げた。 ・ これにより、航空宇宙業界のニーズに沿った校正範囲に対応可能となり、ロケット等打上時の可否判断をより精緻に行えるようになった。 ・ 冷凍空調業界内で JCSS 証明書が普及し、フロンの漏えい量がより精確に測定可能となり、省エネや地球温暖化防止に貢献した。 ・ 今後は事業者の JCSS 証明書の利用拡大と自動車、食品、原子力、半導体等幅広い業種への拡大が見込まれる。	
--	--	--	---	---	--

			のである。 ●JCSS 関係規程の見直し 平成 29 年度に開催された計量行政審議会計量標準部会で承認された国家計量標準の追加等への対応、平成 30 年 9 月 6 日付で公布された改正省令(「速さ」区分の追加)への対応、新規種類の追加・校正対象拡大ニーズ等に対応した既存ガイダンス文書の改正等を検討・導入するため、JCSS 技術委員会、技術分科会及びWG を 5 回(書面審議を含む)開催した。これらの検討結果を踏まえ、分野共通文書1文書、技術的要求事項適用指針9文書、不確かさの見積りに関するガイド文書 2 文書の計 13 文書の既存文書を改正し、機構 Web サイトで公開し、内外の最新動向に適時対応した。 また、平成 29 年 11 月に改正された ISO/IEC17025 及び ISO/IEC17011 について、移行方針を定め、機構 Web サイトで公開した。加えて、公表文書については ISO/IEC17025 及び ISO/IEC17011 の改正に対応した改正を実施した。 ●登録・申請事業者向け JCSS 制度説明会の開催 平成 30 年度は、平成 29 年 11 月に改正された ISO/IEC17011 に対応した認定手続きについての周知等をするため、JCSS 登録校正事業者向けの説明会を開催した(東京 3 回(平成 30 年7月 11 日、7 月 12 日、平成 31 年 2 月 27 日)、大阪 2 回(平成 30 年 7 月 9 日、平成 31 年 2 月 20 日)の計 4 回)。 ●技術アドバイザー連絡会の開催. 平成 30 年度は技術分野別ではなく、ISO/IEC17011:2017 改正に対応した全体的な技術アドバイザー連絡会を開催した。 政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 ●過年度の取組に対する成果のフォローアップ(微小質量(サブミリグラム領域)) 平成 29 年度に JCSS 登録した「微小質量の分銅」の校正事業者に関して、ヒアリングを実施した。製薬業界等は、JCSS 登録校正事業者から校正を受けた微小質量の分銅(0.1 mg～0.5 mg)を用いて、医薬品等の製造工程で使用されるはかりの校正を行い、製品の品質管理を行うことにより、製品の品質向上等に貢献するものである。 ●JCSS 制度の利用拡大に向けた取組 JCSS 登録校正事業者向け説明会を開催(再掲)し(東京 3 回(平成 30 年 7 月 11 日、7 月 12 日、平成 31 年 2 月 27 日)、大阪 2 回(平成 30 年 7 月 9 日、平成 31 年 2 月 20 日))、JCSS 校正証明書の活用事例を紹介するとともに、JCSS 校正証明書のメリットを説明し発行促進を要請した。 また、JCSS 登録校正事業者の登録(更新)審査等の機会に得られた情報や、登録(更新)審査等の実施後に実施している JCSS 登録校正事業者向けの満足度調査の結果等から、聴力検査に用いられるオーディオメーターに関する JCSS 校正証明書の発行阻害要因等を把握した。機構は、このオーディオメーターに関する JCSS 校正証明書の発行阻害要因に関して、文部科学省に働きかけを行った。 また、JCSS 校正証明書の発行件数の多い JCSS 登録校正事業者にヒアリング調査を実施し、JCSS 登録校正事業者向け説明会で、その取組事例について発表し、JCSS 登録校正事業者の意識啓発を行った。	業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献 [背景] 自動車走行時の排出ガス濃度測定、燃費試験、ブレーキ性能試験、騒音測定等において、自動車の「速さ」は重要な試験条件であり、必須の測定項目として認知されている。近年では、こういった自動車性能値の不正も顕在化し、社会問題となっている。 欧州に目を向けると、自動車メーカーが中心となって制定された、自動車産業の品質マネジメントシステムである IATF16949 では、ISO/IEC17025 で認定された機関での校正又はそれと同等の管理システムを持った機関での校正を要求している。日本の自動車部品メーカーは、海外の自動車メーカーへ車速計を納入するには、実質的に ISO/IEC17025 で認定された機関での「速さ」校正が必須の状況であった。また、自動運転技術の開発においても、速度の正確計測のためのニーズあり、JCSS 登録・認定区分に「速さ」がないため、海外だけでなく、国内取引でも海外メーカーが受注しており、事業機会を逸失している状況であった。 そこで、JCSS 登録区分への「速さ」追加と自動車性能値への信頼性回復が急務となっていた。 [実績] 平成 29 年度において、登録区分「速さ」の追加に伴う省令及び告示の改正案を経産省に提案し、平成 30 年度においては、以下の取組を実施し、新たな認定制度(区分追加)のみならず、活用実績を上げた。 - 平成 30 年 9 月 6 日 計量法の関係省令・告示が公布 技術アドバイザー、評定委員会委員の確保 - 平成 30 年 10 月 23 日 機構の規程を改正し、申請受付開始 - 平成 30 年 10 月 29 日 車速計校正の事業者申請 - 平成 31 年 3 月 22 日 車速計校正の事業者登録 - 登録申請受付開始後初となる1者を登録 [貢献] 登録の結果、社会や産業界に対して、以下の基盤整備に貢献した。 - 国内の車速計メーカーの国際競争力が強化された。 - 国内取引でも海外メーカーから、国内メーカーへの移行が容易になった。 - 国内メーカーの海外進出支援に貢献した。 - これまでに比べ極めて精度の高い車速計の供給が可能になり、各種自動車性能値の不正問題に対応可能となった。 - 計器等の経済効果のみならず、信頼性のある計測が提供可能となり、自動運転技術の開発に貢献できるようになった。	
--	--	--	---	---	--

(2)登録校正事業者に対する立入検査 JCSS登録校正事業者に対する立入検査を的確に実施する。	(2)登録校正事業者に対する立入検査 JCSS登録校正事業者に対する立入検査を的確に実施する。	JCSS立入検査の実施件数(全件実施)	(2)登録校正事業者に対する立入検査 ユーザーから苦情が寄せられたり、定期検査や登録更新審査で重大な問題が生じたりした事業者について、必要に応じ経済産業省と相談・協議の上実施しているため、該当案件があった場合に迅速に個別計画を立て実施することとしている。 平成30年度は、そのような案件はなかったので計画件数・実施件数ともに0件であった。	JCSS立入検査については該当案件がなかった。														
(3)特定計量証明事業者の認定・更新等 計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度(MLAP)における特定計量証明事業者の認定・更新を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、認定事業者に対するフォローアップ調査を的確に実施する。	(3)特定計量証明事業者の認定・更新等 計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度(MLAP)における特定計量証明事業者の認定・更新を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、認定事業者に対するフォローアップ調査を的確に実施する。	MLAP認定・更新審査及びフォローアップ調査の実施件数(全件実施)(参考)過去3年平均32件(認定・更新審査)、31件(フォローアップ調査)	(3)特定計量証明事業者の認定・更新等 MLAPは、計量法で定められている制度。機構は、計量法に基づき国に代わり、計量法で規定されるダイオキシン等の極微量の有害物質を計量し証明を行う事業者が、それら有害物質を適正に計量できるかを、法令に基づき審査し、認定を実施。MLAP認定された事業者(MLAP認定事業者)は、適切にダイオキシン等の計量証明事業を実施し、その結果をより信頼あるものとしている。なお、MLAP認定事業者でなければダイオキシン等の計量証明事業を行うことができない(平成30年度末時点で80事業所が認定されている)。 MLAP認定事業者は3年ごとに認定の更新審査を受ける必要がある。 平成30年度は、2件の新規認定申請と11件の認定更新申請が機構になされた。認定申請案件に対して速やかに審査チームを編成し、2件の新規認定審査と13件の認定更新審査を迅速かつ的確に実施した。審査結果については、認定の可否を審議する外部専門家・有識者からなる評定委員会を7回開催し、新規2件及び更新14件の事業者を認定した。 また、MLAP認定事業者が認定した組織や設備等に関する変更届書144件に対して、必要に応じて要求事項への適合を確認して処理した。 以上の実績を、下表にまとめる。 <table><tr><td>MLAP業務</td><td>実績※</td></tr><tr><td>新規認定審査数</td><td>2</td></tr><tr><td>認定更新審査数</td><td>13</td></tr><tr><td>新規認定数</td><td>2</td></tr><tr><td>認定更新数</td><td>14</td></tr><tr><td>評定委員会開催数</td><td>7</td></tr><tr><td>変更届出書処理数</td><td>144</td></tr></table> ※申請受付後、審査を経て認定に至るまでには、一般的に半年程度又はそれ以上の期間を要するため、一つの年度内の審査数と認定数は必ずしも一致しない。例えば、平成30年度に実施した審査案件の中には、認定が平成31年度になる案件も含まれている。 ●特定計量証明事業者の認定結果等の官報及び機構Webサイトへの掲載 新規2件及び更新14件の認定事業者の認定情報を迅速にWebサイトに掲載するとともに、新たな認定情報については官報に掲載した。	MLAP業務	実績※	新規認定審査数	2	認定更新審査数	13	新規認定数	2	認定更新数	14	評定委員会開催数	7	変更届出書処理数	144	MLAP認定・更新審査及びフォローアップ調査については全件実施し指標を達成した。
MLAP業務	実績※																	
新規認定審査数	2																	
認定更新審査数	13																	
新規認定数	2																	
認定更新数	14																	
評定委員会開催数	7																	
変更届出書処理数	144																	

			●特定計量証明事業者に対するフォローアップ調査の的確な実施 認定基準に適合した業務実施体制が維持されているかどうかについて、認定の期間中(3年間)の中頃をめどに認定事業者を訪問して確認するフォローアップ調査を21件実施した。これにより、MLAP認定事業者が引き続き適切に業務実施できる状況にあることを確認した。当該フォローアップ調査の実施においては、平成27年度下半期から事前チェックリストを活用することにより、原則1名で実施する効率化を図っており、平成30年度の21件のフォローアップ調査のうち19件を1名で効率的に実施するとともに事業者の負担軽減に寄与した。ただし、前回の審査で不適合事項が多かった等の課題があり、その後の業務実施状況を的確に把握する必要があると判断した1件については、従前のとおり2名で実施した。 ●MLAP技能試験 MLAP認定事業者の技術的能力を継続的に確認するため、機構が参加を要請する技能試験への参加が認定基準(経済産業省告示)等で定められており、外部機関が実施する技能試験を活用して、認定事業者の技術能力把握を行うとともに、必要に応じて事業者に対して是正措置を要求している。 平成30年度は、一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「ばいじん中のダイオキシン類濃度」の技能試験が実施された。技能試験の結果に問題があったMLAP認定事業者については、是正処置の実施を求めた。 ●マネジメントシステム審査の適切な実施に係る取組 改正17025(2017)とMLAP認定基準の両方を満たす事業者のマネジメントシステムの審査を適切に行うため、両基準の対照関係を明らかにした対照表を作成し、審査員にレビューを依頼した。		
(4)認定特定計量証明事業者に対する立入検査 MLAP認定事業者に対する立入検査を的確に実施する。	(4)認定特定計量証明事業者に対する立入検査 MLAP認定事業者に対する立入検査を的確に実施する。	MLAP立入検査の実施件数(全件実施)	(4)認定特定計量証明事業者に対する立入検査 立入検査については、経済産業大臣からの指示がなかったため実績なし。	MLAP立入検査については該当案件がなかった。	
(5)国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定等の実施 国際相互	(5)国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定等の実施 国際相互	国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定及び定期検査の実	(5)国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定等の実施 国際相互承認取決(MRA制度)とは、国際試験所認定協力機構(ILAC)等に参加している認定機関(国際相互承認取決の地位を獲得している認定機関)が、互いに認定した校正事業者(MRA校正事業者)の校正結果について、同等とみなして受け入れるという制度である。 機構は、ILACに参加するとともに、国際相互承認取決の地位を獲得して、MRA校正事業者の認定を実施しており、機構が認定した国内MRA校正事業者の輸出品の	国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定及び定期検査については全件実施し指標を達成した。	

	承認取決に対応した校正事業者の認定を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、認定校正事業者に対する定期検査を的確に実施する。	承認取決に対応した校正事業者の認定を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、認定校正事業者に対する定期検査を的確に実施する。	施件数(全件実施)(参考)過去3年平均28件(認定)、60件(定期検査)	校正結果については、国際的に信頼あるものと見なされ、輸出品の輸出先での再校正省略、コスト低減、貿易の円滑化等に貢献している。 ●国際相互承認取決に基づく校正事業者認定及び定期検査の実施 機構はMRA制度を希望するJCSS校正事業者に対しMRA校正事業者として認定するに際しては、JCSS登録に加え、2年ごとにJCSS校正事業者に定期検査を実施し、さらにISO/IEC17043(適合性評価－技能試験に対する一般要求事項)に適合した外部機関の運営する技能試験をJCSS校正事業者が受けた記録を評価し、技術的能力の継続的な保持の審査を行う。 機構は平成30年度、2.(1)のJCSS登録に加え、校正事業者のMRA制度の認定ニーズに応じて速やかに審査チームを編成し、MRA制度の要求事項への適合性を審査し、26件の認定を、また、MRA校正事業者からの申請に応じて38件の定期検査を、迅速かつ的確に実施した。 ●認定した校正事業者の機構Webサイトへの掲載 26件のMRA校正事業者に関する情報は、日本語及び英語で機構Webサイトに迅速に掲載した。 ●国際相互承認要求事項に対応する技能試験の活用と計画 機構はMRA制度を希望するJCSS校正事業者に対しMRA校正事業者として認定するに際しては、JCSS登録に加え、2年ごとにJCSS校正事業者に定期検査を実施し、さらにISO/IEC17043に適合した外部機関の運営する技能試験をJCSS校正事業者が受けた記録を評価し、技術的能力の継続的な保持の審査を行う。 機構は、外部機関が運営している技能試験の結果をMRA校正事業者の認定に活用している。MRA認定を希望する校正事業者が、的確に技能試験を受けられるように、機構は年度当初に、認定で活用している外部機関の技能試験を5カ年計画として公表している。平成30年度に機構が活用した技能試験は、下表のとおり。技能試験の結果に問題があったMRA校正事業者については、是正処置の妥当性を確認して認定した。		
--	--	--	---	---	--	--

			<table><tr><th>JCSS</th><th>区分</th><th>外部機関名</th></tr><tr><td rowspan="12">MRA 認定で 活用し ている 技能試験</td><td>質量／はかり／電子式非自動はかり</td><td>日本計量機器工業連合会</td></tr><tr><td>力／一軸試験機／JIS B 7721 による方法</td><td>日本試験機工業会</td></tr><tr><td>振動加速度／振動加速度測定装置等／振動加速度計</td><td rowspan="10">日本電気計器検定所</td></tr><tr><td>音響・超音波／音響測定器等／計測用マイクロホン、サウンドレベルメータ、音響校正器</td></tr><tr><td>放射線・放射能・中性子／X 線測定器及びγ線測定器／線量測定器</td></tr><tr><td>電気(直流・低周波)／低周波インピーダンス測定器等／キャパシタ</td></tr><tr><td>電気(直流・低周波)／低周波インピーダンス測定器等／キャパシタンス測定装置</td></tr><tr><td>電気(直流・低周波)／直流・低周波測定器等／直流電圧測定装置、直流電流測定装置、直流抵抗測定装置、交流電圧測定装置、交流電流測定装置</td></tr><tr><td>電気(直流・低周波)／直流・低周波測定器等／直流電圧発生装置、直流電流発生装置、交流電圧発生装置、交流電流発生装置</td></tr><tr><td>電気(直流・低周波)／電力測定器等／電力測定器</td></tr><tr><td>電気(直流・低周波)／直流・低周波測定器等／直流抵抗器</td></tr><tr><td>温度／接触式温度計／熱電対(比較測定法)</td></tr></table>	JCSS	区分	外部機関名	MRA 認定で 活用し ている 技能試験	質量／はかり／電子式非自動はかり	日本計量機器工業連合会	力／一軸試験機／JIS B 7721 による方法	日本試験機工業会	振動加速度／振動加速度測定装置等／振動加速度計	日本電気計器検定所	音響・超音波／音響測定器等／計測用マイクロホン、サウンドレベルメータ、音響校正器	放射線・放射能・中性子／X 線測定器及びγ線測定器／線量測定器	電気(直流・低周波)／低周波インピーダンス測定器等／キャパシタ	電気(直流・低周波)／低周波インピーダンス測定器等／キャパシタンス測定装置	電気(直流・低周波)／直流・低周波測定器等／直流電圧測定装置、直流電流測定装置、直流抵抗測定装置、交流電圧測定装置、交流電流測定装置	電気(直流・低周波)／直流・低周波測定器等／直流電圧発生装置、直流電流発生装置、交流電圧発生装置、交流電流発生装置	電気(直流・低周波)／電力測定器等／電力測定器	電気(直流・低周波)／直流・低周波測定器等／直流抵抗器	温度／接触式温度計／熱電対(比較測定法)	
JCSS	区分	外部機関名																					
MRA 認定で 活用し ている 技能試験	質量／はかり／電子式非自動はかり	日本計量機器工業連合会																					
	力／一軸試験機／JIS B 7721 による方法	日本試験機工業会																					
	振動加速度／振動加速度測定装置等／振動加速度計	日本電気計器検定所																					
	音響・超音波／音響測定器等／計測用マイクロホン、サウンドレベルメータ、音響校正器																						
	放射線・放射能・中性子／X 線測定器及びγ線測定器／線量測定器																						
	電気(直流・低周波)／低周波インピーダンス測定器等／キャパシタ																						
	電気(直流・低周波)／低周波インピーダンス測定器等／キャパシタンス測定装置																						
	電気(直流・低周波)／直流・低周波測定器等／直流電圧測定装置、直流電流測定装置、直流抵抗測定装置、交流電圧測定装置、交流電流測定装置																						
	電気(直流・低周波)／直流・低周波測定器等／直流電圧発生装置、直流電流発生装置、交流電圧発生装置、交流電流発生装置																						
	電気(直流・低周波)／電力測定器等／電力測定器																						
	電気(直流・低周波)／直流・低周波測定器等／直流抵抗器																						
	温度／接触式温度計／熱電対(比較測定法)																						
3. 製品評価技術基盤機構認定制度の実施 JNLA や JCSS、MLAP では対応できない認定分野を主な認定対象とする製品評価技術基盤機構認定制度	3. 製品評価技術基盤機構認定制度の実施 JNLA や JCSS、MLAP では対応できない認定分野を主な認定対象とする製品評価技術基盤機構認定制度(ASNITE)	【重要度：高】【難易度：高】 ASNITE 認定審査及び定期検査の実施件数(全件実施) (参考)過去 3 年平均 13 件(認定審査)、62 件	3. 製品評価技術基盤機構認定制度の実施 製品評価技術基盤機構認定制度(ASNITE)は、安全の確保や国内外の取引の円滑化等に関する政策的・社会的要請や新たな政策的・社会的ニーズを踏まえ、JNLA や JCSS、MLAP の法令に基づく認定制度では対象外の認定ニーズについて対応する制度であり、校正(計測器の目盛りの正しさの評価)、試験(製品の安全性試験、環境中の有害物質測定等)等を行う事業者(以下の a. ～f.の事業者)の認定を実施している。 機構は国際ルールに基づいて ASNITE を運営しているため、機構が認定した事業者は日本国内のみならず国際的な信頼性をもち、国民の安全と安心の確保、国内外の取引の円滑化等に貢献するものである。 平成 30 年度は、政策的・社会的ニーズを踏まえながら、ASNITE 認定業務を実施した。3 件の新規認定申請、3 件の追加認定申請が機構になされ、速やかに審査チームを編成し、26 件の認定審査を迅速かつ的確に実施した。また、41 件の定期検査(臨時検査については 0 件)を実施した。その結果、5 件の新規認定(追加認定含む)を行った。																				

(ASNITE)において、安全の確保や国内外の取引の円滑化などの政策的・社会的要請を踏まえ、試験所や校正事業者、製品認証を行う機関等からの認定申請に基づき、的確に実施するとともに、定期検査を的確に実施する。	において、安全の確保や国内外の取引の円滑化などの政策的・社会的要請を踏まえ、試験所や校正事業者、製品認証を行う機関、ITセキュリティ分野の評価機関等からの認定申請に基づき、的確に実施するとともに、定期検査を的確に実施する。	(定期検査)	以上の実績を、下表にまとめる。

	的には、標章を付した証明書の発行件数の増加に向けたASNITE認定事業者の意識啓発のため、ASNITE認定事業者から情報収集を行い、必要に応じて、ASNITE認定事業者に対する要求事項等を定めた文書改正やASNITE認定事業者向けの情報提供等を行う。	政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 ●大型パワーコンディショナの認定制度の拡大・認定 平成 29 年度に認定した大型パワーコンディショナ(PCS)は、タイの地域電力公社(PEA)等の要求事項に対応した認定制度であったが、ASNITE 認定試験所(一般財団法人電気安全環境研究所)からの要望に基づき、平成 30 年度は、タイの首都圏電力公社(MEA)の要求事項にも対応する ASNITE 試験所認定制度へと拡大構築した。そして、機構は ASNITE 認定事業者からの認定申請を 10 月に受け付け、さらに系統連携における効率試験の区分追加を 11 月に受け付け、年度内に認定を行った。 これにより、機構が認定した国内の ASNITE 認定試験所は国内の大型 PCS メーカーの依頼を受けて、タイ PEA 向けのみならず、タイ MEA 向け大型 PCS の電力安定性試験を産業技術総合研究所(産総研)福島再生可能エネルギー研究所の施設(※)を利用して実施することが可能となった。大型 PCS メーカーはその信頼性の高い試験結果を活用することで、大型 PCS のタイでの展開に必須である現地の認証書をタイの認証機関から迅速に取得し、タイの地方部に加えてバンコク首都圏にまで拡げて展開することが可能となった。 ※我が国唯一の大型 PCS 試験施設 ●過年度の取組に対する成果のフォローアップ(大型パワーコンディショナ) 平成 29 年度に ASNITE 認定した大型パワーコンディショナ(PCS)に関して、ASNITE 認定試験所による ASNITE 試験証明書の平成 30 年度の発行件数は、現時点で 0 件である。 政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 ●食品加工装置の洗浄後の清浄度に係る試験所の認定 食品加工装置メーカーがその製品を欧米市場に展開する場合、欧米の食品メーカー等から欧州の業界団体規格に基づく認証(EHEDG(European Hygienic Engineering & Design Group)認証)を求められることが多い。しかし、認証の取得に必要な試験を実施できる認定試験所がこれまで国内になかったため、国内の食品加工装置メーカーは海外での試験実施に係る手間やコストが負担となっていた。機構は、一般社団法人日本食品機械工業会からの要望に基づき、平成 30 年度は、EHEDG 認証の取得に必要な、食品加工装置の洗浄後の清浄度(汚染の除去度)試験に関する認定制度を構築するため、調査を実施した。 調査結果に基づき、新規認定プログラムの開発を進め、文書作成、審査員研修の実施及び技術アドバイザーを確保するとともに、3 月 4 日に「ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項」等の文書を公表し、申請受付を開始した。 これにより、機構が構築した ASNITE 認定制度で認定した試験所で実施した食品加工装置の洗浄後の清浄度試験結果が、EHEDG 認証で受け入れられるようになり、食品加工装置メーカーは、試験に要する手間やコストによる負担が軽減される。食品加工装置メーカーは、国内で実施した ASNITE 試験結果を活用して、迅速な EHEDG 認証取得が可能となり、欧米への輸出促進に貢献するものである。 ●試験所用公開文書の見直し 平成 30 年度は、3 文書の見直しを行うとともに、新たに 1 文書の制定準備を行った。	
--	--	--	--

			c. ASNITE 試験事業者認定(IT) ASNITE 試験事業者認定(IT)は、JNLA 対象外の試験事業者(JIS 規格以外の試験を用いる試験事業者)のうち IT セキュリティ分野の認定ニーズに対応するために、運営している。上記実績のうち、平成 30 年度はITの認証ニーズを踏まえ、以下の ASNITE 試験(IT)の試験区分の見直し及び認証スキームに整合させるための国際規格の追加を行う等新規立ち上げの取組を実施した。その結果、暗号モジュール試験及び認証制度(JCMVP 制度)で活用される暗号モジュール試験を実施する 1 試験所が新たに認定を取得し、JCMVP の実施体制が充実。 ●認定試験区分の拡大 これまで ASNITE 試験事業者認定(IT)では、ASNITE 認定を受けた試験所が、製品のセキュリティ機能の設計実装を評価するに際しては、製品の開発者からアーキテクチャ記述資料及びテスト資料の提供を受けて評価を実施する、セキュリティレベル 2 及びセキュリティレベル 3 と呼ばれるレベルに限って認定を実施してきた。しかし、独立行政法人情報処理推進機構による IT 製品の認証ニーズを踏まえて、製品の開発者からアーキテクチャ記述資料及びテスト資料の提供を受けずに ASNITE 認定試験所が評価を実施する、セキュリティレベル 1 と呼ばれる最も基本的なレベルであっても ASNITE 認定の対象とするように認定制度を構築した。 ●試験所用公開文書の見直し 平成 30 年度は、「ISO/IEC 17025:2017 の発行に伴う認定センター(IAJapan)の移行方針 (ASNITE-T(IT))」の作成、「ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項」の改正を行った。具体的には、技術委員会を開催し、パブリックコメントの募集を行うと共に Web サイトで公開した。 また、「ASNITE 試験事業者 IT 認定の取得と維持のための手引き」を改正した。 d. ASNITE 試験事業者認定(環境) ASNITE 試験事業者認定(環境)は、JNLA 対象外の試験事業者(JIS 規格以外の試験を用いる試験事業者)のうち環境分野(大気、水質等の環境測定や重金属、放射性物質等の測定)の認定ニーズに対応するために、運営している。 ●試験所用公開文書の見直し 平成 30 年度は、ISO/IEC17025 及び ISO/IEC17011 が平成 29 年 11 月に改正されたことに伴う公表文書(認定スキーム文書、一般要求事項等)の作成、見直しを行った。 ●ASNITE 制度の利用拡大に向けた取組 ASNITE 試験事業者認定(環境)で認定しているすべての試験所に対して、ASNITE の標章の利用に関するアンケート調査を実施した。アンケート調査で得られた情報を分析し、事業者及び顧客への働き掛けを実施した。その結果、標章を利用する有益性について顧客の理解が得られた。 e. ASNITE 標準物質生産者認定 ASNITE 標準物質生産者認定は、機器の校正、他物質への値の変換、適切な測定が行われているかの確認等に用いる、濃度や密度等一定の特性を有する物質である標準物質の生産事業者が標準物質生産者認定の認定基準である JIS Q 17034(ISO	業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献 [背景] 近年、サイバーセキュリティの確保は国民生活や社会経済活動、我が国の安全保障の観点から極めて重要な課題であることから、政府は「サイバーセキュリティ戦略」を平成 27 年に閣議決定し、同戦略に基づく年次計画として「サイバーセキュリティ2018」等を作成している。 この年次計画において、安全性・信頼性の高い IT 製品等の利用促進及び、政府調達における情報セキュリティの確保が求められ、経済産業省では、政府機関等における取組として、「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」(以下、「調達要件リスト」)の作成や、その調達支援のため、(独)情報処理推進機構(IPA)を通じたセキュリティ要件に関連した国際標準に基づく第三者認証の活用を実施。調達要件リストはデジタル複合機、スマートカード等が対象となっている。 [実績] 機構認定センターでは、認定プログラムとして ASNITE-IT を立ち上げ、次の IPA の認証制度において、申請者の製品の試験を行う評価・試験機関を認定する役割を担っているため、平成 30 年度は以下の取組を実施した。 ・ JCMVP における認定範囲はセキュリティレベル1～3をセットにしていたが、レベルの低いレベル1や2の製品が多くを占めていることから、試験機関への要求が過剰とならないよう各レベルで認定を受けられるよう見直しを実施 ・ 認定対象となっている暗号化手法・技術に関する2規格に加え、当該規格の2つの新規格を追加 ・ これにより、新たに1機関が認定を取得。JCMVP の実施体制が充実 [貢献] 認定の結果、社会や産業界に対して、以下の基盤整備に貢献した。 ・ IoT 機器のサイバーセキュリティに関する問題意識が高まる中、IoT 機器自身に暗号モジュールを実装することが求められており、認証された暗号モジュールの需要が高まっている。ASNITE-IT 認定の制度変更に伴い認証ニーズに即した制度を運営ができ、より多くの JCMVP 試験機関が試験の受け入れが可能となった。 ・ 情報インフラの基盤整備に係る政府調達等においてセキュリティの確保が容易になった。 ・ JISEC については、ASNITE-IT 認定事業者の評価報告書に基づき認証された製品は、欧米・東南アジア・オセアニア等 28 カ国の相互承認(CCRA)により有効になるため、手続きが大幅に簡素化された。	
--	--	--	--	--	--

			17034)(標準物質生産者の能力に関する一般要求事項)に従って生産する能力を認定するプログラムである。 ●標準物質生産者用公開文書の見直し 平成 30 年度は、ISO/IEC17011 が平成 29 年 11 月に改正されたことに伴う下記の 4 個の公表文書の作成・見直しを実施した。 ・「認定スキーム文書 (ASNITE-R (NMI)) (RMIF02－01)」第 1 版 ・「認定スキーム文書 (ASNITE-R (一般))」(RMIF01－01) 第 1 版 ・「ASNITE 標準物質生産者認定の一般要求事項」(RMRP21－11)第 11 版 ・「ASNITE 標準物質生産者認定の取得と維持のための手引き」(RMRP22－11) 第 11 版 これらの関係規程の制定・改正内容は、パブリックコメントを募集するとともに Web サイトで公開した。 ●ASNITE 制度の利用拡大に向けた取組 ASNITE 標準物質生産者認定で認定しているすべての標準物質生産者に対して、ASNITE の標章の利用に関するアンケート調査を実施した。アンケート調査で得られた情報を分析することにより、標準物質生産者の標章の利用実態等を把握した。標準物質生産者に対して引き続き標章を有効に活用するよう働きかけを行った。 f. ASNITE 製品認証機関認定 製品認証機関は、製品に対して基準・規格への適合性を評価している機関である。ASNITE 製品認証機関認定は、鉄道、繊維製品及び製品安全の 3 分野の製品認証機関に対して、製品認証を行う機関に関する国際規格 ISO/IEC 17065(適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項)に基づき審査・認定を行っている。例えば、鉄道信号システムの安全性評価を実施している製品認証機関を ASNITE 認定することで、鉄道信号システムの安全性評価は市場において信頼あるものとなる。上記実績のうち、平成 30 年度は以下の新規立ち上げの取組を実施した。 政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 ●鉄道インフラの製品認証機関の認定 鉄道インフラの海外需要を取り込むため政府を挙げて戦略的な取り組みが進められている中、海外では鉄道インフラの調達に参加するための要件として、安全性等に関する国際水準の認証の取得をメーカーに求めることがあり、国際水準の認証の証明として認証機関を認定することが必要である。 機構は、鉄道信号システムのみでなく鉄道車両、変電設備、運行システム等すべての鉄道製品を適用範囲とする IEC 62278「鉄道分野－信頼性、アベイラビリティ、保守性、安全性(RAMS)の仕様と実証」(RAMS 規格)に関して、鉄道分野の認証機関である独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所(以下「交通安全環境研究所」)からの認定の申請(平成 28 年度)に基づき、審査を実施し、平成 30 年 5 月 16 日に認定した。 これにより、国内メーカーは様々な鉄道製品について国際水準の認証を交通安全環境研究所から取得することが可能となり、国際水準の認証取得に要するコストや時間を大幅に軽減できるとともに、認証された鉄道インフラの信頼性が国際的にさらに高まり、海外市場において高い競争力を確保し、政府が進める鉄道インフラの海外展開の促進	
--	--	--	---	--

			に貢献するものである。 ●過年度の取組に対する成果のフォローアップ(鉄道インフラ) 平成 24 年度に ASNITE 認定した「鉄道信号システムの安全性(IEC 62425)」に関して、交通安全環境研究所による ASNITE 認証書の発行件数は、3件となった。 平成 27 年度に ASNITE 認定した「鉄道信号システムのソフトウェア(IEC 62279)、通信(IEC 62280)」に関して、交通安全環境研究所による ASNITE 認証書の発行件数は、1 件となった。 ●製品認証機関用公開文書の見直し 国際規格 ISO/IEC 17011:2017(適合性評価-適合性評価機関の認定を行う機関に関する要求事項)に対応したマネジメントシステム文書の以下の改正・制定を実施した。 <table><tr><td rowspan="3">制定</td><td>認定スキーム文書 (ASNITE-Product(液石))</td></tr><tr><td>認定スキーム文書 (ASNITE-Product(カシミア 100%))</td></tr><tr><td>認定スキーム文書 (ASNITE-Product(鉄道システム))</td></tr><tr><td rowspan="2">改訂</td><td>ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項</td></tr><tr><td>ASNITE 製品認証機関認定の取得と維持のための手引き</td></tr></table>	制定	認定スキーム文書 (ASNITE-Product(液石))	認定スキーム文書 (ASNITE-Product(カシミア 100%))	認定スキーム文書 (ASNITE-Product(鉄道システム))	改訂	ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項	ASNITE 製品認証機関認定の取得と維持のための手引き		
制定	認定スキーム文書 (ASNITE-Product(液石))											
	認定スキーム文書 (ASNITE-Product(カシミア 100%))											
	認定スキーム文書 (ASNITE-Product(鉄道システム))											
改訂	ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項											
	ASNITE 製品認証機関認定の取得と維持のための手引き											
4. 認定の信頼性確保及び普及に関する取組 (1) 認定制度等における調査や立入検査等の実施 法令(工業標準化法、相互承認実施法、製品安全 4 法(電気用品安全法等))に基づき実施する認定制度等における調査や立入検査等を、経済産業省の指示に基づき实的確に実	4. 認定の信頼性確保及び普及に関する取組 (1) 認定制度等における調査や立入検査等の実施 法令(工業標準化法、相互承認実施法、製品安全 4 法(電気用品安全法等))に基づき実施する認定制度等における調査や立入検査等を、経済産業省の指示に基づき	各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査並びに JIS 試買検査を全件実施し指標を達成した。	4. 認定の信頼性確保及び普及に関する取組 (1) 認定制度等における調査や立入検査等の実施	各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査並びに JIS 試買検査を全件実施し指標を達成した。								

	施することにより、我が国の認定制度等の信頼性確保を図る。	的 確 に 実 施することにより、我が国の認定制度等の信頼性確保を図る。具体的には、以下の業務を実施する。			
		ア 工業標準化法に基づき国が登録する認証機関の登録・更新のための調査や、認証機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、国が登録した登録認証機関及び認証製造業者の品質確保のための市場モニタリング（JIS 試買検査）を、経済産業省の要請に基づき的確に実施する。また、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国		ア 工業標準化法に基づく認証機関の登録・更新のための調査、立入検査、市場モニタリング（JIS 試買検査）。相互承認実施法に基づく適合性評価機関の認定・更新のための調査や立入検査 ●工業標準化法に基づく認証機関の登録・更新のための調査や立入検査 認証機関の登録及び更新のための調査は、経済産業省が実施する認証機関に対する登録又は更新の判断のため、経済産業省が機構に調査の指示を出し、機構が工業標準化法で定められた登録基準への適合性を調査し報告するものである。 平成 30 年度は経済産業省からの指示に基づき、迅速かつ的確に調査を行い、事前検討会を開催して報告内容を精査した上で、15 件(全件)の調査報告を行った。 立入検査については、経済産業大臣からの 1 件の指示に対し、平成 31 年度にわたり継続して実施している。 ●JIS 試買検査の実施 経済産業省の要請に基づき、選定された 2 品目（タイルカーペット、ソリッドワイヤ）に対して市場モニタリング(試買検査)を的確に実施した。 試買検査結果は、速やかに経済産業省へ情報提供を行うとともに、経済産業省の登録認証機関に対する是正等の措置を支援し、登録認証機関及び認証製造業者の信頼性向上に貢献した。 ●相互承認実施法に基づく適合性評価機関の認定・更新のための調査や立入検査 経済産業大臣から指示がなかったため実績なし。	

		との相互承認の実施に関する法律（「相互承認実施法」という。）に基づき国が認定する適合性評価機関の認定・更新のための調査や、適合性評価機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。															
		イ 消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（「製品安全４法」という。）に基づき国が登録する検査機関の登録・更新のための調査や、検査機関に対する立入検査について、経済産	各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査の実施件数並びにJIS 試買検査の実施件数(全件実施)	イ 製品安全４法に基づく検査機関の登録・更新のための調査や立入検査 登録及び更新のための調査は、経済産業省が受け付けた申請を登録又は更新をするか判断するために、経済産業省が機構に調査の指示を出し、機構が製品安全４法(消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)の各法律で定められた登録の基準に適合しているか確認して報告している。 平成 30 年度は、経済産業大臣からの指示に基づき、迅速かつ的確に調査等を行い、事前検討会を開催して報告内容を精査した上で、経済産業省に対して 14 件(全件、下表参照)の調査報告を行った。 <table><tr><td>法律名</td><td>実績</td></tr><tr><td>消費生活用製品安全法</td><td>5 件</td></tr><tr><td>電気用品安全法</td><td>6 件</td></tr><tr><td>ガス事業法</td><td>1 件</td></tr><tr><td>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</td><td>2 件</td></tr><tr><td>計(製品安全４法)</td><td>14 件</td></tr></table> 立入検査については、経済産業大臣から指示がなかったため実績なし。	法律名	実績	消費生活用製品安全法	5 件	電気用品安全法	6 件	ガス事業法	1 件	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	2 件	計(製品安全４法)	14 件	各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査並びに JIS 試買検査を全件実施し指標を達成した。
法律名	実績																
消費生活用製品安全法	5 件																
電気用品安全法	6 件																
ガス事業法	1 件																
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	2 件																
計(製品安全４法)	14 件																

		業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。				
	(2) 新たな技術や製品等に係る認定に向けた対応強化 産業において認定が必要な分野に時機を逸することなく認定制度の提供に向けた対応を行うため、政策的・社会的に必要性が高い新たな技術や製品等に係る分野について、認定ニーズ調査を実施する。また、国の認定機関としての信頼性の維持及び能力の向上を図る。	(2) 新たな技術や製品等に係る認定に向けた対応強化 産業において認定が必要な分野に時機を逸することなく認定制度の提供に向けた対応を行うため、政策的・社会的に必要性が高い新たな技術や製品等に係る分野について、認定ニーズ調査を実施する。また、国の認定機関としての信頼性の維持及び能力の向上を図る。具体的には、以下の業務を実施する。		(2) 新たな技術や製品等に係る認定に向けた対応強化		
		ア 政策的・社会的ニーズ等を踏まえ、新たな技術や製品等に関する認定・認証の必要性につ		ア 新たな技術や製品等に関する認定・認証の必要性についての調査 平成 29 年度に引き続き、調査報告書等の公開情報や関係機関からの情報、外部セミナー・講演会等で得られる情報に基づき、新たな認定・認証の活用の可能性について調査を実施している。平成 30 年度は16のセミナー・講演会に出席し、情報収集を行った。 平成 29 年度に設置した“ニーズ調査 WG”(認定ユーザーとなる業界団体等を集めた協議会)メンバーには、引き続き認定・認証にかかるニーズ情報の提供を依頼していくとともに、平成 30 年 2 月に開催された WG 会合のフォローアップ活動として、同時期に		

		いて調査する。		認定ニーズのアンケート調査を実施した機関（認定事業者、工業会等）に対して、への平成 31 年 2 月に継続アンケート調査を実施した。 地域産業技術連携推進会議には、前年度に引き続き積極的に部会に出席し、試験・校正の潜在的顧客である公設試験研究機関の認定試験・校正のニーズを聞き取り等調査した。さらに、前年度実施した認定ニーズのアンケート調査に関し、未実施の地域（近畿）について実施した。また前年度の活動により、地域中堅中小企業の認定ニーズが生じた場合は公設試験研究機関を通じて機構までの情報提供ルートの強化を図っているところであるが、アンケート調査も含め平成 30 年度は直接的に新規認定試験・校正ニーズに関する情報提供はなかった。今後も引き続き情報提供ルートを維持し、あらためて情報提供を促していく。 平成 30 年度は、以下の産業技術連携推進会議部会に参与した。 ・平成 30 年 10 月 30 日 関東甲信越静地域部会総会 ・平成 31 年 3 月 18 日 近畿地域部会総会 ●フィージビリティスタディ(F/S)の実施 新たな技術や製品等に関する認定・認証のニーズを把握するため、以下の 2 件のフィージビリティスタディを実施した。 ・JIS 法改正に伴うソフトウェア分野の認定ニーズ(再掲) ・食品加工装置の洗浄後の清浄度に係る試験所認定(再掲)	
		イ 機構内部の職員及び外部の技術専門家などを対象とした ISO/IEC 17025 審査員養成研修等により必要な認定審査員を確保し、各種スキルアップ研修等により審査員の能力向上を図るとともに、認定機関職員に対する人材育成を実施することにより、認定機関として必要な能力の向上を図る。ま		イ 審査員養成研修等による必要な認定審査員の確保。各種のスキルアップ研修等を通じた審査員等の能力向上 ●審査員等に対する研修の実施 平成 30 年度は、増加する認定・登録業務に対応するため、審査員の確保を目的に審査員養成研修を平成 30 年 7 月に実施した。その結果、受講者 8 名のうち 6 名の審査員補の要件を満たす者を確保した。また、製品認証業務審査員研修では、ISO/IEC 17065 の審査員 4 名を確保するとともに、液化石油ガス用ガス栓等の認証スキームに関して認定審査員に必要な知識の習得を目的とした製品認証スキーム研修を開催して審査員 25 名の維持管理に努めた。JCSS、JNLA、MLAP 及び ASNITE については登録審査等を適格かつ円滑に行うことを目的に技術研修を実施し、審査員の能力向上等を図った。 平成 29 年 11 月に改正された ISO/IEC 17025 と改正前の ISO/IEC 17025 の要求事項の違いについて、審査員向けの差分研修を計画して実施した(平成 30 年 7 月、8 月、9 月の計 3 回、計 191 名の受講(機構職員 57 名、外部審査員 134 名)。さらに、改正された ISO/IEC 17025 に基づく審査では必須となる ISO 9001 の知識等に対応するため、審査員への ISO 9001 研修の計画を作成して必要な予算を確保し、改正後の ISO/IEC 17025 に基づく事業者からの申請に迅速に対応できるよう、研修を実施した(平成 30 年 10 月～平成 31 年 3 月、計 153 名の受講(機構職員 71 名(適合性認定部門以外の部門の職員 8 名含む)、外部審査員 82 名))。 また、分野間の連携として、適合性認定部門以外の部門の職員を対象に、改正された ISO/IEC 17025 に関するサマリー研修(平成 30 年 10 月 29 日、2 時間程度、計 11 名の受講)と詳細研修(平成 30 年 12 月 11 日～12 日の 2 日間、計 11 名の受講)や ISO9001 に関する研修(2 日間の研修を計 4 回、計 8 名の受講)を実施した。 主な研修は、下表のとおり。	

	た、ISO/IEC17025 審査員養成研修の受講機会を、適合性認定分野以外の分野における試験関連業務、試験所評価業務等に従事する職員に提供する。	この他に、これまでの審査員としての経験の実績等を基に、29 名について審査員補から一般審査員に、11 名について一般審査員から主任審査員に昇格させた。 <table><tr><th>研修</th><th>場所</th><th>日程</th><th>参加者数</th></tr><tr><td>審査員養成研修</td><td>東京</td><td>平成30年7月2日～6日</td><td>8名</td></tr><tr><td>製品認証業務審査員研修(※)</td><td>東京</td><td>平成 30 年 6 月 25 日～29 日</td><td>4 名</td></tr><tr><td>製品認証スキーム研修</td><td>東京</td><td>平成 30 年 9 月 6 日</td><td>25 名</td></tr><tr><td>製品認証業務審査員連絡会</td><td>東京</td><td>平成 31 年 2 月 8 日～9 日</td><td>27 名</td></tr><tr><td>不確かさの基礎研修(※)</td><td>東京</td><td>平成 30 年 11 月 28 日～29 日</td><td>2 名</td></tr><tr><td>不確かさの評価法 応用編研修(※)</td><td>東京</td><td>平成 30 年 11 月 30 日</td><td>1 名</td></tr><tr><td>不確かさに必要な統計手法研修(※)</td><td>東京</td><td>平成 30 年 12 月 13 日</td><td>1 名</td></tr><tr><td>JCSS校正技術研修(時間)</td><td>茨城</td><td>平成 30 年 12 月 6 日～7 日</td><td>3 名</td></tr><tr><td>JCSS校正技術研修(硬さ)(※)</td><td>神奈川県</td><td>平成 30 年 5 月 29 日</td><td>1 名</td></tr><tr><td>JCSS校正技術研修(流量・流速)</td><td>茨城</td><td>平成 31 年 2 月 28 日～3 月 1 日</td><td>4 名</td></tr><tr><td>JNLA 技術研修(土建分野)</td><td>千葉</td><td>平成 30 年 7 月 31 日～8 月 1 日</td><td>8 名</td></tr><tr><td>JIS 品質管理責任者研修(※)</td><td>東京</td><td>平成 30 年 7 月～平成 31 年 3 月</td><td>4 名</td></tr><tr><td>MLAP 研修</td><td>東京</td><td>平成 30 年 10 月 22 日～23 日</td><td>6 名</td></tr><tr><td>ASNITE 技術研修(食品加工機器の定置洗浄性試験)</td><td>東京</td><td>平成 30 年 12 月 17 日～18 日</td><td>4 名</td></tr><tr><td>ISO/IEC17025:2017改正に伴う審査員のための差分研修</td><td>東京 東京 大阪</td><td>平成30年7月3日～4日 平成30年8月31日 平成30年9月7日</td><td>57名 101名 33名</td></tr><tr><td>ISO9001:2015研修</td><td>東京 東京 大阪 東京</td><td>平成 30 年 12 月 20 日～21 平成 31 年 1 月 9 日～10 日 平成 31 年 2 月 21 日～22 日 平成31年3月4日～5日</td><td>45 名 45 名 39 名 24名</td></tr><tr><td>JIS Q 17025基礎知識(サマリー)(人材育成の部門間連携)</td><td>東京</td><td>平成 30 年 10 月 29 日</td><td>11 名</td></tr><tr><td>JIS Q 17025規格解説(詳細)(人材育成の部門間連携)</td><td>東京</td><td>平成 30 年 12 月 11 日～12 日</td><td>11 名</td></tr></table> ※外部の機関が主催する研修 ●審査員連絡会の開催 審査員連絡会については平成31年1月25日に東京(157名出席、うち、外部90名、内部67名)、同年2月1日に大阪(81名出席、うち、外部50名、内部31名)で開催し、各登録・認定プログラムからの各種報告の他、審査員等の審査レベルの均質化等に必要な共通的な事項についての周知等を実施した。	研修	場所	日程	参加者数	審査員養成研修	東京	平成30年7月2日～6日	8名	製品認証業務審査員研修(※)	東京	平成 30 年 6 月 25 日～29 日	4 名	製品認証スキーム研修	東京	平成 30 年 9 月 6 日	25 名	製品認証業務審査員連絡会	東京	平成 31 年 2 月 8 日～9 日	27 名	不確かさの基礎研修(※)	東京	平成 30 年 11 月 28 日～29 日	2 名	不確かさの評価法 応用編研修(※)	東京	平成 30 年 11 月 30 日	1 名	不確かさに必要な統計手法研修(※)	東京	平成 30 年 12 月 13 日	1 名	JCSS校正技術研修(時間)	茨城	平成 30 年 12 月 6 日～7 日	3 名	JCSS校正技術研修(硬さ)(※)	神奈川県	平成 30 年 5 月 29 日	1 名	JCSS校正技術研修(流量・流速)	茨城	平成 31 年 2 月 28 日～3 月 1 日	4 名	JNLA 技術研修(土建分野)	千葉	平成 30 年 7 月 31 日～8 月 1 日	8 名	JIS 品質管理責任者研修(※)	東京	平成 30 年 7 月～平成 31 年 3 月	4 名	MLAP 研修	東京	平成 30 年 10 月 22 日～23 日	6 名	ASNITE 技術研修(食品加工機器の定置洗浄性試験)	東京	平成 30 年 12 月 17 日～18 日	4 名	ISO/IEC17025:2017改正に伴う審査員のための差分研修	東京 東京 大阪	平成30年7月3日～4日 平成30年8月31日 平成30年9月7日	57名 101名 33名	ISO9001:2015研修	東京 東京 大阪 東京	平成 30 年 12 月 20 日～21 平成 31 年 1 月 9 日～10 日 平成 31 年 2 月 21 日～22 日 平成31年3月4日～5日	45 名 45 名 39 名 24名	JIS Q 17025基礎知識(サマリー)(人材育成の部門間連携)	東京	平成 30 年 10 月 29 日	11 名	JIS Q 17025規格解説(詳細)(人材育成の部門間連携)	東京	平成 30 年 12 月 11 日～12 日	11 名	
研修	場所	日程	参加者数																																																																												
審査員養成研修	東京	平成30年7月2日～6日	8名																																																																												
製品認証業務審査員研修(※)	東京	平成 30 年 6 月 25 日～29 日	4 名																																																																												
製品認証スキーム研修	東京	平成 30 年 9 月 6 日	25 名																																																																												
製品認証業務審査員連絡会	東京	平成 31 年 2 月 8 日～9 日	27 名																																																																												
不確かさの基礎研修(※)	東京	平成 30 年 11 月 28 日～29 日	2 名																																																																												
不確かさの評価法 応用編研修(※)	東京	平成 30 年 11 月 30 日	1 名																																																																												
不確かさに必要な統計手法研修(※)	東京	平成 30 年 12 月 13 日	1 名																																																																												
JCSS校正技術研修(時間)	茨城	平成 30 年 12 月 6 日～7 日	3 名																																																																												
JCSS校正技術研修(硬さ)(※)	神奈川県	平成 30 年 5 月 29 日	1 名																																																																												
JCSS校正技術研修(流量・流速)	茨城	平成 31 年 2 月 28 日～3 月 1 日	4 名																																																																												
JNLA 技術研修(土建分野)	千葉	平成 30 年 7 月 31 日～8 月 1 日	8 名																																																																												
JIS 品質管理責任者研修(※)	東京	平成 30 年 7 月～平成 31 年 3 月	4 名																																																																												
MLAP 研修	東京	平成 30 年 10 月 22 日～23 日	6 名																																																																												
ASNITE 技術研修(食品加工機器の定置洗浄性試験)	東京	平成 30 年 12 月 17 日～18 日	4 名																																																																												
ISO/IEC17025:2017改正に伴う審査員のための差分研修	東京 東京 大阪	平成30年7月3日～4日 平成30年8月31日 平成30年9月7日	57名 101名 33名																																																																												
ISO9001:2015研修	東京 東京 大阪 東京	平成 30 年 12 月 20 日～21 平成 31 年 1 月 9 日～10 日 平成 31 年 2 月 21 日～22 日 平成31年3月4日～5日	45 名 45 名 39 名 24名																																																																												
JIS Q 17025基礎知識(サマリー)(人材育成の部門間連携)	東京	平成 30 年 10 月 29 日	11 名																																																																												
JIS Q 17025規格解説(詳細)(人材育成の部門間連携)	東京	平成 30 年 12 月 11 日～12 日	11 名																																																																												

	ウ 認定機関としての業務運営体制の維持・整備と適切な運用・管理・改善などを通じて、認定機関としての信頼性を維持するとともに、認定機関に対する満足度調査を認定事業者に行い、審査等の改善に利用する。		ウ 認定機関の業務運営体制の維持等と適切な運用等による認定機関の信頼性の維持 ●認定業務におけるマネジメントシステム文書 認定プログラムに適用する品質マニュアル等の計 244 のマネジメントシステム文書について、平成 29 年度に国際ルール及び日本工業規格の見直し等に基づく文書の制定・改正等を開始し、平成 30 年度は 71 文書に対して、延べ 84 件実施し、最新のマネジメントシステム文書に基づく、的確かつ効率的な審査業務遂行に係る環境を確保した。 具体的な制定・改正としては、ISO/IEC 17011:2017(適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に関する要求事項)に対応したマネジメントシステム文書の制定・改正、ASNITE(製品評価技術基盤機構認定制度)に関する一般要求事項の改正、試験所ニーズの実態に即した JNLA 試験方法区分一覧の改正、各認定・登録区分にかかる個別技術的要求事項適用指針の改正等を実施した。また、これらの改正情報は改正の都度、機構認定センター内の職員にメールで周知し、最新のマネジメントシステム文書に基づいて適切に業務を実施することを確保した。 ●機構認定センターにおける内部監査の実施 機構認定センターに対する前年度業務に対する内部監査を平成 30 年 9 月から 10 月にかけて実施し、平成 30 年 10 月から 12 月にかけて ISO/IEC 17011:2017 に基づいたマネジメントシステム文書に対する内部監査を実施した。不適合案件に対しては再発を防止するための処置(予防処置含め)を実施し、認定機関としての信頼性維持を図った。 ●マネジメントレビューの実施 平成 30 年度のマネジメントレビューは、平成 30 年 12 月に公平性に関する方針策定及びマネジメントシステム移行に関する最終評価を行い、平成 31 年 3 月に ISO/IEC 17011 に基づいた、マネジメントシステムの適切性及び有効性の評価を実施し、平成 29 年度に指摘された改善事項 4 件の処置が適切になされていることを確認するとともに、認定機関として今後改善すべき事項を特定し、改善計画を策定して、認定機関としての信頼性の維持・向上を図った。 ●審査を受けた事業者に対する満足度調査の実施とそれに基づく改善の実施 個々の審査・検査終了後に事業者に対する満足度調査を実施し、回答 242 件(回収率 75.6 %)において 238 件が「より満足度が高い」との評価であった(「不満がある」4 件)。審査を通してあった審査員に対する苦情・要望は、審査員連絡会で情報共有するとともに、必要な処置を検討し是正及び改善を実施した。	
(3) 認定に係る国際関係業務 認定を通じた取引の円滑化と国際展開を支援するため、	(3) 認定に係る国際関係業務 認定を通じた取引の円滑化と国際展開を支援するため、		(3) 認定に係る国際関係業務	

認定制度に係る国際組織等の活動に参画し、国際相互承認取決の資格・権限を維持する。	認定制度に係る国際組織等の活動に参画し、国際相互承認取決の資格・権限を維持する。具体的には、以下の業務を実施する。				
ア アジア太平洋試験所認定協力機構（APLAC）、国際試験所認定協力機構（ILAC）、太平洋認定協力機構（PAC）及び国際認定フォーラム（IAF）に係る国際相互承認取決の資格・権限を維持するとともに、委員会活動を通じて国際的な認定制度づくり等に参画する。また、APLAC、PAC への国際評価員の派遣を通じて、国際相互承認取決の運営に参画する。	ア アジア太平洋試験所認定協力機構(APLAC)、国際試験所認定協力機構(ILAC)、太平洋認定協力機構(PAC)及び国際認定フォーラム(IAF)に係る国際相互承認取決の署名地位の維持。委員会活動への参画。APLAC、PAC への国際評価員の派遣 APLAC の国際相互承認協定(MRA)の再評価は、平成 27 年度に受審して、4 年間の国際相互承認の署名地位を確保している。 PAC の国際相互承認協定(MRA)の再評価は、平成 28 年度に受審して、4 年間の国際相互承認の署名地位を確保している。 ●「2018 京都 APLAC/PAC 合同総会」の開催 平成 30 年 6 月に、APLAC/PAC 合同総会(京都)を、国内の 4 つの認定機関(機構認定センター(NITE/IAJapan)、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)、株式会社電磁環境試験所認定センター(VLAC)、一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター(ISMS-AC))の共催により開催した。日本を含めて 39 ヲ国・地域から計 210 名が参加した。 ●APLAC の活動への参画による改善貢献 平成 30 年度は、機構職員が APLAC 広報委員会議長として、APLAC 及び PAC が平成 31 年1月に統合され、新しい地域協力機関である「Asia Pacific Accreditation Cooperation Incorporated(APAC)」として発足したことを受け、APAC ウェブサイト仕様策定や 2 つの組織による文書を統合して作成された APAC 文書等のレビューの実施、及び APAC ローンチに向けたロードマップやアクションアイテムを提案することにより、APAC 設立への準備に貢献し、APLAC 広報委員会及び PAC コミュニケーションズマーケティング委員会の合同会議の議長として会議を取りまとめ、毎年調査を実施している APLAC MRA 及び PAC MLA 署名メンバーによる適合性評価機関数の最新データを報告した。 ●ILAC の活動への参画による改善貢献 平成 30 年 4 月に開催された ILAC 中間会合に参加した。 また、機構職員は、平成 30 年 3 月に開催された ILAC マーケティングコミュニケーションズ委員会に参加し、産業会による認定の活用事例集を掲載するポータルサイトへの事例収集や平成 30 年度の世界認定推進の日テーマ策定及び ILAC の成果や貢献度を見える化するインフォグラフィックス案作成に取り組んだ。				

			●PAC の活動への参画による改善協力 機構職員は、平成 30 年 5 月にドバイで開催された PAC 加盟認定機関向け、平成 30 年 6 月京都で開催された PAC 相互評価員向けの ISO/IEC 17011:2017 トレーニングコース教材の作成及び同トレーニングの講師を勤めることで、PAC 加盟認定機関の同規格対応に大きく貢献した。 また、PAC 製品認証作業グループの主査として、平成 30 年 6 月に京都で開催された同グループ会合の開催、議事進行等の運営及び PAC 専門委員会への勧告、報告、審議への対応等を行った。 更に、平成 30 年 6 月に開催された PAC 総会、MLA 運営に係る会合に出席し、相互評価に関する審議及び APLAC との合併に関して対応が必要な文書改正等への貢献を行った。 ●IAF の活動への参画による改善協力 機構職員は、製品認証分野の作業グループの共同主査(副議長、認定機関側代表)として、 平成 30 年4月の同グループ会合の開催準備、主催、議事進行を行い、また、専門委員会への同グループ活動結果報告、勧告、審議に貢献した。 また、IAF 文書制定、改正等へのコメント提示、投票活動に全件対応することで着実に貢献した。 更に、IAF は 25 周年を迎えることから、IAF コミュニケーションズマーケティング委員会における記念動画作成の作業グループメンバとして貢献した。 ●APLAC、PAC からの要請に基づく国際評価員の派遣 APLAC 及び PAC 正会員及び準会員は、義務として、他国の認定機関を対象とした相互評価を行う国際評価員を派遣することが求められており、機構は、2 つの認定機関を対象とした相互評価に、機構職員 1 名を評価員として派遣し、機構の国際相互承認の地位の維持に貢献した。 ●APAC 設立への貢献 機構のこれまでの APLAC 及び PAC の運営への積極的な参画により、平成 31 年 1 月 1 日付の両組織の合併による APAC 発足に大きく貢献した。APAC 発足後も APAC 理事会に認定センター職員が理事として参加し、投票活動も着実に実施する等引き続き APAC の運営活動に貢献している。 なお、令和元年 12 月に APAC の国際相互承認協定(MRA)の再評価を予定。	
(4) 認定制度の普及促進	(4) 認定制度の普及促進		(4) 認定制度の普及促進	
知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進方策を含め、産業界等に向け	知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進方策を含め、産業界等に向け			

	て認定制度の普及促進のための広報活動等を実施し、国内外の取引の円滑化等に貢献する。	て認定制度の普及促進のための広報活動等を実施し、国内外の取引の円滑化等に貢献する。具体的には、以下の業務を実施する。				
		ア 国の認定機関という立場から、日本認定機関協議会（JAC）の事務局として、各認定機関と連携しつつ、認定に係る国際標準の改正に伴う課題に対応		ア 日本認定機関協議会(JAC)の事務局として、各認定機関と連携しつつ、認定に係る国際標準の改正に伴う課題に対応 ●JAC の事務局として各認定機関と連携しつつ信頼性等に係る課題への対応 JAC とは、国内認定機関の信頼性と技術レベルの向上を図るとともに、認定制度の啓発・普及により、国内の適合性評価制度全体の信頼性・透明性の向上を目的に、国内認定機関及び関係省庁(規制当局)等で構成する協議会である。機構は JAC の事務局を行っている。 平成 30 年度は、特に ISO/IEC 17011 改正への対応(規程改正等)が課題であり、平成 30 年 5 月に開催した JAC 運営委員会で、ISO/IEC 17011 の改正動向を共有し、各認定機関の対応の推進を図った。また、JAC 運営委員会及び運営委員会傘下の製品認証認定 WG の合同会合を平成 30 年 10 月開催し、各機関の認定業務(試験所・校正機関等認定分野、製品認証認定分野)の動向、新 ISO/IEC 17025 及び ISO/IEC 17011 への対応状況、及び APLAC/PAC の活動状況についての共有を図った。さらに平成 31 年 3 月 28 日にも会合を開催し、同様の情報共有を行った。 なお JAC メンバーのうち試験所認定を実施している 3 認定機関(機構認定センター、JAB、VLAC)で構成する試験所認定機関連絡会(JLAC)については、例年は年度初めより、毎年開催する JLAC 技術情報セミナーの準備のための会合を開催しているが、平成 30 年度は APLAC/PAC 合同総会が京都で開催された関係でセミナーの開催予定はなく、そのため年度前半は JLAC 会合の開催はなかった。平成 31 年 2 月 4 日及び 3 月 1 日に会合を開催し、令和元年度開催予定の JLAC 技術情報セミナーの準備、及び国内外の認定関連情報等の情報共有を行った。		
		イ 展示会、ニュースリリース、講演会等を通じた広報活動を行うことにより、産業界等への認定制度の普及、利用促進を図ること		イ 展示会、ニュースリリース、講演会等を通じた広報活動 ●認定制度の普及、利用促進に向けた展示会、ニュースリリース、講演会等を通じた広報活動 認定制度の普及、利用促進に向け、以下の活動や情報提供を行うと共に、機構広報と連動した認定制度の広報活動を行った。 ILAC 及び IAF が定めた「世界認定推進の日」(平成 30 年 6 月 9 日)に際して、各議長から発信された共同声明やパンフレット、ポスターの和訳資料を作成し、JAC 及び JLAC 構成機関の Web サイトを通じて公開した。平成 30 年度は「認定:より安全な世界を叶えるために」をテーマとして、職場の安全衛生や国民の安全な生活を支援するために認定が果たす役割等、認定活用事例の紹介を通じて認定の重要性をアピールした。		

		に加え、国民に向けた情報提供にも努める。	下表の展示会(2 件)に出展し、認定制度の普及、利用促進に向けた情報発信を行った。 <table><tr><th>展示会、広報活動等</th><th>出展日</th><th>開催場所</th><th>機構ブースへの来場者数</th></tr><tr><td>JASIS2018(アジア最大級 分析機器・科学機器専門展示会)への出展</td><td>平成 30 年 9 月 5 日～7 日</td><td>幕張メッセ</td><td>82 人</td></tr><tr><td>地域未来牽引企業サミット in 新潟</td><td>平成 31 年 3 月 16 日</td><td></td><td>20 人</td></tr></table> 以下の講演会等の計 34 件の依頼に対して講師を派遣し、認定制度の普及、利用促進に向けた情報発信を行った。 ・認定・認証に関する NITE 講座を、東京(平成 30 年 11 月 20 日、参加者 50 名)、大阪(平成 30 年 11 月 30 日、参加者 100 名)、九州(平成 30 年 12 月 6 日、参加者 40 名)の計 3 回開催した。 ・主に ISO 9001、ISO 14001 等の品質マネジメントシステム審査員を対象に、計量関係団体と共催し、下表の講演会を実施した。製造業等業務プロセスで試験・測定を必要とする業種の品質マネジメントシステム認証においては、計量トレーサビリティに関する審査が行われていることから、JCSS 校正等による計量トレーサビリティの確保、計測器管理、校正機関の認定に関する最新情報の提供等を通じて JCSS 等の普及啓発を推進した。 <table><tr><th>講演会名</th><th>日程</th><th>参加人数</th></tr><tr><td>マネジメントシステムのための計量トレーサビリティ講演会</td><td>平成 31 年 1 月 28 日(博多)、 同年 1 月 29 日(大阪)、 同年 2 月 1 日(東京)、 同年 3 月 4 日(東京)</td><td>博多 80 名 大阪 120 名 東京 470 名(2 回)</td></tr></table> ●認定制度普及のための新たな取組 認定制度の認知度を高め、その有用性をアピールし、標章付き証明書の発行件数を増加させる新たな取組として、平成 30 年 12 月に「認定制度活用タスクフォース」を機構内に設置し、次年度以降実施する取組内容についての検討を開始(2 回開催)。	展示会、広報活動等	出展日	開催場所	機構ブースへの来場者数	JASIS2018(アジア最大級 分析機器・科学機器専門展示会)への出展	平成 30 年 9 月 5 日～7 日	幕張メッセ	82 人	地域未来牽引企業サミット in 新潟	平成 31 年 3 月 16 日		20 人	講演会名	日程	参加人数	マネジメントシステムのための計量トレーサビリティ講演会	平成 31 年 1 月 28 日(博多)、 同年 1 月 29 日(大阪)、 同年 2 月 1 日(東京)、 同年 3 月 4 日(東京)	博多 80 名 大阪 120 名 東京 470 名(2 回)	
展示会、広報活動等	出展日	開催場所	機構ブースへの来場者数																			
JASIS2018(アジア最大級 分析機器・科学機器専門展示会)への出展	平成 30 年 9 月 5 日～7 日	幕張メッセ	82 人																			
地域未来牽引企業サミット in 新潟	平成 31 年 3 月 16 日		20 人																			
講演会名	日程	参加人数																				
マネジメントシステムのための計量トレーサビリティ講演会	平成 31 年 1 月 28 日(博多)、 同年 1 月 29 日(大阪)、 同年 2 月 1 日(東京)、 同年 3 月 4 日(東京)	博多 80 名 大阪 120 名 東京 470 名(2 回)																				
	ウ 知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進や、地域産業及	ウ 知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進や地域産業及び中堅・中小企業の振興支援に向けて、産業技術連携推進会議、国や地方の機関等に対して認定制度に係る情報発信。バイオテクノロジー分野のバイオバンキングの取組に関して、認定・認証の普及に向けた協力 地域産業技術連携推進会議には、前年度に引き続き積極的に部会に出席し、認定制度及びその重要性について、積極的に情報を提供した。																				

	び中堅・中小企業の振興支援に向けて、産業技術連携推進会議、国や地方の機関等に対して認定制度に係る情報発信を行い、制度の普及を図る。また、バイオテクノロジー分野のバイオバンキングの取組に関して、認定・認証の普及に向けた協力を行う。		平成30年度は、以下の産業技術連携推進会議部会に関与した(再掲)。 ・平成30年10月30日 関東甲信越静岡地域部会総会 ・平成31年3月18日 近畿地域部会総会 また、平成27年6月公布の「地域未来投資促進法」に基づき、「地域経済牽引事業」の担い手の候補となる地域の中核企業として経済産業大臣が選定した「地域未来牽引企業」(平成30年12月現在3,691社)の地域会合が新潟で開催され、試験所、校正機関認定制度等のパンフレットを配布し、新潟にゆかりのある企業に対して認定制度の普及啓発を行った。 ・平成31年3月16日 地域未来牽引企業サミット in 新潟 バイオテクノロジー分野のバイオバンクの取組に関しては、該当規格(ISO 20387(Biotechnology – Biobanking – General requirements for biobanking))にかかる認定の取得又は標準物質生産者としてのISO17034認定の取得に関する方向性についてのバイオセンターの意向を考慮し、認定立ち上げの可能性について意見交換を実施した。今後も国内バイオバンクの認定に関する需要、ILACの動向等を基に、認定プログラム確立の可能性についての検討を継続する。	
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

--

I-5.国際評価分野

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I―5	国際評価技術分野		
業務に関連する政策・施策	経済産業 のうち、基準認証 安全・安心 のうち、産業保安	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 日本再興戦略(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定) 標準化官民戦略(平成 26 年 5 月 15 日策定)
当該項目の重要度、難易度	【 基幹目標 】 大型蓄電池システムに関する戦略的な国際標準開発及び認証基盤構築の実施並びに試験・評価を通じて、未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)に位置づけられた蓄電池に関する重要業績評価指標である「国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模 2020 年に 5,000 億円」の達成に貢献する。【重要度:高】【優先度:高】【難易度:高】 1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備 【重要度:高】【難易度:高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0398, 0399

6. 主要な経年データ													
⑥ 主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年 度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
【基幹目標】 (1)企業等による実用化・ 認証取得等の件数	前年度比 15%増加		－	－	－	－	前年度比 33%増	予算額(千円)	－	381,290	457,625	607,377	593,664
【基幹目標】 (2)大型蓄電池システムの 安全性に関する国際標 準開発	CDV の段階 を達成		－	－	－	－	CDV の段階 を達成	決算額(千円)	－	801,461	583,099	617,500	751,572 (予算額との 差異 10%超 の理由は、手 数料収入等 の増である。)
試験評価実施件数	外部からの 依頼に基づ き全数を実 施		－	－	20 社 28 件 73 試験(全 数実施)	24 社 54 件 78 試験(全 数実施)	27 社 79 件 102 試験 (全数実施)	経常費用(千円)	－	369,791	540,865	568,156	659,667
								経常利益(千円)	－	▲2,108	3,177	34,071	10,139
								行政サービス実 施コスト(千円)	－	398,487	743,158	732,540	829,070
								従事人員数	－	28	28	32	36

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
	Ⅱ－5. 国際評価技術分野	Ⅰ－5. 国際評価技術分野	【重要度：高】【優先度：高】【難易度：高】	【基幹目標】 大型蓄電池システムに関する戦略的な国際標準開発及び認証基盤構築の実施並びに試験・評価を通じて、未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)に位置づけられた蓄電池に関する重要業績評価指標である「国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模 2020 年に 5,000 億円」の達成に貢献するため、以下を実施した。 ① 戦略的な国際標準開発及び認証体制の構築により我が国企業の競争力強化、海外展開等を支援 ② 世界最大級の施設を活用した企業ビジネスに直結する試験・評価の実施により企業等の実用化等を支援	全体評定:A 事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、以下について、機構独自の知見・技術や外部機関との連携も活かして主体的、積極的にユーザーニーズの掘り起こしや試験評価サービスの向上、国際標準開発や行政への提言、体制整備等を行い、社会や産業界に対し事業計画で求められる水準を超える成果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。 ○NLAB の価値向上により、基幹目標の指標「企業等による実用化・認証取得等の件数を前年度比 15%増加」を上回る 33%増を達成 機構が保有する大型蓄電池システム試験評価施設(NLAB)では、平成 29 年度は施設見学や展示会への出展等に注力したが、平成 30 年度はそれらに加え、個社との個別相談に特に力を入れ、従来の蓄電池メーカーや試験機関だけではなく、蓄電池ユーザー、リース企業等へ対象企業を拡大、訪問企業も大幅に増やし、業界の研究開発のトレンドやユーザーニーズの把握を行い、試験評価サービスの向上に努めた。その結果、平成 29 年度(54 件)の 1.5 倍近い 79 件の試験を実施できた。更に、試験実施を通じて、メーカーの新製品開発や認証取得等の成果を 8 件確認できた(平成 29 年度は 6 件)。これは、基幹目標の指標「企業等による実用化・認証取得等の件数を前年度比 15%増加」を上回っており(33%増)、計画水準を大きく上回る成果である。 ○大型蓄電システムの国際標準開発に注力し、難易度の高いミッションである基幹目標の指標「大型蓄電池システムの安全性に関する国際標準開発について CDV の段階を達成」をクリア 大型蓄電池産業の健全な発展には、蓄電システムの安全に関する国際標準の策定が必須である中、IEC/TC120(第 120 技術委員会)[電気エネルギー貯蔵システム]/WG5(安全)の PT における主査・事務局を我が国で担当し、国際標準開発の審議をリードした。その結果、平成 29 年度に委員会原案(CD)として取りまとめたものを、平成 30 年度に国際規格原案(CDV)の段階に進めた。 国際標準開発は、各国の利害が衝突する中での迅速な調整対応が必要となる難易度の高いミッションであり、実際に、CD に対して累計 726 件もの各国コメントが寄せられ、質的にも量的にも困難な対応の必要が生じた中、Web 会議を活用(※)することで密に各国と検討を行い、累計 726 件もの各国コメントへの回答を迅速に完了し、2 月初旬に CDV 英語版を完成させて IEC 事務局提出にまで至らしめた。難易度の高いミッションを達成し、大型蓄電池産業の健全な発展に貢献したことは、計画水準を大きく上回る成果である。 ※ 国際標準開発では、各国の時間やコストの関係で、通常は 3～4 か月に 1 回の国際対面審議しか実施できず、各国と調整対応する機会が限られている中、Web 会議を活用することで調整対応する時間を作り出した。 ○ファインバブルに関するノウハウ秘匿と国際標準化の両立を達成	

				これまで間違った保管・輸送やサンプリングを行っていたことが、ファインバブル技術を使った製品開発の障壁になっており、ファインバブル産業の健全な発展には保管・輸送やサンプリングの国際標準の策定が必須である中、機構は ISO/TC(技術委員会)281(ファインバブル技術)の WG(作業グループ)2 に専門家として参加し、ファインバブルに関する 2 規格(サンプル準備、保管・輸送)の規格案作成及び国際審議に携わった。 国際審議の場で、我が国主導で作成した規格案の信頼性に懐疑的な他国から複数国による国際比較試験を要求され、このままでは審議の長期化と試験参加国に試験手順を公開することによるノウハウ漏洩の危険があったが、議長国である英国と擦り合わせを行い日本と英国との 2 カ国のみで機構の手順を使った比較試験を実施し、試験結果を示すことで、ノウハウを秘匿したまま規格案の信頼性を担保することに成功した。その結果、平成 30 年度中に当該 2 規格の国際規格発行に至り、ノウハウ秘匿と国際標準化の両立を達成できたことは、計画水準を大きく上回る成果である。 ○電気設備重大事故減少に向けた体制整備等を強力に推進 電気設備における重大事故件数を減少させるため、機構は、「重大事故情報の整理・分析」、「詳報データベースの運用」、「事故実機調査」に取り組むべく体制整備等を進めているところ。 「重大事故情報の整理・分析」は平成 28 年度から運用を開始し、平成 30 年度においては電気保安統計のとりまとめや重大事故の整理・分析を着実に実施し、分析結果を関係者等に適時水平展開を行った。加えて、電気保安統計の更なる高度化に資するよう制度改善を経済産業省に提案するに留まらず、経済産業省が行う省内及び関係者との調整にも機構が協力し、制度改正にまでつなげた。 「詳報データベースの運用」は平成 29 年度からデータベース構築作業を開始した。詳報データベースは 3 つのシステムで構成されているが、その内 1 つについては平成 31 年度に実施する公表に備えたシステム改修までを平成 30 年度中に行い、残り 2 つについても平成 31 年度に実施する改修作業に備えたプロトタイプ版作成及び関係者説明等までを平成 30 年度中に行っており、当初の作業計画を上回るスピードで順調に進んでいる。 「事故実機調査」は、機構が事故情報の整理・分析を実施している中で、機器ハード面において、手段・余力等が無く原因不明で留まっている事故報告が存在しているという課題を見出し、その課題に対する対応策として、平成 30 年度に機構から経済産業省にその必要性を提案したもの。また、単なる提案に留まらず、事故実機調査の具体的な内容やそれを実施するために必要となる予算及び他機関との協力関係構築を整理し、経済産業省及び他機関と粘り強く調整を続けた。その結果、経済産業省の電気保安施策として採用され、他機関との協力関係を構築・強化でき、更に平成 30 年度のうちに具体的な調査等に着手するまでに至った。 このように、各業務を進展させたことは、計画水準を大きく上回る成果である。 <通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況> ●機構に対する今後の業務方向性への意見 試験機関との連携を進め、NLAB が核となり蓄電池産業の活性化に貢献していくことを期待する。	
--	--	--	--	--	--

					●反映状況 NLAB での最先端の試験評価に試験機関が参加することにより、事業者の NLAB 活用機会が増えるとともに、取得できる試験データの高度化や蓄電池関連試験の国内試験機関の技術力向上が図られ、それらを通じた蓄電池産業の活性化が期待されるところ。 現在、機構は国内の蓄電池関係の主要な 16 試験機関と連携を図っている。その内、9 試験機関と NLAB の利用を想定した契約を結んでおり、平成 30 年度は試験機関からの試験依頼が 30 件(平成 29 年度は 22 件)と増加する等、試験機関の NLAB 活用が活発化している。更に、メーカーと NLAB の共同試験に技術担当として試験機関が参加したケースも 3 件ある。 また、1 試験機関が、認証試験において NLAB を活用することについての国際的なルールに則った認定(※)を受ける等、その関係は深化してきている。 ※ IECEE OD-2012 の Borrowing or Renting の認定	
	1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備 IEC/TC120 (電気エネルギー貯蔵システム、日本提案で設立)等における大型蓄電池システムの試験・評価に関する国際標準化を支援するとともに、関係機関と連携しつつ、標準化後の認証基盤整備に貢献する。	1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備 IEC/TC120 (電気エネルギー貯蔵システム、日本提案で設立)等における大型蓄電池システムの試験・評価に関する国際標準化を支援するとともに、関係機関と連携しつつ、標準化後の認証基盤整備に貢献する。	【難易度：高】			
	また、大型蓄電池システムに関する試験評価拠点を適合	また、大型蓄電池システムに関する試験評価拠点を適合性	【重要度：高】【難易度：高】 試験評価実施件数			

	性評価の実施に活用するため、関係機関と連携しつつ当該施設を活用した試験評価のサービスを実施するとともに、各種試験を通じて、試験人員の教育やノウハウの拡充を行い、専門性を高める。	評価の実施に活用するため、関係機関と連携しつつ当該施設を活用した試験評価のサービスを実施するとともに、各種試験を通じて、試験人員の教育やノウハウの拡充を行い、専門性を高める。	(外部からの依頼に基づき全数を実施)			
	さらに、普及啓発活動や事業者訪問等を行い、当該評価拠点の認知向上や業界ニーズの把握を行うとともに、試験サービスの拡充を行う。	さらに、普及啓発活動や事業者訪問等を行い、当該評価拠点の認知向上や業界ニーズの把握を行うとともに、試験サービスの拡充を行う。				
		(1) 国際標準化の取組の支援と認証基盤構築への貢献 ア 日本が推進する大型蓄電池システムの国際標準化を実現するため、IEC/TC120(電気エネルギー貯蔵シ		政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容 (1)国際標準化の取組の支援と認証基盤構築への貢献 ア 国際標準化への貢献 IEC/TC120(電気エネルギー貯蔵システム)/WG5(安全)における国内外の活動は、以下のとおりである。その成果として、<u>予想以上に困難な課題が生じたにも関わらず、指標とした IEC 62933-5-2(系統接続用電気エネルギー貯蔵システムの安全性要求事項:電気化学的システム)の国際規格原案(CDV)段階を達成した。</u> - 大型蓄電システムの安全性要求事項を規定している IEC 62933-5-2 の委員会原案(CD)については、<u>343 件ものメンバー各国からのコメントが提出されたところ、これらに対応するため、PT 国際会議を通常、3～4 か月に 1 回の対面審議のところ、5 月(英国)と 8 月(米国)の対面審議の間に 4 回の Web 会議を加えて、密に検討を行った。</u>この結果、各国からの意見も踏まえた修正を行った上で、修正版 CD としてとりまとめることができたとともに、メンバー国に対する意見募集に至った。 - この修正版 CD に対する国際的な合意をより確実なものとするため、各国コメントを	業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献 IEC 62933-5-2 の CD については、CDV 段階を達成することが基幹目標に対する指標となっているが、各国の利害が衝突する中での迅速な調整対応と進展は難易度の高いミッションであり、実際に、CD に対して累計 726 件もの各国コメントが寄せられ、質的にも量的にも困難な対応の必要が生じた。機構はこれらコメントに迅速に対応するため、通常は 3～4 か月に 1 回の国際対面審議しか実施できないところ、対面審議 4 回に加えて Web 会議 5 回を実施し、密に各国と検討を行うことで、累計 726 件もの各国コメントへの回答を迅速に完了し、2 月初旬に CDV 英語版を完成させて IEC 事務局提出にまで至らしめた。難易度の高いミッションを達成し、我が国主導の国際標準の開発を進め、開発後の当該標準に基づく認証基盤の構築及び我が国の国際競争力強化(※)に向けて大きく前進したことは、計画水準を大きく上回る成果である。 ※ 韓国では蓄電システムの事故が多発している。そうした中、韓国は CDV 段階であるにも関わらず、機構中心に開発した国際標準案をそのまま国家規格(KS)として採用し、今後、設置される製品にはすべて当該規格が適用される見込み。また、韓国以	

		ステム（日本提案で設置））WG5（安全）の国内外委員会や、IEC/TC21/SC21A（アルカリ蓄電池及び酸を含まない蓄電池）の国内審議団体である一般社団法人電池工業会の技術委員会等に参加し、それぞれの国際標準化に貢献する。		再度募集。383 件もの各国からの追加コメントに対応し、11 月（韓国）と 1 月（フランス）の対面及び 12 月の Web 会議を行い、回答を完了した。回答を反映した案を速やかに CDV とすることに会議参加各国の合意を得るとともに、迅速な最終編集を経て 2 月初旬に CDV 英語版を、TC120 セクレタリーを経由し、IEC 事務局に提出した。 ・なお、提出された CDV 英語版は、IEC 事務局による仏語版の翻訳作業の後、日仏両版の CDV として 3 月 29 日に IEC のウェブサイトから公開された。現在、12 週間の各国賛否投票及び追加コメントの募集に付されている。 ・上記、CDV に至った国際標準案との整合も踏まえつつ、蓄電システムの運用期間中に状態把握を始めとする安全に配慮した運用管理に関する国際標準開発を行うため、経済産業省から新たな事業を受託し、検討を開始した。 ・更に、蓄電システムの国内ユーザー企業（電力会社、ハウスメーカー、ゼネコン）、関連業界団体 等 計 12 社・団体に対し、CDV 及び新たな国際標準開発への取組について併せて紹介した。 また、TC21/SC21A(アルカリ蓄電池及び酸を含まない蓄電池)の国内審議団体である一般社団法人電池工業会の技術委員会(15 回開催)に参加し、規格の審議に貢献した。具体的には、TC120 における最新の活動内容を上記技術委員会に情報提供するとともに、TC120 に対しても TC21/SC21A の規格の策定審議の情報を提供し、当該分野で相互の調整役としての役割を担った。 上記技術委員会を通じて、TC21/SC21A で審議中の規格案(IEC62485-5)に、TC120 で審議中の IEC 62933-5-2 との内容重複が懸念されるとの情報を得たことから、TC120 の審議領域を説明し、規格案どうしの重複を回避するため、TC21 国内委員会を通じて IEC にコメントを提出するとともに、TC120/PT プロジェクトリーダーとともに同技術委員会への協力要請を行った。その結果、該当懸念箇所は訂正されることとなり、それぞれの TC で開発している規格案の内容の重複を回避した。	外でも、米国、英国、豪州、中国で蓄電システムの事故発生が確認されている。こうした状況を踏まえ、IEC/TC 120/WG 5 において審議に関わった各国代表や、蓄電システムのユーザーである各国電力会社関係者等への働きかけを通じた、IEC 規格の利用促進により、日本製品の安全品質(技術基準)の優位性が国際的に示され、国際競争力強化につながる事が期待される。	
		イ「標準化官民戦略」において「認証基盤を速やかに整備する」こととされている大型蓄電池システムに関して、第三者の立場からその安全性等を評価できる認証体制を整備するため、認証機関との協		イ 認証機関との協力体制の構築 現在、認証試験機関 1 社、認証機関 1 社と共同試験契約を締結している。その他の認証試験機関及び認証機関(以下「認証機関等」という。)に対しても、認証機関等が立ち会う共同試験を NLAB で実施することで繋がりを持ち、アウトカム調査のヒアリングによるニーズ調査(3 社 3 件)や機構からのアプローチによる訪問ヒアリング(9 社 17 件)から今後のトレンドをつかむこと等により、ユーザーニーズを取り込んだ魅力的な NLAB を造っていくことで、認証機関等との協力体制の構築を進めている。 また、平成 30 年 8 月に試験機関(エスペック株式会社)が試験所認定時に NLAB を現地試験実施場所として認定を受けた。通常、認証を得るために NLAB で試験を実施する場合、試験実施時に認証機関が立ち会う必要があり、認証機関にとって負担となっていたが、今後、当該試験機関との試験実施時に限っては、認証機関は立ち会いが不要となり、負担が軽減されることになる。 更に、認証機関が関わる共同試験を実施していく中で、海外の有力認証機関 2 機関(UL ジャパン、TUV ラインランド)へは機構から、ヒアリング等のアプローチを行い、共同試験や協力体制の検討を行った。 なお、そのうち UL ジャパンとは、認証を希望する企業の紹介等、引き続き NLAB の活用に向けて、協力体制を進めていくことになった。	国内外の認証機関との協力体制を着実に構築しており、計画の水準を達成した。	

		力体制を構築する。				
		(2)大型蓄電池システムに関する適合性評価の実施 ア 国際規格 ISO/IEC 17025(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)に準拠した試験所として運営するために、品質マニュアル、規程文書等に基づく試験装置等の校正や管理、試験実施要員に対する研修・訓練等を継続的に行う。また、ISO/IEC17025 の改定に対応するため、品質マニュアルの改定などを行うとともに、その運用に必要な研修・訓練等を行う。		(2)大型蓄電池システムに関する適合性評価の実施 ア 国際規格に準拠した試験所としての運営 担当者研修、必要な管理等を継続して実施している。 また、認証機関や認証用の試験を実施する試験所等からの要望や意見交換結果を踏まえ、認証に活用可能な信頼性の高い評価のための方針を決定し、実施した。 具体的には、認証機関等は、ISO/IEC 17025 自己適合宣言を求めていることと、各種マニュアルの整備と、施設設備の管理及び教育訓練について、同等の信頼性確保対策の実施と記録の保管について、ISO/IEC 17025 準拠施設としての運営を求めていることがわかった。このため、ISO/IEC 17025 自己適合宣言を終了することとし、認証に使用可能な試験機器の範囲拡大を図ることとした。 更に、ISO/IEC 17025 改訂への対応として、機構の認定センター担当者との個別のやりとりや説明会への参加を通じ、変更点の確認や改訂作業を開始した。	認証機関や試験機関の認証用試験を実施する施設としてのニーズを把握し、それに必要な ISO/IEC 17025 準拠運営に絞るとともに、その対象範囲を拡大し水準を維持することで、認証に活用する試験利用の利便性の向上を図るとともに、より認証に必要な試験が利用しやすい施設運営をしたことから、計画の水準を達成した。	
		イ 施設を活用した企業のビジネスに	・試験評価実施件数 (外部から	政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容 イ 試験の的確な実施	業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献 NLAB では、先進的な技術・知見等を活用した認証基盤の整備等のため、各種試験を実施しているところであるが、既存の試験のみならず、これまで実施したことのない試験項	

	直結する試験等を実施する。	の依頼に基づき全数を実施)	【共同試験の実施状況】 試験相談には積極的に対応し、事務手続きが試験希望期間までに難しい場合を除き、担当者や試験室を調整することで全ての試験を実施した。 平成 29 年度は 24 社 54 件 78 試験の試験依頼があり全数を実施し、平成 30 年度は 27 社 79 件 102 試験の試験依頼があり全数を実施した。 ○試験依頼元属性 平成 30 年度 <table><tr><td>属性</td><td>件数</td></tr><tr><td>電池メーカー</td><td>15 件</td></tr><tr><td>セットメーカー</td><td>16 件</td></tr><tr><td>自動車関連</td><td>8 件</td></tr><tr><td>認証機関</td><td>1 件</td></tr><tr><td>試験機関</td><td>30 件</td></tr><tr><td>その他</td><td>9 件</td></tr><tr><td>合計</td><td>79 件</td></tr></table> 平成 29 年度 <table><tr><td>属性</td><td>件数</td></tr><tr><td>電池メーカー</td><td>10 件</td></tr><tr><td>セットメーカー</td><td>11 件</td></tr><tr><td>自動車関連</td><td>5 件</td></tr><tr><td>認証機関</td><td>2 件</td></tr><tr><td>試験機関</td><td>20 件</td></tr><tr><td>その他</td><td>6 件</td></tr><tr><td>合計</td><td>54 件</td></tr></table> ○被試験体属性 平成 30 年度 <table><tr><td>属性</td><td>件数</td></tr><tr><td>蓄電池(定置用)</td><td>17 件</td></tr><tr><td>蓄電池(移動体用)</td><td>40 件</td></tr><tr><td>蓄電池(不明)</td><td>19 件</td></tr><tr><td>蓄電池以外(蓄電池関連付属品、燃料電池、消防設備)</td><td>26 件</td></tr><tr><td>合計</td><td>102 件</td></tr></table> 平成 29 年度 <table><tr><td>属性</td><td>件数</td></tr><tr><td>蓄電池(定置用)</td><td>17 件</td></tr><tr><td>蓄電池(移動体用)</td><td>31 件</td></tr><tr><td>蓄電池(不明)</td><td>17 件</td></tr><tr><td>蓄電池以外(蓄電池関連付属品、燃料電池、消防設備)</td><td>13 件</td></tr><tr><td>合計</td><td>78 件</td></tr></table>	属性	件数	電池メーカー	15 件	セットメーカー	16 件	自動車関連	8 件	認証機関	1 件	試験機関	30 件	その他	9 件	合計	79 件	属性	件数	電池メーカー	10 件	セットメーカー	11 件	自動車関連	5 件	認証機関	2 件	試験機関	20 件	その他	6 件	合計	54 件	属性	件数	蓄電池(定置用)	17 件	蓄電池(移動体用)	40 件	蓄電池(不明)	19 件	蓄電池以外(蓄電池関連付属品、燃料電池、消防設備)	26 件	合計	102 件	属性	件数	蓄電池(定置用)	17 件	蓄電池(移動体用)	31 件	蓄電池(不明)	17 件	蓄電池以外(蓄電池関連付属品、燃料電池、消防設備)	13 件	合計	78 件	目についても、産業界のニーズに基づき実施し、平成 29 年度(54 件)の 5 割増の 79 件の試験を実施できた。 また、試験実施を通じて、メーカーの新製品開発や認証取得等について指標を上回る成果を上げた(※)。 ※ 基幹目標における指標「企業等による実用化・認証取得等の件数を前年度比 15% 増加」に対して、下表のとおり前年度比 33%増を達成。 <table><tr><td></td><td>企業等による実用化・認証取得等の件数</td><td>前年度比</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>6 件</td><td></td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>8 件</td><td>33%増</td></tr></table> 更に、電気自動車の世界的な開発競争がいつそう激しくなる中で、国内主要自動車メーカーは全て NLAB を活用しており、機構は国内自動車産業の競争力確保にも貢献した。 試験評価実施件数の増加、企業等による実用化・認証取得等の件数の増加、及び国内自動車産業の競争力確保への貢献を果たしていることは、計画水準を大きく上回る成果である。		企業等による実用化・認証取得等の件数	前年度比	平成 29 年度	6 件		平成 30 年度	8 件	33%増	
属性	件数																																																																					
電池メーカー	15 件																																																																					
セットメーカー	16 件																																																																					
自動車関連	8 件																																																																					
認証機関	1 件																																																																					
試験機関	30 件																																																																					
その他	9 件																																																																					
合計	79 件																																																																					
属性	件数																																																																					
電池メーカー	10 件																																																																					
セットメーカー	11 件																																																																					
自動車関連	5 件																																																																					
認証機関	2 件																																																																					
試験機関	20 件																																																																					
その他	6 件																																																																					
合計	54 件																																																																					
属性	件数																																																																					
蓄電池(定置用)	17 件																																																																					
蓄電池(移動体用)	40 件																																																																					
蓄電池(不明)	19 件																																																																					
蓄電池以外(蓄電池関連付属品、燃料電池、消防設備)	26 件																																																																					
合計	102 件																																																																					
属性	件数																																																																					
蓄電池(定置用)	17 件																																																																					
蓄電池(移動体用)	31 件																																																																					
蓄電池(不明)	17 件																																																																					
蓄電池以外(蓄電池関連付属品、燃料電池、消防設備)	13 件																																																																					
合計	78 件																																																																					
	企業等による実用化・認証取得等の件数	前年度比																																																																				
平成 29 年度	6 件																																																																					
平成 30 年度	8 件	33%増																																																																				

			平成 30 年度は、平成 29 年度に引き続きフル稼働の状態であった。 そのような中、<u>試験準備の効率化等の対応を行うことで、29 年度比 25 件増の 79 件の試験依頼に対応した。</u> また、平成 30 年度も、<u>自動車用蓄電池の試験を 6 社 39 件実施し、29 年度の 6 社 25 件に対し 14 件増となった(国内主要自動車メーカーが全て含まれている)。</u> 電気自動車の世界的な開発競争はいつそう激しくなっており、小型乗用車から大型車に開発のターゲットが広がってきていること等から、それに用いる電池の大容量化や大電流化により試験サンプルも大型化している。このため、<u>民間の試験所で対応出来ない試験が増えてきており、NLAB がそれらを引き受けることによって、国内自動車産業の競争力確保に貢献している。</u> なお、NLAB での自動車用蓄電池の試験実施に当たっては、国土交通省所管の交通安全環境研究所、経済産業省自動車課・国際標準課、一般財団法人自動車研究所等と、役割分担等についての意見交換を実施しながら行っている。 【アウトカムの状況】 NLAB の活用により、メーカーは新製品の開発、認証取得等の成果を得られた。平成 30 年度は以下の 8 件のアウトカムが確認された(平成 29 年度は 6 件)。 ・ <u>東芝インフラシステムズ株式会社が NLAB において実施した蓄電池システムの外部短絡試験、燃焼試験から得られた基礎データを活用し、鉄道に関わる機器やシステムに求められる RAMS(Reliability Availability Maintainability and Safety)規格と呼ばれる欧州規格 EN50126(RAMS)及び RAMS の安全性(Safety)に関する EN50129 の認証を SIL4(最高水準)として取得した。</u>既に国内では蓄電池システムが鉄道に導入されており、回生電力の有効活用のための地上設備や非常走行、架線レス走行のための車両搭載装置として活用されている。同規格の認証取得によって、蓄電池システムを欧州を中心とする海外の鉄道関連会社に売り込むことが可能となった。 ・ <u>ソニーエナジーデバイス(現:株式会社東北村田製作所)と NLAB が実施した試験において安全性が確認されたリチウムイオン電池(製品名:Fortellion)を搭載した UPS(無停電電源装置)が、多摩都市モノレールの本社及び沿線の 19 駅に導入されることが決定した。</u>ソニービジネスソリューションズによる本件のプレスリリースには、当該蓄電池は第 3 者機関(機構)による試験において安全性が確認された旨が記載されている。また、多摩都市モノレールにヒアリングをしたところ、導入を検討した際に第 3 者機関(機構)による安全性試験を参考にしたとのコメントをいただいている。 <URL> http://www.sonybsc.com/sbsc/press/2018/20180927.html ・ NLAB で試験評価を実施した EV 車用リチウムイオン電池が出荷された(企業名、製品名公表不可)。 ・ NLAB で平成 29 年度から安全性試験評価を実施した開発中の製品(電池)が、平成 30 年度にシステムとして製品化され、納品された(企業名、製品名公表不可)。 ・ NLAB の地震波再現試験装置にて安全性評価を実施した防災減災対応システム	
--	--	--	--	--

			(災害時を想定して備蓄した LP ガスから都市ガスと電気を作り出す新商品)の販売が開始された。 ・ NLAB で振動試験を実施した試験体が製品化され、平成 30 年度に販売が開始された(企業名、製品名公表不可)。 ・ NLAB において落下試験や燃焼試験を実施した非常用小型電源装置(防災用を想定した救急医療や在宅医療現場向けの製品)が、平成 30 年 8 月に販売・リースが開始された。今後、自治体や医療機関等への販売・リースが期待される。 ・ NLAB で実施されたリチウムイオン電池(単セル)の燃焼試験のレポート及びビデオが販売された。本レポートはリチウムイオン電池を扱う関係者の電池開発や消火等の参考になるもので、「消防防災科学論文」として平成 30 年度消防防災科学技術賞の奨励賞を受賞した。																					
	ウ 試験評価拠点をより多くの事業者を活用してもらうための普及啓発活動を実施する。また、事業者訪問を通じて要望、ニーズを把握し、試験サービスの充実、改善につなげる。	政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容 ウ 普及啓発活動、ニーズの把握及び試験サービスの充実、改善 【広報活動】 平成 29 年度に引き続き、積極的なアウトリーチ型の広報活動を実施し、平成 30 年度は 18 社と共同試験契約を締結した(平成 29 年度は 18 社)。 ○広報活動 <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>平成 29 年度</td></tr><tr><td>展示会への出展</td><td>4 回</td><td>5 回</td></tr><tr><td>寄稿、執筆</td><td>0 回</td><td>7 回</td></tr><tr><td>講演会への登壇</td><td>4 回</td><td>1 回</td></tr><tr><td>アウトカム調査</td><td>10 社・団体</td><td>14 社・団体</td></tr><tr><td>見学の受入れ</td><td>85 社・団体 118 回 約 900 人</td><td>118 社・団体 130 回 約 1200 人</td></tr><tr><td>個社との個別相談(訪問説明)</td><td>101 社・団体 134 回</td><td>47 社・団体 71 回</td></tr></table> 平成 30 年度は、個社との個別相談に特に力を入れ、従来の蓄電池メーカーや試験機関だけではなく、蓄電池ユーザー、リース企業等へ対象企業を拡大、訪問企業も大幅に増やし、業界の研究開発のトレンドやユーザーニーズの把握を行い、今後の NLAB のあるべき姿について検討を行った。また、展示会の出展は以前からブースへの来場者数が多い二次電池展(2 展示会で約 1000 人来場)を中心に行うとともに、海外を含め、NLAB において蓄積した蓄電池の知見等を台湾や国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の講演会にて、登壇し、NLAB の PR を行った。 【ニーズの把握、試験サービスの充実、改善】 ●ニーズ把握等を基にした個別案件 ① NLAB 独自の外部短絡試験装置&充放電装置の開発 蓄電池の大容量化や大電流化が進んで来ており、その安全性確保に必要な遮断機		平成 30 年度	平成 29 年度	展示会への出展	4 回	5 回	寄稿、執筆	0 回	7 回	講演会への登壇	4 回	1 回	アウトカム調査	10 社・団体	14 社・団体	見学の受入れ	85 社・団体 118 回 約 900 人	118 社・団体 130 回 約 1200 人	個社との個別相談(訪問説明)	101 社・団体 134 回	47 社・団体 71 回	業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献 平成 30 年度は、個社との個別相談に特に力を入れ、従来の蓄電池メーカーや試験機関だけではなく、蓄電池ユーザー、リース企業等へ対象企業を拡大、訪問企業も大幅に増やし、業界の研究開発のトレンドやユーザーニーズの把握を行い、試験評価サービスの向上に努めた。例えば、試験ユーザーである蓄電池メーカーや保護デバイスメーカーから電圧・電流の任意設定が可能で、複数回の短絡試験をリーズナブルなコストで試験する要望を踏まえ、直流短絡試験におけるユーザーニーズの把握を行い、企画構想、メーカー選定、仕様決定、調達、実運用、保守点検までの一連の業務を構築し、民間にできない外部短絡試験装置及び充放電装置を有効活用したオリジナルな試験システムを構築した。また、新たな試験需要が想定される中古蓄電池のリユースの安全性試験、コンテナサイズの蓄電池の事故を想定した試験評価について公募による試験を開始した。このように、民間のユーザーニーズ調査や技術トレンドをつかむことで、蓄電池メーカー等の要望に応える魅力的な試験施設につながっており、計画水準を大きく上回る成果である。
	平成 30 年度	平成 29 年度																						
展示会への出展	4 回	5 回																						
寄稿、執筆	0 回	7 回																						
講演会への登壇	4 回	1 回																						
アウトカム調査	10 社・団体	14 社・団体																						
見学の受入れ	85 社・団体 118 回 約 900 人	118 社・団体 130 回 約 1200 人																						
個社との個別相談(訪問説明)	101 社・団体 134 回	47 社・団体 71 回																						

			等(※)の安全装置も大電流に対応可能なものが開発されてきている。 しかしながら、新たに大電流に対応するために開発した遮断機の安全性評価が、国内において安価で継続して実施出来ないことから、信頼性確認のために海外において高額な費用負担で実施する必要がある、国内での蓄電池開発の停滞や高コスト化が懸念されていることが分かった。 これに対し、NLAB において、安価で継続して試験実施が可能な試験機構の開発を平成 29 年度から開始し、平成 30 年度第 1 四半期までにおいてその有用性を確認したことから、第 2 四半期から試験サービスを開始した。平成 30 年度は 8 件の該当する試験を実施した。 ※ 現在は、ヒューズやバスバーを用いて過電流時の切断機能を持たせているが、より精度良く切断する場合にはスイッチが必須となりつつある。しかしながら、試験する際の電圧源に相当な規模の施設が必要となるため、現在は蓄電池を用いて実施しているが、試験により蓄電池に負荷がかかることから、安全性及び試験結果の信頼性の関係から一度限りの使用により蓄電池を廃棄する必要がある、試験サンプルの価格に比べその費用が高額なことがネックになっている。 ●将来の試験需要を想定し、次の試験について公募形式で事業者の協力を得て実施 ② コンテナサイズの安全性試験を公募により実施 日々、国内だけでなく世界中で新たにコンテナサイズ蓄電池が設置されているが、韓国で多発しているコンテナサイズ蓄電池の発火事故だけでなく、これまでもコンテナサイズ蓄電池の発火事故が多数発生している。将来、NLAB に対しこれらの原因究明への協力依頼や、対策の妥当性検証のための試験依頼がなされることが想定される。しかしながら、NLAB においてもそれらの試験評価の経験が無いことから、安全に目的とする試験データを得るためには準備が必要である。 このため、コンテナサイズ蓄電池を安全に試験するため課題の確認や準備検討に必要な知見を得るため、公募形式で事業者の協力を得て実施し、その結果について検証作業を実施。 (公募期間:平成 30 年 3 月 20 日～4 月 30 日 応募:1 事業者) ③ 中古蓄電池の安全性試験を公募により実施 中古蓄電池がインターネット上で売買されている。また、電気自動車の普及により、将来的に多数の中古蓄電池が定置用蓄電池として再利用することが計画されている。 蓄電池は製造後徐々に劣化が進み、使用場所や使用方法によっては安全性が低下するものや一定期間経過後に急激に劣化が進むものもある。 また、洪水等の自然災害において、蓄電池が被害を受ける場合があり、その場合には、状態確認や撤去移動が必要となる。 しかしながら、中古蓄電池の安全な移動や、再利用するための安全確認方法は定められていないだけでなく、中古蓄電池がどのような挙動をするかについての知見も十分ではないことから、それらの標準化や規格化の検討も必要となってきた。このため、中古蓄電池の安全な移動や使用等により起きる挙動の確認、安全に試験するため課題の確認や準備検討に必要な知見を得るため、公募形式で事業者の協力を得て平成 30 年度は応募 4 社中、1 社実施。 (公募期間:平成 30 年 10 月 18 日～平成 31 年 3 月 31 日 応募:4 事業者)	
--	--	--	--	--

		エ 大型蓄電池システムに関する試験・評価手法開発について、海外機関との連携を実施する。		エ 大型蓄電池システムに関する海外機関との連携 平成 28 年度に締結した秘密保持契約の下、引き続き平成 30 年度はサンディア国立研究所 (SNL) との共同試験における条件設定等の協議を続けた。この過程において、SNL との緊密な関係から折々の国際フォーラムへの参加や国際学術機関誌への NLAB 紹介記事の掲載等の機会を得て、国際的に NLAB の存在意義・優位性を知らしめた一方で、米国内の蓄電システム安全規格等の情報を入手し、機構が参画する国際標準開発の関係者に情報提供することで、世界トップクラスの蓄電システム利用国である米国の動向を国際標準 (IEC62933-5-2) 開発に反映してきたところ。 大型蓄電池システムに関する試験・手法開発につなげていくための緊密な連携に係る最初の共同試験として、SNL と機構が安全性試験をラウンドロビン方式 (同じ試験体を準備し、各機関が同一条件で同一の試験を実施し、試験データを比較する) で実施することに合意、試験環境の違い等による試験データの差異を確認することとした。このため、双方の試験において可能な限り有意差を生じさせないよう、均一かつ同等の試験体入手することが必要となった。 試験体については、安全性試験用途で、自社の蓄電池を外部に販売することを認めない事業者がほとんどであるため、その入手は極めて困難であった。予期せぬ困難に SNL が試験実施に消極的となったところ、機構は、ラウンドロビンテストにも耐えられる品質が一定の試験体を販売している事業者を調査し、SNL に継続的な連絡を続けたことで、平成 31 年 3 月米国での対面協議を実現した。 対面協議において、機構が実施した独自試験によるデータ解析を紹介したことで、NLAB 試験施設の優位性及び機構職員の技術力が伝わり、SNL の関心を引きつけた。最終的には、機構が提案した試験体の調達方法で、試験体を調達することに合意し、共同事業の実施に向けて、試験条件、スケジュール等の最終調整を実施していくこととなった。	共同試験に係る試験体入手の困難さから、SNL が試験実施に消極的となったが、機構の粘り強い調整により試験体入手に目途を立て、SNL との連携 (※) を継続しており、計画の水準を達成した。 ※ SNL は米国エネルギー省 (DOE) 傘下の研究所であり、米国蓄電池業界に対し大きな影響力を持っている。例えば、米国の蓄電システムの安全性に関する基準 (モデルコード) 策定を統括する役割を果たし、その基準を議論するための WG を多数主催している。また、蓄電システムの燃焼モデル開発の研究を実施している。そのため、SNL との協力関係を構築していくことで、米国蓄電池業界に対する機構のプレゼンスが向上し、米国の基準策定に我が国の意見を反映させることも可能となり、我が国企業の国際競争力強化につながる事が期待される。	
	2. ファインバブルに関する国際標準化への協力及び認証体制構築の支援 経済産業省や民間の団体が実施するファインバブルに関する国際標準化の取組に協力し、引き続き、新たな測定方法・試験手順案の作成を行う。また、	2. ファインバブルに関する国際標準化への協力及び認証体制構築の支援 経済産業省や民間の団体が実施するファインバブルに関する国際標準化の取組に協力し、引き続き、新たな測定方法・試験手順案の作成を行う。また、				

	た、各種試験設備と技術的知見を活用し、より効率的な試験方法の開発・提供を行う。	各種試験設備と技術的知見を活用し、より効率的な試験方法の開発・提供を行う。				
		(1) 国際標準化の取組への協力 ア ファインバブルの国際標準化を目指して、新たにファインバブルの特性評価に関する測定方法や試験手順を取りまとめ、民間の業界団体に提供する。		(1) 国際標準化の取組への協力 ア 民間の業界団体への技術提供 ユーザーが自らの用途に合わせてファインバブルの効果が得られる発生装置を選択できるように、効果特性の指標になる表面張力、ゼータ電位による測定方法を確立し、民間の業界団体(一般社団法人ファインバブル産業会:FBIA)に提供を行った。 また、平成 27 年度から機構で開発していたウルトラファインバブルの消泡に関する評価法を取りまとめ、国際規格原案を作成し ISO(国際標準化会議)TC(技術委員会)281(ファインバブル技術)の国内審議委員会に提供した。	新たな測定方法を確立して民間の業界団体に提供を行うとともに、ウルトラファインバブルの消泡に関する評価法を国際規格原案として作成し国内審議委員会に提供しており、計画の水準を達成した。	
		イ ファインバブルの国際標準化を検討している ISO /TC 281 (ファインバブル技術)で審議中であって、機構が技術上の情報提供を行っている規格案の国際標準化に貢献するとともに、新たな測定方法に関する規格案の審議が開	政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容 イ 国際標準化への貢献 ファインバブル技術に関する国際標準化を検討している ISO/TC(技術委員会)281(ファインバブル技術)の WG(作業グループ)2(計測)国内審議委員会及び国際委員会に専門家として参加し、以下の取組を実施することで国際標準化へ貢献した。 ① 機構の蓄積したデータをもとに原案を作成した「保管・輸送法」の国際規格案に関しては、規格案の信頼性に懐疑的な他国から国際比較試験を要求された。このままだと審議の長期化と試験参加国に試験手順を公開することによるノウハウ漏洩の危険があったが、議長国である英国と水面下での擦り合わせを行い日本と英国との 2 カ国のみで機構の手順を使った比較試験を実施し、試験結果を示すことで、ノウハウを秘匿したまま規格案の信頼性を担保することに成功した。このことにより早期(平成 30 年 10 月)の国際規格発行に貢献した。 ② 機構の開発した手順をもとに原案を作成した「ウルトラファインバブルのサンプリング・サンプル調製法」の国際規格案も①と同様に早期(平成 30 年 11 月)の国際規格発行に貢献した。 ③ 機構の開発した手順をもとに原案を作成した「マイクロバブルのサイズ評価法」に関して平成 30 年 5 月に NP(新作業項目提案)登録された。その後、修正案を作成して、ハノイ会議(平成 31 年 2 月)において専門家として修正案の説明を行った結	業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献 機構が技術上の情報提供を行っている規格案の国際標準化に貢献し、2 本の国際規格の発行につながった。 これまで間違った保管・輸送やサンプリングを行っていたことが、ファインバブル技術を使った製品開発の障壁になっていたが、議長国である英国と水面下での擦り合わせを行う等機構の尽力によりノウハウの秘匿と早期の規格発行を両立させた。これらの障壁を取り除き国内企業の競争力強化に貢献したことは、計画水準を大きく上回る成果である。		

		始できるよう関係者に働きかける。また、バイオテクノロジー分野が有するバイオテクノロジーに関する知見も活用する。		果、更なる修正を加えた後に国際規格原案(DIS)登録する決議を得た。 ④ 新たな提案を目指して平成 29 年度のうち議長に説明をし、提案の了解を得ていた「ファインバブルの消泡に関する評価法」について、防衛のための特許を出願し、技術の裏付けとなる論文の準備が整ったことから、ハノイ会議(平成 31 年 2 月)において専門家として機構が作成した規格原案の説明を行った結果、各国からの意見を反映させた後、新業務項目提案(NP)投票する決議を得た。 ⑤ 新たな提案において、試験方法やデータについて各国の専門家からの信頼を得ることが求められる。そこで機構が開発した超音波等を用いたファインバブルの消泡について、ファインバブル研究をリードしている慶応義塾大学と平成 30 年 8 月に共同研究契約を締結した。④の論文として、共同で査読付き論文を執筆中である。 ⑥ 韓国が提案している「ファインバブルの水処理試験」に関する委員会原案(CD)について、修正された規格案が ISO/TC281 で回付された際には、機構バイオテクノロジーセンターの知見を活用し、技術的なコメントを入れてもらう予定であるが、平成 30 年度は修正規格案の回付がなかった。		
		(2) 民間による認証体制構築の支援 民間が実施するファインバブル関連製品に関する認証基盤構築に協力する。		(2) 民間による認証体制構築の支援 平成 28 年度に機構が開発したマイクロバブル(粒径が 1 μ m ～ 100 μ m の気泡)の測定手順及び平成 29 年度に機構が開発したウルトラファインバブル(粒径が 1 μ m 未満の気泡)の測定手順を業界団体に提供したことで、ファインバブル発生装置の発生性能を評価する方法が確立し、平成 29 年度に認証制度が立ち上がった。平成 30 年度は次の①及び②を実施した。 ① シャワーヘッドの測定方法 水道圧を動力源とするファインバブル発生方法の 1 つであるシャワーヘッドの測定方法を開発し、並行して、シャワーヘッドメーカー 3 社へのヒアリングを行った。ヒアリング結果も折り込み、実現可能な試験手順書を取りまとめ、民間の業界団体(FBIA)に提供を行った。また、シャワーヘッド開発メーカーとの最終打合せを行い、FBIA による認証規格作成を支援した。今後、FBIA により製品認証が開始される予定。 ② ファインバブル測定範囲の拡大 レーザ回折・散乱法(LD)を用いたウルトラファインバブル及び 1 μ m 付近のマイクロバブルの測定方法を開発し、FBIA の行う認証事業の試験機関候補先に対して説明会を開催し(平成 30 年 9 月 2 回開催)、技術移転を行った。これにより、これまで測定ができなかった 1 μ m 付近のマイクロバブルの測定が可能になり、ファインバブルの粒径範囲の全てを測定可能となった。また、新たに開発した LD を用いた測定方法の検証を目的として、FBIA が実施する民間試験機関の測定能力に関する比較試験に対して、参照となる測定データを FBIA に提供すると共に、比較試験の結果からその精度と問題点の抽出を行い、改善策を含む技能試験手順を提示した。今後、FBIA により LD を用いた試験機関が登録される予定であり、毎年 FBIA が実施する技能試験においては機構が提示した手順に従うことにより各試験機関の測定精度が向上していくことが見込まれる。	機構が有する測定技術・設備を活かして新たな測定方法の開発及び民間への技術移転を着実に実施しており、計画の水準を達成した。	
3. 電気保安技術支援業務 電力システム改革後	3. 電気保安技術支援業務 電力システム改革後					

	を見据えた電気安全の水準を維持・向上するために、産業構造審議会保安分科会で承認された方針に基づき、電気保安行政を技術的に支援する機関として必要な取組を行う。 具体的には、電気保安に係る事故情報の整理・分析と経済産業省への報告、将来的な事故分析の高度化を見据えた情報システムの構築等を実施しつつ、体制の整備を行う。				
	(1) 電気保安に係る事故情報の整理・分析 事業者から経済産業省に提出される電気設備の事故情報について、経済産業省の要請に基づき、事故情		政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容 (1)電気保安に係る事故情報の整理・分析 平成 29 年度発生 of 電気事故について、経済産業省(本省及び各産業保安監督部等をいう。以下「3. 電気保安技術支援業務」において同じ。)から電気関係報告規則(昭和四十年通商産業省令第五十四号。以下「報告規則」という。)に基づき提出された事故情報等の提供を受け、平成 29 年度に引き続き整理・分析を実施した。この取組は、平成 27 年度発生 of 電気事故について平成 28 年度に整理・分析を実施した際より継続的に実施しているもので、平成 30 年度で 3 年目の取組となる。 ●電気保安統計の取りまとめ 報告規則第 2 条に基づき電気事業者から経済産業省に提出された事故情報集計表及び報告規則第 3 条に基づき経済産業省に報告された重大事故報告書のうち自家	業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献 保安統計のとりまとめや重大事故の整理・分析を着実に実施し、分析結果を関係者等に適時水平展開を行った。特に、一般財団法人電気工事技術講習センター主催セミナーでの講演に関しては、自社内での安全教育に活用したい等の高い評価を得た。また、電気保安統計の更なる高度化に資するよう制度改善を経済産業省に提案するに留まらず、経済産業省が行う省内及び関係者との調整にも機構が協力し、制度改正にまでつなげており、計画水準を大きく上回る成果である。	

		報を統計的にまとめるとともに事故の傾向等の評価・分析を行い、年間統計や水平展開すべき事項等の分析結果を経済産業省及び産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会に報告するとともに、関係団体や関係者等に情報共有する。 また、これらの分析作業を通じ、制度上変更が必要な箇所があれば、その点に対する対処方針案を含めて、経済産業省に提言する。		用電気工作物にかかる事故情報を経済産業省が内規「電気関係報告規則第 3 条に規定する事故の報告及び自家用電気工作物電気事故統計表の作成について(内規)」に基づき集計した表の提供を受け、電気保安統計を取りまとめた。電気保安統計は平成 31 年 3 月に公開するとともに、平成 31 年 3 月 15 日の産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会(以下「電安小委」という。)において機構からその概要を報告した。 ●電気保安統計の報告表改善案の提案 3 年間(平成 27～29 年度)の電気保安統計のとりまとめや事故情報の整理・分析の取組の知見を活かし、<u>電気保安統計の基である報告表の改善案を経済産業省に提案した。経済産業省が行う省内及び関係事業者との調整に協力し、提案内容が反映された内規の平成 30 年 12 月 20 日の改正に寄与した。</u> ●重大事故情報の整理・分析 報告規則第 3 条に基づき経済産業省に報告された重大事故報告書について、整理・分析を実施した。平成 30 年度は死傷事故に関する整理・分析を新たに実施し、平成 30 年 11 月 13 日の<u>一般財団法人電気工事技術講習センター主催セミナーにて関係者約 160 名に対して講演(情報共有)を実施した。このセミナーにおいて提示した事例集については、セミナー後に自社内での安全教育に活用したい等の高評価を得ており、電気保安業界の安全向上に貢献した。</u>また、死傷事故過去 3 年間の過年度比較を実施し、平成 31 年 3 月 15 日の電安小委で報告した。	
		(2) 詳報データベースの構築・運用 行政における電気保安に係る事故情報の管理・分析・水平展開等の高度化に資するよう、平成			

		32 年度を目途に事故情報を活用しやすいよう整理しつつ高度な分析等の支援機能を有した事故情報データベースである「詳報データベース」の本格運用を開始する。				
		ア 電気設備の事故報告書作成を支援するシステム(詳報作成支援システム) 事業者から経済産業省に提出される電気設備の事故報告書の作成を支援するため、平成 29 年度に構築した詳報作成支援システムのプロトタイプ版について、利用予定者の試用を行って改善点や意見を抽出し、完成版の構築に必要な作業を行う。		(2)詳報データベースの構築・運用 ア 電気設備の事故報告書作成を支援するシステム(詳報作成支援システム) 平成 30 年 7 月から 9 月にかけて、経済産業省、電気保安協会及び電気管理技術者協会の各地域の担当者に対し訪問、平成 29 年度末に構築した詳報管理・公表システムの一部である詳報作成支援システムプロトタイプ版の使用方法について説明会を実施するとともに、本システムの改善意見等を募集した。システムの趣旨については高評価であったが、使い勝手面において約 360 件の意見等が集まった。その内容を整理し、平成 30 年度末までに改善する事項を抽出し、平成 31 年度に実施する公表に備えてシステム改修を行った。		詳報作成支援システムについて、関係者試用により集まった意見を精査し、年度内に改善できる点について抽出するのみならず改善対応まで実施した点は計画水準を上回る成果である。

	イ 電気設備の事故情報を整理・分析・公表するシステム(詳細管理システム・詳細公表システム) 電気設備の事故情報の体系的な整理、分析、公表を目指し、年度内を目処に詳細管理システムのプロトタイプ版の構築に着手する。 また、経済産業省や関係団体等と協議の上で、事故情報の公表のあり方について方針を決定し、詳細公表システムの構築に着手する。		イ 電気設備の事故情報を整理・分析・公表するシステム(詳細管理システム・詳細公表システム) 詳細管理・公表システムについて、ユーザーである経済産業省のニーズを踏まえて仕様を確定し、構築を開始し、平成 31 年 3 月にプロトタイプ版を作成した。また、平成 31 年度に行う試用を円滑に行うことができるように、経済産業省の各地域の担当者に訪問し、プロトタイプ版の使用方法について説明を実施した。試用開始前であるが、機能・使い勝手については高評価を得た。また、公表方法のあり方を検討するため、公表に関するヒアリングを実施した。	詳細管理・公表システムについて、仕様を確定させて構築を開始したのみならず、プロトタイプ版を作成し平成 31 年度の作業を円滑に行えるように関係者説明等まで実施した点は計画水準を上回る成果である。	
	(3) 技術支援機関としての体制整備 産業構造審議会保安分科会において、機構は事故分析機能等を通じハード面の安全性に係る技術的検討の総合調		政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容 (3)技術支援機関としての体制整備 事故情報の整理・分析を実施している中で、ハード面において、手段・余力等が無く原因不明で留まっている事故報告が存在しているという課題を見出した。その課題に対応するため、機構による事故実機調査の必要性を経済産業省に提案し、調整を続けた結果、経済産業省の電気保安施策の中に採用され、必要な予算が国から措置されるに至った。そこで、事業計画3.(1)や(2)の取組を着実に実施しつつ、並行して、次のとおり事故実機調査開始に向けた基礎体制の整備及び活動を実施した。 ・ 経済産業省や機構と特に関係の深い一部地域の消防に機構各支所等と連携して訪問等を 34 回実施し、協力関係を構築・強化した。 ・ 機構製品安全センターや支所と調整を重ね、部門の壁を越えた当面の実施体制方針を整理し、技術力向上のための勉強会も実施した。その結果、関係機関や製	業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献 今までの事故情報の整理・分析の中から解決すべき課題点を見出し、その課題に対して機構の知見を最大限活用した対応策を検討し、事故実機調査の必要性を経済産業省に提案した。また、単なる提案に留まらず、事故実機調査の具体的な内容やそれを実施するために必要となる予算及び他機関との協力関係構築を整理し、経済産業省及び他機関と粘り強く調整を続けた。その結果、経済産業省の電気保安施策として採用に至ったこと、他機関との協力関係を構築・強化できたこと、更に平成 30 年度のうちに具体的な調査等にまで着手したことは、計画水準を大きく上回る成果である。	

		整機能の役割を担うことが期待されたことも踏まえて、経済産業省に対する支援の検討を、電気保安に関連する国内外の情報収集及び電気保安行政を技術的に支援する専門機関としての体制整備を行いつつ実施し、順次可能な支援を行う。		品安全センター、支所の協力を得て平成 30 年度のうちから 10 件の事故実機調査に着手した。 ・ 業界団体である<u>電気設備学会からの依頼を受け、電気設備学会内に設置されたスマートメータ火災に関する検討委員会に委員として参画した。</u> 事故実機調査以外にも、大型蓄電池システムに関する海外事故情報を経済産業省に共有する等の取組も実施し、技術的に支援する専門機関としての体制整備を着実に進めた。	
--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

--

Ⅱ.業務運営の効率化

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0398, 0399

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度 値)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	業 務 経 費 (予 算 額、千 円)	前年度比 1%以上削減	＊新規に追加されるもの や拡充分等は除外	－	5,625,555	5,569,299 (-1.01%)	－		
				－	－	5,804,825	5,746,777 (-1.01%)		
							5,843,075	5,784,644 (-1.01%)	
	一般管理費(予算額、千 円)	前年度比 3%以上削減		－	1,041,324	1,010,085 (-3.09%)	－		
				－	－	1,013,609	983,200 (-3.09%)		
				－	－	－	997,459	967, 535 (-3.09%)	
	NITE-LAN システムのサ ービス提供時間内におけ る稼働率	99%以上		－	－	99.8%	99.3%	99.8%	
	NITE-LAN システムの各 種申請の処理時間	3 営業日以内(繁忙期を除 く)	＊繁忙期:組織変更を 伴う人事異動がある時期	－	－	最長 3 営業日	最長 3 営業日	最長 3 営業日	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			
			業務実績	自己評価		
Ⅲ．業務運営の効率化に関する事項 1．業務改善の取組に関する目標 運営費交付金を充当する業務については、業務の効率化	Ⅱ．業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 業務改善の取組に関する目標 運営費交付金を充当する業務につ		Ⅱ．業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 業務改善の取組に関する目標 機構は、新規に追加されるものや拡充分等を除外した上で、業務経費の効率化として平成 30 年度は前年度比 1.01％減、一般管理費の効率化として前年度比 3.09％減を係数として乗じた運営費交付金の交付を受け、効率化目標（業務経費の効率化として前年度比 1％減、一般管理費の効率化として前年度比 3％減）を達成した。 ●調達等合理化計画に基づく調達の改善適正化のための取り組み 平成 30 年度調達等合理化計画については、契約監視委員会（平成 30 年 6 月 13 日）における了承を経て、公表（平成 30 年 6 月 22 日）し、以下の取り組みに努めた。 ○一者応札・応募の減少のための取組	全体評価：B 業務改善の取組に関する目標、給与の適正化等、業務の電子化を軸に機構全体の業務運営の効率化に努め、計画を達成した。 業務改善の取組に関する経費目標については、業務経費を前年度比 1％以上、一般管理費を前年度比 3％以上の経費削減をするとともに、調達等合理化計画に基づいた適正化の取組について指標を達成した。 給与の適正化等については、機構の平成 30 年度の給与水準に関する対国家公務員（ラスパイレス）指数は 97.0（前年度実績 96.7）であり、適正な給与水準を維持した。 業務の電子化としては、業務基盤システムである NITE-LAN システムを本格稼働し、ロケーションフリーの業務環境の整備や個人の Web 会議環境の導入による情報共有・コミュニケーション環境が整い、機構職員がより効率的・効果的に業務を実施することが可能		

	を図ること等により、新規に追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経費については前年度比 1%以上、一般管理費については前年度比 3%以上の効率化（総額では前年度比 1.3%の効率化に相当）を行う。また、新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。また、調達等合理化計画に基づき調達の改善を図る。	いては、業務の効率化を図ること等により、新規に追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経費については前年度比 1%以上、一般管理費については前年度比 3%以上の効率化（総額では前年度比 1.3%の効率化に相当）を行う。また、新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。また、調達等合理化計画に基づき調達の改善を図る。	調達等合理化計画に基づき、一者応札・応募の減少のために事業者が応札準備期間を十分に確保できるように、以下の取り組みを継続的に実施した。 - すべての役務調達について入札説明会の実施や調達予定情報のホームページ公開等による情報提供の充実 - 機構ホームページから入札説明書をダウンロードできる仕組みやテレビ会議を活用した東京と大阪等の複数拠点での同時入札説明会及び入開札の実施を行う等入札参加者の利便性の向上 - 応募者の増加を促すため、十分な公告期間の確保や入札案件に応じた入札参加資格(ランク)の緩和 - 入札不参加事業者への聞き取り調査を行い、改善策を検討 以上を踏まえ、一者応札・応募減少のための指標を2つ設定し、いずれの指標も達成した。 指標1:公告から適合証明書等又は入札書提出期限までの期間を平均で 25 日以上確保 - 平成 30 年度、契約件数 163 件で平均 26.6 日 指標2:平成 30 年度に契約する予定情報の充実を図り、50 件以上公告前に公表する - 技術審査の有無等の付加情報を加え、平成 30 年度に 143 件公表済み ○調達に関するガバナンスの徹底 【新たな随意契約に関する内部統制の確立】 契約審査委員会において、すべての随意契約案件(34件、前年度 25 件)を審査し、うち 1 件を公募、1 件を入札に切り換えた等、適正に随意契約が行われるよう取り組んだ。 【不祥事発生の未然防止・再発防止】 新規採用職員研修(平成 30 年 4 月)、新任管理職研修(平成 30 年 7 月)、契約適正化推進月間(平成 30 年 12 月)、財務会計システム操作研修(平成 30 年 12 月)、既存管理職研修(平成 31 年 1 月 2 回)会計担当者会議(平成 31 年 2 月)で調達に関する研修を行った。	となる環境を整えた。 サービス提供時間内における稼働率については指標 99%に対して 99.8%を達成するとともに、各種申請の処理時間も指標 3 営業日以内(繁忙期を除く)に対して最長 3 営業日といずれも指標を達成した。また、ルールの変更及び周知徹底することで電子決裁を推進(実施率 100.0%、前年度 65.2%)するとともに、印刷枚数の提示等で紙の使用状況を見える化したことでペーパーレス化を推進(19.6%、389 万円)し、印刷経費を削減(前年度は 19.4%、477 万円))した。	
2. 給与水準の適正化等 役職員の給与水準について、「独立行政法人	2. 給与水準の適正化等 役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関		2. 給与水準の適正化等 人材の効率的・有効活用、適正配置を推進し、職員数及び人件費の厳正な管理を行うことで、給与水準の適正化を図った。 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」で求められている、国家公務員の給与を参酌した給与水準の妥当性については、平成 30 年給与水準に関する対国家公務員(ラスパイレス)指数を算出し、97.0 (年齢・地域・学歴勘案、平成 29 年度は 96.7)と国家公務員とほぼ同水準で妥当であることを確認した。		

	改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。				
	3. 業務の電子化 機構の業務・システム最適化計画（平成 28 年度改訂）に基づき、次期 NITE-LAN システム(機構の共通基盤情報システム)の構築を行う。この次期 NITE-LAN システムの活用を通してロケーションフリーなワークスタイルへの移行、情報共有を推進し、機構業務の向上と改善を図る。 また、電子決裁など業務の電子	3. 業務の電子化 機構の業務・システム最適化計画（平成 28 年度改訂）に基づき、次期 NITE-LAN システム（機構の共通基盤情報システム)の構築を行う。この次期 NITE-LAN システムの活用を通してロケーションフリーなワークスタイルへの移行、情報共有を推進し、機構業務の向上と改善を図る。 また、電子決裁など業務の電子化		3. 業務の電子化	

	化の一層の推進を図り、その際新たな情報システムの構築を行う場合には、業務効率の向上や情報セキュリティの確保の観点を踏まえ、計画的に実施を行う。 さらに、NITE-LAN システムの安定的な運用を行う。	の一層の推進を図り、その際新たな情報システムの構築を行う場合には、業務効率の向上や情報セキュリティの確保の観点を踏まえ、計画的に実施を行う。 さらに、NITE-LAN システムの安定的な運用を行う。				
		ア 次期 NITE-LAN システムについては、職員等からのヒアリング、web アンケート等で徴収した意見を取り入れ、平成 28 年度に見直しを行い策定した業務・システム最適化計画等を踏まえ、平成 31 年 3 月までに構築を行う。		ア 次期 NITE-LAN システムの構築 次期 NITE-LAN システムの調達については、業務・システム最適化計画（平成 28 年度に見直し）等を踏まえ作成した仕様書に基づき公共サービス改革基本方針に則った調達を実施した。平成 30 年 4 月 17 日の入札および暴力団排除手続きを経て 5 月 16 日に構築業者と契約した。 契約した構築業者と打合せを重ね、平成 31 年 3 月 18 日に次期 NITE-LAN システムの本格稼働を開始した。これによりロケーションフリーの業務環境の整備や個人の Web 会議環境の導入による情報共有・コミュニケーション環境が整い、機構職員がより効率的・効果的に業務を実施することが可能となる環境となった。これに伴い、各職員へ貸与される端末の新たな使い方（テレワークや持ち出し）が適切なセキュリティを確保した上で行うことができるよう「機構外での情報処理を行う場合の安全管理規程」等の関係する規程を改正し、役職員に周知した。 また、情報セキュリティに関する例外措置要領等の様式をイントラネット上のワークフローで行えるようにして、手続きの電子化を推進した。		
		イ 次期 NITE-LAN システムの構築に伴い、NITE-LAN		イ 次期 NITE-LAN システム構築に伴う業務システムの移行 次期 NITE-LAN システム構築に伴い、旧 NITE-LAN システム上で稼働していた文書管理システム、財務・会計システム、イントラネット等の一般業務システム及び各分野における情報公開システム等に移行する必要があった。この移行を計画的にかつ確実にを行うため、次期 NITE-LAN システム移行プロジェクトチームを平成 29 年 12 月に立ち上		

		システム上で稼働する業務システムについて、次期 NITE-LANシステム上で稼働できるよう平成 31 年 3 月末までに改修し移行する。		げた。 この次期 NITE-LAN システム移行プロジェクトチームを通して、移行対象となる 26 システムの調達・移行においてスケジュールを管理するとともに、情報セキュリティの確保や次期 NITE-LAN システムとの整合性を図りつつ進め、平成 30 年 12 月までにすべてのシステムの調達手続きを完了し、次期 NITE-LAN システム上で稼働させた。		
		ウ 情報システム開発・調達や業務の効率化に関して、民間企業で専門的な知識と経験を有する CIO 補佐官の積極的な活用により、業務の最適化を図るとともに、透明性、公平性の確保等 IT 調達制度の適切な運用を行う。		ウ IT 調達制度の適切な運用 機構での情報システムの開発・調達にあたっては、CIO 補佐官を積極的に活用し、仕様書作成の前段階から相談に応じる等のサポートを行った。その結果、外部委託やシステム化の範囲等についてシステムの所管課の担当者のスキル不足を補い、適切にシステム調達に着手できた。 平成 30 年度は、次期 NITE-LAN システムの導入、関連するシステムの移行や改修、改元への対応等に関して 29 回の情報システム政府調達審査会(13 システム)、94 件の仕様書審査、21 件の提案書の確認を行った。その際、CIO 補佐官の受注者側の経験・知見を活かして、システム開発における工数積算に関する適切な助言を行うとともに、受注者が見てわかりやすい仕様書とするための要件の検討等に関しても客観的かつ専門的な視点を踏まえた助言を行い、情報システム化の対象となる業務の最適化を図るとともに、IT 調達における透明性、公平性を確保した。		
		エ 情報システムの構築・改修にあたっては、機構内のシステムの全体像を俯瞰しつつ、情報セキュリティに十分配慮した上で、計画的に行う。		エ 計画的なシステム構築・改修 機構での情報システムの構築・改修に対して、事前相談やヒアリングを通じて、システム開発の計画段階から、業務の実態、調達担当課の要望、情報システムとしての全体像、必要な要件等を把握した。個別の情報システムの観点のみではなく、インフラを提供する NITE-LAN システムのライフサイクル、費用、NITE-LAN システムと個別システム間でのシステムの安定稼働等を総合的に考慮し、調達単位の提案、個別システム所管課間の調整を行う等の積極的な支援を行った。機構全体の情報システムを考慮することで、全体のシステムコストを低減させる方向に導いた。 また、外部委託において委託先に行わせる情報セキュリティ対策等に関する要求事項について確認書の提出を求めることにより、外部委託を行う場合における確実な情報セキュリティの確保を図っている。 情報システム政府調達審査会を 13 システム 29 回(前年度 8 システム 22 回)実施し、また審査会以外の仕様書審査を 94 件(前年度 80 件)、提案書の確認を 21 件(前年		

			度 23 件)、工数の積算を 34 件(前年度 27 件)行い、システム構築・改修を計画的に行った。																
	オ NITE-LANシステムの安定運用を確保し各種電子申請の処理を適切に行う。また、職員等への教育、業務における妥当性の判断等を行い、電子決裁及び業務のペーパーレス化を推進する。	・ NITE-LAN システムのサービス提供時間における稼働率(99%) ・ NITE-LAN システムの各種申請の処理時間(3 営業日以内(繁忙期を除く)) ・電子決裁率を平成 28 年度の政府全体の水準(91%)以上とする。	オ 業務の電子化 ●NITE-LAN システムの安定運用 NITE-LAN システムの不具合の発生を未然に防止するため、脆弱性情報を提供するサービス等を利用して積極的に脆弱性情報、アップデート情報及び不具合情報を収集し、これらに迅速に対応するとともに、不具合が発生しそうな部品の交換等の予防的な対策を積極的に行った。これにより、情報システム基盤としての NITE-LAN システムの稼働率 99%以上(平成 30 年度 99.8%、平成 29 年度は 99.3%)を維持した。 さらに、NITE-LAN システムの各種申請の処理時間については、3 営業日以内の処理時間を維持した。(申請件数: 1,130 件、前年度 1,536 件)。 ●業務のペーパーレス化 平成 30 年 6 月に「ペーパーレス推進強化月間」を展開し、印刷枚数の見える化を行うことでペーパーレス化の意識を高めるとともに、ペーパーレス会議の奨励や端末を常設したペーパーレス会議室の期間限定での設置などの取組を行った。 ペーパーレスに関する取組は前年度から開始し、今年度で 2 年目となるため大きな削減効果は期待出来ないと思われたが、前年度に比べ 19.6%(389 万円)の印刷経費の削減(前年度は 19.4%(477 万円)削減)を実現した。 ●電子決裁の推進 文書番号・公印省略の範囲見直し等による決裁・施行手続きの効率化・簡素化を図った。また、法人文書管理に関する自己点検による職員への電子決裁の浸透、文書管理システムの改修による電子決裁の支援ツール強化など、電子決裁の推進を行った。その結果、電子決裁率(電子起案数/総起案数)は 100%(前年度末より 35%増)を達成した。 また、文書管理関連規程の改正を行い、迅速な電子決裁のため常勤職員以外の職員にも作業分担可能とするように、業務上の権限や対象範囲を拡大し、すべての起案文書を電子決裁に移行させた。 さらに、e ラーニングによる文書管理に関する研修を行い、文書管理に必要な基礎的な知識を習得し、理解の浸透を図った。 <table><caption>文書決裁率</caption><tr><th></th><th>電子 起案数</th><th>紙 起案数</th><th>合計 起案数</th><th>電子起案 割合</th></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>3,777</td><td>0</td><td>3,777</td><td>100.0%</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>2,596</td><td>1,382</td><td>3,978</td><td>65.2%</td></tr></table> 財務会計、人事給与、文書管理等を含む管理業務全般について、業務プロセスを見直した上で統合型管理システム(ERP)を構築することによって、大幅な管理業務の効率化を目指し、管理業務の完全電子化に向けた検討を開始した。		電子 起案数	紙 起案数	合計 起案数	電子起案 割合	平成 30 年度	3,777	0	3,777	100.0%	平成 29 年度	2,596	1,382	3,978	65.2%	
	電子 起案数	紙 起案数	合計 起案数	電子起案 割合															
平成 30 年度	3,777	0	3,777	100.0%															
平成 29 年度	2,596	1,382	3,978	65.2%															

4. その他参考情報

Ⅲ.財務内容の改善

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0398, 0399

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
				業務実績	自己評価
Ⅳ．財務内容の改善に関する事項 適切な財務管理を行うとともに、業務の効率的な実施による費用の低減、必要に応じた保有資産の見直し、受益と負担の関係の適正化を踏まえた手数料設定の在り方についての検証、その他の経営努力により、健全な財務内容を維持する。 また、やむを得ない事情を除き、原則借り入れ	Ⅲ．予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 適切な財務管理を行うとともに、業務の効率的な実施による費用の低減、必要に応じた保有資産の見直し、受益と負担の関係の適正化を踏まえた手数料設定の在り方について検証し、経営努力により、健全な財務内容を維持する。 具体的には、会計処			Ⅲ．予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 ●適切な予算配分と管理 平成 30 年度当初の予算について、成果主義を取り入れた配分を行った。具体的には、平成 28 年度業務実績の主務大臣による評価結果を用い、平成 29 年度当初予算から S 評価の分野は 8%減額、A 評価の分野は 10%減額、B 評価の分野は 10%減額することで成果を予算に反映した。上記で減額した予算については競争資金として新規業務等に効果的に配分を行った。 さらに、平成 31 年度当初の予算編成においては、成果主義をより予算に反映させるとともに、成熟分野の業務効率化により捻出した予算を、成長分野に戦略的に予算配分した。成果主義については、主務大臣の評価結果による減額率を S 評価の分野は減額なし、A 評価の分野は 8%減額、B 評価の分野は 15%減額とすることで、より成果を予算に反映した。戦略的な予算配分については、予算の執行率等を用いた PDCA により、成熟分野は業務の効率的な実施による費用の低減を進め、ねん出された予算を予算対効果が高い成長分野に重点的に配分した。 予算執行管理として、各分野から、上半期は四半期ごと、下半期は毎月報告を求め、予算執行率を適時確認し、年間2回の予算の組み替え(補正予算編成)により、予算の効果的な執行を管理した。また、入札における効果(予算との差額)等でねん出された予算について、機構内の補正予算編成前に予約として各分野に配分し、早期執行できる仕組みを実践したことで、予算執行率 99.7%(前年度 99.9%)を実現した。 ●手数料の見直し 手数料のあり方(受益者負担とする範囲、単価の設定根拠、見直し時期)についてプロジェクトチームを結成し、①手数料を定期的に見直す体制、②手数料積算に係る機構全体方針を検討し、平成 30 年 12 月までに方針を策定した。その方針に基づき手数料設定基準規程を改正し、より適正な手数料を設定するルールを確立した。規程改正に合わせて、順次各手数料の見直しを行い、令和元年 10 月の消費税増税までに手数料の改定を行う予定。	全体評価:B 適切な財務管理や業務の効率的な実施による費用の低減、手数料の見直しを行った。 その結果、健全な財政状態を基にした法人運営を行うことで、財務の安定した国民へのサービスの提供を行うことができた。

	は行わない。	理 の 適 正 化、財 務 諸 表 の 作 成、 決 算 数 字 の 有 効 活 用 等 の 財 務 管 理 を 行 う。 また、やむ を 得 ない 事 情 を 除 き、原 則 借 り 入 れ は 行 わ ない。		●会計処理の適正化及び財務諸表の作成 独立行政法人向け説明会への参加や公認会計士への相談等により情報収集や事前準備を行いながら、適正な平成 29 年度の財務諸表を作成した。財務諸表は、会計監査人の適正意見を得た上で適切に修正し、平成 30 年 6 月に経済産業省大臣に提出した。 会計処理に携わる担当者との直接対話や意見交換、会計担当者を集めた会議の開催により、担当者間での情報共有や周知を密にし、誤った会計手続きを防ぎながら適正な会計処理を行い、機構の財務状況における信頼性を確保した。 また、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂、改正消費税法、元号改正の対応等、次年度会計処理の事前準備を行った。 以上のような経営努力により、健全な財務内容を維持している。 ●借り入れについて 計画とおりに予算を執行したため、借入の実績なし。		
		Ⅳ．短 期 借 入 金 の 限 度 額		Ⅳ．短期借入金の限度額		
		Ⅴ．不 要 財 産 又 は 不 要 財 産 と な る こ と が 見 込 ま れ る 財 産 が あ る 場 合 に は、当 該 財 産 の 処 分 に 関 す る 計 画		Ⅴ．不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
		Ⅵ．財 産 以 外 の 重 要 な 財 産 を 譲 渡 し、又 は 担 保 に 供 し よ う と す る と き は、そ の 計 画		Ⅵ．財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		

4. その他参考情報

IV.その他マネジメント

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0398, 0399

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
国民・社会に対する情報提供件数	475 件。なお、動画共有サービス等のソーシャルメディアの活用にも努める。	－	－	443 件	481 件	542 件	653 件	
テレビや新聞等のメディアにおける報道実績	10%増加	(平成 28 年度実績の広告換算値との比較)	－	－	－	－	8.9 億円	目標値(6.6 億円)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
	V.その他業務運営に関する重要事項 1. 広報、情報提供の推進 安全な国民生活の実現と健全である産業発展のため、機構が有する安全性情報や評価技術を有効かつタイムリーに発信する。また、その情報発信を通じて、機構が国民・産業から信頼・支	VII.その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 広報、情報提供の推進 安全な国民生活の実現と健全である産業発展のため、機構が有する安全性情報や評価技術を有効かつタイムリーに発信する。また、その情報発信を通じて、機構が国民・産業	・国民・社会に対する情報提供件数（475件。なお、動画共有サービス等のソーシャルメディアの活用にも努める。） ・（アウトカム）テレビや新聞等のメディアにおける報道実績を10%増加（平成28年度実績の広告換算値との比較）	VII.その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 広報、情報提供の推進 ●情報提供件数(アウトプット) 平成30年度のアウトプットは、各部門ともに精力的な情報発信、提供等を行った結果、653件、目標値(475件)比137.5%と、目標値を大きく上回る結果となった。 また、SNS活用として、YouTubeには平成30年度新たに30本の動画配信を行い、またTwitterでは約350ツイートを行った結果、一日の平均視聴数及び閲覧数は、それぞれ、9,545回/日、5,500回/日と前年度比でそれぞれ800%、333%を獲得した。 ●メディアにおける報道実績(アウトカム) 平成30年度のアウトカムは、TV放映187件、新聞掲載309件等であり、広告換算費として、推計8.9億円以上で目標値(6.6億円)比135%と大きく上回った。 また、マスコミ等が運営するWebニュースに年度内に230回以上掲載され、機構が提供した映像等が取り上げられる機会が大きくなっている。	全体評定:A 指標を含め事業計画の所期した目標を全て達成したことに加え、政策ニーズや社会・産業界の要請に迅速に応えるために、以下について機構の自発的な取組等により事業計画の所期した目標を上回る質的に顕著な成果を達成した。 ○広報、情報提供の推進 平成30年度のアウトプットは、625件であり、目標値(475件)比131.6% 平成30年度のアウトカムは、TV放映187件、新聞掲載309件等であり、広告換算費として、推計8.9億円以上で目標値(6.6億円)比135%と大きく上回った。 ○法人運営の活性化に係る取組 法人運営の活性化に係る取組として大きく2つ(「トップマネジメント強化」及び「機構職員の意識改革」)を行った(詳細は以下のとおり)。これらの取組は、総務省の「第18回独立行政法人評価制度委員会(平成30年11月)」でほかの独立行政法人に展開すべき良い取組という法人活性化事例として取り上げられ、理事長自らが発表し、高評価を得た。 ➤ トップマネジメント強化 ・ 機構の現状を把握し、さらに発展的な活動につなげるため、価値協創ガイダンスのフレームワークを用いたマネジメント分析を開始した。 ・ 平成30年度から設定した基幹目標の指標を主要業績評価指標(KPI)として設定し、それに基づいて機構経営陣が定期的な業務判断を行った。 ・ 基幹目標の指標を主要業績評価指標(KPI)として設定し、それに基づいて機構	

	持されるとともに、機構の活動成果が広く活用されることを目指す。 なお、これから広報や情報の提供において全職員が業務アウトプットをどのように経済・社会の活性化に繋げるかを常に意識することを目指す。	から信頼・支持されるとともに、機構の活動成果が広く活用されることを目指す。 なお、これから広報や情報の提供において全職員が業務アウトプットをどのように経済・社会の活性化に繋げるかを常に意識することを目指す。			経営陣が定期的な業務判断を行った。 ・ 中期方針・基幹目標の達成に向け、職員全員が意識を合わせられるよう、課室単位で業務と中期方針・基幹目標をディスカッション等を実施した。 ・ 5 分野を有する強みを活かして分野間連携での業務を実施した。 ➤ 機構職員の意識改革 ・ 幹部候補職員を対象にモデルケースの演習を通じ「実践的な経営マネジメント」を学習・体験する研修（計 3 回、延べ 60 名が参加）を実施した。 ・ 個別の事業案件に対する研修(バイオ:菌株提供営業研修、国際評価:今後の事業に関する戦略立案研修、製品安全:事業指標に関する戦略立案研修)を実施した。 ・ 社会的課題への理解促進のため、以下の研修等を実施した(持続可能な開発目標(SDGs)に関する講演会、若手職員へのカードゲームを通じた体験研修、「ジェンダーの平等を実現(SDGs ゴール 5)」するため、女性ライフプラン・キャリアプランセミナーの実施、「産業化と技術革新の基盤をつくる(SDGs ゴール 9)」ため、AI 勉強会の開催等)。 ○働き方改革 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(働き方改革関連法、平成 30 年 6 月 29 日)が 4 月 1 日から順次施行されることを受け、以下の取組を実施。 ➤ 生産性の向上 ・ 残業時間の見える化と残業の申請制度を開始(平成 31 年 1 月から) ・ キャリアパス(平成 29 年度設定)の説明会を実施 ・ テレワーク制度の導入(移動しやすい端末の導入、在宅勤務の規程化など) ・ オフィス改革によるロケーションフリーな働き方の実現 ➤ 適正な職員の業績評価（頑張った者が評価される仕組み） ・ 組合との協定の話し合い等を通じた労働条件・運用の変更 ・ 360 度評価の開始 ➤ 働きやすい職場環境の推進 ・ 職員満足度調査の実施 ・ ロールモデル座談会などの実施 ・ 障がい者を受け入れる側の研修の実施 ・ 育休取得の推進(くるみんマークの取得)。育児休業について女性は全員取得、男性は 3 名(前年度は 1 名)取得 ・ 若手職員により構成された技術戦略室が機構職員の提案を「未来ボックス」として受付け、オフィス改革の推進など問題提起・解決に向けた取組実施	
	ア 記者会見等を効果的に行いつつ、最新情報を適時に発信する。また、小中高及び大学生に向けた教		ア 情報提供の推進 平成 30 年度のアウトプットは、653 件であり、目標値比 137.5%と、目標値を大きく上回った(再掲)。これは、メディアからの情報提供機会が増加していることに加え、講演や寄稿の依頼が大幅に増え、この多くに積極的に対応するなど、組織全体でのアウトプットに努め、期待に応えた結果である。これらの要請には、小中学生向けの教科書への取材協力、大学との MoU 締結による講義提供、民間企業等による見学や講演依頼など、新たな要請が含まれる。また、昨年度以上に機構講座(4 分野での提供)や大学での講義の提供を精力的に行った。 加えて、経済産業省が主催の地域未来牽引企業サミット(熊本、新潟)に出展し、理			

	育・情報提供、市民講座、施設見学や報告会等の取組を実施するなどの手法による情報提供を推進する。		事長自らがトップセールスを行い、機構の業務をアピールした。 【アウトプット】 <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 28 年度 (基準値)</td></tr><tr><td>メディアへの情報提供</td><td>322</td><td>244</td><td>104</td></tr><tr><td>内、プレスリリース</td><td>19</td><td>22</td><td>19</td></tr><tr><td>展示会への出展</td><td>51</td><td>29</td><td>103</td></tr><tr><td>講演・寄稿</td><td>308</td><td>226</td><td>245</td></tr><tr><td>内、NITE 講座</td><td>29</td><td>6</td><td>5</td></tr><tr><td>報告会等</td><td>23</td><td>43</td><td>29</td></tr><tr><td>計</td><td>653</td><td>542</td><td>481</td></tr></table> 【アウトカム】 <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 28 年度 (基準値)</td></tr><tr><td>TV 放映 (回)</td><td>187</td><td>192</td><td>170 以上</td></tr><tr><td>新聞掲載 (回)</td><td>309</td><td>154</td><td>251</td></tr><tr><td>記者発表の参加 (社)</td><td>64</td><td>111</td><td>87</td></tr><tr><td>広告換算費 (円) (概算値)</td><td>推計 8.9 億 以上</td><td>推計 12 億 以上</td><td>推計 6 億 以上</td></tr></table>		平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度 (基準値)	メディアへの情報提供	322	244	104	内、プレスリリース	19	22	19	展示会への出展	51	29	103	講演・寄稿	308	226	245	内、NITE 講座	29	6	5	報告会等	23	43	29	計	653	542	481		平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度 (基準値)	TV 放映 (回)	187	192	170 以上	新聞掲載 (回)	309	154	251	記者発表の参加 (社)	64	111	87	広告換算費 (円) (概算値)	推計 8.9 億 以上	推計 12 億 以上	推計 6 億 以上	
	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度 (基準値)																																																					
メディアへの情報提供	322	244	104																																																					
内、プレスリリース	19	22	19																																																					
展示会への出展	51	29	103																																																					
講演・寄稿	308	226	245																																																					
内、NITE 講座	29	6	5																																																					
報告会等	23	43	29																																																					
計	653	542	481																																																					
	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度 (基準値)																																																					
TV 放映 (回)	187	192	170 以上																																																					
新聞掲載 (回)	309	154	251																																																					
記者発表の参加 (社)	64	111	87																																																					
広告換算費 (円) (概算値)	推計 8.9 億 以上	推計 12 億 以上	推計 6 億 以上																																																					
	イ ホームページやソーシャルメディア、メールマガジン等の ICT ツールを活用し、国内外に向け広くわかりやすい情報発信に努める。	イ ICT ツールの活用 ICT ツールとして、YouTube にて動画約 30 本を新たに公開し、その結果、YouTube 総閲覧数が、3,861,184 回(平均 約 10,600 回／日。前年度約 435,000 回(平均で約 1,200 回／日))となった。 また、Twitter では、約 350 ツイートを投稿(ほぼ全営業日で実施)し、総閲覧数が約 2,007,987 回(平均で約 5,500 回／日、前年度 平均で約 1,650 回／日))であった。 他にもメールマガジンとして以下の情報発信を行った。 ・化学物質管理分野： NITEケミマガ 49 回配信(登録者数 7,692 名) ・製品安全分野： 製品安全情報(PS)マガジン 26 回配信(登録者数 7,524 名) ・バイオテクノロジー分野： 6 回配信(登録者数 1,737 名) ICT ツールを用いた情報発信では、各分野に関心のある者にはメールマガジンによって確実に情報を伝達することが定着した。 また、広く国民や社会への情報発信として導入した YouTube 及び Twitter による発信では、フォロワーの着実な増加によって拡散力が高まることによって閲覧数が数倍に増加し、また、YouTube の閲覧数も 8 倍強の伸びを見せるなど、期待以上の情報伝達力の強化、改善が見られた。特に Twitter では、災害時や季節的な話題に合わせたタイムリーな情報発信を実施した結果、フォロワー数、閲覧数が大幅に増加したが、これは、広く国民の知りたい情報を発信できたからと考えている。																																																						

			【アウトプット】 <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>平成 29 年度</td></tr><tr><td>YouTube への登録本数（本）</td><td>30</td><td>174</td></tr><tr><td>Twitter でのツイート回数（回）</td><td>355</td><td>112</td></tr><tr><td>メールマガジンの配信（回）</td><td>81</td><td>76</td></tr><tr><td>内、化学物質管理分野</td><td>49</td><td>49</td></tr><tr><td>内、製品安全分野</td><td>26</td><td>21</td></tr><tr><td>内、バイオテクノロジー分野</td><td>6</td><td>6</td></tr></table> 【アウトカム】 <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>平成 29 年度</td></tr><tr><td>YouTube の閲覧数（回）</td><td>3,861,184</td><td>434,981</td></tr><tr><td>Twitter の閲覧数（回）</td><td>2,007,987</td><td>217,281</td></tr><tr><td>メールマガジンの登録者数（名）</td><td>16,953</td><td>16365</td></tr><tr><td>内、化学物質管理分野</td><td>7,692</td><td>7,035</td></tr><tr><td>内、製品安全分野</td><td>7,524</td><td>7,699</td></tr><tr><td>内、バイオテクノロジー分野</td><td>1,737</td><td>1,631</td></tr></table>		平成 30 年度	平成 29 年度	YouTube への登録本数（本）	30	174	Twitter でのツイート回数（回）	355	112	メールマガジンの配信（回）	81	76	内、化学物質管理分野	49	49	内、製品安全分野	26	21	内、バイオテクノロジー分野	6	6		平成 30 年度	平成 29 年度	YouTube の閲覧数（回）	3,861,184	434,981	Twitter の閲覧数（回）	2,007,987	217,281	メールマガジンの登録者数（名）	16,953	16365	内、化学物質管理分野	7,692	7,035	内、製品安全分野	7,524	7,699	内、バイオテクノロジー分野	1,737	1,631	
	平成 30 年度	平成 29 年度																																												
YouTube への登録本数（本）	30	174																																												
Twitter でのツイート回数（回）	355	112																																												
メールマガジンの配信（回）	81	76																																												
内、化学物質管理分野	49	49																																												
内、製品安全分野	26	21																																												
内、バイオテクノロジー分野	6	6																																												
	平成 30 年度	平成 29 年度																																												
YouTube の閲覧数（回）	3,861,184	434,981																																												
Twitter の閲覧数（回）	2,007,987	217,281																																												
メールマガジンの登録者数（名）	16,953	16365																																												
内、化学物質管理分野	7,692	7,035																																												
内、製品安全分野	7,524	7,699																																												
内、バイオテクノロジー分野	1,737	1,631																																												
	2. 施設及び設備に関する計画 年度目標の達成のために必要な施設及び設備を老朽化への対策を含め適切に整備する。また、保有する施設・設備について、耐震安全性等緊急度の観点から中・長期の営繕計画を更新する。	2. 施設及び設備に関する計画 機構の中長期営繕計画について、平成 30 年度は、各事業所の耐震対策の状況、老朽化による施設・設備の法令違反リスク等を整理し、緊急性の高い設備更新の観点で精査したほか、建物（躯体）に限っていた営繕計画に、その付帯設備及び重要機器を加えて、精度の高い営繕計画の策定を行った。 平成 31 年度施設整備費補助事業（国土強靱化）の予算では、機構の中長期営繕計画に基づく設備更新の必要性が認められ、経年劣化等により老朽化した基盤設備の緊急改修を大規模災害時においても機構の業務を停滞させることなく持続的に実施できる環境を整備するため、老朽化した設備（分電盤、チラー設備等）の改修を実施することが決定した。 1.老朽化対策（国土強靱化） 11.2 億円 (1)チラー設備更新等工事一式（10 件） 6.7 億円 (2)作業準備棟整備一式 4.5 億円 2.老朽化対策（その他） 5.0 億円 (1)非常用発電機更新等工事一式（4件） 5.0 億円 また、持続可能な開発目標（SDGs）のための 2030 アジェンダを意識した温暖化防止行動計画の策定を行い、温室効果ガスの 2030 年度の目標（2013 年度比で概ね 40％以上の削減）及び 2020 年度の間目標（2013 年度比で概ね 10％以上の削減）に向けた具体的な個別対策を取り決めた。																																												
2. 組織・人事に関する目標 社会的要請に迅速かつ効率的に	3. 組織・人事に関する計画 （1）組織に関する計画	3. 組織・人事に関する計画 （1）組織に関する計画	＜通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況＞ ●機構に対する今後の業務方向性への意見 基幹目標達成に向け、機構の有する各分野の高度な技術的知見等を効率的に活用し、社会情勢変化に柔軟に対応するとともに、国民や産業界からの多様化するニーズに適切に対応できるよう、分野間の連携を継続的に進めて業務を実施すること。また、働き																																											

	対応するため、組織に関して、分野間の連携を一層推進するとともに、中長期的観点に立ち計画性を持った業務実施に努める。人事に関しては、専門分野の複層化や業務経験の多様化に対応した多様な人材の確保を行うとともに、人員配置や人材育成を適切に行う。また、職員の働きやすい環境作りに努める。	経済産業省施策及び社会のニーズに迅速に対応できるよう、機構の有する各分野の高度な技術的知見等を効率的に活用するとともに、分野間の連携を継続的に進める。また、中長期的観点到に立ち計画性を持った業務実施に努める。			方改革やワークライフバランスを推進するための取組を継続して行うこと。 ●反映状況 ○分野間の連携 分野間の連携業務として、として、以下を継続して実施している。 ・ 化学物質に係るリスク評価技術を活用した製品事故原因の究明（皮膚障害等生体分子解析技術を必要とする原因究明も含む）【製品安全分野・化学物質管理分野】 ・ 皮膚障害等生体分子解析技術を必要とする製品事故の原因究明【製品安全分野・バイオテクノロジー分野】 ・ 住環境において微生物が関係する事故原因究明技術の開発【製品安全分野・バイオテクノロジー分野】 ・ 長期使用製品からの化学物質排出量算出のための関連手法確立への取組【化学物質管理分野・製品安全分野】 ・ 製品含有化学物質のリスク評価の実施に向けた情報収集【化学物質管理分野・製品安全分野】 ・ 生物資源情報データプラットフォームにおける化学物質名に関する連携【バイオテクノロジー分野化学物質管理分野】 ・ 生体分子解析結果を活用した化学物質のリスク評価の精緻化に向けた連携【バイオテクノロジー分野化学物質管理分野】 ・ バイオバンキングの国際標準 (ISO) に関する情報共有【バイオテクノロジー分野・適合性認定分野】 ・ ファインバブルに関する国際標準化への協力【国際評価技術本部・適合性認定分野】 また、上記以外にも分野間で連携するやり方として、ある分野から別の分野に協力を依頼する業務依頼による業務や、特定のミッションを達成するため各分野から職員が集まるプロジェクトチームによる業務も実施している。 ○働き方改革やワークライフバランスを推進するための取組 働き方改革やワークライフバランスを推進するための取組として、以下を実施した。 ➤ 生産性の向上 ・ 残業時間の見える化と残業の申請制度を開始 (1 月から) ・ キャリアパス (平成 29 年度設定) の説明会を実施 ・ テレワーク制度の導入 (移動しやすい端末の導入、在宅勤務の規程化など) ・ オフィス改革によるロケーションフリーな働き方の実現 ➤ 適正な職員の業績評価 (頑張った者が評価される仕組み) ・ 組合との協定の話し合い等を通じた労働条件・運用の変更 ・ 360 度評価の開始 ➤ 働きやすい職場環境の推進 ・ 職員満足度調査の実施 ・ ロールモデル座談会などの実施 ・ 障がい者を受け入れる側の研修の実施 ・ 育休取得の推進 (くるみんマークの取得) ・ 女性は全員取得、男性は 3 名 (前年度は 1 名) 取得 ・ 若手職員により構成された技術戦略室が機構職員の提案を「未来ボックス」として受け、オフィス改革の推進など問題提起・解決に向けた取組実施
--	--	---	--	--	--

		ア 機構内部の分野間の連携を一層推進し、機構の有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を推進する。 また、イントラを活用した各分野の成果の共有化など機構内広報を積極的に行うなど、分野・支所等の連携を活性化する取組を行う。		ア 組織一体的な業務の推進 ●機構内の連携・融合の一層の推進 業務担当分野だけでは対応が困難な案件について、技術や知見を有する他分野と連携することにより、技術的知見や人材、設備等の効率的な活用を進めた。 平成 30 年度については、次の表に示す連携により効率的に業務を進めた。													
				<table><tr><th>連携分野名</th><th>連携業務名</th><th>取組と成果</th></tr><tr><td>製品安全分野・化学物質管理分野</td><td>化学物質に係るリスク評価技術を活用した製品事故原因の究明（皮膚障害等生体分子解析技術が必要とする原因究明も含む）</td><td>化学物質管理センターが実施した化学物質リスク評価結果を活用し、製品安全センターが実施する原因究明率の向上を図っている（継続取組）。平成 30 年度は、化学物質リスク評価結果を活用すべき事故がなかった。</td></tr><tr><td>製品安全分野・バイオテクノロジー分野</td><td>皮膚障害等生体分子解析技術が必要とする製品事故の原因究明</td><td>皮膚障害案件の原因化学物質を特定するため、バイオテクノロジーセンターが保有する FT-MS（フーリエ変換質量分析計）等を用いた分析を依頼し、バイオテクノロジーセンターにて平成 30 年度は 23 件分析した。</td></tr><tr><td>製品安全分野・バイオテクノロジー分野</td><td>住環境において微生物が関係する事故原因究明技術の開発</td><td>平成 30 年度は、エアコンに繁殖したカビが原因と想定されるアレルギー性喘息の被害に関して検討を行った。微生物が人体に悪影響を及ぼしたことが疑われる案件において、製品安全センターから微生物の特定等を依頼し、バイオテクノロジーセンターにて平成 30 年度は 11 件分析した。</td></tr></table>	連携分野名	連携業務名	取組と成果	製品安全分野・化学物質管理分野	化学物質に係るリスク評価技術を活用した製品事故原因の究明（皮膚障害等生体分子解析技術が必要とする原因究明も含む）	化学物質管理センターが実施した化学物質リスク評価結果を活用し、製品安全センターが実施する原因究明率の向上を図っている（継続取組）。平成 30 年度は、化学物質リスク評価結果を活用すべき事故がなかった。	製品安全分野・バイオテクノロジー分野	皮膚障害等生体分子解析技術が必要とする製品事故の原因究明	皮膚障害案件の原因化学物質を特定するため、バイオテクノロジーセンターが保有する FT-MS（フーリエ変換質量分析計）等を用いた分析を依頼し、バイオテクノロジーセンターにて平成 30 年度は 23 件分析した。	製品安全分野・バイオテクノロジー分野	住環境において微生物が関係する事故原因究明技術の開発	平成 30 年度は、エアコンに繁殖したカビが原因と想定されるアレルギー性喘息の被害に関して検討を行った。微生物が人体に悪影響を及ぼしたことが疑われる案件において、製品安全センターから微生物の特定等を依頼し、バイオテクノロジーセンターにて平成 30 年度は 11 件分析した。	
連携分野名	連携業務名	取組と成果															
製品安全分野・化学物質管理分野	化学物質に係るリスク評価技術を活用した製品事故原因の究明（皮膚障害等生体分子解析技術が必要とする原因究明も含む）	化学物質管理センターが実施した化学物質リスク評価結果を活用し、製品安全センターが実施する原因究明率の向上を図っている（継続取組）。平成 30 年度は、化学物質リスク評価結果を活用すべき事故がなかった。															
製品安全分野・バイオテクノロジー分野	皮膚障害等生体分子解析技術が必要とする製品事故の原因究明	皮膚障害案件の原因化学物質を特定するため、バイオテクノロジーセンターが保有する FT-MS（フーリエ変換質量分析計）等を用いた分析を依頼し、バイオテクノロジーセンターにて平成 30 年度は 23 件分析した。															
製品安全分野・バイオテクノロジー分野	住環境において微生物が関係する事故原因究明技術の開発	平成 30 年度は、エアコンに繁殖したカビが原因と想定されるアレルギー性喘息の被害に関して検討を行った。微生物が人体に悪影響を及ぼしたことが疑われる案件において、製品安全センターから微生物の特定等を依頼し、バイオテクノロジーセンターにて平成 30 年度は 11 件分析した。															

				連携分野名	連携業務名	取組と成果		
				化学物質管理分野・製品安全分野	長期使用製品からの化学物質排出量算出のための関連手法確立への取組	化審法のリスク評価に用いるため、化学物質管理センターと北陸支所製品安全技術課が連携して、長期使用製品からの化学物質の放出実態に関する調査に取り組んでいる。具体的には、プラスチック製品を軟らかくするための可塑剤として広く使用されているフタル酸エステルやその他揮発性有機化合物(VOC)成分を含有する樹脂シートからの放散試験及び模擬ダストへの移行吸着試験の試験計画を策定し、各種試験条件にて試験を実施している。 厚みと含有量の異なる4サンプルについて4つの温度(20,40,60,80℃)においてPFSによる試験を実施した。可塑剤の放出特性における厚み、含有量、温度に関する関係が明らかとなった。しかし、現在使用している固相抽出ディスクが生産中止となるため、今後、新たな抽出ディスクによる検証を実施することとする。		
				化学物質管理分野・製品安全分野	製品含有化学物質のリスク評価の実施に向けた情報収集	平成31年5月に開催予定の第9回ストックホルム条約締約国会議において条約附属書への追加が決定する予定のペルフルオロオクタン酸(PFOA)等については、平成31年7月の審議会で化審法の第一種特定化学物質への指定、平成31年9月の審議会で化審法の輸入禁止製品が決定される可能性がある。 審議会に向けてPFOA等を含有する製品経由のリスク評価を実施するために、PFOAの室内、製品、ダストからの暴露に関する情報収集を実施した。リスク評価すべき対象製品はカーペット等の繊維製品を中心に現在検討しており、北陸支所及び製品安全センター製品安全技術課・化学物質管理センター安全技術課においては、標準物質等の調達、検量線の作成及び予備試験を実施し、平成31年3月から本試験を開始した。		
				バイオテクノロジー分野・化学物質管理分野	生物資源情報データベースにおける化学物質名に関する連携	NBRC株が保有する機能の情報について、微生物が生産できる化学物質や分解できる化学物質についての情報を、プラットフォームのユーザーにわかりやすいよう、化学物質管理センターに化学物質名の日本語訳とNITE-CHRIPへの紐付け作業を依頼し、微生物が生産または分解できる化学物質の特性や法規制情報を確認できるような仕組み作りに寄与した。		

			<table><tr><th>連携分野名</th><th>連携業務名</th><th>取組と成果</th></tr><tr><td>バイオテクノロジー分野・化学物質管理分野</td><td>生体分子解析結果を活用した化学物質のリスク評価の精緻化に向けた連携</td><td>バイオテクノロジーセンターがアレルギー等に関する製品事故の原因物質の特定作業により、有害化学物質及び強感作性を示す染料が検出されたことから、化学物質管理センターへ2件の情報提供を行った。化学センターはそれを受け、該当物質の生産量、NITE-CHRIP 等の国内外における化学物質の法規制・有害性情報等の確認を行った。</td></tr><tr><td>バイオテクノロジー分野・適合性認定分野</td><td>バイオバンキングの国際標準（ISO）に関する情報共有</td><td>バイオバンクの取組について、該当規格（ISO 20387(Biotechnology – Biobanking – General requirements for biobanking)）に関する最新情報を共有し、認定立ち上げの必要性及び可能性について意見交換を実施した。今後も国内バイオバンクの認定に関する需要、ILACの動向等を基に、認定プログラム確立の可能性についての検討を継続する。</td></tr><tr><td>国際評価技術分野・バイオテクノロジー分野</td><td>ファインバブルに関する国際標準化への協力</td><td>ファインバブルを活用した殺菌方法等に関して韓国が提案している国際規格案について、修正された規格案が ISO/TC281 で回付された際には、国際評価技術本部からの要請に基づき、バイオテクノロジーセンターの知見を活用して、殺菌法を評価する試験法に使用される微生物株の種類やその選定方法等に関して技術的なコメントを行う予定であったが、平成 30 年度は修正規格案の回付がなかった。</td></tr></table>	連携分野名	連携業務名	取組と成果	バイオテクノロジー分野・化学物質管理分野	生体分子解析結果を活用した化学物質のリスク評価の精緻化に向けた連携	バイオテクノロジーセンターがアレルギー等に関する製品事故の原因物質の特定作業により、有害化学物質及び強感作性を示す染料が検出されたことから、化学物質管理センターへ2件の情報提供を行った。化学センターはそれを受け、該当物質の生産量、NITE-CHRIP 等の国内外における化学物質の法規制・有害性情報等の確認を行った。	バイオテクノロジー分野・適合性認定分野	バイオバンキングの国際標準（ISO）に関する情報共有	バイオバンクの取組について、該当規格（ISO 20387(Biotechnology – Biobanking – General requirements for biobanking)）に関する最新情報を共有し、認定立ち上げの必要性及び可能性について意見交換を実施した。今後も国内バイオバンクの認定に関する需要、ILACの動向等を基に、認定プログラム確立の可能性についての検討を継続する。	国際評価技術分野・バイオテクノロジー分野	ファインバブルに関する国際標準化への協力	ファインバブルを活用した殺菌方法等に関して韓国が提案している国際規格案について、修正された規格案が ISO/TC281 で回付された際には、国際評価技術本部からの要請に基づき、バイオテクノロジーセンターの知見を活用して、殺菌法を評価する試験法に使用される微生物株の種類やその選定方法等に関して技術的なコメントを行う予定であったが、平成 30 年度は修正規格案の回付がなかった。	
連携分野名	連携業務名	取組と成果														
バイオテクノロジー分野・化学物質管理分野	生体分子解析結果を活用した化学物質のリスク評価の精緻化に向けた連携	バイオテクノロジーセンターがアレルギー等に関する製品事故の原因物質の特定作業により、有害化学物質及び強感作性を示す染料が検出されたことから、化学物質管理センターへ2件の情報提供を行った。化学センターはそれを受け、該当物質の生産量、NITE-CHRIP 等の国内外における化学物質の法規制・有害性情報等の確認を行った。														
バイオテクノロジー分野・適合性認定分野	バイオバンキングの国際標準（ISO）に関する情報共有	バイオバンクの取組について、該当規格（ISO 20387(Biotechnology – Biobanking – General requirements for biobanking)）に関する最新情報を共有し、認定立ち上げの必要性及び可能性について意見交換を実施した。今後も国内バイオバンクの認定に関する需要、ILACの動向等を基に、認定プログラム確立の可能性についての検討を継続する。														
国際評価技術分野・バイオテクノロジー分野	ファインバブルに関する国際標準化への協力	ファインバブルを活用した殺菌方法等に関して韓国が提案している国際規格案について、修正された規格案が ISO/TC281 で回付された際には、国際評価技術本部からの要請に基づき、バイオテクノロジーセンターの知見を活用して、殺菌法を評価する試験法に使用される微生物株の種類やその選定方法等に関して技術的なコメントを行う予定であったが、平成 30 年度は修正規格案の回付がなかった。														
		●機構内の分野横断的なプロジェクトチームの活動の推進 特定のミッションを達成するため、時限的に機構内の複数分野の職員が集まって活動するプロジェクトチームを設置し、技術的知見や人材、設備等の効率的な活用を進めた。平成 30 年度については、次の表に示すとおりプロジェクトチームの活動を実施し、それぞれ成果を得た。 <table><tr><th>連携分野名</th><th>プロジェクトチーム名</th><th>取組と成果</th></tr><tr><td>全分野</td><td>一般公開イベント企画・運営のための PT</td><td>平成 30 年度に機構が主催・参加する一般公開イベントにおいて、機構の役割を周知するために、PT で広報ターゲット及びコンテンツ等を検討すると共に、イベントスケジュール調整、進捗管理及びイベント当日の作業等を実施した。その結果、特に大阪で行われた一般公開イベントでは、来場者が前年度の2倍になり、そのほとんどが初参加者であり、本イベントを機会に機構の役割を知ってもらうのに有効であった。</td></tr></table>	連携分野名	プロジェクトチーム名	取組と成果	全分野	一般公開イベント企画・運営のための PT	平成 30 年度に機構が主催・参加する一般公開イベントにおいて、機構の役割を周知するために、PT で広報ターゲット及びコンテンツ等を検討すると共に、イベントスケジュール調整、進捗管理及びイベント当日の作業等を実施した。その結果、特に大阪で行われた一般公開イベントでは、来場者が前年度の2倍になり、そのほとんどが初参加者であり、本イベントを機会に機構の役割を知ってもらうのに有効であった。								
連携分野名	プロジェクトチーム名	取組と成果														
全分野	一般公開イベント企画・運営のための PT	平成 30 年度に機構が主催・参加する一般公開イベントにおいて、機構の役割を周知するために、PT で広報ターゲット及びコンテンツ等を検討すると共に、イベントスケジュール調整、進捗管理及びイベント当日の作業等を実施した。その結果、特に大阪で行われた一般公開イベントでは、来場者が前年度の2倍になり、そのほとんどが初参加者であり、本イベントを機会に機構の役割を知ってもらうのに有効であった。														

			<table><tr><th>連携分野名</th><th>プロジェクトチーム名</th><th>取組と成果</th></tr><tr><td>全分野</td><td>一般公開イベント企画・運営のためのPT</td><td>平成 30 年度に機構が主催・参加する一般公開イベントにおいて、機構の役割を周知するために、PT で広報ターゲット及びコンテンツ等を検討すると共に、イベントスケジュール調整、進捗管理及びイベント当日の作業等を実施した。その結果、特に大阪で行われた一般公開イベントでは、来場者が前年度の2倍になり、そのほとんどが初参加者であり、本イベントを機会に機構の役割を知ってもらうのに有効であった。</td></tr><tr><td>全分野</td><td>業務執行能力開発 PT</td><td>機構職員が、基本的な業務執行能力を迅速に身につけるためのツールを確立し、周知徹底を行うために、入構 2 年目の職員を中心に平成 30 年 11 月に発足した。メンバーは自身の経験を基に業務執行マニュアルの見直し及び簡易版の新規作成を行った。平成 31 年度の新規採用職員へ配布し、研修資料の一部として利用する他、4 月の新人研修で解説する予定。</td></tr><tr><td>全分野</td><td>新規採用広報 PT</td><td>若手職員を中心に機構の認知度を高める活動を検討し、大学での業務紹介等を積極的に行った結果、説明を聞いた学生が官庁訪問に参加、機構業務に興味を持つ採用候補者の発掘つながった。また、採用では、東北地域を加え、東京、東北、大阪、名古屋、九州の全国5ヶ所で説明会、見学、官庁訪問を実施した。いずれの地域からも採用内定を出すことができ採用対象を拡大し優秀な人材の確保に貢献した。</td></tr><tr><td>全分野</td><td>次期 NITE-LAN システム移行 PT</td><td>次期 NITE-LAN システム移行 PT を平成 29 年 12 月に立ち上げ、移行対象となる 26 の個別システムの担当者を対象に 4 回の全体会議を実施した。また、個別システムの構築スケジュールを管理するとともに、情報セキュリティの確保や次期 NITE-LAN システムとの整合性をはかりつつ進め、平成 30 年 12 月までにすべてのシステムを次期 NITE-LAN システム上で稼働させた。</td></tr><tr><td>全分野</td><td>NITE 手数料 PT</td><td>受益者負担とする範囲、単価の設定根拠、見直し時期など手数料のあり方を検討(具体的には、①手数料を定期的に見直す体制、②手数料積算に係る機構全体方針)し、年内に方針を策定した。その方針に基づき手数料設定基準規程を改正し、より適正な手数料を設定するルールを確立した。規程改正に合わせて、順次各手数料の見直しを行い、平成 31 年 10 月 の消費税増税まで手数料の改定を行う。</td></tr></table>	連携分野名	プロジェクトチーム名	取組と成果	全分野	一般公開イベント企画・運営のためのPT	平成 30 年度に機構が主催・参加する一般公開イベントにおいて、機構の役割を周知するために、PT で広報ターゲット及びコンテンツ等を検討すると共に、イベントスケジュール調整、進捗管理及びイベント当日の作業等を実施した。その結果、特に大阪で行われた一般公開イベントでは、来場者が前年度の2倍になり、そのほとんどが初参加者であり、本イベントを機会に機構の役割を知ってもらうのに有効であった。	全分野	業務執行能力開発 PT	機構職員が、基本的な業務執行能力を迅速に身につけるためのツールを確立し、周知徹底を行うために、入構 2 年目の職員を中心に平成 30 年 11 月に発足した。メンバーは自身の経験を基に業務執行マニュアルの見直し及び簡易版の新規作成を行った。平成 31 年度の新規採用職員へ配布し、研修資料の一部として利用する他、4 月の新人研修で解説する予定。	全分野	新規採用広報 PT	若手職員を中心に機構の認知度を高める活動を検討し、大学での業務紹介等を積極的に行った結果、説明を聞いた学生が官庁訪問に参加、機構業務に興味を持つ採用候補者の発掘つながった。また、採用では、東北地域を加え、東京、東北、大阪、名古屋、九州の全国5ヶ所で説明会、見学、官庁訪問を実施した。いずれの地域からも採用内定を出すことができ採用対象を拡大し優秀な人材の確保に貢献した。	全分野	次期 NITE-LAN システム移行 PT	次期 NITE-LAN システム移行 PT を平成 29 年 12 月に立ち上げ、移行対象となる 26 の個別システムの担当者を対象に 4 回の全体会議を実施した。また、個別システムの構築スケジュールを管理するとともに、情報セキュリティの確保や次期 NITE-LAN システムとの整合性をはかりつつ進め、平成 30 年 12 月までにすべてのシステムを次期 NITE-LAN システム上で稼働させた。	全分野	NITE 手数料 PT	受益者負担とする範囲、単価の設定根拠、見直し時期など手数料のあり方を検討(具体的には、①手数料を定期的に見直す体制、②手数料積算に係る機構全体方針)し、年内に方針を策定した。その方針に基づき手数料設定基準規程を改正し、より適正な手数料を設定するルールを確立した。規程改正に合わせて、順次各手数料の見直しを行い、平成 31 年 10 月 の消費税増税まで手数料の改定を行う。	
連携分野名	プロジェクトチーム名	取組と成果																				
全分野	一般公開イベント企画・運営のためのPT	平成 30 年度に機構が主催・参加する一般公開イベントにおいて、機構の役割を周知するために、PT で広報ターゲット及びコンテンツ等を検討すると共に、イベントスケジュール調整、進捗管理及びイベント当日の作業等を実施した。その結果、特に大阪で行われた一般公開イベントでは、来場者が前年度の2倍になり、そのほとんどが初参加者であり、本イベントを機会に機構の役割を知ってもらうのに有効であった。																				
全分野	業務執行能力開発 PT	機構職員が、基本的な業務執行能力を迅速に身につけるためのツールを確立し、周知徹底を行うために、入構 2 年目の職員を中心に平成 30 年 11 月に発足した。メンバーは自身の経験を基に業務執行マニュアルの見直し及び簡易版の新規作成を行った。平成 31 年度の新規採用職員へ配布し、研修資料の一部として利用する他、4 月の新人研修で解説する予定。																				
全分野	新規採用広報 PT	若手職員を中心に機構の認知度を高める活動を検討し、大学での業務紹介等を積極的に行った結果、説明を聞いた学生が官庁訪問に参加、機構業務に興味を持つ採用候補者の発掘つながった。また、採用では、東北地域を加え、東京、東北、大阪、名古屋、九州の全国5ヶ所で説明会、見学、官庁訪問を実施した。いずれの地域からも採用内定を出すことができ採用対象を拡大し優秀な人材の確保に貢献した。																				
全分野	次期 NITE-LAN システム移行 PT	次期 NITE-LAN システム移行 PT を平成 29 年 12 月に立ち上げ、移行対象となる 26 の個別システムの担当者を対象に 4 回の全体会議を実施した。また、個別システムの構築スケジュールを管理するとともに、情報セキュリティの確保や次期 NITE-LAN システムとの整合性をはかりつつ進め、平成 30 年 12 月までにすべてのシステムを次期 NITE-LAN システム上で稼働させた。																				
全分野	NITE 手数料 PT	受益者負担とする範囲、単価の設定根拠、見直し時期など手数料のあり方を検討(具体的には、①手数料を定期的に見直す体制、②手数料積算に係る機構全体方針)し、年内に方針を策定した。その方針に基づき手数料設定基準規程を改正し、より適正な手数料を設定するルールを確立した。規程改正に合わせて、順次各手数料の見直しを行い、平成 31 年 10 月 の消費税増税まで手数料の改定を行う。																				
		●機構内広報 平成30年度は、機構イントラネットにおいて、支所を含む各職員による担当業務紹介や外部発信情報(寄稿記事、プレスリリース等)の共有を進めた。特に、若手職員の提案により、事故再現動画等の外部発信コンテンツの内部共有を開始したところ。																				

				また、NITE-LAN の更新に伴い、より一層の情報共有に資するべく、イントラネットの再構築作業を行った。											
		イ 各分野の若手から構成された技術戦略室を中心として、イノベーションへの貢献や連携等を含む中期方針を踏まえ、必要となる技術や事業を模索し、適宜フィージビリティスタディ等により実現可能性を検討し、実現すべき案件について平成 31 年度の事業計画への反映を図る。		イ 若手職員による業務検討・推進 【技術戦略室】 若手職員を中心として、機構の将来や現状の問題点を把握・解決していく組織として技術戦略室を運営した。 ●フィージビリティスタディ(F/S)の実施 各部門に対し、新規テーマ等の発掘・具体化を促し、5 分野で以下 7 件の F/S 実施を支援した。 <table><tr><td>製品安全分野 1 件</td></tr><tr><td>アウトカム評価手法の検討</td></tr><tr><td>化学物質管理分野 1 件</td></tr><tr><td>Integrated Approaches to Testing and Assessment (IATA: 試験・評価の統合的アプローチ) に基づく動物実験代替法の利用促進に関する業務</td></tr><tr><td>バイオテクノロジー分野 2 件</td></tr><tr><td>和歌山県工業技術センターと機構の共同研究「微生物による未利用資源の活用技術の開発」における FB 水活用に関する F/S 調査 住環境で用いるエアコン等に繁殖するカビの安全性評価</td></tr><tr><td>適合性認定分野 2 件</td></tr><tr><td>食品加工装置の定置洗浄適性の評価方法に関する認定の拡大について 工業標準化法改正に伴う電磁的記録試験に関する新規認定ニーズの調査</td></tr><tr><td>国際評価技術分野 1 件</td></tr><tr><td>大型耐圧試験設備の開発～認証試験までの実現性の検討について</td></tr></table> また、技術戦略室として以下 4 つのテーマについて F/S を実施した。 ① AI を用いた問い合わせ対応の機構での導入可能性調査 背景・目的:機構各分野において、問い合わせ対応は、過去の履歴確認、調査、文案作成、確認など、多くのステップを必要としており、手間と時間のかかる業務となっている。一方、AI を用いた問い合わせ支援は一部の企業・自治体で実用化されている。機構で取り入れることは可能か検討する。 結果:「問い合わせ業務の効率化のため、AI チャットボットを導入できるか?」という仮説に対しては、可能と結論づけた。しかし、「効率化」という観点では業務の状況(都度の判断があるかどうか、問い合わせ件数が導入コストを上回るかどうか)に応じて見極める必要がある。 ② SNS を用いた情報提供の拡張(支援)可能性調査 背景・目的: 機構の広報活動は、情報提供及び国民の実績理解のため非常に重要な活動として認識されている。特にSNSは一般企業でも情報発信ツールとして普及しており、その運用・分析を行うサービスが充実してきている。機	製品安全分野 1 件	アウトカム評価手法の検討	化学物質管理分野 1 件	Integrated Approaches to Testing and Assessment (IATA: 試験・評価の統合的アプローチ) に基づく動物実験代替法の利用促進に関する業務	バイオテクノロジー分野 2 件	和歌山県工業技術センターと機構の共同研究「微生物による未利用資源の活用技術の開発」における FB 水活用に関する F/S 調査 住環境で用いるエアコン等に繁殖するカビの安全性評価	適合性認定分野 2 件	食品加工装置の定置洗浄適性の評価方法に関する認定の拡大について 工業標準化法改正に伴う電磁的記録試験に関する新規認定ニーズの調査	国際評価技術分野 1 件	大型耐圧試験設備の開発～認証試験までの実現性の検討について	
製品安全分野 1 件															
アウトカム評価手法の検討															
化学物質管理分野 1 件															
Integrated Approaches to Testing and Assessment (IATA: 試験・評価の統合的アプローチ) に基づく動物実験代替法の利用促進に関する業務															
バイオテクノロジー分野 2 件															
和歌山県工業技術センターと機構の共同研究「微生物による未利用資源の活用技術の開発」における FB 水活用に関する F/S 調査 住環境で用いるエアコン等に繁殖するカビの安全性評価															
適合性認定分野 2 件															
食品加工装置の定置洗浄適性の評価方法に関する認定の拡大について 工業標準化法改正に伴う電磁的記録試験に関する新規認定ニーズの調査															
国際評価技術分野 1 件															
大型耐圧試験設備の開発～認証試験までの実現性の検討について															

			構ではSNSを用いた広報活動として Twitter を利用しており、この活動は今年の11月で1年となる。より効率的かつ広範にわたる情報発信の可能性が存在するかを調査することを目的とする。 結果:新規 SNS に関しては、Twitter、YouTube 以外を導入するメリットが小さく、引き続き現行の SNS 運用に注力するべきであると結論し、新規 SNS の導入提案は行わないこととした。 分析ツールに関しては、安心・安全のための情報提供としてより多くの国民の目に入ることが重要であるという観点からエンゲージメントよりインプレッションの増加を目指すことが重要であり、過去のエンゲージメント獲得実績を踏まえると、話題性の高い物事に関連したツイートが必要であると考え、無料の SNS 分析ツールの活用を検討する価値はあるという結論を得た。 ③ VRを用いた広報活動の可能性調査 背景・目的: VR(Virtual Reality:仮想現実)とは、現実世界とは切り離された仮想世界に入り込むその高い没入感により、非常に高い情報伝達機能をもつ IT 技術のひとつであり、近年、観光産業や社内における教育訓練等実用的な分野での活用が進められつつある。省庁においても、経済産業省・文化庁による VR コンテンツ制作セミナーの開催等、VR を用いた産業支援促進が進められているところである。VR を導入することにより、業務や広報活動を実施できないか、実現可能性を多角的に調査・検討する。 結果:今後、VR 市場は拡大し、ハード面での事故も発生していくことが予想される。現状、ハード面の安全性に対する業界ルールはほとんどない。機構が情報収集・分析を行うことで、VR 業界の健全な発展に貢献できる可能性がある。 広報コンテンツへの活用については、予算面で考えると、VR 機材は約 50 万円から購入できるため、機構内で自作することは可能。先行事例を調査した結果、VR は「広報活動」や「教育・研修」に対して親和性が高いと考えられる。 ④ イメージキャラクターの作成 背景・目的: 機構は消費者センターと比べ、知名度が低く、親しみにくいとの指摘がある。そこで、イメージキャラクターを作成することで、広報活動を効果的に行えるようにし、機構の知名度向上を目指す。 結果:マスコットキャラクターの導入は広報活動に効果的と考えられるが、導入については、伝えたいイメージや他機関との比較から、よく検討されるべきである。 さらに、F/Sの実施状況及び結論が出た案件については結果についての報告会を開催し、検討結果を機構職員へ周知した。 ●機構内提案と検討の開始 普段の業務中での気付きや疑問を提案、検討する場は、これまで公式にはなかった。そのため、技術戦略室を中心として、意見・提案を受け付ける「未来ボックス」を7月から9月に募集をした。それに対し、58 件の提案があった。これに対し、実現(提案どおり): 10 件、実現(方針変更):6 件、対応見送り:6 件、担当部署で引き続き検討:7 件、技術戦略室で引き続き検討:5 件、実現予定:3 件、対応中・方針決定・担当課にて回答	
--	--	--	---	--

			確認中:21 件という結論となった。 一例として、「チャレンジ・オフィス改革」ということで、コミュニケーション増強のためオフィスをフリーアドレス化する提案があり、機構全体として検討した結果、一部の課で試験導入することとなった。 ●中期方針及びアクションプランのフォローアップ 昨年度策定した中期方針やアクションプランについては、見直しや修正作業を実施した。 ●先端技術等研究会の実施 AI によって社会がどう変わるか、その上で機構がどの技術へ働きかけることができるのかを調査した。今年度は AI という技術が各分野においてどのように開発され、使用されるのかを調査した。 また、ビッグデータ活用に関するリスクについて外部有識者に来所いただき、講演会を実施していただき、有識者と技術戦略室員によるディスカッションを実施した。		
	ウ 支所における業務について、保有する機能及び所在する地域における特長を活かした活用案を検討し、支所ごとの取り組み案を作成、適宜実行する。		ウ 支所活用 ●地域の外部組織との連携強化 支所の保有技術や地域ネットワークを活かした地域の外部組織との連携を強化し、機構の業務を周知することを目的として、産業技術連携推進会議の地域部会や分科会に働きかけを行い、7 地域（北海道、東北地域、関東・甲信越静岡、東海・北陸地域、中国地域、四国地域、九州及び総会）の地域部会に参加し、機構の情報提供を行うとともに、ニーズのヒアリング等情報収集を行った。 ●支所の活用について 地域における取組（電力保安行政への貢献、地域における広報・支援活動等）について検討し、アクションプランを作成した。また、その過程において、電力保安の事故品に関する技術習得・事故品調査等を開始した。		
	(2) 人事に関する計画 専門分野の複層化や業務経験の多様化に対応した多様な人材の確保を行うとともに、人員配置や人材育成を適切に行う。また、職員の働き		(2) 人事に関する計画		

		やすい環境 作りに努め る。																		
		ア 専門分野の複層化や業務経験の多様化に対応するために、多様な人材の確保や、外部機関との積極的な人事交流、能力開発研修や分野横断的な適正配置等を積極的に推進する。また、業務への取組に対する意識の向上を図る。		ア 組織横断的な人事交流 社会的要請に迅速に対応するため、高度な知識経験を有する専門家を客員調査員として招へい(10名、前年度 11 名)するとともに、専門性の高い人材の選考採用の公募を行い3名採用(前年度 4 名採用)し、社会・行政ニーズの変化に対応した人材採用に努めた。 新規職員の採用活動では、東北地域での活動を追加し、東京、東北、大阪、名古屋、九州の全国5ヶ所で説明会、見学会等を実施した。機構の各拠点(東京、東北、大阪、名古屋、九州)で実施した新規採用向けの官庁訪問(一般職試験(大卒程度))には、合計約 80 名(前年度約 70 名)の訪問者があり、化学、電気等幅広い試験区分(6種類)から多様な職員を採用することができた(平成 30 年 10 月 1 日付採用 2 名、平成 31 年 4 月 1 日付採用 16 名の計 18 名採用(前年度 17 名))。新たな取組として、令和 2 年度新規採用に向け、若手職員に出身大学を訪問してもらい、機構の採用で課題となっていた、機構を知る時期が遅く入構の検討が遅れてしまう点の改善を図り始めた。 また、女性職員の採用、登用の拡大に注力した結果、女性職員の人数・割合共に引き続き高水準 106 名/414 名 26% (前年度末時点 106 名/415 名 26%)を維持し、女性職員の管理職登用については、10%(前年度 9.7%))であった。 (参考:平成 30 年 7 月調査の全省庁の女性登用の割合は 19.3%、本省課室長相当職で 4.9%。http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/181102_followup.pdf) さらに、人材の育成及び活用、機構の組織運営の活性化を図るため、新たな交流先である内閣府の被災者生活支援チームや独立行政法人情報処理推進機構への出向を含め、次の組織と人事交流を実施している。 (単位:名) <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>平成 29 年度</td></tr><tr><td>経済産業省(本省)</td><td>出向 15、受入 9</td><td>出向 14、受入 10</td></tr><tr><td>経済産業省(近畿局等)</td><td>出向 3、受入 1</td><td>出向 3、受入 2</td></tr><tr><td>他府省</td><td>出向 3、受入 0</td><td>出向 3、受入 0</td></tr><tr><td>他独法</td><td>出向 1、受入 1</td><td>出向 1、受入 1</td></tr></table> ※末日時点での実績 以上により幅広い視野を持った多種多様な人材によってもたらされる有形の成果以上の効果(人材育成、組織活性化等)が見込まれる。 ●分野横断的な人員配置、キャリア形成 業務の適正さを確保するために定期的なジョブローテーションに努め、積極的に分野間異動を行った(平成 30 年度中の年間の分野間異動職員は 48 名(前年度 54 名)、全職員の約 12%(前年度約 14%))。これにより、職員が多様な業務経験を積むことができ、組織内のコミュニケーションの活発化、モチベーションの向上が見込まれる。 また、個々の職員の適性や業務経験等を把握、適正な人員配置に反映させるため、異動希望調査を実施中。		平成 30 年度	平成 29 年度	経済産業省(本省)	出向 15、受入 9	出向 14、受入 10	経済産業省(近畿局等)	出向 3、受入 1	出向 3、受入 2	他府省	出向 3、受入 0	出向 3、受入 0	他独法	出向 1、受入 1	出向 1、受入 1	
	平成 30 年度	平成 29 年度																		
経済産業省(本省)	出向 15、受入 9	出向 14、受入 10																		
経済産業省(近畿局等)	出向 3、受入 1	出向 3、受入 2																		
他府省	出向 3、受入 0	出向 3、受入 0																		
他独法	出向 1、受入 1	出向 1、受入 1																		

			●理事長表彰の実施 前年度、他の職員の規範となるような推奨すべき実績があった職員（グループ）や、業務への取組が他の職員の規範となるべき顕著な活動をした職員を、理事長が表彰する制度である理事長表彰及び理事長特別表彰についてそれぞれ 7 件（前年度 7 件）と 1 件（前年度 6 件）の推薦があり、選考の結果 4 件（前年度 3 件）と 1 件（前年度 3 件）を表彰した。これにより、業務への取組に対する意識の向上を図った。 ●キャリアパスの展開 若手職員を除き、依然として半数強の職員はひとつのセンター等の分野しか経験していないという実態があった。機構にとって今後必要となる人材を整理し、現状を踏まえ今後必要となる人材育成のため、専門性を確保しつつも、2つ以上の専門分野を持てるようにセンター等間の異動を推奨すべく、キャリアパスの見直しを行った。基本的方向として、従来のキャリアパスの考え方は継続しつつ、新たに3つのキャリアパスタイプ（タイプ1:オールラウンダー（原則推奨）、タイプ2:分野内での異動経験を積む職員、タイプ3:専門職的職員）の提示を内容とする、「機構におけるキャリアパスの考え方について」を作成し、職員向け説明会を全国 8 ヶ所（本所、かずさ、大阪事業所、中部、九州、北陸、四国、北陸支所でも説明会を実施した。 また、キャリアパスの考え方に対する理解を進展させるため、10 月から 11 月にかけて数名の職員が自身のキャリアを紹介する「ロールモデル座談会」を開催し、職員のモチベーションアップと、キャリアパスの考え方についての理解の進展を図った。	
	イ 人員配置や人材育成を適切に行い、職員一人一人の能力や意向を的確に汲み上げて反映するため、管理職等向けの研修を実施し、マネジメントの向上を図る。また、人事評価の実施に際し、フィージビリティスタディ等の取り組みについても適切に評価に反映されるよう周知を行う。		イ 人材育成と評価 職制の階層別を実施する研修として、新規採用職員研修（平成 30 年 4 月）、新任管理職研修（平成 30 年 4 月）、新任主任研修（平成 31 年 2 月）、新任主査研修（平成 31 年 2 月）、既任管理職研修（平成 31 年 3 月）を実施した。これらの研修においては、機構の実態を踏まえたより有効な内容となるよう、内容や講師等の見直しや工夫を行い、職制ごとに必要とされる能力開発を効果的に行った。また、将来の管理職となり得る人材を育成するため、中堅・若手職員を対象として、平成 30 年 9 月及び平成 31 年 2 月（各 20 名）に経営マネジメントに関する講義、演習、ロールプレイ等を交えた研修を実施した。さらに、平成 31 年 4 月にも経営マネジメント研修を行うこととしており、管理職となり得る人材の育成に努めた。 人事評価については、新任管理職研修にて評価制度について講義を行い、陥りやすい評価時の問題点と防止法について講義を実施した。評価を実施する際にはフィージビリティスタディ等の取り組みについても適切に評価に反映されるよう周知を行った。 人事評価に基づく適切な昇給者の決定方法について、労働組合との協定の話し合いや労働協約の変更等を通じ、労働条件・運用の変更を行った。 さらに、管理職等の組織マネジメントの向上に資することを目的とし、マネジメント状況調査（360 度評価）を開始した。	

	ウ ストレスチェックの結果等を踏まえ、職場におけるコミュニケーションの促進や、男性職員も含めた育児休業の取得促進等職員の働きやすい環境づくりに努める。また、職員の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を推進するため、テレワーク導入に向けた規程等の整備を行うとともに、職員への業務満足度調査を行う。		ウ ワークライフバランスの推進 ●働き方改革の推進 機構における働き方改革を推進するため、生産性の向上、人事評価の適正化及び働きやすい職場環境の整備に取り組んだ。 時間外勤務の実績状況を見える化するとともに、時間外勤務の必要性を事前に確認する制度を導入（平成 31 年 1 月から試行）し、時間外勤務の多い職員の状況確認を行い、時間外勤務の削減を図り、時間外勤務のない職員の割合（4 月～12 月平均 38%）が増加した（1 月：48%、2 月：45%、3 月：41%）。 平成 30 年 3 月に見直したキャリアパスの考え方に対する理解を進展させるため、全所において説明会を実施した。在宅勤務規程等のテレワークの運用ルールを整備し、効率的で柔軟な働き方であるテレワークの導入に取り組んだ。 また、人事評価に基づく適切な昇給者決定方法の見直し、マネジメント状況調査（360 度評価）を開始し、頑張った職員が適正に評価されるよう人事評価の更なる適正化に取り組んだ。 さらに、職員満足度調査を実施し、働きがいのある職場を目指すとともに、ロールモデル座談会、女性ライフプラン・キャリアプランセミナーを通じた将来の働き方をイメージしやすくする取組を実施した。障がい者を受け入れる側の研修の実施し、働きやすい職場環境の推進に取り組んだ。 ●ストレスチェックの実施 労働安全衛生法に基づき、職員のメンタル不調の予防や集団分析による職場環境の改善を目的に、ストレスチェックを平成 30 年 10 月 2 日から 16 日に実施した。平成 30 年度は集団分析をおよそ 10 人単位 31 区分（前年度は課レベル 24 区分で実施）で行い、より詳細に状況を把握できるように努めた。 受検率は 96%と前年度（94%）よりも高く、職員からの協力が得られた。健康リスクが高かった 2 区分の所属長には、人事企画課長より集団分析結果を伝え改善に努めた。高ストレス者について、産業医による面談を受けさせ、メンタルヘルス不調の予防に努めた。 ●挨拶・身だしなみキャンペーンの実施 職員間のコミュニケーションを促進するため、衛生委員会の提案により「挨拶キャンペーン」を平成 30 年度は 5 月～7 月に実施した。管理職が率先して挨拶をすることを徹底するとともに、職員からもポスターデザインを募集する等キャンペーンの実効性の確保を行った。 また、挨拶キャンペーンにあわせて、身だしなみキャンペーンを実施し、身なりに気を配ることにより機構職員にふさわしい品位を高め、働きやすい環境づくりに努めた。 ●テレワークの導入 次期 NITE-LAN が導入される平成 31 年 3 月に向け、業務効率化及び、通勤・移動時間の有効活用による子育て・介護といったプライベートと仕事との両立を目指しテレワークの導入について検討した。テレワークを実施している経済産業省の事例について情報収集を行い、企画管理部と部門が協力して「テレワーク制度設計TF」（4 回開催）において、制度設計及び規程等を検討し平成 31 年 3 月に実施可能な体制を整備した。 ●職員の満足度調査実施に向けた検討 働きがいのある職場を目指すための取組を検討するための基礎情報として、仕事、職	
--	--	--	--	--

			場、組織に関する状況をできる限り正確に把握することを目的とし、職員への満足度調査を実施した。 まずは、職員満足度調査に関する情報収集として、経済産業省へのヒアリングを行いイメージを固めるところから始め、実績のある調査会社の知見を活用して設問を設計し、職員への趣旨説明を行った後、平成 31 年 3 月 14 日から職員満足度調査を実施、約 320 名の回答が集まった。調査会社の分析結果及び外部の参照データとの比較を踏まえてフィードバックし職場環境の改善を図る予定。		
	4. 積立金の処分に関する事項 当該事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第 12 条第 1 項に基づき、経済産業大臣の承認を受けた金額について、承認を受けた業務の財源に充てることとする。		4. 積立金の処分に関する事項 平成 30 年度は、独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成 11 年法律第 204 号）第 12 条第 1 項及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 316 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、以下の 2 項目について、積立金の繰越を申請し、承認された。 ・自己財源で取得した固定資産の減価償却後の簿価相当額 ・前払費用等		
(1) 内部統制 機構の業務を着実に推進するため、内部統制に対する役職員の意識を浸透さ	5. その他機構の業務運営に関する事項 (1) 内部統制 機構の業務を着実に推進するた		5. その他機構の業務運営に関する事項 (1) 内部統制		

	せるとともに、リスク要因を適確に抽出し事前の対策が迅速かつ効果的に行われるよう、リスク管理体制の維持改善と認識の徹底を図り、内部統制が有効に機能するよう努める。 また、目標管理におけるPDCAサイクルにおいては、役職員間の円滑な情報伝達を行うとともに、第三者の視点を取り入れた改善等に努める。 万一不測の事態の発生に対しては、内部統制システムに則り迅速冷静に正確な情報伝達と対処判断を行い、信頼性維持に努めるとともに厳正な対策をとる。	め、内部統制に対する役職員の意識を浸透させるとともに、リスク要因を適確に抽出し事前の対策が迅速かつ効果的に行われるよう、リスク管理体制の維持改善と認識の徹底を図り、内部統制が有効に機能するよう努める。 また、目標管理におけるPDCAサイクルにおいては、役職員間の円滑な情報伝達を行うとともに、第三者の視点を取り入れた改善等に努める。 万一不測の事態の発生に対しては、内部統制システムに則り迅速冷静に正確な情報伝達と対処判断を行い、信頼性維持に努めるとともに厳正な対策をとる。				
--	--	--	--	--	--	--

	ア 内部統制に対する役職員の意識を更に浸透させるため、定期的に課室単位で規程遵守やリスクへの対応等についてディスカッションを行い、内部統制・リスク管理委員会で機構全体に共有するとともに、必要に応じて対応の見直しを行うことで、内部統制システムの強化を図る。 また、内部統制における独立的・中立的モニタリングとして、監事監査、会計監査人監査、内部監査及び情報セキュリティ監査を行う。		ア 内部統制の推進 ●内部統制・リスク管理委員会 従来の内部統制・リスク管理委員会は対象となる事案が発生した時に開催し、対処方法等を検討していたが、計画的に検討の時間を確保するため、平成 30 年度は年度スケジュールを立てて開催した。また、事前にリスクを下げる処置をとれるようにするため、翌年度以降のイベントにおけるリスクを洗い出して共有した。 各課室におけるリスク管理を考えるきっかけとして、リスク管理シートの見直しを実施した(平成 30 年 8 月及び平成 31 年1月)。その結果を、イントラネットを通じて全職員が確認できるようにすることで、他部門が把握したリスクが自部門におけるリスクに該当するかの判断に活用した。また、内部統制上やリスク管理上の事故については、これまで推進部署しか全体像を把握できない状況となっていたが、リスク管理部署等の長が正しく把握できるように共有した。 ●適切な監査の実施 内部統制における独立的・中立的モニタリングとしての内部監査、会計監査人監査、情報セキュリティ監査、監事監査補助及び契約監視委員会運営等を通じて、機構の内部統制活動における C(チェック)を行い、その結果をもとに PDCA サイクルを回し改善の A(アクション)につなげた。 内部監査の実施に当たっては、自ら不適切事例を発見する方法を周知した上で、自己点検を重視する監査を行ったところ、被監査部署の自己発見・自主改善事例の増加が見られた。 また、平成 28 年度期末内部監査以降の指摘事項等 13 件について、監査室から規程管理部署等に対する改善提案を行った結果をフォローアップしたところ、規程・マニュアル等全件が改訂された。更に、指摘事項等の改善対策として企画管理部において、管理職研修における契約事務研修の実施、法人文書分類基準表の見直し等が行われた。 ●監事監査(監事付として監事の補助) ・ 平成 29 年度期末監事監査実施(平成 30 年 5 月 17 日～5 月 28 日) ・ 平成 30 年度期中監事監査実施(平成 30 年 9 月 21 日～12 月 7 日) ●内部監査 ・ 平成 29 年度期末内部監査計画(平成 30 年 5 月 17 日) ・ 平成 29 年度期末内部監査(平成 30 年 6 月 7 日～6 月 25 日)(本所) ・ 平成 29 年度期末内部監査報告(平成 30 年 7 月 31 日) ・ 平成 30 年度内部監査年度計画(平成 30 年 7 月 25 日) ・ 平成 30 年度期中内部監査実施計画(平成 30 年 9 月 6 日) ・ 平成 30 年度期中内部監査(平成 30 年 9 月 26 日～12 月 7 日)(支所、バイオ木更津、大阪) ・ 平成 30 年度期中内部監査報告(平成 30 年 12 月 26 日) ●会計監査人監査 ・ 財務諸表決算監査(平成 30 年 5 月 16 日～6 月 4 日) ・ 監査報告(平成 30 年 6 月 6 日)(無限定適正意見) ●情報セキュリティ監査 ・ 年度計画(平成 30 年 5 月 18 日) ・ 公告(平成 30 年 4 月 26 日)、入札(平成 30 年 6 月 4 日): 落札者:株式会社ファイブドライブ	
--	---	--	--	--

				・ 実施計画(平成 30 年 6 月 21 日) ・ 本監査実施(平成 30 年 8 月 27 日～9 月 12 日) ・ 監査結果報告(平成 30 年 11 月 7 日) ・ 監査結果フォローアップ(平成 30 年 12 月～平成 31 年 2 月)		
		イ 業務執行に必要な法令等の改正情報を適時確認し、法令遵守に努める。		イ 法令遵守 法令改正情報の自動メール通知サービス(法令アラート)について、機構の関係法令の担当者 1 名にのみ送られていたが、平成 30 年度から担当部署の職員全員に關係法令情報のアラートが送られるように設定を変更・拡充し、漏れがないようにした。 また、法令等に基づく官庁・地方自治体等への届出・報告・申請等の漏れをなくすため、法定等届出一覧表を作成し、各事業所の最新の届出状況を把握し、遅滞なく届出を行うように促した。 さらに、これまで規程類に定めていなかった事務の実施に必要な連絡・報告文書等の様々な取決め(約 130 件)について、体系的に整理し直し、新たな規程の制定や改廃を行うなど、文書体系化の作業を年内にすべて完了させ、イントラネットへ掲載・公表・周知を行った。		
		ウ 理事長・理事と各センター等所長等との間で事業方針・内容及び業務実績等について日常的な議論と共有を確保するため、運営会議(各センター等の次長以上の幹部会)、理事長ヒアリング(理事長・理事と各センター所長等の業務方針会議)等を定期的に開催する。 また機構幹部のトップマネジメントを促進する		ウ トップマネジメントによる意思決定と共有 ●経営陣との情報共有と意思決定 組織運営に関する重要事項の基本方針及び事業執行に係る判断を行うため、理事会を 9 回開催した。組織運営の検討、事業執行に係る判断、機構の運営に関する情報の共有等を行うために、日常的な議論の場として理事長・理事と各センター等所長等で構成する運営会議を原則として毎週開催した(42 回)。 また、日常的に開催される会議では把握しきれない各分野の詳細な目標・計画、業務の進捗状況及び世の中への貢献(アウトカム)についての集中的な議論を行う場として、分野ごとに理事長ヒアリングを開催した(18 回)。このヒアリングは、テレビ会議を接続し、全職員に公開する形で実施した。さらに、平成 30 年度からは、理事長ヒアリング前に、理事ヒアリングを実施した(18 回)。 支所における業務や問題点を把握、改善する場として、支所長会議及び支所長連絡会議を開催(計 2 回)した他、役員は各支所を訪問し、現場におけるより日常的な問題点等の議論を行った。 さらに、技術戦略室の室長と経営陣の定例会議(毎月 1 回)及び室員と経営陣の昼食会を実施した。 ●経営陣の声の伝達 機構幹部のトップマネジメントの職員への共有を促進するために、各会議の議事録を適切に作成し、会議中で使用した資料を含め、適切な範囲で共有した。		

		ために運営会議、理事長ヒアリング等で決定される機構幹部の事業方針等について機構全職員に共有する。				
		エ 年度目標を達成するための計画（事業計画）案の策定及び業務実績に対する自己評価書の作成にあたっては、機構の各専門分野や財務・マネジメントに見識を有する外部有識者からの意見を聴取し適切に実施するとともに、意見聴取の結果等を職員に共有する。		エ 第三者の意見を踏まえた目標立案と評価 計画（事業計画）案の策定及び業務実績に対する自己評価書の作成にあたって、機構の各専門分野や財務・マネジメントに関する見識を有する外部有識者からの意見を聴取するため、外部有識者委員で構成される評価・計画諮問会議を開催した（平成 29 年度評価：平成 30 年 6 月 6 日、平成 31 年度計画：平成 31 年 1 月 31 日）。意見聴取の結果は、事業計画の策定及び業務実績に対する自己評価書に反映させた。 また、諮問会議を TV 会議に接続し、全事業所から傍聴可能な状況にし、イントラネットでも資料共有を行うことで、全職員が事業計画の策定及び業務実績に対する自己評価を認識し、機構が進むべき方向性を共有できた。		
		オ 基幹目標を達成するために、経済産業省の新制度における経営に関する有識者からの助言を踏まえて、事業の		オ 経営に関する有識者からの意見を踏まえた事業の PDCA 基幹目標を達成するため、運営会議等で各月における指標の進捗状況を確認し、月次で目標に向けたプランを見直す対策を講じるなど、短い周期で PDCA を回した。その結果を踏まえて、四半期ごとに経済産業省が任命した 2 名の経営に関する有識者に業務実績を報告するとともに、有識者からの助言を事業へフィードバックするなど PDCA に反映した。 また、経営に関する有識者の知見を機構内に取り入れるべく、幹部候補職員を対象にモデルケースの演習を通じて「実践的な経営マネジメント」を学習・体験する研修（計 3 回、延べ 60 名が参加）や個別の事業案件に対する研修として、菌株提供営業研修（バイオテクノロジーセンター）、今後の事業に関する戦略立案研修（国際評価技術本部）、		

		PDCA を継続的に実施し、効果的な法人経営を行う。		事業指標に関する戦略立案研修(製品安全センター)(3 回合計で延べ 40 名超が参加)を行い、事業運営に生かしている。	
		カ 基本理念と行動指針を念頭に置き、機構内の各組織による自発的な自己点検、棚卸し等の取組を通じて、内部統制及びリスクの低減活動を推進する。		カ 内部統制及びリスクの低減活動を推進 自発的な自己点検、棚卸し等として、月間を適宜設定、実施した。 ●規程等遵守確認週間(4 月) 4 月は事業年度の始まりであり、新たに管理職として着任する職員や今までと異なる業務に就く職員が多いことから、自らの責任や役割を把握していないことや、担当者が明確でないことが原因で、規程等が遵守されないおそれがあり、リスクの顕在化や業務の非効率化を招く可能性がある。 そのことから、規程等における責任者等の役割を再確認し、各職員がそれぞれの役割を認識することで、規程等を遵守するとともに、業務の効率的・効果的な実施を可能とするため、部署内に周知徹底を図った。規程等遵守確認週間後も管理職や担当者の異動の際には、各部署で役割を確認し、規程等を遵守しながら業務を行った。 なお、前年度はこの取組を 1 ヶ月かけて実施していたが、年度初めは手続が集中することもあり、短期間で役割の再確認を行うよう期間を 1 週間へと短縮するなど効率化を図った。 ●法人文書管理推進月間(5 月) 平成 29 年度に作成した法人文書が法人文書管理規程及び起案決裁等処理規程に則った管理が行われているかを点検し、文書管理の適正化を推進させる全所的な取組を実施した。その結果、全部署(68 課室)が点検を完了し、点検において見つかった不備については速やかに是正措置を行い、文書管理に関する内部統制を推進させた。 また、外部講師を招いた講演会を開催し、文書管理の適正化に対する職員の意識の向上を図った。 ●挨拶・身だしなみキャンペーン(5-7 月) 役職員間のコミュニケーション向上のため平成 30 年度も 5 月から 7 月に「挨拶キャンペーン」を行った。さらに、平成 30 年度は、「身だしなみキャンペーン」もあわせて実施し、身なりに気を配ることにより、機構職員にふさわしい品位を高め、働きやすい職場環境の構築に努めた。キャンペーンを広く周知し実行性を増すためポスターデザインを募集し、応募された 12 件のポスターを居室内に貼ることを推奨するなど全事業所に展開した(再掲)。 ●ペーパーレス推進強化月間(6 月) 平成 30 年 6 月に「ペーパーレス推進強化月間」を展開し、職員に対し、ペーパーレス化の意識を高めるとともに、ペーパーレス会議の奨励や端末を常設したペーパーレス会議室を期間限定で設置するなどの具体的な取組を行った。 ペーパーレスに関する取組は前年度から開始し、今年度で 2 年目となるため大きな削減効果は期待出来ないと思われたが、前年度に比べ 19.6%(389 万円)の印刷経費の削減(前年度は 19.4%(477 万円)削減)を実現した(再掲)。	

			●業務改善月間(9月) 全役職員が基幹目標及び中期方針を意識して業務を実施するために以下の取組を行った。 ・全役職員を対象に説明会を開催し、基幹目標及び中期方針の重要性を共有した。 ・各課室の業務と基幹目標及び中期方針の関係性について、業務のアウトプット及び想定するアウトカムの視点から各課室員全員でディスカッションを行い、各業務の目的及び方向性を再認識し、業務の改善を図った。 アンケートの結果、基幹目標の理解度は月間前 62%から月間後 99%、中期方針の理解度は月間前 15%から月間後 99%であり、基幹目標及び中期方針の理解度はともに大幅に上昇し、業務改善の意識が高まった。 ●情報セキュリティ月間(10月) 役職員等に情報セキュリティ確保に関する意識の啓発を行うとともに、「情報セキュリティ等に関して日頃より留意いただきたい事項」(チェックシート)を共有し、役職員の自発的な情報セキュリティ等の確保対策の実施を促した。 ●契約適正化推進月間(12月) 平成 30 年度の契約手続について再度確認をした。また、平成 31 年度年間契約の準備を前倒しで実施した。 ●資産等管理適正化推進月間(12～2月) 平成 30 年 12 月から資産・少額備品の自己点検を行い、手続きが完了していない申請書類等について速やかに処理するよう指導をしたことで資産・少額備品の管理を適切な状態にした。	
(2)情報セキュリティ対策	(2)情報セキュリティ対策		(2)情報セキュリティ対策	
政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、機構の内部規律の充実及びその運営の徹底を通じて、情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じる。特に、平成 30 年度は重点的に次の対	政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、機構の内部規律の充実及びその運営の徹底を通じて、情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じる。特に、平成 30 年度は重点的に次の対			

策に取り組む。 ①サイバーセキュリティ基本法によるサイバーセキュリティに対する行政機関等の総合的強化のための対策を受けて、不正アクセス及び標的型攻撃メールへの対策など必要に応じて機構の情報システムのセキュリティ対策の見直し・強化を図ることにより、情報セキュリティインシデントの未然防止・低減を図る。	策に取り組む。 ①サイバーセキュリティ基本法によるサイバーセキュリティに対する行政機関等の総合的強化のための対策を受けて、不正アクセス及び標的型攻撃メールへの対策など必要に応じて機構の情報システムのセキュリティ対策の見直し・強化を図ることにより、情報セキュリティインシデントの未然防止・低減を図る。				
②国の行政機関や他の独立行政法人等において重大な情報セキュリティインシデントが発生した場合や経済産業省等関係機関から情報セキュリティに係る重要な情報の提供等があったときなど	②国の行政機関や他の独立行政法人等において重大な情報セキュリティインシデントが発生した場合や経済産業省等関係機関から情報セキュリティに係る重要な情報の提供等があったときなど				

	においては、速やかな役職員への注意喚起や必要に応じて対策・対応を行うなど、役職員（派遣職員、外部調査員等を含む）の情報セキュリティに対する意識の向上やインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。また、理解度に合わせ、eラーニング、講習会等による更なる指導を実施する。				
	ア 経済産業省等関係機関と連携し、セキュリティ関連情報やその対策の情報収集を迅速に行う。それらを踏まえ情報セキュリティインシデント発生時等緊急時の対応能力を強化する。 また、情報セキュリティ監		ア 情報セキュリティ対策の見直し・強化 経済産業省等関係機関から提供される不審メールや不正プログラム、標的型メールの情報(211 件)や標的型攻撃メール対策として導入した機器からの情報(565 件、うち要対処件数 225 件)を活用し、職員に対して注意喚起を行うことによりインシデント(標的型攻撃メールによる情報搾取等)の発生を未然に防止した。 また、外部から提供された機構に対する不正通信情報(33 件)に対して、迅速に状況を把握するとともに内容の解析を行い適正に対処した。さらに、不正通信情報においては、その内容に応じて一部の通信の遮断を行った。 情報セキュリティ管理規程に基づき、機構が行うべき情報セキュリティ対策を推進するための情報セキュリティ対策推進計画を定め、平成 30 年 6 月 1 日付けで施行した。 情報セキュリティに係る規程等については、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準との整合を図るため逐次改正することとしているところ、まずは「情報の格付け及び取扱制限に関する規程」及び「情報システムに係る調達規程」について平成 30 年 12 月 27 日付けで改正を実施した。 平成 30 年 7 月には、新規に職員等が採用・配属された際の NITE-LAN システム及び情報セキュリティに関する教育徹底のため、教育が的確に実施されたかどうかを確認するためのチェックシートの見直しを行い、課室情報セキュリティ責任者が確認し提出することの周知徹底を図った。		

		査等に対応し、必要に応じて機構の情報システムのセキュリティ対策の見直し・強化を行う。 さらに、情報収集やセキュリティ診断の結果等を機構の情報セキュリティ対策へ反映する。また、高度サイバーセキュリティ対策ガイドラインに基づき、さらなるセキュリティ強化を検討する。			
		イ 情報セキュリティに関するeラーニング・自己点検、新人研修、標的型攻撃メール訓練を実施し、役職員（派遣職員、外部調査員等を含む）の情報セキュリティに対する意識の向上を図る。 また、トラブルの発生などにも踏み込んだ公開サーバ緊急		イ 情報セキュリティに関する教育 情報セキュリティ教育については、平成30年9月18日から11月19日までの2ヶ月間、全職員を対象としてeラーニング研修及び自己点検を実施し、理解を浸透させるために理解度テスト(合格条件は正答率 80%以上)を義務づけた。標的型攻撃メールについては3回の訓練を行うとともに、情報セキュリティインシデントの事後対策として公開情報の内容が改変された際の連絡・サーバ停止のための訓練等も行った。 また、有識者による講演会を3講演(第1講演(参加登録者154名)、第2講演(同一内容で5回開催、延べ参加登録者636名)、第3回(参加登録者72名))開催した。 研修や講演会においては、情報セキュリティに関する正しい知識と標的型攻撃メールやランサムウェアによる攻撃等、最近の情報セキュリティに関わる動向を取り上げた。アンケート結果を参考にして、職員にとって関心が高い分野を含む講演や形式となるよう改善を行うとともに、イントラで機構内役職員に周知した情報セキュリティに関する内容を含ませることにより、最新の情報セキュリティ対策に課する知識や注意事項への理解がより深まるよう工夫を行った。 平成30年10月を情報セキュリティ月間とし、情報セキュリティの確保にあたって役職員が日常的に留意すべきポイントや日頃の情報セキュリティ対策の実施状況に対する自発的な確認を促す等により、情報セキュリティに対する意識のさらなる向上を図った(再掲)。 標的型攻撃メール訓練については、より実践的な形に近づけるため抜き打ちで実施するとともに、送付元の名前を実在の人物に似せる、実際にあった攻撃手法に似せる等、標的メールの内容を工夫して実施することで、職員の練度を高め、機構全体として	

		連絡訓練や情報セキュリティインシデント対応演習の実施等によりインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。さらに、定期的な情報セキュリティ診断等を着実に実施する。		の情報セキュリティの維持・向上を図った(年間で3回実施)。また、添付ファイルを開封した場合でも、情報システム課や情報統括官室への連絡が重要であることの周知を図った。 公開サーバ緊急連絡訓練を平成31年1月22日から24日に実施し、機構の公開システムからセンターごとに選定した各システムに対して、改ざん等のインシデントが発生した際に緊急連が計画とおり適切に行えることを確認した。 また、トラブルの発生にも踏み込んだ対応に関する演習として、情報システムセキュリティ責任者及び管理者を対象として平成30年11月から12月にかけて情報インシデントハンドリング演習をボードゲーム方式で実施、各部・センターの所長及び次長を対象として平成31年3月1日に情報セキュリティインシデント対応演習を机上演習方式で実施し、の対応能力の向上を図った。 さらに、機構の公開システムについては、定期的な情報セキュリティ診断を実施して、診断結果に基づき、セキュリティ対策を行っている。		
	(3) 情報公開・個人情報保護 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づき、適切に対応するとともに、役職員(派遣職員、	(3) 情報公開・個人情報保護 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づき、適切に対応するとともに、役職員(派遣職員、		(3) 情報公開・個人情報保護		

	遣職員、外部調査員等を含む)への周知徹底を行う。特に個人情報保護に関しては関係法令の改正を反映した、eラーニング等による指導を実施する。												
	ア 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、文書の開示請求への対応を適切にするとともに、開示・不開示決定について電子起案を活用し迅速に行う。		ア 情報公開法に基づく情報の公開 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、文書の開示請求があった場合には、円滑に対応し、開示の手続きを実施(請求 11 件)した。 なお、開示・不開示決定を迅速に行い、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 10 条に基づく開示決定等の期限(開示請求があった日から 30 日以内)を超過したものはない。 <table><tr><th colspan="2">情報公開請求数</th></tr><tr><th></th><th>情報公開請求数</th></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>11</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>23</td></tr></table>	情報公開請求数			情報公開請求数	平成 30 年度	11	平成 29 年度	23		
情報公開請求数													
	情報公開請求数												
平成 30 年度	11												
平成 29 年度	23												
	イ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報を明確化し、保有個人情報の適切な管理を行うとともに、個人情報ファイル簿の作成、公		イ 個人情報の適切な取扱い ●個人情報ファイルの管理 保有個人情報の管理今年度新たに個人情報の件数が 1,000 件を越えたものについて、個人情報ファイル簿を公表し、個人情報保護委員会に連絡した。また、平成 30 年度の非識別加工情報の募集について、スケジュールを作成し、個人情報保護委員会に連絡した。 <table><tr><th colspan="2">個人情報ファイル簿数</th></tr><tr><th></th><th>個人情報ファイル簿数</th></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>19</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>18</td></tr></table> ●マイナンバーの管理 事故調査員や委員会委員等のマイナンバー(全 306 件)について、専用事務室において適切に保管・管理している。	個人情報ファイル簿数			個人情報ファイル簿数	平成 30 年度	19	平成 29 年度	18		
個人情報ファイル簿数													
	個人情報ファイル簿数												
平成 30 年度	19												
平成 29 年度	18												

		開等を適切に実施する。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報を適切に取り扱う。				
		ウ 役職員（派遣職員等を含む）への個人情報保護に関しては関係法令の改正を反映したeラーニング等による研修を実施する。		ウ 個人情報保護に関する職員教育 4月の新規採用職員研修において、新入職員（中途採用者を含む。）への教育を行った。 また、機構全職員に対して個人情報保護に関する基礎的な知識を習得し、理解を浸透させるためのeラーニングを平成30年12月6日～平成31年1月18日に実施した。その結果、受講対象者の役職員（648名）全員が受講を完了し、理解度確認のためのテストの正答率100%（全員合格）を達成した。		
	（4）保有資産、環境保全 機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、不要となった資産については、適切に処分する。また、環境負荷の低減に資する物品調達を進め、自主的な環境管理に積極	（4）保有資産、環境保全 機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、不要となった資産については、適切に処分する。また、環境負荷の低減に資する物品調達を進め、自主的な環境管理に積極的に		（4）保有資産、環境保全		

	的に取り組む。	取り組む。				
		ア 機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、各資産の保有の必要性について厳正に検証する。		ア 機構の保有資産の管理 現場資産担当者に保有資産の登録状況を見直してもらい、今後も適正に管理できる体制作りを行った。 平成 30 年 12 月に資産等管理適正化推進月間を行い、資産及び少額備品について、適切な管理を行っているか確認を行った。また、新規登録や移動の際には、迅速に資産ラベルを発行・貼付することにより、資産台帳と現物が速やかに一致するように取り組んだ。		
		イ 知的財産権について、NITE の知的財産ポリシー（平成 29 年度改正）に基づき、適正な管理を行う。		イ 知的財産の管理 平成 29 年度に改正した知財ポリシーに基づき、知的財産関係規程の改正（新規制定 1 件、改正 2 件、廃止 2 件）を行った。また、改正した業務成果物及び知的財産権等取扱規程において、海外出願案件について、知的財産審査会に諮り、承認を得るものとしており、平成 30 年度は 3 件の海外出願について、審査を行った。		
		ウ 環境物品の調達の推進を図るための方針を定める。これに基づく物品の調達を推進し、製品事故調査や技術上の評価等を行う上で調達せざるを得ない物品を除き、グリーン購入法に適合した物品の調達目標を 100%とする。		ウ 環境物品の調達の推進 「環境物品の調達の推進を図るための方針」を策定し、運営会議や関係者へのメール及び契約適正化推進月間を通じて周知徹底を図り、製品事故調査や技術上の評価等を行う上で調達せざるを得ない物品を除いた全ての品目において調達目標の 100%を達成した。		

	(5) 安全管理、災害対策 大規模災害等へ備え、必要な施設の営繕を適切に行うとともに、自主的な防災訓練の実施や政府主導の防災訓練等に参加し、役職員（派遣職員等を含む）の安全を確保する。		(5) 安全管理、災害対策 大規模災害等へ備え、必要な施設の営繕を適切に行うとともに、自主的な防災訓練の実施や政府主導の防災訓練等に参加し、役職員（派遣職員等を含む）の安全を確保する。		
		ア 必要な施設の営繕を適切に行う。	ア 施設営繕の適切な実施 機構の中長期営繕計画について、平成 30 年は、各事業所の耐震対策の状況、老朽化による施設・設備の法令違反リスク等を整理し、緊急性の高い設備更新の観点で精査したほか、建物（躯体）に限っていた営繕計画に、その付帯設備及び重要機器を加えて、制度の高い営繕計画の策定を行った（再掲）。 平成 31 年度施設整備費補助事業（国土強靱化）の予算では、機構の中長期営繕計画に基づく設備更新の必要性が認められ、経年劣化等により老朽化した基盤設備の緊急改修を大規模災害時においても機構の業務を停滞させることなく持続的に実施できる環境を整備するため、老朽化した設備（分電盤、チラー設備等）の改修を平成 31 年度事業として実施することが決定した（再掲）。 1.老朽化対策（国土強靱化） 11.2 億円 (1)チラー設備更新等工事一式（10件） 6.7 億円 (2)作業準備棟整備一式 4.5 億円 2.老朽化対策（その他） 5.0 億円 (1)非常用発電機更新等工事一式（4件） 5.0 億円		
		イ 役職員（派遣職員等を含む）から広く安全に関する情報を収集し、必要なものについては適	イ 事故の未然防止推進 本所衛生委員会からの情報提供（産業医の意見書等）を元に、作業環境（金属粉じんの暴露）を把握するため、本所の工作室の作業環境測定を行った。この結果を受け、製品安全センターと協力し、作業環境の向上及び事故の防止を目的とした局所排気・集塵装置を年度内に導入し、抜本的な作業環境の改善を図った。 一方、ポリ塩化ビニル（PCB）廃棄物について、飛散、流出、地下浸透、人体への接触等を防止する措置を行い、担当職員への安全教育を徹底した上で機構の施設内に長期間保管してきたが、処理事業者への搬出と処分手続きを完了した。		

		切に対応し、事故の未然防止を推進する。		●ヒヤリ・ハット情報収集による、大きな事故に至る前の事故予防 労働安全衛生法に基づく衛生委員会を活用して全事業所でヒヤリ・ハット情報等を収集し、衛生委員会を通じて機構全体に周知を行い、職員の意識づけや対策を行う体制を構築することにより事故の未然防止を推進した。		
		ウ 消防計画等に基づく、防災訓練を実施するとともに、毎年実施される政府主導の政府総合防災訓練に参加する。これにより、役職員（派遣職員等を含む）の防災への意識向上と、緊急時における役割把握を進め、災害時の被害縮小化を図る。		ウ 防災訓練等による防災意識の向上 消防計画に基づく、防災訓練（避難訓練）を平成 30 年 10 月 30 日に実施した。今年度の防災訓練においては、昨年度に引き続き避難訓練、AED 訓練及び消火栓・放水訓練を行い、新たに救護用折畳み担架の展開訓練及び防火シャッター展開訓練も実施した。さらに、東京消防庁に依頼し、平成 31 年 2 月 19 日には VR 防災体験車による災害疑似体験を行った。 もって、全役職員の防災への意識を向上させ、火災等の災害時に迅速な実動体制をとれるように定着させた。 また、例年行われる政府（内閣府・気象庁）主導の津波防災の日（11 月 5 日）に係る全国訓練へ参加し、平成 30 年 11 月 1 日に全事業所を対象に緊急地震速報の地震訓練を実施した。		
		エ 事故・災害等の緊急時においては、事業継続計画（BCP）等に基づき、迅速な初動対応及び復旧等を行う。また、事故・災害を想定した訓練として、BCP に基づき、職員の安否確認及び業務		エ 事業継続計画（BCP）等の策定と訓練 平成 30 年 1 月から月 1 回程度の BCP 検討会を開催し、平成 30 年 6 月まで事業継続計画（BCP）及びマニュアル、手順書の策定の検討を重ね、災害時の初動対応を定めた初動対応マニュアル（11 事業所）を 7 月上旬までに策定した。また、事業継続計画については、業務影響度分析の結果から非常時優先業務を選定（7 業務）し、災害対策・事業継続規程に紐付けて策定した。さらに、非常時優先業務のうち、支払業務及び生物遺伝資源の保全業務について復旧手順書を策定した。 平成 30 年度の非常参集・災害対策本部立ち上げ訓練は、本所とバイオテクノロジーセンター（木更津市）とで連携し、新たに策定した初動対応マニュアル及び復旧手順書に則った非常参集を行った。本所（東京）の過酷な被害状況を想定し、早朝 6 時から 2 拠点同時に非常参集、安否確認、施設等点検、生物遺伝資源の保全（BCP 発動）、災害対策本部立ち上げ等の訓練を敢行した。とくに、本部機能の移転訓練をともなう BCP の実動訓練は、あまり例のない訓練であったが、事前準備・予行練習を徹底し、概ね計画どおりに実行することができた。		

		時間外の事故・災害の発生を想定した非常参集等の訓練を年 1 回以上行う。				
--	--	--------------------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報